

令和3年度版

那覇市の環境

(令和2年度年次報告)



那覇市
環境部環境政策課

はじめに

2015年9月、国連サミットで採択された2030アジェンダには「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念の下、人間、地球、繁栄のための行動計画が示されています。

とりわけ環境問題は食料問題や生物保護、気象変動など生命の存続に強く影響する課題であり、社会経済だけでなく消費者行動においても「環境への配慮」が重要な要素となっています。

そして温室効果ガスの排出抑制に取り組み、地球温暖化を防止するため脱炭素化を進めることは人類共通の課題となっており、国においては温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル」を宣言しています。

那覇市では平成30（2018）年度に策定された「第5次那覇市総合計画」のめざすまちの姿のひとつに「自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA」を掲げてSDGs（持続可能な開発目標）の理念とも合致しています。

本書は、令和2年度の那覇市の環境の現状や取組状況をまとめたものです。身近な環境問題を認識し、本市の環境への取組みについて理解を深めていただき、市民・事業者・行政が地域及び地球環境への影響を考え、SDGsの推進とともに那覇市より良い環境を未来の世代に引き継いでいけるような社会が実現されることを期待しています。

那覇市長 城 間 幹 子

目 次

第1章 市勢

1 位置・面積	2
2 地勢と地質	4
3 気候	5
4 人口	6

第2章 環境基本計画

1 環境基本計画とは	8
(1) 計画の位置づけ	
(2) 那覇市が目指す環境の将来像	
(3) 環境の将来像を実現するための基本目標	
(4) 取組の体系	
(5) 計画の推進体制	
2 進捗管理（令和2年度進捗状況）	16
(1) 令和2年度の実績及び評価一覧	
(2) 「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策一覧	
(3) 令和2年度の市の取組一覧	

第3章 地球温暖化対策の推進

1 概要	68
2 主な実施事業	69
(1) 那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業	
(2) 地球温暖化対策啓発事業	
(3) 那覇市地球温暖化対策協議会	
3 市域の温室効果ガス排出量について	71
(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移	
(2) 二酸化炭素の部門別排出量について	
(3) 二酸化炭素の燃料種別排出量	
4 那覇市エコオフィス計画の推進	73
(1) 計画策定の目的	
(2) 基本方針	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の対象範囲	
(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標	
(6) 那覇市エコオフィス計画の実績	

第4章 環境マネジメントシステム

1 那覇市環境マネジメントシステムについて	76
-----------------------	----

第5章 自然環境の保全

1 環境保全の啓発	78
(1) 環境啓発事業	
(2) 環境学習会	
2 環境保全対策事業	81
(1) 水資源有効利用推進事業	

(2) 安謝川上流浄化対策	
(3) メジロ捕獲許可及び飼養登録事務	
3 広域的事業	82
(1) 国場川水系環境保全推進協議会	
4 自然保護	82
(1) 鳥獣保護区の設定	

第6章 水質

1 公共用水域等の水質保全対策事業	86
(1) 事業概要	
(2) 測定の実施概況	
(3) 実施結果の概要	
(4) 測定結果等	
2 水質汚濁防止法に基づく規制	114
(1) 工場・事業場対策	
3 土壤汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況	115
4 净化槽の設置及び維持管理	117
(1) 净化槽とは	
(2) 市内における設置基数	
(3) 届出件数	
(4) 净化槽法に基づく三大義務	
(5) 净化槽設置者講習会	

第7章 騒音・振動・悪臭

1 騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況	120
(1) 騒音規制法に基づく届出状況	
(2) 振動規制法に基づく届出状況	
2 騒音・振動苦情の状況	122
(1) 騒音に係る苦情	
(2) 振動に係る苦情	
3 自動車交通騒音	125
4 航空機騒音	125
(1) 那覇空港の沿革	
(2) 那覇空港の施設の概要	
(3) 那覇空港周辺の騒音対策区域	
(4) 環境対策	
5 悪臭	132
(1) 悪臭とは	
(2) 悪臭防止法による規制	
(3) 臭気指数規制基準	
(4) 悪臭に関する苦情	

第8章 大気

1 概要	136
2 測定結果	136
(1) 二酸化硫黄	

- (2) 二酸化窒素
- (3) 浮遊粒子状物質 (SPM)
- (4) 一酸化炭素
- (5) 光化学オキシダント
- (6) 微小粒子状物質 (PM2.5)
- (7) 有害大気汚染物質

第9章 ダイオキシン類

1 概要	144
2 測定結果	144

第10章 公害苦情・公害防止

1 公害苦情・陳情	146
(1) 公害苦情・陳情の新規受理件数	
2 建築等に伴う公害防止指導状況	147
(1) 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について	

第11章 墓地行政

1 那覇市識名霊園の維持管理業務	150
2 墓地・埋葬等に関する法律に基づく業務	151

第12章 廃棄物

1 概要	154
2 ごみ処理の基本方針	155
3 令和2年度一般廃棄物処理実施計画	155
(1) 基本方針（4Rの推進）	
(2) ごみの減量・資源化計画	
4 今後の展開及び課題等	158
(1) ごみの発生抑制・排出の抑制	
(2) 資源化物の分別の徹底	
(3) 資源化物の持ち去り対策	
(4) 収集・運搬	
(5) ごみ処理施設	
(6) 不法投棄ごみ対策	
(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応	
(8) 在宅医療廃棄物への対応	
(9) 災害ごみへの対策	
(10) 産業廃棄物への対応	
5 ごみ処理等状況	160
(1) 形態別ごみ収集状況	
(2) ごみ種別、処理状況	
(3) 年度別、月別ごみ搬入状況	
(4) 一日あたりのごみ総処理量と一人一日あたりのごみ量（総排出量、排出量）の推移	
(5) ごみ総排出量・事業系ごみ量状況	
(6) ごみ質試験成績	
(7) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況（放流水量）	
6 分析測定結果	167

(1) 一般廃棄物中間処理施設（ダイオキシン類・ばい煙濃度）	
(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設（処理水の水質）	
(3) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（ダイオキシン類）	
(4) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（処理水の水質）	
7 し尿処理状況	171
(1) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の状況	
(2) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移	
8 産業廃棄物対策事業	172
(1) 概要	
(2) 中核市移行に伴い移管された事務	
(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況	
(4) 許可等の実施状況	
(5) 立入調査の実施状況	

第13章 環境衛生

1 概要	176
2 動物愛護管理	177
(1) 動物愛護管理の啓発	
(2) 狂犬病予防の啓発	
3 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業	181
(1) 事業の概要	
(2) 実施計画	
4 ハブ・衛生害虫等対策	182
(1) ハブ対策	
(2) ねずみ・衛生害虫防除対策	
5 あき地管理対策	185
(1) あき地管理対策	
(2) 統計資料	

資料

1 環境行政の沿革	188
2 環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則・環境部所管部分抜粋）	198
3 那覇市環境基本条例	199
4 那覇市公害防止条例	203
5 那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）	207
6 那覇市飼い犬条例	215
7 那覇市ハブ対策条例	222
8 那覇市あき地管理の適正化に関する条例	224
9 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	225
10 那覇市霊園条例	233

第1章 市勢

1 位置・面積	2
2 地勢と地質	4
3 気候	5
4 人口	6

1 位置・面積

沖縄県は、北緯 24~27 度、東経 122~131 度の南北約 400km、東西約 1,000km の海上に弧をえがいて連なる 160 の島々（面積が 0.01 km²以上の島）が点在する島しょ県です。

その中で、那覇市は最大の島「沖縄島」の南部に位置し、東西約 10.9 km（東経 127° 38' 11" ~ 127° 44' 19"）、南北約 8 km（北緯 26° 10' 35" ~ 26° 14' 46"）で市域の北側では浦添市、東側では西原町、南側では豊見城市、南風原町と接しています。西側には東シナ海が広がっています。

資料 沖縄県「沖縄の統計」

「第 60 回那覇市統計書」(1. 広ぼう及び高低)

本市は鹿児島と台北のほぼ中間にあり、那覇市を中心とする 2,000km の円周域には、東京、ピョンヤン、上海、香港、ソウル、北京、マニラなどの主要都市があり、交通通信機能の上からも東南アジアの各都市を結ぶ要衝の地点であり、わが国の南玄関として地理的に好条件の位置にあります。

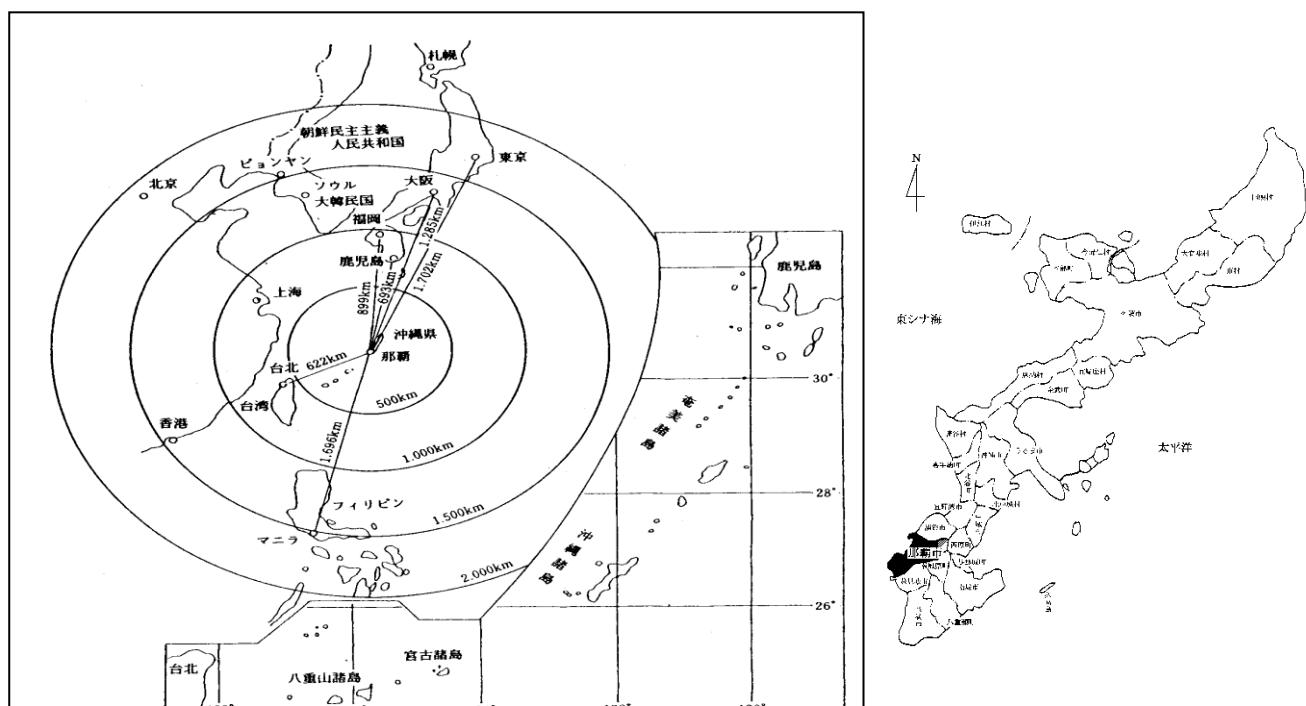


図 1-1,2 位置図 各都市との距離、沖縄本島

表 1-1 面積

沖縄県総面積	2,282.15 km ²	全国 47 都道県中 44 位(令和 3 年 10 月 1 日現在)
沖縄島	1,208.47 km ²	日本の島面積第 7 位(令和 3 年 10 月 1 日現在)
那覇市面積	41.42 km ²	令和元年 12 月 26 日埋立による増

資料 國土交通省 國土地理院「全國都道府縣市町村別面積調」(第Ⅲ章市区町村別面積、付4)

「第 60 回那覇市統計書」(2. 那覇市の面積)

市域の西側に商業地が集積し、東側は住宅や緑地が多くなっています。

商業地の多くが道路沿いに線状に分布しています。

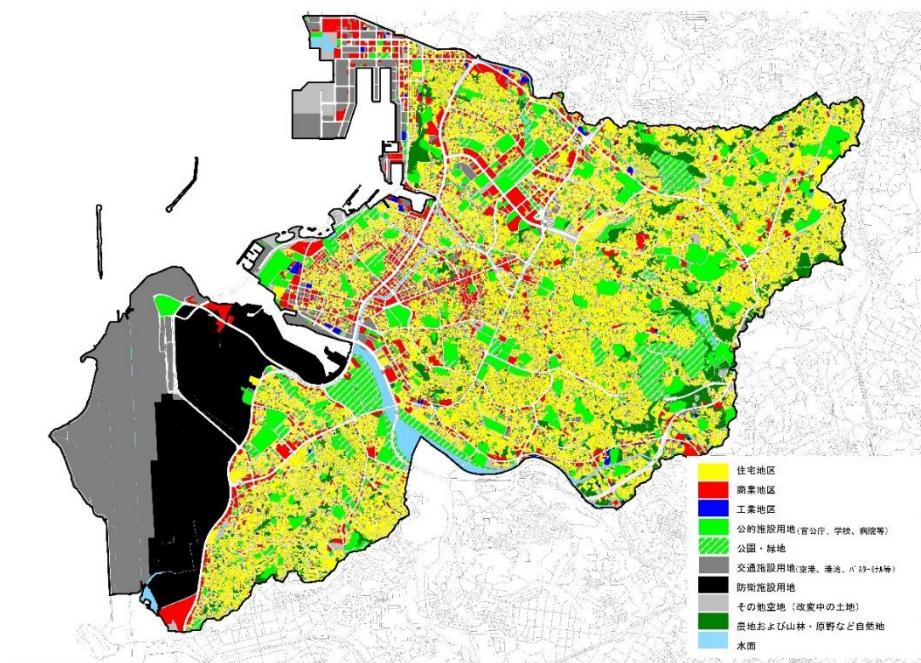


図 1-3 那覇市土地利用現況図 「都市計画基礎調査 2017(H29)年度」より作成

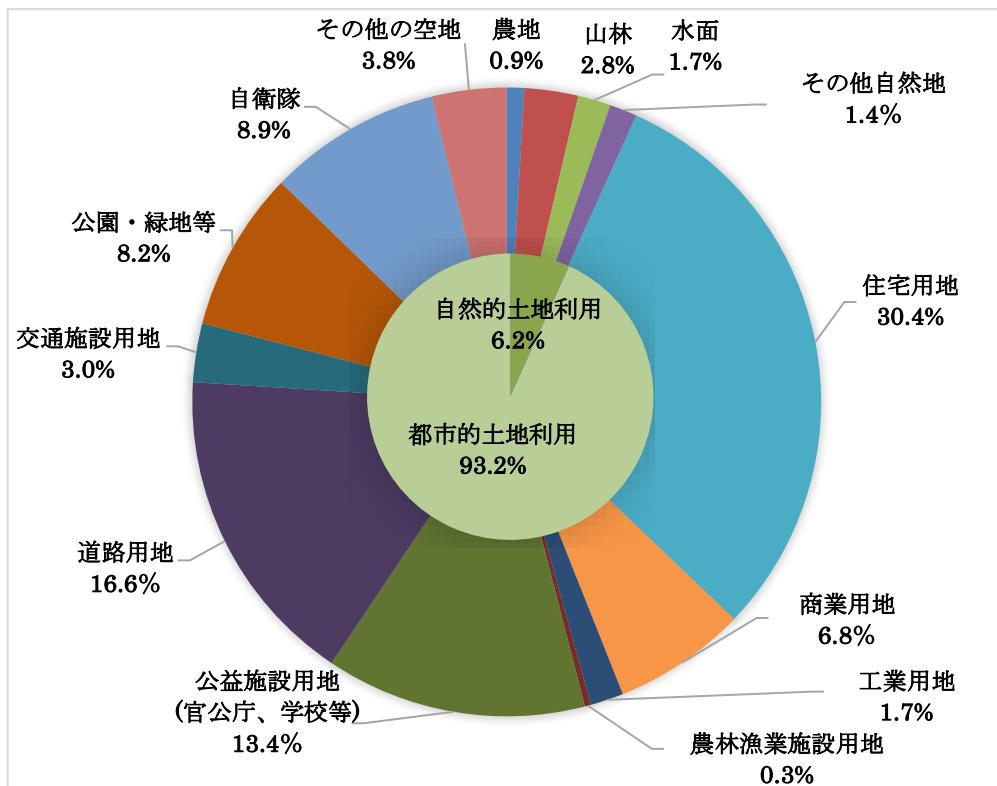


図 1-4 土地利用面積割合 「都市計画基礎調査 2017(H29)年度」より作成

2 地勢と地質

本市は、西方に東シナ海を擁し、南北及び東の三方は、他の市町村と隣接します。地形は、旧市内を中心とする中央部においてほぼ平坦をなし、これを取り巻くように周辺部には小高い丘陵地帯が展開します。また、市内を東から西に国場川と安里川、安謝川が流れ、それぞれ那覇ふ頭、泊ふ頭、新港ふ頭を経て東シナ海に注いでいます。

地質構造は、全体として北側に単純傾斜構造をなしていますが、真和志中央部においては、盆状構造の断面に似た地質構造が見られ、首里地区ではドーム型地質構造をなす地域も見られます。

また、市内にはいくつかの断層があり、その主なものに首里断層があります。それは泊、大道、首里的南側、南風原町新川を経て与那原を結ぶ線です。さらにこれから分岐して、大道、首里、西原を結ぶ線も断層となっています。

地質は、大別して第三紀中新世の島尻層、第三紀新世から第四紀洪積世にかけての琉球石灰岩及び沖積世の隆起珊瑚礁からなっていますが、旧市内においては海浜堆積物からなるところもあります。

その分布状況は、旧市街地及び首里から天久、安謝にかけての一帯及び識名あたりで琉球石灰岩が露出し、その他の地域の地表面は島尻層からなっています。

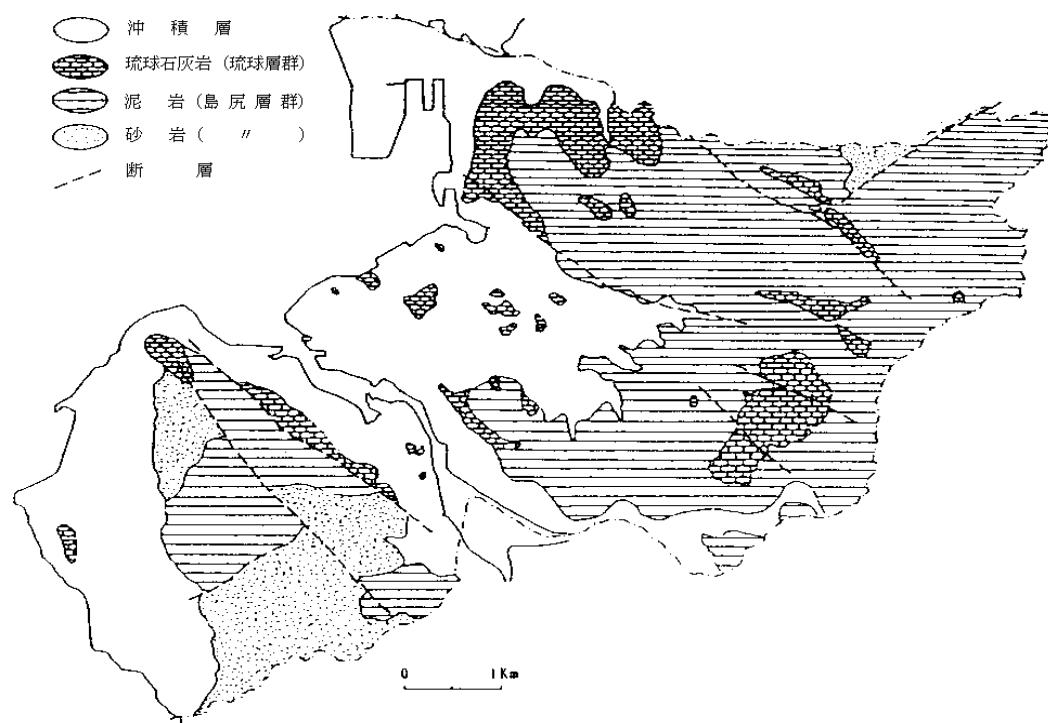


図 1-5 地表における土質分布図

出典：国土庁、沖縄県、1983 年国土調査土地分類基本調査

3 気 候

亜熱帯モンスーン地帯に属する沖縄の気候は、一年を通して温暖です。春秋の特徴ははっきりしませんが、連日気温 30 度前後の蒸し暑く長い夏と平均温度 16~17 度の暖かく短い冬とに分けられます。

春から夏にかけては雨量が比較的多く、夏から秋には熱帯低気圧の通過路となって毎年数個の台風が来襲します。特に、沖縄近海が台風の進路変更点になっているため、台風通過の際長時間にわたり強風に襲われることが多いのも特徴です。平成 30 年は沖縄に通過した台風の数が平年の 2 倍以上でした。その影響もあり、平成 30 年夏（6 月～8 月）の沖縄地方の降水量は統計を開始した 1946 以来最も大きい値となりました。

本市の昭和 56 年（1981 年）～平成 22 年（2010 年）における平均気温は 23.1 度、年間降水量は 2,040.8mm。地球温暖化の影響で長期的には 100 年あたり 1.18°C の昇温となっています。

表 1-2 気象の概況

年 次	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	年間降雨量 (mm)	台風数(那覇市から 300km 以内通過)
	平 均	最 高	最 低			
平成 21 年	23.4	34.6	9.3	72	1,864	2
平成 22 年	23.1	33.2	9.1	74	2,895	4
平成 23 年	22.9	32.9	8.7	75	2,122	4
平成 24 年	23.0	33.3	11.6	74	2,733	8
平成 25 年	23.3	34.8	10.3	73	2,071	6
平成 26 年	23.1	33.9	10.6	73	2,584.5	6
平成 27 年	23.6	33.8	9.6	73	1,425	4
平成 28 年	24.1	33.9	6.1	74	2,368	3
平成 29 年	23.6	35.1	10.7	71	1,907	2
平成 30 年	23.5	33.1	9.3	74	2,469.5	9
平成 31・令和元年	23.9	33.9	12.0	77	2,637.5	3
令和 2 年	23.8	34.7	10.6	77	2,481.0	3

資料 沖縄気象台「沖縄地方顕著現象報告（第 49 号）」

「統計那覇(No.180)」(32. 気象)

4 人 口

本市の人口は平成 27 年をピークに減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行しています。

表 1-3 那覇市の世帯数と人口

各年 12 月 31 日現在

年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
人 口 (人)	324,169	324,157	323,290	322,624	322,011	320,467
世帯数 (世帯)	147,206	149,274	150,658	152,423	154,537	155,472

資料：「第 60 回令和 2 年 那覇市統計書」(32.住民基本台帳人口)

第2章 環境基本計画

1 環境基本計画とは	8
(1) 計画の位置づけ	
①計画の位置づけ	
②計画の期間	
③計画の範囲	
④計画の構成	
(2) 那覇市が目指す環境の将来像	
(3) 環境の将来像を実現するための基本目標	
(4) 取組の体系	
(5) 計画の推進体制	
① 計画の推進体制	
② 計画の進捗管理の考え方	
2 進捗管理（令和2年度進捗状況）	16
(1) 令和2年度の実績及び評価一覧	
(2) 「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策一覧	
(3) 令和2年度の市の取組一覧	

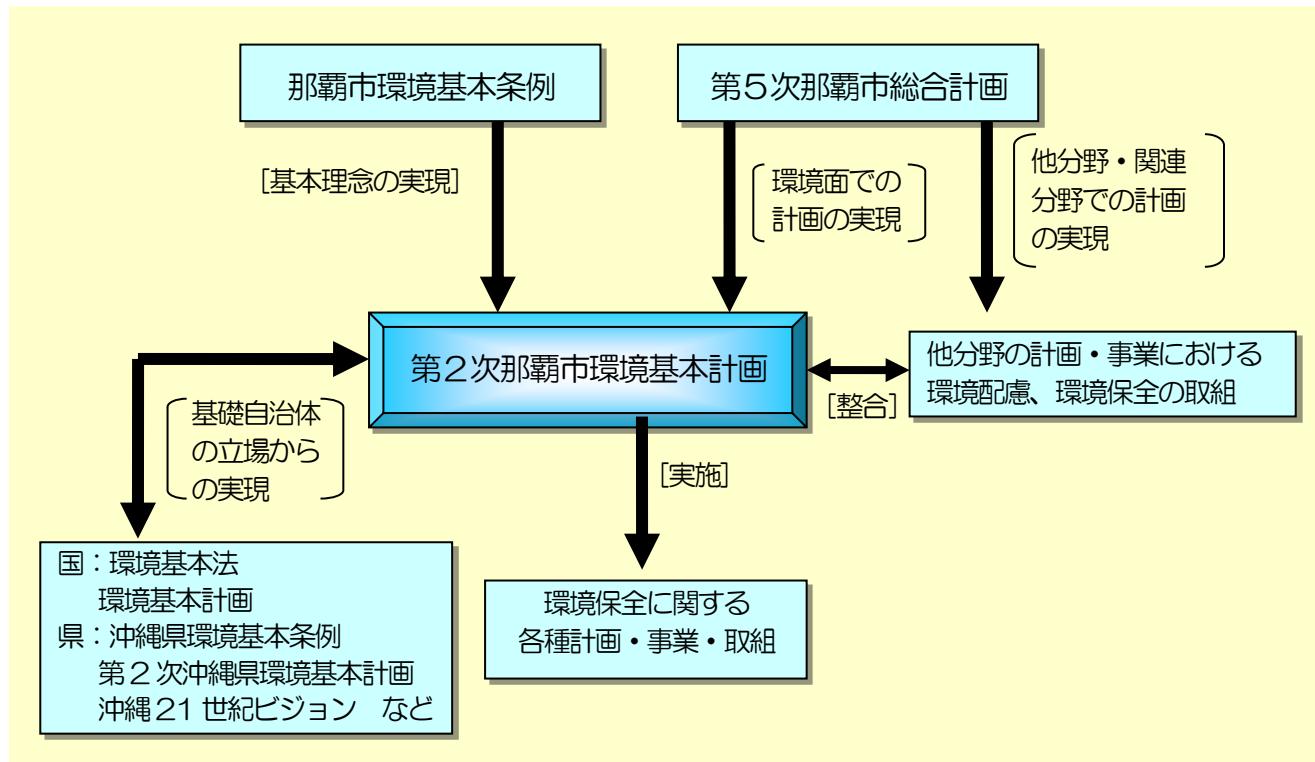
1 環境基本計画とは

(1) 計画の位置づけ

① 計画の位置づけ

平成 16（2004）年に制定された那覇市環境基本条例第 8 条において、「市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画を定めなければならない」と規定しています。本計画は、同条例に基づく計画として策定するものです。

また、本計画は「第 5 次那覇市総合計画：平成 30 年 3 月」に掲げられた都市像の『自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまち NAHA』を具体化するための、本市の環境分野における最上位計画となります。すなわち、本計画は、市民や事業者の「環境の保全・創造」に関する取組の「指針」としての役割を担うとともに、国の環境基本計画や沖縄県の環境基本計画及び沖縄 21 世紀ビジョンを基礎自治体の立場から具体化するための「環境分野のマスタープラン」として位置づけられます。



② 計画の期間 <平成26(2014)年度～令和5(2023)年度>

本計画は、那覇市が目指す環境の将来像（21世紀半ばの姿）を提示し、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれが果たすべき役割を認識した上で、将来像の実現に向けて各主体がそれぞれの立場で、環境の保全と創造に関する長期的な取組を実践するための指針として位置づけられるものです。

一方、計画目標年度や計画期間は、長期的な視点に立ちながらも、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、的確な進捗管理が可能となるよう設定することが求められます。

そのため、本計画の期間は、令和5（2023）年度を目標年度とし、平成26（2014）年度からの10年間とします。ただし、本計画の計画期間が終了しても、環境の保全と創造に関する取組が終了するのではなく、その時点での本市の環境の状況や社会状況の変化、本計画の進捗状況・成果等を踏まえ、計画の見直しを行い、目指すべき環境像の実現に向けた、さらなる取組の段階に移行することとします。

③ 計画の範囲

本計画は、那覇市全域を対象とします。また、本計画で取り組む環境の対象は、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取組を重視し、「生活環境」、「都市環境」、「自然環境」、「地球環境」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり」、「環境と経済・観光の調和」とします。

生 活 環 境	大気、水質、騒音、その他の公害等
都 市 環 境	公園・緑地、景観、歴史文化等
自 然 環 境	生物、生態系等
地 球 環 境	資源循環、地球温暖化等
人 づ く り	環境分野と横断的に関わる人づくりとしての環境教育・学習、地域活動、環境情報等
環境と経済 ・観光の調和	環境に配慮した経済活動、環境資源を持続的に活用した観光等

④ 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

各 章	各章の項目	記載内 容
第1章	計画の基本的事項	■計画策定の背景や目的、計画の位置づけなどを記載しています。
第2章	那覇市の環境の概況	■本市の沿革や人口の推移、産業構造、交通などの社会状況について記載しています。 ■本市の気象条件や環境の特徴・課題などの概要を記載しています。 ■環境に対する市民や事業者の意識や日常の取組の概要を記載しています。
第3章	那覇市が目指す環境の将来像	■那覇市環境基本条例の理念や現在の環境の状況等を踏まえ、21世紀半ばに実現することを目指す、那覇市の環境の将来像を示しています。
第4章	環境像の実現に向けて	■環境像を実現するための市・市民・事業者の主な取組や取組の成果を確認するための目標（指標）について記載しています。
第5章	計画の推進	■計画の推進体制や進捗管理の方法について記載しています。

(2) 那覇市が目指す環境の将来像

本市が目指す環境の将来像は、「第5次那覇市総合計画」の環境に関する都市像を継承し、『自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA』とします。

自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA

『自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA』は、21世紀半ばの那覇市の環境の姿をイメージしています。

21世紀半ばの那覇市は、漫湖や末吉公園などの自然環境が、人と自然が共生する場として大切に守られ、活かされています。

公園の整備や建築物の緑化など、市内の緑も充実し、歴史的な街並みの保全や都市的な景観も整えられ、市民だけではなく国内外から訪れる来訪者にとっても、快適な都市空間が形成されています。

川や海は、生活排水対策や家庭での取組により良好な水質が保たれ、様々な生き物の生息環境となるとともに、人々の憩いの空間ともなっています。

川、緑、海などの環境が連続的に保全されることによって、市域全体での生物多様性も確保されています。低公害車の普及や自転車利用の促進、利便性や安全性の高い公共交通網の整備により、きれいな空気が保たれています。

学校教育における環境教育が盛んに行われるとともに、環境NPOや大学等の教育研究機関等と連携した市民向けの環境関連講座が頻繁に開催され、市民一人ひとりが環境を意識し、「水を汚さない」、「ごみを減らす」、「自然を傷つけない」など、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らしています。特に、リサイクル商品の販売やマイバッグの持参など、商品の販売方法から買い方まで、「4Rを基本とした資源の有効利用と、ごみの減量化を意識したライフスタイル」が定着し、家庭や事業所から排出されるごみの量は、着実に減少しています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入や電気自動車等の低公害車の導入、省エネルギー型建築が、公共施設だけではなく、個々の住宅や事業所においても進み、さらには、積極的な省エネルギーの取組により、特に家庭からの二酸化炭素排出量は大幅に削減されています。

観光産業をはじめとする産業分野においても、環境保全に関する意識が高まり、環境マネジメントシステムの導入や環境に配慮した事業活動が積極的に展開され、その取組が『那覇市ブランド』として定着し、産業振興や経済振興につながっています。

これらの展開を通じて、市・市民・事業者が、環境保全に対する責任と役割を自覚し、協働してエネルギーと資源利用のあり方を見直し、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球環境の保全に貢献しています。このような環境に配慮した質の高い生活・産業は、観光客等を通じて国内外に広く認識され、観光振興にも寄与しています。

(3) 環境の将来像を実現するための基本目標

環境の将来像を実現するためには、本計画の主体である市・市民・事業者が、それぞれの役割と責任を自覚し、本市の環境の保全と創造に向けた取組を自主的に進めていくことが重要です。

そこで、将来像を実現するための取組の基本目標を設定し、様々な取組を推進していくこととします。

本計画の基本目標は、身の回りの環境をより良くしていくための取組に着目した「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」、那覇市民であるとともに、地球市民としての取組に着目した「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」、環境保全活動などに積極的に取り組む市民や地域の育成に着目した「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」、環境保全を通じて持続的な経済振興を実現することに着目した「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の4つの視点から設定することとします。

基本目標1

快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」の目標です。

自然や緑、歴史文化と共に共生し、公害の被害がほとんどなく、健康的で、快適に暮らせる那覇市を目指します。

基本目標2

身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」の目標です。

4Rを基本とした資源の有効利用や再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの取組など、環境に配慮した日常の生活活動や事業活動を通じて、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球温暖化問題をはじめとする地球環境の保全に貢献する那覇市を目指します。

基本目標3

環境を大切にする市民が暮らすまち

「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」の目標です。

環境を守り育て、後世に引き継ぐ心が市民に浸透し、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らす那覇市を目指します。

基本目標4

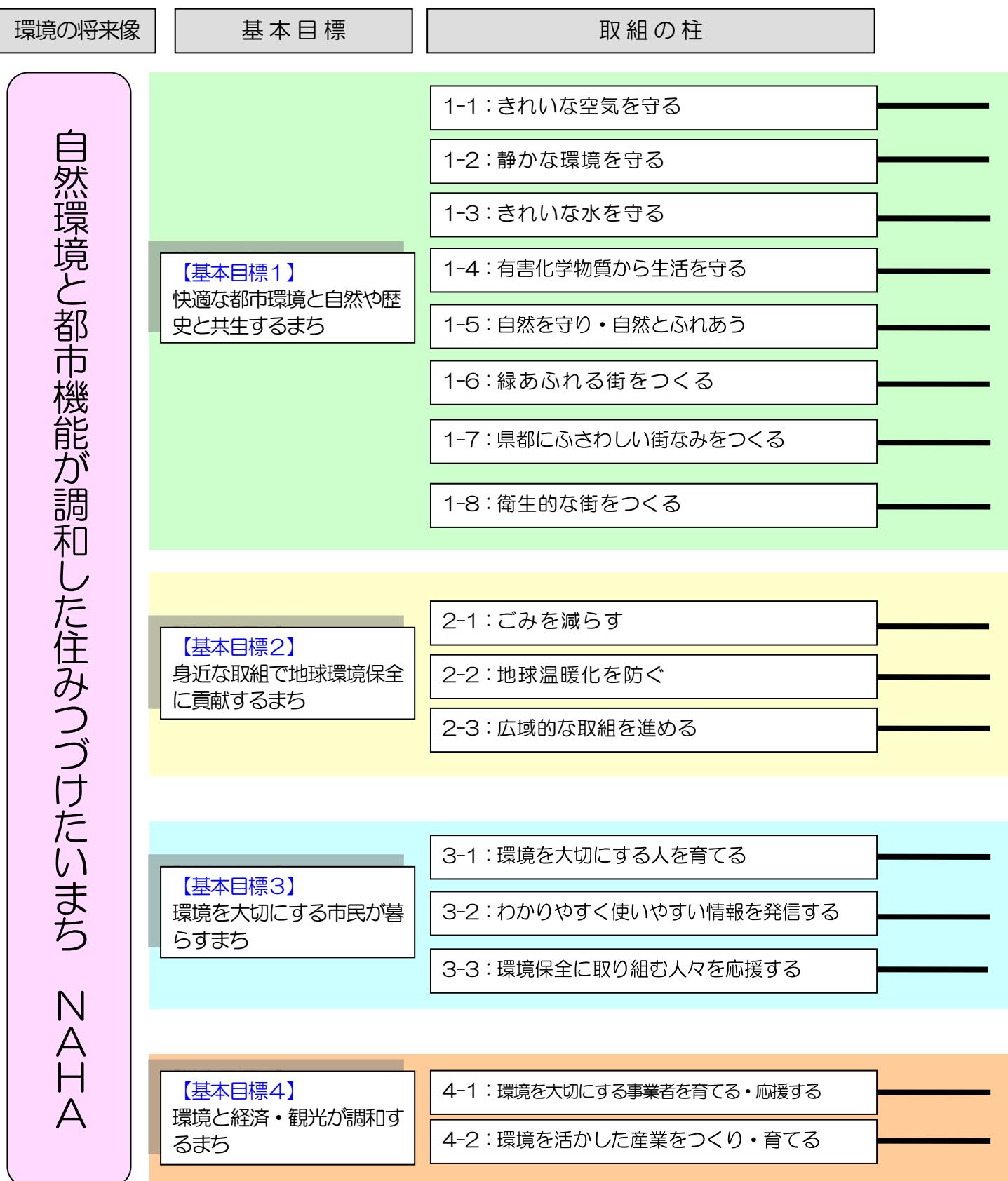
環境と経済・観光が調和するまち

「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の目標です。

環境マネジメントシステムの導入や環境共生型観光産業、那覇市発の環境商品の開発・販売、資源循環ビジネスの推進など、本市の環境を活かした観光産業振興や経済振興が持続的に展開する那覇市を目指します。

(4) 取組の体系

「那覇市が目指す環境の将来像」の実現に向けて、以下の体系に沿って“市・市民・事業者が協働で取り組む”取組を進めていきます。



取組の展開

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 大気環境の調査・監視

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 航空機対策の推進

① 健全な水質と水循環の確保 ② 水辺環境の保全と水とふれあう場づくり

① ダイオキシン類対策の推進 ② 有害大気物質等対策の推進 ③ 土壤汚染対策の推進

① 自然環境の保全 ② 生物多様性の保全 ③ 自然とふれあう場づくり

① 緑の保全と創出 ② 身近な緑の充実

① 観光都市にふさわしい景観づくり ② 歴史・文化の保全・活用

① 衛生的な街づくり ② 動物と共生する街づくり ③ 墓地の環境整備

① ごみの排出抑制・循環的利用の促進 ② 不法投棄の防止と街の美化の推進

① 温室効果ガスの抑制 ② 新エネルギーの導入 ③ 省エネルギーの推進

① 国、県、周辺市町村との連携・協力

① 学校教育における環境教育の推進 ② 家庭や地域における環境学習の推進

① 利用しやすい環境情報の整備・発信

① 環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援

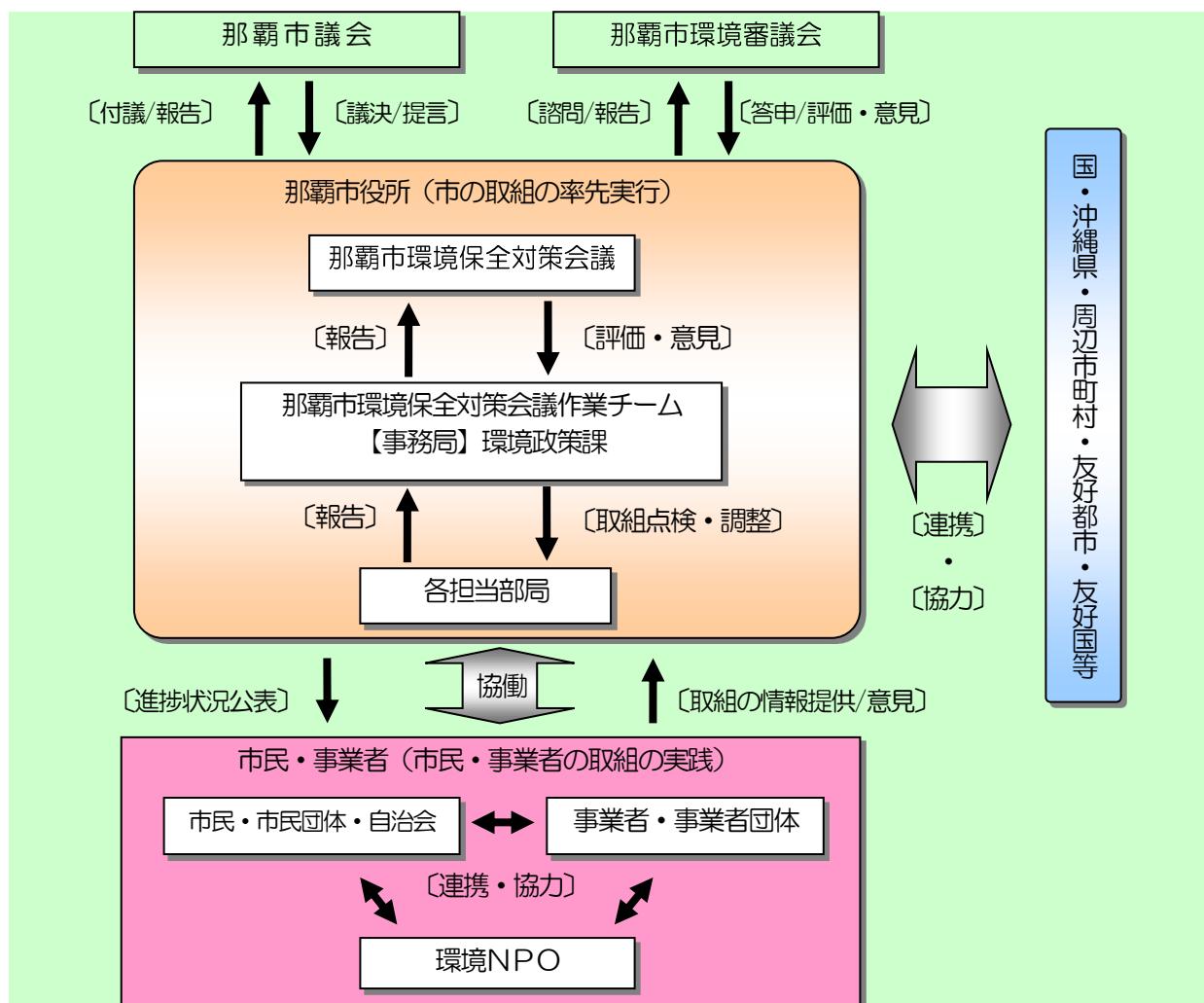
① 事業所における環境教育の推進 ② 環境に配慮した取組に対する支援

① 環境関連産業の育成 ② 環境共生型観光の育成

(5) 計画の推進体制

① 計画の推進体制

本計画の推進は以下のような体制で進めます。



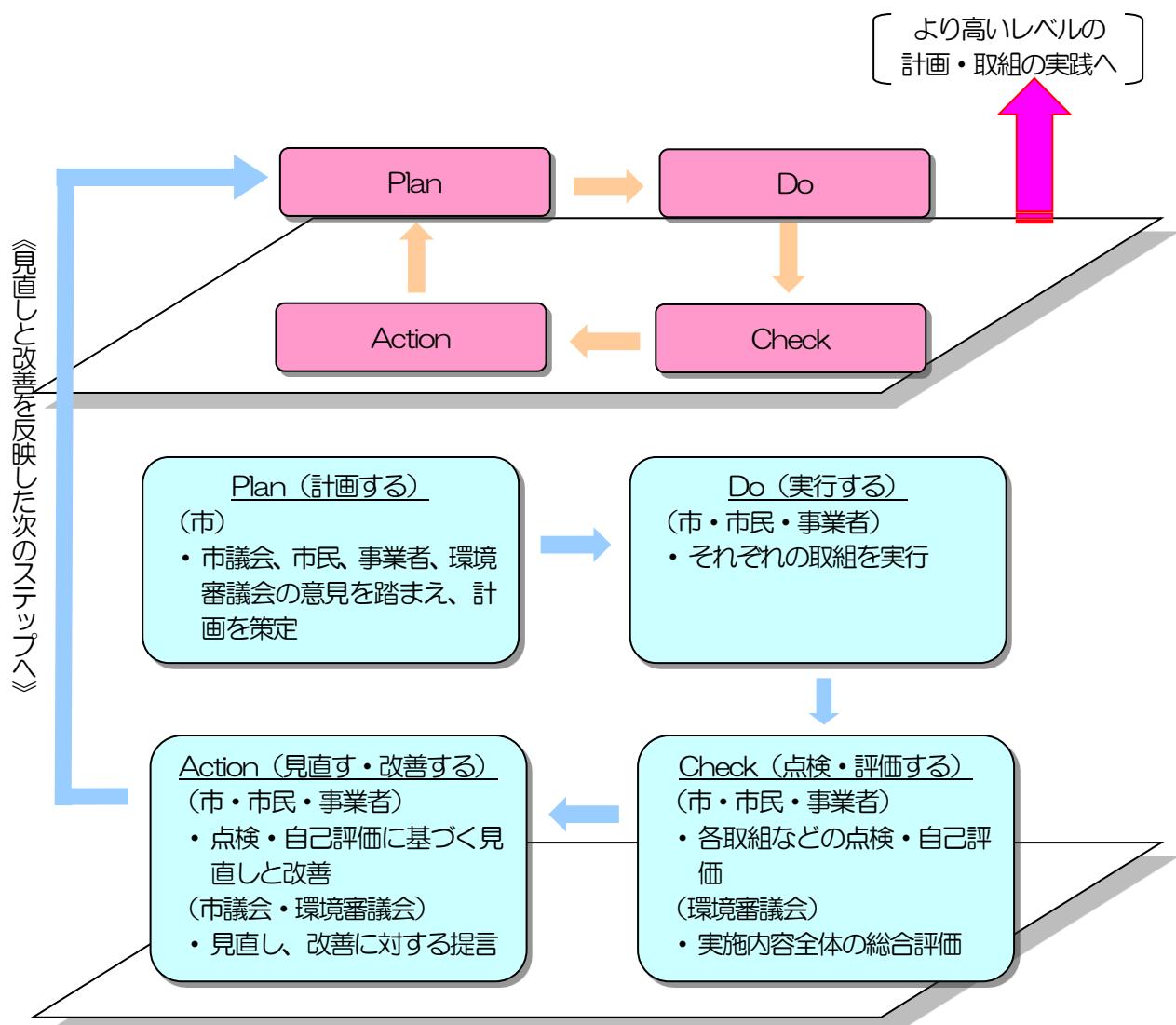
名称	役割
那霸市議会	<p>◆第2次那霸市環境基本計画は、那霸市議会基本条例(平成24年12月28日制定(条例第78号))第14条に定める議決事件の追加に該当する基本計画となっています。</p> <p>◆計画の策定及び見直しに参画します。</p>
那霸市環境審議会	<p>◆那霸市環境基本条例に基づき設置される、市民、学識経験者、市民団体の代表、事業者の代表、那霸市以外の関係行政機関の職員などから構成される組織です。</p> <p>◆専門的かつ広域的な視点から計画の進捗状況や成果を評価し、計画の見直しや市への提言などを行います。</p>
那霸市環境保全対策会議	<p>◆府内関係部局で構成される組織で、副市長、部長級で組織される「対策会議」と、環境部長、副部長級で組織される「対策会議幹事会」があります。</p> <p>◆実行部隊である作業チームからの報告を受け、評価・意見を返すとともに、各担当部局の関連計画・事業の進捗状況などに応じて、全府的な調整を行います。</p>
那霸市環境保全対策会議作業チーム	<p>◆府内関係部局の担当者で組織される、「那霸市環境保全対策会議」の実行部隊です。</p> <p>◆各担当部局間の調整を図り、市の取組を総合的に推進・管理します。また、府内関係部局が実施する施策や事業についての自己評価を「那霸市環境保全対策会議」に報告し、次年度の市の取組に反映させます。</p>

② 計画の進捗管理の考え方

本計画の進捗管理は、環境管理の基本的な考え方である「PDCA サイクル」を用いて行います。

「PDCA サイクル」とは、「①Plan (計画する)」→「②Do (計画に基づき実行する)」→「③Check (進捗状況や取組効果を点検・評価する)」→「④Action (評価結果を踏まえて計画や取組を見直す・改善する)」の4つのステップを繰り返し行い、本計画や計画に基づく取組の継続的な改善と向上を行う進捗管理の仕組みです。

本計画では、「Do (実行する)」はもちろんですが、その結果を「Check (点検・評価する)」し、さらなる取組に結びつける「Action (見直す・改善する)」を重視して、計画の実効性を高めていきます。



2 進捗管理（令和2年度進捗状況）

（1）令和2年度の実績及び評価一覧

令和2年度実績に関する評価は、以下のとおりとなっています。全27項目の評価を行いました。

第2次那覇市環境基本計画の数値目標の評価基準

★★★★ <達成> 最終年度の目標値を達成。または、毎年度100%達成すべき項目で目標を達成した場合。

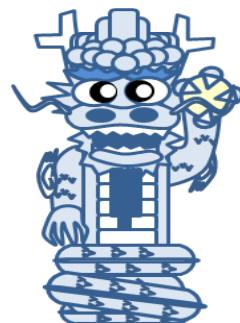
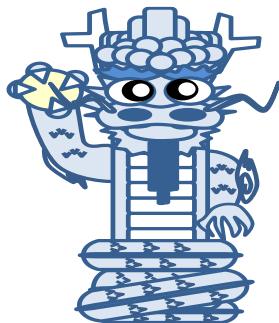
★★★★☆ <順調> 最終年度における目標値に近づいている状況となっている場合。

★★☆☆ <概ね順調> 最終年度における目標値に概ね近づいている状況となっている場合。または、毎年度100%達成すべき項目で目標を達成していないが、100%に近い数値実績となっている場合。

★☆☆☆ <停滞> 最終年度における目標値に近づく状況となっていない場合。または、毎年度100%達成すべき項目で、100%からはかけ離れた数値に留まっている場合。

☆☆☆☆ <評価不可> BCP等の措置に伴い、取組を行うこと、また代替措置を講じることができなかった場合。

基本目標	取組の柱	指標	担当課
【基本目標1】 快適な都市環境と自然や歴史 と共生するまち	1-1 きれいな空気を守る	大気環境基準（一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の達成率	環境保全課
	1-2 静かな環境を守る	自動車騒音環境基準（面的評価区間）の達成率	環境保全課
	1-3 きれいな水を守る	河川の水質が改善している箇所の割合（BOD値5mg/L以下）	環境保全課
		類型指定されている海域水質環境基準の達成率（COD値2mg/L以下）	環境保全課
		下水道処理人口普及率	下水道課
		下水道接続率	料金サービス課
		環境中のダイオキシン類濃度の環境基準の達成率	環境保全課
	1-4 有害化学物質から生活を守る	有害大気汚染物質の環境基準の達成率	環境保全課
		自然観察会等へ参加する市民の満足度	環境保全課
	1-6 緑あふれる街をつくる	緑化推進事業への市民参加数	花とみどり課
		公園緑地等面積	花とみどり課
		市道街路樹の植栽本数	道路建設課
	1-7 県都にふさわしい街なみをつくる	都市景観資源の指定件数	都市計画課
【基本目標1】 快適な都市環境と自然や歴史 と共生するまち	1-8 衛生的な街をつくる	犬の収容数	環境衛生課
		猫の収容数	環境衛生課
		狂犬病予防注射接種率	環境衛生課



現状 (原則H29 (2017) 年度)	H30(2018) 年度実績	R元(2019) 年度実績	最新実績 (原則R2 (2020) 年度)	目標	R2年度評価
				R5(2023) 年度	
100% (H29年度)	100% (H30年度)	100% (R元年度)	100% (R2年度)	100%	★★★★ (達成)
99.4% (H29年度)	96.8% (H30年度)	99.5% (R元年度)	98.2% (R2年度)	100%	★★★☆ (順調)
92.6% (H29年度)	96.3% (H30年度)	96.3% (R元年度)	96.3% (R2年度)	95%	★★★★ (達成)
50% (H29年度)	66.7% (H30年度)	100% (R元年度)	83.3% (R2年度)	100%	★★★☆ (順調)
98.1% (H29年度)	98.2% (H30年度)	98.2% (R元年度)	98.2% (R2年度)	98.6%	★★★☆ (順調)
95.7% (H29年度)	95.9% (H30年度)	96.2% (R元年度)	96.5% (R2年度)	97%	★★★☆ (順調)
100% (H29年度)	100% (H30年度)	100% (R元年度)	100% (R2年度)	100%	★★★★ (達成)
100% (H29年度)	100% (H30年度)	100% (R元年度)	100% (R2年度)	100%	★★★★ (達成)
70% (H29年度)	89% (H30年度)	85% (R元年度)	—	75%	☆☆☆☆ (評価不可)
4,337人 (H29年度)	4,450人 (H30年度)	4,543人 (R元年度)	2,554人 (R2年度)	4,816人	★★★☆ (順調)
200.7ha (H29年度)	201.1ha (H30年度)	206.0ha (R元年度)	206.1ha (R2年度)	218.6ha	★★★☆ (順調)
13,512本 (H29年度)	13,527本 (H30年度)	13,537本 (R元年度)	13,561本 (R2年度)	13,600本	★★★☆ (順調)
62件 (H29年度)	66件 (H30年度)	68件 (R元年度)	69件 (R2年度)	86件	☆☆☆☆ (停滞) (原因と対策を別記載)
91頭 (H29年度)	88頭	88頭 (R元年度)	92頭 (R2年度)	80頭	★★★☆ (順調)
172頭 (H29年度)	185匹	96匹 (R元年度)	54匹 (R2年度)	160頭	★★★★ (達成)
56.5% (H29年度)	58.6% (H30年度)	59.9% (R元年度)	58.5% (R2年度)	58%	★★★★ (達成)

基本目標	取組の柱	指標	担当課
【基本目標2】 身近な取組で地球環境保全に貢献するまち	2-1 ごみを減らす	1人1日あたりごみ排出量	環境政策課
		資源化（リサイクル）率	環境政策課
	2-2 地球温暖化を防ぐ	温室効果ガスの排出量（CO ₂ 換算）	環境政策課
		公共交通利用者数(モノレール利用者数、乗合バス(市内線)利用者数)	都市計画課
		那覇市地球温暖化対策協議会の会員数（法人・団体）	環境政策課
【基本目標3】 環境を大切にする市民が暮らすまち	3-1 環境を大切にする人を育てる	環境学習等の開催教室数	環境政策課 環境保全課 花とみどり課 生涯学習課
		環境推進員の登録人数	環境政策課 クリーン推進課 環境衛生課
	3-2 わかりやすく使いやすい情報を発信する	環境保全活動団体等の市公式ホームページへの登録数	環境政策課
	3-3 環境保全に取り組む人々を応援する	道路ボランティア関連の参加団体数	道路管理課
		公園ボランティアの参加団体数	公園管理課
【基本目標4】 環境と経済・観光が調和するまち	4-2 環境を活かした産業をつくり・育てる	那覇市地球温暖化対策協議会ホームページにおける企業の取組事例公開件数	環境政策課



現状 (原則H29 (2017) 年度)	H30(2018) 年度実績	R元(2019) 年度実績	最新実績 (原則R2 (2020)年度)	目標	R2年度評価
				R5(2023) 年度	
776g (H29年度)	797g (H30年度)	788g (R元年度)	741g (R2年度)	730g	★★★☆(順調)
16.9% (H29年度)	22.77% (H30年度)	17.06% (R元年度)	19.7% (R2年度)	22.6%	★★★☆(順調)
2,228千トン (H27年度)	2,249千トン (H28年度)	2,149千トン (H29年度)	2,013千トン (H30年度)	2,091千トン (5%削減)	★★★★(達成)
2,262万人/年 (H28年度)	(H30年度) モノレール： 1,905.7万人 (H29年度) バス：490.3万人	(R元年度) 2,354.6万人 モノレール： 1,869.4万人 (H30年度) バス：485.2万人	(R2年度) 1509.6万人 モノレール： 1,029.7万人 (令和元年度) バス：479.9万人	2,842万人/年	☆☆☆☆(評価不可)
54法人・団体 (H29年度)	54法人・団体 (H30年度)	55法人・団体 (R元年度)	55法人・団体 (R2年度)	65法人・団体	★★☆☆☆(停滞) (原因と対策を別記載)
535教室 (H29年度)	507教室 (H30年度)	471教室 (R元年度)	327教室 (R2年度)	560教室	★★☆☆☆(停滞) (原因と対策を別記載)
56人 (H29年度)	55人 (H30年度)	54人 (R元年度)	57人 (R2年度)	70人	★★☆☆☆(停滞) (原因と対策を別記載)
5件 (H29年度)	5件 (H30年度)	5件 (R元年度)	5件 (R2年度)	10件	★★★☆(順調)
133団体 (H29年度)	142団体 (H30年度)	160団体 (R元年度)	164団体 (R2年度)	162団体	★★★★(達成)
210団体 (H29年度)	212団体 (H30年度)	222団体 (R元年度)	227団体 (R2年度)	222団体	★★★★(達成)
0件 (H29年度)	3件 (H30年度)	0件 (R元年度)	0件 (R2年度)	15件	★★☆☆☆(停滞) (原因と対策を別記載)



(2) 「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策一覧

令和2年度の評価において、「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策については以下のとおりです。

数値目標項目	達成できなかった現状分析(その理由等)	最終目標年度に向けた今後の対応策	担当課
【1-7 県都にふさわしい街なみをつくる】 都市景観資源の指定件数	<p>公共及び企業等が所有する景観資源候補については、比較的景観資源指定の同意を得やすいが、個人所有の景観資源候補は、維持管理義務及び現状変更等を行う場合の報告等の義務が指定の条件となることから、景観資源指定の同意を得られないことがあります。</p> <p>景観資源候補のうち、同意を断られたものや所有者の特定ができないものなど景観資源の指定が困難な候補が多く残ることから、年々指定件数を増やすことが難しくなっています。</p> <p>また、指定された景観資源が、倒木等の理由から解除されるものもあり件数が伸びない状況です。</p> <p style="text-align: center;">【停滞】</p>	個人が所有する景観資源については、景観資源の維持管理等に対する支援策の検討及び所有者へ都市景観に対する意識啓発を図り、景観資源の指定に繋げます。	都市計画課
【2-2 地球温暖化を防ぐ】 那霸市地球温暖化対策協議会の会員数(法人・団体)	<p>新型コロナウイルスの影響により、那霸市地球温暖化対策協議会会員の活動、公報などがほとんどできませんでした。</p> <p style="text-align: center;">【停滞】</p>	那霸市地球温暖化対策協議会への入会が加盟団体にとって有益となるよう、会や加盟団体の活動を積極的に広報していきます。	環境政策課
【3-1 環境を大切にする人を育てる】 環境学習等の開催教室数	<p>新型コロナウイルスの影響により、例年開催している教室等が中止となつたため、開催数が減少しました。</p> <p style="text-align: center;">【停滞】</p>	開催数は減少したものの、開催方法をオンラインにするなど、各施設工夫しながら、コロナ禍であっても市民へ環境学習の場を提供しています。今後も新型コロナウイルス感染対策を徹底した上で、オンラインや屋外開催などを推進していきます。	環境政策課
【3-1 環境を大切にする人を育てる】 環境推進員の登録人数	<p>動物愛護センターに関しては、定員の4割となっています。募集に対して人員がなかなか確保できない現状です。</p> <p style="text-align: center;">【停滞】</p>	エコライフセンター(定員15人、登録14人)、クリーンセンター(定員40人、登録37人)は、ほぼ定員に達していますが、動物愛護センターが定員10名に対し、4名のみの登録となっています。なお、令和3年6月より那霸市動物の愛護及び管理に関する条例が施行されたことに伴い、令和3年度から動物愛護センターは那霸市動物の愛護及び管理に関する条例に基づく動物愛護推進員へ移行・独立しています。	環境政策課
【4-2 環境を活かした産業をつくり・育てる】 那霸市地球温暖化対策協議会ホームページにおける企業の取組事例公開件数	<p>新型コロナウイルスの影響により、那霸市地球温暖化対策協議会会員の活動、公報などがほとんどできませんでした。</p> <p style="text-align: center;">【停滞】</p>	取組情報の提供が得られるよう、各企業との連携を深めます。	環境政策課

(3) 令和2年度の市の取組一覧

「那覇市が目指す環境の将来像」の実現に向けて、市の取組の全146項目についての実績は以下のとおりです。

【基本目標1】 快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

1-1 きれいな空気を守る

①自動車対策の推進

◆事業者と協力してバスやモノレールなどの使いやすさを向上します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
1	小中学校等における交通まちづくりをテーマとした啓発活動 【都市計画課】	平成30年度に環境省のクールチョイス事業を活用し作成した、小学校高学年を対象にした那覇市公共交通教材動画配布(「まなブーン! 交通からのクールチョイス」)を市内小中学校に配布、図書館・大学等へDVD(BD)の貸し出し、リーフレットの設置、HP内で動画を公開する等、普及啓発活動を行いました。	那覇市公共交通教材動画配布:市内小学校36校、市内中学校17校	・新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、小学校において教材動画を活用したモビリティ・マネジメントの実施を検討します。	・公共交通利用促進に繋がるよう本教材を活用し、広く普及させていく必要があります。(数値目標:年1回以上実施) ・新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、モノレールとバスとの乗継割引や二輪車駐車場の整備など、新たな需要掘り起こしのための施策を実施するにあたり、関係機関との調整が課題です。 (R3年のモノレール乗客数回復見込み:38,000人/日)
	沖縄都市モノレール延長事業 バス停上屋整備事業 【道路建設課】	・都市計画道路 石嶺線(沖縄都市モノレール延長事業)を整備し、モノレールの利便性向上に努める。 ・観光都市としてのグレードアップを図るため、観光客等が沖縄の強烈な日差しや風雨を避け、快適に公共交通機関を利用できるようにバス停上屋の整備を行います。	石嶺線工事:7件 バス停上屋工事:1件	事業者と協力し、現地状況を把握しながら整備を進めていきます。	石嶺線工事:5件 バス停上屋工事:1件
	モノレール自由通路及び交通広場の管理 【道路管理課】	・市が管理するモノレール自由通路及び交通広場を適正に管理し、利用者の快適性や安全性の確保を図りました。	管理業務委託:4件 昇降機修繕等:3件	【継続実施】 自由通路4駅、10交通広場の維持修繕等	・インフラ施設の計画修繕に必要な予算を確保していく必要があります。 昇降機修繕等:3件

◆徒歩や自転車を利用しやすい環境を整備します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
2	自転車シェアサイクル事業 【都市計画課】	移動環境の向上と充実を図るために、サイクルポート用の市有地の確保を進めています。	市有地のサイクルポート:10箇所 (事業全体でのサイクルポート:18箇所)	【継続業務】 ・移動環境の向上と充実を図るために、サイクルポート用の市有地の確保を進めています。	・本市管理公園等において、管理者と調整できた箇所(5箇所)にシェアサイクル用駐輪場を設置します。
	街路整備事業 道路事業他 【道路建設課】	・透水性舗装のコーラル色歩道の整備を行います。 ・自転車道の整備を行います。	工事:6件	歩道舗装および自転車道の整備を行います。	街路事業:5件 道路事業:3件
	道路施設の管理 【道路管理課】	・歩道等の維持管理を適正に行い、歩行者や自転車利用者の快適性及び安全性の確保を図りました。	管理業務委託:4件	【継続実施】 路面や道路附属施設等の維持修繕、並びに道路除草等	・ポットホールや段差の早期解消、繁茂した雑草の除草など、パトロールや市民との連携(情報提供・ボランティア)を推進していく必要があります。

◆公共交通や自転車等の利用を呼びかけます

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
	カーフリーデー等による啓発活動 【都市計画課】	・例年、公共交通の利用促進のためのパネル展やイベント活動等を行っておりますが、令和2年度は新型コロナウィルスの影響を受け、実施しておりません。	—	・新型コロナウィルスの影響を踏まえながら都市交通パネル展やイベント等の開催を検討します。	・継続的な効果を発揮する取組みを検討します。(数値目標:年1回実施)
	温暖化対策啓発事業 ケールチョイス啓発事業 【環境政策課】	温暖化対策啓発事業、ケールチョイス啓発事業の一環として、公共交通や自転車の利用、エコドライブの普及啓発を行います。 ※令和2年度は新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から事業を休止いたしました。	実績なし	【縮小実施】 感染症の状況を注視しながら事業を実施する予定です。	・参加者アンケートの結果を反映させ、より効果的な事業計画にします。 ・新しい生活様式を踏まえた効果的なアプローチの研究、感染リスクを抑えた普及啓発事業の実施が課題です。 ・開催目標:年1回
3	①健康増進計画「健康なは21」普及啓発事業としてのイベント「なは健康フェア」(ひやみかち健康ウォーキング同時開催) ②20代30代生活習慣病予防健診・保健指導事業 ③頑張る職場の健康チャレンジ事業(職場は主目的に取り組む健康づくり実践支援事業) ④地域・職域連携推進事業による中小企業への職場訪問 ⑤成人の健康教育・相談・訪問事業 【健康増進課】	①市民のみなさんが元気で健康に生きてできるよう、健康づくりについてみんなで考え、一緒に取組んでいくためのイベント ②20~30代の若い世代(国保以外)を対象に、生活習慣病予防健診と保健指導(食事・運動)を実施。自動車に依存しない健康づくりについて運動指導等を行った。 ③補助金交付を行い、職場内での健康づくりの実践を支援する。 ④保健師等が職場訪問し、職員の健康づくりの支援を行う。 ⑤成人の健康づくりに関する出前講座、健康相談(電話)、個別訪問を行う。	①新型コロナ感染拡大防止のため、「なは健康フェア」中止(ひやみかち健康ウォーキング中止)。 ②健診受診者数:72名 ③1事業所 ④7事業所 ⑤出前講座(委託事業):延61名参加、電話相談数:74件、訪問数:2件	①歩くことや運動習慣の定着が自動車対策の推進に繋がると考えるため、「なは健康フェア」のイベントや市民会議などで、運動習慣の普及啓発を行う。 ②前年同様に健診・保健指導を行う。 ③事業中止し、地域職域連携推進会議を開催予定 ④前年同様に取り組む。 ⑤出前講座(運動指導)回数増	①ウォーキングや自転車利用推進とともに、熱中症対策もしていく必要があり、関係課と連携し取り組む。 ・目標数値:「なは健康フェア」の参加者1,500人 ②健診受診者:100名 ③健康増進計画「健康なは21」推進のため、市内企業との連携 ④事業周知(チラシのリニューアル) ⑤働き盛り世代への健康づくり強化

◆公用車のエコカー導入を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
4	EV、PHV、ハイブリッド・電動ごみ収集車等導入事業 【環境政策課】	・平成25年度に購入したエコカー18台(EV、PHV、ハイブリッド・電動ごみ収集車等導入事業)を環境部公用車として活用し、地球温暖化対策推進を図るとともに、車体にエコカーのラッピング表示をすることにより、地球温暖化対策推進に関する啓発を実施しました。また、平成28年3月には日産からEV車の無償貸与を受け、業務推進及びイベント等で展示し、エコカーの普及啓発を行いました。	18台	【継続実施】 各部署の車両の導入・更新時期を把握します。	各部署におけるエコカー導入に向けたスケジュールの管理と予算の確保が課題です。

◆市の職員に対して自家用車以外の通勤を奨励します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
5	那覇市エコオフィス計画推進事業【環境政策課】	・エコオフィス計画の中で自転車・徒歩による通勤を、目標達成に向けた取組として奨励しています。	通年	【継続実施】第5期実行計画期間(令和3~令和7年度)	・今後も取組の奨励を継続していきます。

②固定発生源対策の推進

◆ごみ焼却施設や火葬場の適正な維持管理を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
6	ごみ処理施設の適正運営管理 【環境政策課】	<p>・那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガス中の有害物質等の測定を行い、その結果を公表しております。</p> <p>・大気汚染防止法第16条および同法施行規則第15条等に基づき、焼却炉及び灰溶融炉から排出されるばい煙を測定しています。焼却炉(1、2、3号)は2カ月を越えない作業期間ごとに1回以上測定し、灰溶融炉(1、2号)は年1回測定しています。</p> <p>・ばい煙に関する排出基準値および法令等規制値は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ばいじん濃度 0.01g/m³ N以下(排出基準値)、0.04g/m³ N以下(法令等規制値) 硫黄酸化物濃度 20ppm以下(排出基準値)、430ppm以下(法令等規制値) 塩化水素濃度 50ppm以下(排出基準値)、430ppm以下(法令等規制値) 窒素酸化物濃度 50ppm以下(排出基準値)、250ppm(法令等規制値) <p>・大気汚染防止法第18条の30及び同法施行規則第16条の12に基づき、平成30年度より、焼却炉及び灰溶融炉から排出される排ガス中の水銀濃度(全水銀)の測定を開始しました。焼却炉(1、2、3号炉)は4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上測定し、灰溶融炉は年1回測定しています。</p> <p>・水銀(全水銀)の法令等規制値は50(μg/N m³)です。</p> <p>・ばい煙及び水銀濃度(全水銀)のサンプルについて、焼却炉1～3号は煙突中間部から採取、灰溶融炉1、2号炉は触媒反応塔出口から採取しています。</p>	<p>焼却炉1号(R2.6.22 測定) ばいじん濃度:0.0003g/m³ 硫黄酸化物濃度:6ppm 塩化水素濃度:31ppm 窒素酸化物濃度:32ppm 全水銀 0.031 μg/N m³</p> <p>焼却炉1号(R2.11.20 測定) ばいじん濃度:0.0005g/m³ 硫黄酸化物濃度:2ppm 塩化水素濃度:28ppm 窒素酸化物濃度:39ppm 全水銀 0.11 μg/N m³</p> <p>焼却炉2号(R3.3.8 測定) ばいじん濃度:0.0007g/m³ 硫黄酸化物濃度:2ppm 塩化水素濃度:16ppm 窒素酸化物濃度:40ppm 全水銀 0.074 μg/N m³</p> <p>焼却炉3号(R2.7.16 測定) ばいじん濃度:<0.0004g/m³ 硫黄酸化物濃度:4ppm 塩化水素濃度:29ppm 窒素酸化物濃度:34ppm 全水銀 0.050 μg/N m³</p> <p>灰溶融炉1号(R2.12.17 測定) ばいじん濃度:<0.0020g/m³ 硫黄酸化物濃度:<4ppm 塩化水素濃度:<5ppm 窒素酸化物濃度:<22ppm 全水銀 21 μg/N m³</p> <p>灰溶融炉2号(R2.8.4 測定) ばいじん濃度:<0.0015g/m³ 硫黄酸化物濃度:<5ppm 塩化水素濃度:<5ppm 窒素酸化物濃度:42ppm 全水銀 5.7 μg/N m³</p>	<p>【継続実施】 那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガスを測定し、公表を行います。</p>	<p>・適正に測定を実施し、施設の安全かつ安定的な稼働に努めます。 数値目標:各炉ごとに、60日稼動後測定を実施。今年度は、年度内に最大5回は実施を予定しています。</p>
	いなんせ斎苑維持管理事業 【環境保全課】	<p>・告別室2室、収骨室2室、待合室4室、炉前ホール、エントランスホール、事務室、炉室8炉(主燃炉・再燃炉設備)、集じん設備(排ガス処理設備)、炉制御室(監視設備)、霊安置室(冷蔵設備)を備えた大気環境保全に配慮した施設で、1体あたり2時間弱の火葬により、1日に16体の火葬能力があります(8炉のうち6炉が常時稼動しています)。</p>	<p>火葬内訳 死体:4,401 件 改葬:397 件 肢体:53 件 戻没者遺骨:0 件</p>	<p>【継続実施】 いなんせ斎苑の適正な維持管理を行います。</p>	<p>・老朽化による建物・電気設備・炉の修繕を今後予定しており、適切なメンテナンスに努める必要があります。</p>

◆工場、事業所等の固定発生源への指導を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
7	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	・特定施設の設置、変更の受理審査、また特定施設台帳の整備をおこなっています。	台帳(ばい煙:117 件、粉じん:4 件、VOC:1 件 合計:122 件)	<p>【継続実施】 事業所の現場確認を行い指導します。</p>	<p>計画的に事業所の現場調査を行っていく必要があります。</p>

◆野焼き・自家焼却禁止の指導を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
8	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民から野焼き・自家焼却の苦情があつた場合(事業者以外)、現地調査を行い、野焼き・自家焼却を行つた者に対し、野焼きすることは禁止されているとの指導を行つています。	指導件数:8件	【継続実施】 適正な公害苦情処理を行います。	・野焼きには、廃棄物の焼却や火災などの問題が出てくるため、関連する課との協力体制が必要です。

③大気環境の調査・監視

◆大気汚染物質(PM2.5を含む)の常時監視を実施し、その情報を公開します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
9	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	・一般環境大気測定局(那覇市保健所3階)、自動車排気ガス測定局(琉球銀行松尾支店3階)を沖縄県から譲渡を受け、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダントの常時監視測定を行つています。測定値は、市ホームページで公開しています。	光化学オキシダントのみ環境基準を達成できませんでした。基準値を超えた日は23日/年ありました。	【継続実施】 微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントの常時監視を行います。	・沖縄県から譲渡を受けた大気汚染物質測定機が老朽化しているため、計画的に買換えを行う必要があります。

◆PM2.5や光化学オキシダントの警報等発令時には、関係部署との連携により健康被害の軽減を図ります

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
10	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	・沖縄県から光化学オキシダントの警報、注意報、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起等が発令された場合、府内連絡網において関係部署に周知するとともに、住民に対して、防災行政無線等で予防対策や望ましい行動基準について周知を行います。	0件 (注意報及び注意喚起情報の発令なし)	【継続実施】 適正な情報の周知を行います。	・警報等発令時にはスムーズに関係部署、住民に周知できる体制を整えているが、濃度が上がり注意喚起の可能性がある場合には、関係各課に事前情報を提供し、実効性を確保する必要があります。

◆事業場から発生する悪臭については、必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
11	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民より事業場等から発生する悪臭の苦情があつた場合、現地調査を行い対策等の助言及び指導を行つています。	39件 悪臭原因者 内訳 事業場: 18件 事業場以外: 31件	【継続実施】 適正な公害苦情処理を行います。	・悪臭の原因として特定されたものの中に浄化槽関係があるため、広報誌等も活用して浄化槽の適正管理を啓発し、悪臭苦情の減少に努めています。

◆沖縄県や周辺市町村と連携して観測体制を充実させます

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
12	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	本市で測定したデータや県内各の測定場所のデータは県で一括管理され、常時確認する事ができる。	県内の測定箇所は10箇所あり、6物質が常時観測されています。	【継続実施】 常時監視を行います。	・PM2.5や光化学オキシダントは本島3市の測定局の内、1局でも暫定指針の濃度を超えた場合は本島全域に注意喚起が発令されることがあります。

1-2 静かな環境を守る

①自動車対策の推進

◆低騒音排水性舗装の使用など自動車騒音防止対策を検討します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
13	街路整備事業 道路新設改良事業他 【道路建設課】	・道路の整備により円滑な交通を行い、自動車騒音防止対策を行います。	工事:38件	円滑な交通となるような道路整備を行います。	街路事業:13件 道路事業:9件 その他:7件

◆用途地域の見直しにあわせて騒音・振動規制区域の見直しを行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
14	騒音・振動規制法に基づく規制区域の見直し 【環境保全課】	・都市計画法に基づく用途地域はありませんでした。	随時	【継続実施】 必要に応じ見直しを行います。	・都市計画法に基づく用途地域の変更がある場合は、規制区域の見直しを行っていきます。

◆自動車騒音の常時監視・測定を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
15	自動車騒音常時監視業務 【環境保全課】	・那覇市内の主要幹線道路における自動車騒音の測定を行いました。	98.22% (環境基準達成率)	【継続実施】 自動車騒音の常時監視・測定を行います。	・要請限度は超えた場合は、公安委員会へ必要な措置を講ずるよう要請する必要があります。

②固定発生源対策の推進

◆工場、事業所等の固定発生源への指導を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
16	騒音・振動規制法に基づく特定施設設置届出 【環境保全課】	・特定施設設置届出の内容審査及び台帳の整理	届出受理件数:5件	【継続実施】 届出内容の適正審査を行い、台帳整備を行います。	・届出内容の適正審査を行い、台帳整備していきますが過去の届出は情報が古いため時間を要します。

◆公共事業を実施する際の騒音・振動対策を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
17	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業 (ともかぜ) 【新規】 小禄支所建設事業 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業 (大嶺 CC) 泊高橋護岸背後用地保全応急対策事業 【建築工事課】	・工事で使用する機械・車両等は、低騒音・低振動型機械を使用するよう受注者に指導しました。	工事: 【完了】15件 【継続】24件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【新規】 真地市営住宅建替事業 小禄支所及び(仮称)小禄南消防出張所建設事業 首里城周辺地域整備事業	・現在、公共建設工事における低騒音・低振動型機械の使用については一般的となつており、今後も引き続き指導を継続します。 【数値目標】 工事:【完了】25件

取組 No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び 数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人數、件数等数量)		
	公園整備事業 【花とみどり課】	・公共工事に使用する建設機器について、低騒音型や低振動型の建設機器を使用するよう環境配慮仕様書に基づき、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10件 委託:7件	【継続実施】 工事:8件 委託:5件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底します。 【数値目標】 工事:8件 委託:5件
	・空家等対策推進事業(行政代執行に係るものに限る) ・地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【まちなみ整備課】	・工事にあたっては、騒音・振動対策を推進します。	空家等対策推進事業 工事:0件 地下壕対策事業 工事:2件	【新規】空家等対策推進事業 工事:1件(7月実施) 【継続実施】 地下壕対策事業 工事:1件	・現在、課題は特にありません。引き続き、現場監督員等による現場確認をしながら、工事を進めます。
	街路整備事業 道路新設改良事業他 【道路建設課】	・騒音・振動対策型の機械を使用するよう指導します。	工事:38件	写真撮影・現場立会による使用機械の確認を随時行います。	街路事業:13件 道路事業:9件 その他:7件
	市営住宅ストック総合改善事業 【市営住宅課】	・工事で使用する機械・車両等は、低騒音・低振動型機械を使用するよう請負者に指導しました。	工事:6件	【継続実施】 引き続き請負者に指導を行います。	・工事着手前に使用機器等について提出させる必要があります。 工事:6件
	文化財維持管理費 【文化財課】	・那覇市指定及び市所有文化財とその周辺の適切な管理のため補修工事等を行いました。	補修工事等5件	【継続実施】 那覇市指定及び市所有文化財とその周辺の適切な管理のため、補修工事を予定しています。	・課題:維持管理を行なながら、文化財の保護・整備について検討する必要があります。 ・数値目標:補修工事3件
	公共事業を実施する際の騒音・振動対策の推進 【水道管理課】	・上水道施設(配水管、給水管等)の維持管理工事の際、振動・騒音の対策をし、施工します。	工事:0件 対象発注工事がありませんでした。	【継続実施】 上水道施設撤去工事 1件発注予定	・施工計画書の中に、低騒音・低振動の建設機械使用を記載するよう請負業者へ引き続き指導します。 【数値目標】 上水道施設撤去工事1件発注
	公共事業を実施する際の騒音・振動対策の推進 【水道工務課】	・上水道施設工事の際、振動・騒音の対策をし、施工しました。	工事:5件	【継続実施】 水道事業 15件予定	・作業内容に適した規格(排気量・低騒音)の機械を使用します。 ・走行速度を落とす等、生活環境が保全されるように努めます。 【数値目標】水道事業15件
	公共工事を実施する際の騒音・振動への配慮 【下水道課】	・公共工事による環境への影響を抑制するため、施工において騒音・振動に配慮しました。	工事:18件	【継続実施】 公共下水道事業 11件予定	・工事実行の際は担当自ら現場での確認を行うことを徹底します。 (数値目標)公共下水道工事11件予定
17	●小学校 ・石嶺小学校校舎建設事業 ・垣花小学校屋内運動場建設事業 ・若狭小学校校舎建設事業 ・神原小学校屋内運動場建設事業 ・開南小学校屋内運動場建設事業 ・宇栄原小学校屋内運動場建設事業 ・高良小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校屋内運動場建設事業 ・天妃小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校校舎建設事業 ・小禄小学校屋外倉庫等建設事業 ・与儀小学校校舎建設事業 ・与儀小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校屋内運動場建設事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業 ・古蔵小学校屋内運動場建設事業 ・石嶺小学校屋内運動場建設事業 ・小学校変電設備整備事業 ・小学校施設老朽化抑制事業(塗害防止・長寿命化) ・学校床力一ペット張替事業(小学校) ・小学校防災機能強化事業(昇降機) ・小学校環境整備事業(トイレ整備) ・小学校遊具改修事業 ・小学校消防用設備等重点整備事業 ・小学校環境整備事業(屋内運動場照明整備) ・小学校施設ブロック塀対策事業 ●中学校 ・鏡原中学校屋内運動場建設事業 ・安岡中学校屋内運動場建設事業 ・寄宮中学校擁壁改修事業 ・松島中学校屋内運動場建設事業 ・中学校変電設備整備事業 ・学校床力一ペット張替事業(中学校) ・中学校施設老朽化抑制事業(塗害防止・長寿命化) ・中学校防災機能強化事業(昇降機) ・中学校空調機機能復旧事業 ・中学校消防用設備等重点整備事業 ・中学校環境整備事業(トイレ整備) ・石嶺中学校空調設備更新事業 ・中学校環境整備事業(屋内運動場照明整備) ・中学校施設ブロック塀対策事業 ●その他 ・屋上防水改修事業(小禄学校給食センター) 【施設課】	・敷地境界付近の工事では、騒音に対し防音シートの設置検討や振動によって隣接建物に影響が無いように機械の選定を設計段階及び施工段階で十分に検討、確認しました。 ・建設機器について、低騒音型や低振動型の建設機器を使用するよう環境配慮仕様書に基づき、設計段階及び施工段階で確認しました。	事業数:41事業	【新規】 ●小学校 ・壺屋小学校単独調理場解体事業 ・城東小学校屋内運動場大規模改造事業 ・小学校擴壁改修事業 ●中学校 ・首里中学校単独調理場解体事業 【継続】 ●小学校 ・垣花・開南・宇栄原・高良小学校屋内運動場建設事業 ・若狭・識名・与儀・天妃小学校校舎建設事業 ・小禄小学校屋外倉庫等建設事業 ・若狭・識名・与儀・松川・古蔵・石嶺小学校屋内運動場建設事業 ・小学校施設老朽化抑制事業(塗害防止・長寿命化) ・小学校環境整備事業(トイレ整備) ・小学校環境整備事業(屋内運動場照明整備) ・学校床力一ペット張替事業(小学校) ・小学校遊具改修事業 ・小学校消防用設備等重点整備事業 ・小学校施設ブロック塀対策事業 ●中学校 ・安岡・松島中学校屋内運動場建設事業 ・寄宮中学校擁壁改修事業 ・中学校変電設備整備事業 ・学校床力一ペット張替事業(中学校) ・中学校防災機能強化事業(昇降機) ・中学校消防用設備等重点整備事業 ・中学校施設老朽化抑制事業(塗害防止・長寿命化) ●その他 ・屋上防水改修事業(小禄学校給食センター)	・敷地境界付近の工事では、騒音に対し防音シートの設置検討や振動によって隣接建物に影響が無いように機械の選定を設計段階及び施工段階で十分に検討、確認します。 ・建設機器について、低騒音型や低振動型の建設機器を使用するよう環境配慮仕様書に基づき、設計段階及び施工段階で確認します。 ・事業数:35事業

◆近隣生活騒音や建築工事等に伴う騒音に対する調査や指導を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
18	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民より、近隣生活騒音及び建築工事に伴う騒音などの苦情があった場合、現場確認し、騒音状況の調査や指導を行いました。	22件	【継続実施】 適正な公害苦情処理を行います。	・工事着工前に、公害防止指導申請書を提出させる等により、建築工事に伴う騒音等の防止に努めていきます。

③航空機対策の推進

◆空港及び基地から発生する騒音の実態把握を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
19	軍用機の騒音測定結果の把握 【環境保全課】	・令和3年3月に公表された沖縄県環境生活部環境保全課作成の「令和元年度航空機騒音測定結果概要(那覇空港)」の報告書から、那覇市内の測定局における軍用機の騒音測定結果の数値を把握しました。 (①那覇浄化センター局、②具志局)	令和元年度 平均 Lden ()内は環境基準値 ①那覇浄化センター 54(62) ②具志 56(57)	【継続実施】 引き続き、沖縄県の測定結果の動向を把握する。	・定期的な情報収集に努めます。
	・軍用機の騒音測定結果の把握 ・自衛隊・米軍機の騒音に対する苦情・要望等の記録 【平和交流・男女参画課】	・令和2年12月に公表された沖縄県環境生活部環境保全課作成の「令和元年(平成31年度)年度航空機騒音測定結果」の報告書から、那覇市内の測定局における軍用機の騒音測定結果の数値を把握しました。 (①那覇浄化センター局、②具志局) ・市民からの自衛隊・米軍機の騒音に対する苦情・要望等の記録	・騒音測定結果 令和元年度 平均 Lden ()内は環境基準値 ①那覇浄化センター 54(62) ②具志 56(57) ・市民からの騒音苦情・連絡件数: 119件	【継続実施】 引き続き、沖縄県の測定結果の動向を把握する。	・定期的な情報収集に努めます。

◆沖縄県や周辺市町村と連携し、国へ騒音低減の取組を要請します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
20	航空機騒音状況への対応 【環境保全課】	・那覇空港周辺の常時監視局5局の内、豊見城市与根局における測定値が Lden62db で当地域の環境基準値 Lden57db を大幅に超えていたことから、沖縄県知事が平成29年9月、那覇空港を管理している国土交通省大阪航空局長及び共用している航空自衛隊那覇基地司令宛て、航空機騒音の軽減について要請を行いました。	1回	【継続実施】 必要に応じ適切な要請を行います	・継続して沖縄県と連携し、那覇空港周辺の航空機騒音の実態を把握します。
	・自衛隊・米軍機の騒音に対する苦情・要望等への対応 ・本市が加盟する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通しての要請活動 【平和交流・男女参画課】	・市民からの苦情・要望等を受けた時は、その内容を記録し、自衛隊・米軍機が原因の場合は、沖縄防衛局及び自衛隊等関係機関へ連絡します。 ・沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請活動(令和2年11月13日)において、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の低減について(両飛行場所属航空機の県外、国外への長期にわたるローテーション配備実施、住宅地上空の飛行の回避等)」等を、内閣総理大臣はじめ、関係閣僚あてに要請しました。	・連絡件数: 119件 ・要請活動: 令和2年11月13日の沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会要請活動	【継続実施】 ・苦情や要望を受けた場合は、関係機関へ速やかに連絡するようにする。また、関係機関との連携を密に行います。 ・沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じての要請活動	・市民からの苦情・要望については、良く話しを伺い、的確に防衛局等へ伝達します。

1-3 きれいな水を守る

①健全な水質と水環境の確保

◆水質に関する環境調査を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
21	公共用水域及び地下水の水質測定業務 【環境保全課】	・市測定計画に基づき、河川 12 地点(他に県測定計画 15 地点あり)、海域 6 地点、地下水 1 地点について水質測定を行いました。 ・波の上ビーチの水質測定を開設前(4月)と開設中(8月)に行いました。	・環境基準が設定されている河川 10 地点中 9 地点が環境基準(BOD)を達成 ・海域: 5 地点において環境基準(COD)達成 ・地下水は全ての項目で基準値達成 ・水浴場は、開設前は AA 判定、開設中は A A 判定	【継続実施】 適正な観測を推進します。	・継続して環境基準が設定されている河川 10 地点、海域 6 地点、波の上ビーチの水質測定を実施します。

◆沖縄県や周辺市町村と連携して観測体制を充実させます

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
22	公共用水域及び地下水の水質測定業務 【環境保全課】	①(前出 取組 No21)河川について、県測定計画に基づく 15 地点について、中核市移行に伴い本市が年間 4~12 回水質調査を行いました。 ②国場川水系については、5 市町で水質調査を実施し、河川の汚濁状況や経年変化の把握に努めています。	①全ての県測定地点で環境基準を達成 ②夏季(8月)及び冬季(2月)の 2 回合同水質調査実施	【継続実施】 適正な観測を推進します。	・継続して県測定計画の河川 15 地点、国場川水系については、5 市町と連携し広域的に水質調査を実施します。

◆公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
23	公共下水道の整備普及の推進 【下水道課】	・下水道未共用区域の整備推進を図り、更に共用区間における未接続箇所の下水道取付工事を行いました。	下水道普及率: 98.2%	【継続実施】 公共下水道事業(未普及)1 件予定	・未供用箇所の多くが私道地権者からの布設承諾取得が困難なため、污水事業構成の課題となっています。 (数値目標)下水道普及率: 98.4%
	公共下水道接続促進 【料金サービス課】	・環境保全課(浄化槽担当課)と連携して、公共下水道の未接続世帯(汲取り便所世帯及び浄化槽利用世帯)戸別訪問し、接続指導を行いました。 ・新型コロナウイルス感染症の流行により、戸別訪問活動を自粛した期間は、未接続世帯に対して、下水道接続を促す文書を送付しました。 ・下水道接続工事の費用確保が困難な世帯に対し、貸付や補助の事業を実施しました。 (1)水洗便所改造等資金貸付 (2)水洗便所設置費等補助金 ①低所得者世帯に対する補助 ②生活扶助世帯に対する補助 ③障がい者世帯に対する補助 ④低地帯建物に対する補助	・戸別訪問件数: 136 件 ・文書送付件数: 144 件 ・貸付事業: 3 件 ・補助事業: 7 件 (内訳) ①低所得者世帯補助: 4 件 ②生活扶助世帯補助: 1 件 ③障がい者世帯補助: 2 件 ④低地帯建物補助: 0 件	【縮小実施】 ・新型コロナ禍の影響で、戸別訪問の普及・促進活動が困難であることから、当面の間、文書送付による接続指導を実施します。 ・下水道接続に伴う貸付や補助の事業を活用し、接続率向上に努めます。	・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、対面による戸別訪問活動を自粛しているため、下水道接続の必要性、貸付・補助の内容が適切に伝わるのかとの懸念があります。 【目標値】 文書送付件数: 300 件
	生活排水対策推進事業 【環境保全課】	・公益社団法人沖縄県環境整備協会による法定検査の結果、不適正等の判定があった浄化槽管理者に対し、文書等で適正管理の指導をしました。	11 件	【継続実施】 浄化槽の適正管理の指導を行います。	・浄化槽の維持管理状況を把握するため、年1回検査を義務付けられている法定検査の受検率の向上が課題となります。

◆道路整備における透水性舗装の整備を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
24	街路整備事業 【道路建設課】	・透水性舗装の歩道を整備します。	工事: 6 件	歩道舗装において透水性舗装を積極的に採用します。	街路事業: 5 件 道路事業: 3 件

◆保水機能や浄化機能を重視した緑地や公園の整備を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
25	公園整備事業 【花とみどり課】	・保水機能や浄化機能等を考慮した緑地や公園整備を行います。	1件	【継続実施】 R3 対象工事なし	・新設園路への透水性舗装の導入促進には経済性をクリアする必要があります。

◆公共施設における雨水や再生水の利用を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
26	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(ともかげ) 【新規】なし 【建築工事課】	・工事において、雨水利用設備を設置しました。	工事: 【完了】3件 【継続】4件	【継続】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 真地市営住宅建替事業	・施設の永年利用のため、維持管理が重要となります。現時点で主に散水用として利用しています。 【数値目標】 工事:【完了】4件
	公園整備事業 【花とみどり課】	・公園施設であるトイレ等に貯留槽の設置や再生水の利用推進を図ります。	R2 対象工事なし	【継続実施】 R3 対象工事なし	・公園内の施設としてはトイレ施設が主になり、再生水の利用促進には、予算等が課題です。 ・再生水の供給エリアが限定されています。
	公園維持管理 【公園管理課】	・雨水、再生水利用施設の維持管理を行います。	新都心公園 他 10 公園	【継続実施】 継続して維持管理を行っていきます。	・施設設置から10年以上経過しているので、設備点検等などで経年劣化等に備えていきます。
	公共施設における再生水の利用の推進 【下水道課】	・那覇浄化センターで下水を高度処理し、新たな水源として有効利用することを目的として、再生水利用下水道事業区域内にある公共施設へ再生水の利用を推進しました。	工事:1件	【継続実施】 再生水利用下水道事業 1件予定	・PRや啓発活動の充実を図ります。 (数値目標)再生水下水道工事1件
	●小学校 ・石嶺小学校校舎建設事業 ・神原小学校屋内運動場建設事業 ・宇栄原小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校屋内運動場建設事業 ・天妃小学校屋内運動場建設事業 ●中学校 ・鏡原中学校屋内運動場建設事業 【施設課】	・設計段階では、雨水利用設備を積極的に導入することを検討しました。また、雨水利用設備を導入する事になった工事については、施工段階で設計時の内容を鑑み、整備しました。	事業数:6事業	【継続】 ●小学校 ・若狭小学校校舎建設事業 ・天妃小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校屋内運動場建設事業 ・開南小学校屋内運動場建設事業 ・神原小学校屋内運動場建設事業 ・高良小学校屋内運動場建設事業 ・宇栄原小学校屋内運動場建設事業 ●中学校 ・識名小学校校舎建設事業及び屋内運動場建設事業 ・与儀小学校校舎建設事業及び屋内運動場建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業 ・古蔵小学校校舎建設事業 ・垣花小学校屋内運動場建設事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・石嶺小学校屋内運動場建設事業 ・若狭小学校屋内運動場建設事業 ●中学校 ・安岡中学校屋内運動場建設事業 ・松島中学校屋内運動場建設事業	・設計段階では、雨水利用設備を積極的に導入することを検討します。また、施工段階では設計時の内容を鑑み、整備します。 ・事業数:17事業
	水を汚さないために家庭や事業所で実践できる取組を普及啓発します				
	【下水道課】				
	事業場排水水質分析調査 【料金サービス課】	・公共下水道施設の機能を保全するため、市内の事業場排水(飲料製造業、豆腐製造業、病院等)の水質分析を実施し、監視指導を行いました。	事業場 80 か所の水質分析調査を実施 検体数:659 体 改善指導:28 件	【継続実施】 事業場排水水質分析調査 事業場排水 50 か所の採取及び水質分析(検体数 552 体)を実施予定です。	・下水排除基準超過事業場について、引き続き監視指導を行います。また、公共下水道施設の機能を保全するため、広報誌等をとおして、水をよごさないための方法に関する啓発を行います。 【目標値】 事業場水質分析調査:50 か所 検体数:552 体

◆市民や事業者に対して節水に対する広報活動を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
28	水資源有効利用推進 【環境保全課】	・建築確認申請時に添付を求める水資源有効利用・節水計画書を提出する市民や事業者に対し、節水及び雨水の有効利用の必要性について、助言などを行っています。	提出件数: 335 件	【継続実施】 計画書の提出を求めます。	今後も取組の奨励を継続していきます。
	広報誌「なはの水」(市内全戸配布)及び上下水道局ホームページでの広報活動。 【上下水道局 総務課】	・令和2年7月に発行した広報誌「なはの水」タブロイド版及び令和2年12月に発行した広報誌「なはの水」パンフレット版で、節水を呼びかける標語を掲載しています。また、上下水道局ホームページにて「節水コーナー」のページを掲載しています。 https://www.city.naha.okinawa.jp/water/suidoukyoku/sessui/index.html	発行部数: 149,500 部 (7月)、 148,030 部 (12月) 発行回数: 2回 (7月・12月)	(平常時) 広報誌「なはの水」及び上下水道局ホームページにて広報活動を行います。 (渴水時) 本庁・三支所などにて懸垂幕を掲揚するとともにパトロール車にて節水の呼びかけを行います。また、大口使用者に対しは節水啓蒙ポスターを配布し掲示依頼を行います。	多くの市民に節水に対する理解が得られるよう、広報誌等による継続的な広報活動を実施します。広報誌は令和3年度も市内世帯全て(150,450部・令和3年7月・なは市民の友と同数)に配布します。
	那覇市水道事業ビジョンを策定 【上下水道局 企画経営課】	・平成28年3月に策定した那覇市水道事業ビジョンにおいて具体的に施策として示されている環境負荷軽減対策(建設副産物のリサイクル等)を令和3年度まで実施していきます。	製本実績なし	【中止事業】 節水に対する広報活動は上下水道局総務課において行います。	【中止の理由】 今まで総務課で行っており、今後も企画経営課で行う予定なし。取組が総務課と企画経営課で二重に記載されているため次年度以降は削除します。

◆市民や事業者に対して雨水利用の啓発を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
29	水資源有効利用推進事業 【環境保全課】	・本市内にある住居や事業所に、雨水施設又は井戸水を利用するための施設を設置又は修繕した者に対し、予算の範囲内で、その経費の一部を補助(設置費用の2分の1補助で限度額は4万円)しており、広報誌などで募集等を実施しました。	補助件数: 14 件	【継続実施】 当該補助を実施します。	・今年度をもって終了となる事業です。 ・予算執行状況に合わせ、広報等を活用します。
	「那覇市住生活月間」パネル展 【まちなみ整備課】	・「住生活月間」(毎年10月)において、関係課と連携し、本市の住宅関連施策についてパネル展示(本庁舎1階展示コーナー)やパンフレット配布等を通じ、市民向けの情報提供を行いました。	住生活月間 パネル展 令和2年10月5日～9日	【継続実施】 今年度も10月(1週間程度)に本庁舎1階展示コーナーにてパネル展を開催予定。	・現在、課題は特にありません。 引き続き、10月に開催予定の住生活月間のパネル展及びパンフレット配布を通じ、情報提供を行います。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.26) ・雨水利用や再生水利用の促進に努めます。	R2 対象工事なし	【継続実施】 R3 対象工事なし	・雨水及び再生水の利用促進には、施設整備や管理の経済性が課題です。 ・再生水の供給エリアが限定されています。

◆井戸・湧水の有効活用を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
30	井戸・湧水の有効活用推進 【環境保全課】	・渴水時や災害時の生活用水として有効活用を検討します。	-	【継続実施】 検討します。	平成24・25年度実施の市内湧水井戸水質調査報告書を関係課等に情報提供を行い必要に応じ意見交換を行います。

②水辺環境の保全と水とふれあう場づくり

◆多様な生物の生息・生育環境となっている干潟や海岸、河岸等の水辺環境を保全します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
31	①環境啓発事業 ②漫湖水鳥・湿地センター管理運営事業 ③那覇空港滑走路増設事業環境監査委員会 【環境保全課】	①新型コロナウイルス感染拡大予防で活動を中止しました。 ②漫湖水鳥・湿地センターにおいて、水鳥をはじめとする野生生物の保護と湿地の保全の理解を深めるために少人数の活動(自然観察会や特別企画展等)を行いました。 ③委員会開催前の資料説明・委員会当日に参加しました。	①— ②12回(629人) ③出席	【継続実施】 水辺環境の保全を推進します。	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、イベント等の開催を検討します。

◆赤土流出の情報収集とパトロールを推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
32	沖縄県赤土流出防止条例に基づく事業現場のパトロール 【環境保全課】	・那覇市内における1,000 m ² 以上の土地の造成及び建設現場からの赤土等の流出を防止します。	建築工事及びボーリング調査による通報が2件ありました。	【継続実施】 赤土流出の情報収集とパトロールを行います。	・事業現場の確認については、同条例に基づく届け出を受けて沖縄県南部保健所がパトロールをしています。 ・地域住民から赤土等流出の通報があった場合は、パトロールを行い、県に報告することとしています。

◆市民や事業者と協働して水辺環境の保全活動(美化活動等)を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
33	漫湖チュラカーギー作戦 36(漫湖南岸大清掃) 【環境保全課】	新型コロナウイルス感染拡大予防で活動を中止しました。	—	【継続実施】 チュラカーギー作戦については開催形態を検討し実施を検討しています。	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、イベント等の開催を検討します。

◆市民参加型の水辺、海辺の生き物調査を実施します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
34	環境啓発事業 【環境保全課】	(前出 取組No.31) 新型コロナウイルス感染拡大予防で活動を中止しました。	—	【継続実施】 ・漫湖水鳥湿地センターにおける観察会への協働実施を検討します。 ・観察会については、開催形態・コロナ対策の検討し実施の方向です。	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、イベント等の開催を検討します。

1-4 有害化学物質から生活を守る

①ダイオキシン類対策の推進

◆環境中のダイオキシン類の常時監視と情報の公開を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
35	ダイオキシン類監視事業 【環境保全課】	ダイオキシン測定(大気4回、水質・底質2ヵ所1回、地下水質・土壤1回)を実施しました。	測定を実施した全ての測定値で環境基準を達成しました。	【継続実施】 ダイオキシン類の監視・測定を行います。	・ダイオキシン測定(大気4回、水質・底質2ヵ所1回、地下水質・土壤1回)を実施します。

◆那覇・南風原クリーンセンターにおけるダイオキシン類の排出を抑制します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
36	ごみ処理施設の適正運営管理 【環境政策課】	<ul style="list-style-type: none"> 那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{N}$ 以下になるようにごみを焼却し、濃度を測定し、公表しました。 ・測定頻度は年1回です。 ・排出基準値および法令等規制値 $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{N}$ 以下 (0°C、1気圧における 1m^3あたり 0.1ng (ナノグラム: 10億分の1g)以下 TEQ: 毒性等価量 (Toxic Equivalents の略) ・サンプルは、焼却炉1～3号および灰溶融炉1、2号ともに触媒反応塔出口で採取しています。 	<p>焼却炉1号 (R2.7.28 測定) $0.00018\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{N}$</p> <p>焼却炉2号 (R3.1.14 測定) $0.0064\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{N}$</p> <p>焼却炉3号 (R2.11.19 測定) $0.000030\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{N}$</p> <p>灰溶融1号炉 (R2.12.17 測定) $0.011\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{N}$</p> <p>灰溶融2号炉 (R2.8.4 測定) $0.0000055\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{N}$</p>	<p>【継続実施】 那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{N}$ 以下になるようにごみを焼却し、濃度の測定し、公表を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に測定を実施し、施設の安全かつ安定的な稼働に努めます。 数値目標: 定期的な測定は、年に1回実施します。

②有害大気物質等対策の推進

◆有害大気汚染物質の常時監視と情報の公開を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
37	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に摂取することで、人の健康を損ねるおそれがある有害大気汚染物質について、那覇市保健所(21物質)と琉球銀行松尾支店(6物質)の2か所で測定を実施しました。 	<p>環境基準が定められている4物質及び指針値が定められている9物質については全て環境基準又は指針値を達成しました。</p>	<p>【継続実施】 有害大気物質(21物質)の測定を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定値が環境基準や指針値を達成しているか監視していく必要があります。

◆アスベスト飛散防止対策を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
38	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	<ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん(アスベスト)排出等作業実施届出のあった現場に立ち入りし、作業手順や飛散防止の養生が適切に実施されているかについて検査・確認を行い、不適切なケースは指導を行い、作業の変更・追加を指導しました。 	13件	<p>【継続実施】 アスベスト飛散防止対策を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・解体等作業実施者へ適切な指導・啓発を実施するとともに、届出のあった現場への立入調査を行い、検査・確認を行います。
	【継続実施】 大名市営住宅建替事業 【新規】 小禄支所建設事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【建築工事課】	<ul style="list-style-type: none"> 工事において、アスベスト飛散防止対策を行いました。 	工事: 【完了】2件 【継続】3件	<p>【継続実施】 大名市営住宅建替事業 大道保育所解体撤去事業 【新規】 真地市営住宅建替事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既設建物の解体・改修工事の件数が増えることによりアスベスト撤去も増える傾向にあります。 特定建築材料の除去方法については、新工法など今後も継続して注視していきます。
	アスベスト(石綿)対策 【建築指導課】	<ul style="list-style-type: none"> アスベスト(石綿)に関する情報を収集し、関係機関と協力し、アスベスト飛散防止対策を行います。 	令和2年度 補助事業実施: 0件 関係機関への連絡通知: 185件	<p>【継続実施】 アスベスト含有の届出については関係機関へ連絡通知を行ないます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対して今なお相当数使用されていると思われるアスベスト含有建材に関する取り扱いについて、情報提供や周知・啓蒙を引き続き行なう必要があります。

③土壤汚染対策の推進

◆有害化学物質による土壤汚染や地下水汚染の状況について、調査を実施し、情報の公開を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
39	土壤汚染対策事業 【環境保全課】	・土壤汚染や地下水汚染が判明した場合に、周囲に健康被害が及ぶおそれがあれば調査を実施し、必要に応じて情報の公開を行います。令和2年度においては、地下水汚染の懼れがある地区にある20件の井戸を調査しましたが、特定有害物質の確認はありませんでした。	20件	【継続実施】 土壤汚染等が判明した場合は、関係法令に基づき必要な調査を行い、情報公開を行います。	・飲用に係る地下水はありませんが、地下水の汚染状況を確認したうえで、汚染が確認された井戸の地下水利用者に対しては、使用に係る指導を行い、汚染井戸の周辺住民に対しては、情報の公開を行い、注意を喚起します。 なお、当該地下水の調査は、水質汚濁防止法に基づき、周辺調査として実施され、公開されるものとなっています。

◆土壤汚染対策法に基づく「有害物質使用特定施設」が廃止された場合は、事業者に対して、土壤汚染調査を指導します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
40	土壤汚染対策事業 【環境保全課】	・土壤汚染対策法第3条などに基づき、調査を実施した事業者から提出された土壤汚染状況調査結果により、当該事業敷地のうち基準超過した区域について同法に基づく区域指定を行います。 ・令和2年度は、土対法第4条に係る届け出が11件ありました。	①土対法4条の届出 11件	【継続実施】 土壤汚染等の懼れがある場合は、土壤汚染調査を指導します。	・開発行為に伴う土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出は、6月時点で既に2件の届出があります。

◆汚染された土壤の適正処理について事業者に対して指導します

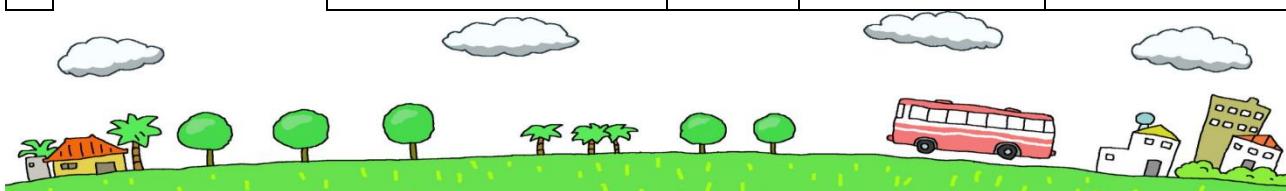
取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
41	土壤汚染対策事業 【環境保全課】	・土壤汚染対策法に基づく区域指定を受けた土地の所有者等に対し、土壤汚染対策法第16条第1項に基づき、除去した汚染土壤を同法の許可を受けた処理施設に適切に運搬するよう指導を行います。	0件	【継続実施】 汚染土壤の適正処理を指導します。	・許可を受けた汚染土壤処理業者を利用するよう指導します。

1-5 自然を守り・自然とふれあう

①自然環境の保全

◆都市部の貴重な自然環境を形成する緑地や樹木を保全します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
42	緑の基本計画推進事業 【環境保全課】	花みどり課の緑の基本計画推進事業への対応 推進計画策定の調整会議に参加	2回	緑の推進計画への対応	・保全の必要な緑地や樹木等の把握をする必要があります。



◆那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を行います

取組 No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び 数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数 等数量)		
43	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【まちなみ整備課】	(前出 取組No.17) ・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕の埋め戻等対策工事を行います。工事にあたっては、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従い、工事します。	工事:2件	【継続実施】 1箇所の対策工事を予定しています。	・現在、課題は特にありません。 引き続き、現場監督員等による現場確認をしながら、1箇所の対策工事を進めます。
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(ともかぜ) 【新規】 小禄支所建設事業 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 泊高橋護岸背後用地保全応急対策事業 【建築工事課】	・工事において、環境配慮マニュアルに従った公共工事を行うよう受注者に指導しました。	工事: 【完了】16件 【継続】23件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【新規】 真地市営住宅建替事業 小禄支所及び(仮称)小禄南消防出張所建設事業 首里城周辺地域整備事業	・環境配慮マニュアルについての指導は十分に浸透してきています。配慮への意識を継続できるように、今後も引き続き指導を継続します。 【数値目標】 工事:【完了】25件
	街路事業 歴史散歩道事業 道路事業 バス停上屋 【道路建設課】	・那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに基づく環境配慮事項を遵守します。	工事:38件	工事期間中の実施状況の確認を行います。	街路事業:13件 道路事業:9件 その他:7件
	道路施設の維持修繕等 【道路管理課】	・道路施設の維持修繕等にあたっては、「那覇市公共工事等環境配慮マニュアル」に沿って、環境に配慮した工事等を行いました。	道路修繕工事:54件	【継続実施】 道路修繕工事等	・修繕計画の検討や道路パトロールの効率化等を推進していく必要があります。道路修繕工事:約50件
	市営住宅ストック総合改善事業 【市営住宅課】	・工事において、環境配慮マニュアルに従った公共工事を行うよう請負者に指導しました。	工事:6件	【継続実施】 引き続き請負者に指導を行います。	・工事着手前に施工計画書及び使用材料承諾書等について提出させる必要があります。工事:6件
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.17) ・那覇市公共工事環境配慮マニュアルを活用し、公共工事請負業者に対し環境配慮仕様書で配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10件 委託:7件	【継続実施】 工事:8件 委託:5件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。 【数値目標】 工事:8件 委託:5件
	公園整備事業 【公園管理課】	・那覇市公共工事等環境配慮マニュアル等を活用し、公共工事請負業者に対して環境配慮仕様書で配慮を促し、環境配慮チェック表で確認します。	5件	【継続実施】 継続して環境マニュアルの活用を行い、公共工事を適正に行います。	・前年度同様、環境への配慮を留意して行います。9件を目標とします。
	文化財維持管理費 【文化財課】	(前出 取組 NO.17)	・補修工事等 5件	【継続実施】 ・那覇市指定及び市所有文化財とその周辺の適切な管理のため、補修工事等を予定しています。	・課題:維持管理を行なながら、文化財の保護・整備について検討する必要があります。 ・数値目標:補修工事3件
	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事の実施 【水道管理課】	(前出 取組No.17) ・上水道施設(配水管、給水管等)の維持管理工事の際、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従って施工します。	工事:0件 対象発注工事がありませんでした。	【継続実施】 上水道施設撤去工事1件 発注予定	・工事の際は那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに沿って施工するよう施工計画書等へ記載することを請負業者へ引き続き指導します。 【数値目標】 上水道施設撤去工事1件 発注

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
43	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施 【水道工務課】	・自然環境保全のため、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施しました。	工事:5件	【継続実施】 水道事業 15件予定	・工事の際は那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに沿って施工することとなっていますが、未だ指導が必要な業者もあり、今後も継続して環境配慮への意識づけが必要です。 【数値目標】水道事業 15件
	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施 【下水道課】	・自然環境保全のため、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施しました。	工事:18件	【継続実施】 公共下水道事業 11件予定	・工事の際は那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従うよう請負業者へ指導します。 【数値目標】公共下水道工事 11件予定
	前出 取組 No.17 【施設課】	・工事において、環境配慮マニュアルに則った施工を実施するよう受注者に指導しました。 ・委託においては、環境配慮マニュアルに則った設計を検討するよう受注者に指導しました。	事業数:41 事業	前出 取組 No.17	・設計段階より環境配慮マニュアルに沿った施工方法を検討しておく必要があります。 ・事業数:30事業
	公共工事環境配慮マニュアル 【環境保全課】	・公共工事(小規模工事を除く。)を行う部署から提出された環境配慮仕様書及びチェック表の確認を行いました。	令和2年度 チェック表: 115件	【継続実施】 提出される環境配慮仕様書及びチェック表を確認します。	・当該マニュアルが策定されてから13年が経ち、公共工事において、当該マニュアルの目的に沿って工事が実施されていることを考慮し、今後5年(H30～R4)を目途に、環境配慮仕様書及びチェック表の提出を不要とすることを検討します。

◆天然記念物を保全します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
44	首里城周辺地域整備事業 【文化財課】	・国指定天然記念物「首里金城の大アカギ」について、来訪者の踏圧により周辺地盤が踏み締められ、根の生育環境の悪化が懸念されるため、踏圧対策として木道を整備する。	・木道整備実施設計業務委託1件	【継続実施】 ・首里城周辺地域整備事業にて、アカギの踏圧軽減策のため、木道整備工事を予定しています。 ・天然記念物再生事業にて、アカギの樹勢の回復を目的とした診断業務及び樹勢回復業務を予定しています。	・課題:近年発生した害虫対策として、樹勢回復を進める必要があります。 ・数値目標:樹勢診断及び樹勢回復業務の実施。

②生物多様性の保全

◆生き物の生息・生育状況を把握し、必要に応じて保全対策を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
45	環境啓発事業 【環境保全課】	絶滅危惧種であるキバナノヒメユリについて、関係部署(公民館・文化財課)との調整を行い、貴重種の保全に努めています。	種子散布後の草原環境維持の為の環境搅乱としての草刈り	【継続実施】 緑地や樹木等を保全します。	・保全の必要な緑地や樹木等の把握をする必要があります。

◆環境省などと協力して特定外来生物による生態系の破壊を防止します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
46	外来種対策 【環境保全課】	①OISTと協同したハヤトゲフシアリ防除を継続しています。 ②市民に対して都市部の貴重な自然環境保全を訴えるために、外来種対策として、特定外来生物ツルヒヨドリについて、市広報への搭載、及び問い合わせに対する現場調査を行いました。	①毎月のトラップ設置 ②年2回の広報搭載・現地調査	【継続実施】 外来種防除事業	①防除開始月のトラップ設置数は36ポイント、その他の月は20ポイント行います。 ②ツルヒヨドリについて市民情報に伴う現地調査を行います。

◆公園、緑地等を整備して生態系ネットワークの保全や創出を図ります

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
47	公園整備事業 【花とみどり課】	・環境配慮仕様書で動植物への配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10件 委託:7件	【継続実施】 工事:8件 委託:5件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。 【数値目標】 工事:8件 委託:5件

③自然とふれあう場づくり

◆自然観察会や体験教室、市民参加型環境学習を実施します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
48	環境啓発事業 【環境保全課】	新型コロナウイルス感染拡大予防で活動を中止しました。	—	【継続実施】 自然観察会や体験教室等様々な市民参加型環境学習を検討します。	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、イベント等の開催を検討します。

◆学校や公共施設にビオトープを整備します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
49	公園整備事業 【花とみどり課】	・令和2年度において、整備はありませんでした。	0件	【継続実施】 都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要なため、今後、それらに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進めて行います。	・今後は整備をしていく上では、整備後の維持管理の取組み方が課題です。
	・なし 【施設課】	・令和2年度において、整備はありませんでした。	・なし	・なし	・整備の予定はありません。
	環境啓発事業 【環境保全課】	(前出 取組No.31) 大雨による漫湖水鳥湿地センターに周辺小川からの流入した土砂の撤去作業を行いました。	—	【継続実施】 漫湖水鳥湿地センターに周辺小川からの土砂流入対策の検討をします。	漫湖水鳥湿地センターにおける中長期計画の実施の中でビオトープの設置について検討します。

◆観光客に対するエコツーリズムを推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
50	波の上ビーチ等本市のエコツーリズム状況に関する情報収集 【観光課】	・波の上ビーチ等におけるエコツーリズム状況における情報収集を行いました。波の上うみそら公園ダイビング・シュノーケリングエリアにおいて、体験ダイビング・シュノーケリングに参加される方へ環境協力金として、500円を料金に含めていることを確認しました。環境協力金は、サンゴを守り育てる環境保全の取り組みに充てられております。	1 件	【継続実施】事例調査を行います。	【課題】本市の特性に合致した取り組みについての検討、関係部署や関係団体などとの連携の必要があります。 【目標値】事例調査1件実施

1-6 緑あふれる街をつくる

①緑の保全と創出

◆周辺環境に配慮した公園緑地を整備します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
51	公園整備事業 【花とみどり課】	・地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。	説明会 0 件	【継続実施】 都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要なため、今後、それらに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進めてます。	・公共施設を新設するにあたり地域住民への周知を図る必要があります。
	協働のまちづくり 【公園管理課】	・自治会による公園管理業務の委託の推進、公園ボランティアなどの育成を行います。	・自治会委託：15団体 ・企業ボランティア：65 社 ・公園愛護会：147 団体 * 計：227 団体	【継続実施】 前年度計画同様2件増の年間目標を設定し、取り組んでいきます。	・継続してHP等でボランティア募集や勧誘を行い、2件増を目標とします。

◆市民農園を提供します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
52	市民農園事業 【商工農水課】	・1区画約9㎡規模の耕作地を提供し、野菜の栽培収穫を通して、農業への関心をもってもらいます。	60 区画(65 世帯) 中途契約・中途利用者有	【継続実施】 60 区画(60 世帯)	・中途解約時の報告がない場合があるので、定期的に現場確認を行い、農園利用者と密に連絡を取る。

◆道路や公共施設の緑化を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び 数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
53	花いっぱい運動推進事業 【花とみどり課】	・花いっぱい運動を市民運動として広めるため、那覇市のホームページで周知を行い、草花苗などを無料で配布しています。	26,525鉢	【継続実施】 今年度は、約 26,000 鉢の花苗を配布予定	・緑化関係事業は、令和4年度から緑化推進事業に一元化されます。花いっぱい運動を推進していくための予算確保が課題となります。
	街路整備事業 【道路建設課】	・街路樹の植栽を推進します。	街路樹植栽：24本	歩道幅員や成長速度を考慮した樹木の選定を行い植栽します。	街路事業：1件
	亜熱帯庭園都市の道路美化事業 【道路管理課】	・都市及び地域における骨格的な緑の軸として、街路樹の緑化や美化を推進し、都市の景観形成の向上を図りました。	植栽面積：215m ² 街路樹の高木剪定：462本	【継続実施】 植栽工事及び街路樹美化	・路線毎に適切な時期に剪定を実施できるよう計画的な執行を推進していく必要があります。 街路樹の高木剪定：344本
	●小学校 ・石嶺小学校校舎建設事業 ・神原小学校屋内運動場建設事業 ・宇栄原小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校屋内運動場建設事業 ・天妃小学校屋内運動場建設事業	・屋上又は壁面緑化、及び敷地内緑化を推進しました。	事業数：6事業	【継続】 ●小学校 ・若狭小学校校舎建設事業 ・天妃小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校屋内運動場建設事業 ・開南小学校屋内運動場建設事業 ・神原小学校屋内運動場建設事業 ・高良小学校屋内運動場建設事業 ・宇栄原小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校校舎建設事業及び屋内運動場建設事業 ・与儀小学校校舎建設事業及び屋内運動場建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業 ・古蔵小学校校舎建設事業 ・垣花小学校屋内運動場建設事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・石嶺小学校屋内運動場建設事業 ・若狭小学校屋内運動場建設事業 ・小学校擁壁改修事業 ●中学校 ・安岡中学校屋内運動場建設事業 ・寄宮中学校擁壁改修事業 ・松島中学校屋内運動場建設事業	・引き続き屋上又は壁面緑化、及び敷地内緑化を推進します。 ・事業数：19事業
	●中学校 ・鏡原中学校屋内運動場建設事業				
	【施設課】				
	本庁舎維持管理事業 (内、植栽の適正管理) 【管財課】	【事業概要】 本庁舎外周(ペランダ含む)及び中庭に設置されている植物の生育条件を整え、その形態の育成・維持・保全を図ることにより、植栽の目的・機能を達成・維持するものです。 【R2 年度の取組】 管理する植栽及び構内を隨時巡回点検し、整枝、剪定、施肥、芝刈、病害虫防除、除草、伐根除草、灌水、補植等を行いました。	通年	【継続実施】 ・R2 年度取組を継続します。 ・引き続き生育環境に適した植物の補植及び補植した植物の生育状況の管理を行います。	【課題】 方角や階によって日当たり等が異なるため、植物の生育状況に差異があります。日当たり等が良くない箇所の生育を良くしていくことが課題です。

② 身近な緑の充実

◆緑地協定による民有地の緑化を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び 数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
54	緑化に関すること 【花とみどり課】	・令和2年度においての実績はありませんでした。	0件	【継続実施】 地区計画や建築協定を所管する都市計画課や建築指導課と連携し、民有地における緑化推進を研究します。	・民有地所有者の協力体制の構築が必要です。

◆緑化に対する広報活動を強化します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
55	花いっぱい運動推進事業 【花とみどり課】	・花いっぱい推進運動を市民運動として広めるため、那覇市のホームページで周知を行っています。	年度初めにホームページ更新	【継続実施】 毎年年度初めにはホームページ更新し市民への周知を行います。また、公民館等に周知します。	・対象となる道路周辺の市民やボランティア団体等への周知を図る必要があります。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・例年実施していた「しきなっ子祭り」や「石嶺公民館祭り」など、各イベント会場で実施していた緑化に関する普及啓発事業は、新型コロナウイルスの影響によるイベント中止により、開催中止となりました。	通年 配布した鉢数を受講者数とする。(令和2年度 0鉢)	【継続実施】 ・イベント会場での緑化に関する情報を発信し、普及啓発を行います。	・関係団体と連携し、緑化に関する啓発を行います。 緑化講習会:年1回以上 (※新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント等開催時期短縮のため数値目標を下げています。)

◆敷地や建物の緑化に関する技術指導や支援を実施します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
56	那覇市緑化センター 【花とみどり課】	・緑化センターにおいて、市民からの緑化に関する質問に対して回答、指導を行っています。	回答実績:64件	【継続実施】 引き続き、緑化センター等で市民からの緑化に関する疑問へ回答、指導等を行っていきます。	緑化に関する質問は、毎月10件以上あり、今後もわかりやすく正しい情報を発信してくため、人材の育成が必要です。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組No.55) ・例年実施していた「しきなっ子祭り」や「石嶺公民館祭り」など、各イベント会場で実施していた緑化に関する普及啓発事業は、新型コロナウイルスの影響によるイベント中止により、開催中止となりました。	通年 配布した鉢数を受講者数とする。(令和元年度 100鉢)	【継続実施】 ・イベント会場での緑化に関する情報を発信し、普及啓発を行います。	・関係団体と連携し、緑化に関する啓発を行います。 緑化講習会:年1回以上 (※新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント等開催時期短縮のため数値目標を下げています。)

1-7 県都にふさわしい街なみをつくる

①観光都市にふさわしい景観づくり

◆景観計画等にもとづき観光拠点などの景観形成を促進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
57	那覇市景観計画の推進 【都市計画課】	・平成24年4月の景観計画施行に伴い、市における届出業務を開始。景観計画区域内行為届出書により、那覇市景観計画に基づいて建築物および工作物等の行為について各類型別エリアに沿った良好な景観形成を促進します。	景観計画区域内行為届出書(景観法第16条第1項2項)及び通知書(景観法第16条第5項)の合計286件	【継続実施】 引き続き景観区域内行為届出書により、良好な景観形成の促進を行います。	・景観計画の改定に向けて、上位計画との関連及び10年間の運用実績を検証し、基準の見直し等の検討が必要です。 令和3年度の景観法に基づく届出及び通知の合計目標件数:300件

◆景観資源の指定を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
58	都市景観資源の指定 【都市計画課】	・那覇市都市景観条例第26条第1項の規定に基づき、都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建造物・樹木を景観資源として指定します。	69件 平成9年～令和2年度末累計	【継続実施】 年間指定件数を2件とし、公共所有のみでなく、民間所有の景観資源候補も指定に繋げられるよう取り組んでいます。	・個人や法人所有の景観資源候補は維持管理義務及び現状変更等を行う場合の報告等の義務が指定の条件となることから、景観資源指定の同意を得られないことが予想されます。 ・目標年間指定件数2件

◆道路や公共施設等の整備にあたっては周辺景観との調和を図ります

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
59	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・各事業にて整備を行う道路施設は、周辺環境との調和を図りながら整備を行います。	工事:1件	周辺環境との調和を図りながら道路施設の整備を行います。	歴史散歩道事業:1件
	街路樹維持管理 【道路管理課】	・交通空間や歩行空間の安全性確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に対する配慮を行いました。	街路樹の高木剪定:906本 道路除草等:24,551m ²	【継続実施】 街路樹剪定等	・路線毎に適切な時期に剪定を実施できるよう計画的な執行を推進していく必要があります。 街路樹の高木剪定:573本 道路除草等:12,800m ²
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(ともかぜ) 【新規】 大道こども園増改築事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(大嶺CC) 泊高橋護岸背後用地保全応急対策事業 【建築工事課】	・道路や公共施設等の整備にあたっては、関係課と調整しながら施工しました。	工事: 【完了】4件 【継続】8件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 大道こども園増改築事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【新規】 小禄支所及び(仮称)小禄南消防出張所建設事業 首里城周辺地域整備事業	・関係課との調整により、景観に配慮した計画を目指しています。 【数値目標】 工事:【完了】10件
	公園整備事業 【花とみどり課】	・(前出 取組No.51) 関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。	説明会 0件	【継続実施】 都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要なため、今後、それらに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進めています。	・公共施設を新設するにあたり地域住民への周知を図る必要があります。
	前出 取組 No.53 【施設課】	・工事において、塗料選定時の色彩検討、緑化の推進により、周辺環境と調和を図りながら整備しました。 ・委託において、建物計画を周辺景観との調和を図れるよう検討しました。	事業数:6事業	前出 取組 No.53	・学校の高木の枝葉が越境する事例が多いため、周辺地域との調和を図りながら、樹木の選定や植栽の位置を検討します。 ・事業数:19事業
	農連市場地区防災街区整備事業 【まちなみ整備課】	・事業地区における道路等公共施設の整備にあたっては、周辺景観との調和を図るために、都市デザイン室等と調整し、設計、施工するよう、事業施行者へ指導を行います。	都市デザイン室との調整に基づき設計した内容の工事を行いました。(適宜)	なし(工事完了のため)	なし(工事完了のため)

◆観光都市にふさわしい屋外広告物となるよう指導します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
60	那覇市屋外広告物適正化推進計画、那覇市公共サイン計画の推進 【都市計画課】	・平成 25 年に作成した「那覇市屋外広告物適正化計画」及び「那覇市公共サイン計画」を推進します。	屋外広告許可申請件数(那覇市屋外広告物条例第 11 条、第 19 条、第 20 条)268 件	【継続実施】 平成 25 年に作成した「那覇市屋外広告物適正化計画」に基づき、申請率の向上に向け、未申請広告物と未継続広告物に対し許可申請の案内通知の送付を行います。 また、平成 29 年度に作成した指導事務処理要領に基づき違反する屋外広告物の是指導を行い、良好な景観形成に努めます。	・17 時頃から乱立する移動可能な違法立看板については道路管理者との連携が必要となります。まためんそれ条例関連で観光課との連携も必要です。違法件数が多いため口頭又は文書では正指導を行ったとの追跡調査管理にかなりの時間を要します。 屋外広告物許可申請の目標件数:250 件

②歴史・文化の保全・活用

◆歴史的な街並みや資源を保全し、適切に活用します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
61	首里金城町石畳道保存修理工事 【文化財課】	・県指定文化財である、「首里金城町石畳道」の石が欠損・陥没した部分の修復を行い、文化財として保全すると共に、観光資源としても活用を図りました。	・石畳道保存修理工事 1件	【継続実施】 石畳道の石積修復工事を予定しています。	・課題:維持管理を行なながら、文化財の保護・整備について検討する必要があります。 ・数値目標:石畳道保存修理工事 1件

◆指定文化財の保存整備を促進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
62	伊江殿内庭園保存整備事業 伊江御殿別邸庭園保存整備事業 【文化財課】	・国指定名勝「伊江殿内庭園」の構造の確実な保存を図り、今後の活用に向けた整備を行うものであります。主庭院実施設計業務、管理施設部の用地測量及び土質調査を行いました。 ・国指定名勝「伊江御殿別邸庭園」について、今後の保存及び公開整備に向け、学識者や地元関係者で構成する整備検討委員会を発足し、保存活用計画の策定を進めました。	・主庭院実施設計 1件、園地土質調査 1件、用地測量 1件、樹木撤去工事 1件、庭園保存処置 1件 ・保存活用計画策定(1年目) 1件	【継続実施】 ・名勝伊江殿内庭園の保存整備事業を予定しています。 ・名勝伊江御殿別邸庭園の保存活用計画(2年目)を予定しています。	・課題:維持管理を行なながら、文化財の保存・整備について検討する必要があります。 ・数値目標:伊江殿内庭園実施設計 1件、伊江殿内庭園保存整備工事 1件、伊江御殿別邸庭園基本計画 1件、識名園保存活用計画 1件

◆歴史的・文化的な資源やその資源と一緒にとなる景観の保全・修景・活用を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
63	首里金城町まちづくり推進協議会の運営 【都市計画課】	・首里金城町では、細街路整備事業に伴い、道路建設課、下水道課、文化財課など複数の課にまたがる工事を執り行っています。本課は、その全体のとりまとめとして全体会や地域との意見交換会を実施します。	首里金城町まちづくり推進協議会開催件数: 0回(関係課との意見交換等: 通年)	【継続実施】 首里金城町では、細街路整備事業に伴い、道路建設課、下水道課、文化財課など複数の関係課による工事等が実施または計画されています。その全体のとりまとめとして会議や地域との意見交換会の窓口となり、良好な景観形成を推進します。	・事業課の業務進捗に合わせて推進連絡会の開催時期、回数、方法を検討する必要があります。
	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。	工事: 1件	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。	歴史散歩道事業: 1件
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.51.59) ・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを実行しています。	説明会 0件	【継続実施】 都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要なため、今後、それらに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進めてます。	・公共施設を新設するにあたり地域住民への周知を図る必要があります。
	玉陵管理事業 識名園管理事業 文化財維持管理費 【文化財課】	・世界遺産の「玉陵」の維持管理を行いました。 ・世界遺産の「識名園」の維持管理を行いました。 ・市内各文化財の維持管理を行いました。 ・市指定有形文化財「読谷山御殿の墓」の石積修復を終え、公開施設としました。	・維持管理業務 ・通年で実施 ・文化財新規公開 1件	【継続実施】 ・維持管理業務は継続して行います。	・課題:文化財施設の公開を行なながら、文化財の保護・管理・公開を進めることが課題です。 ・数値目標:文化財の修景 1件

◆開発事業等に対して、歴史的・文化的な資源や背景への配慮について指導します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
64	埋蔵文化財試掘調査 【文化財課】	・市内の各種開発に伴い、埋蔵文化財の有無を確認する申請を受け付ける。必要な場所に関しては、試掘調査等を行い埋蔵文化財の保護に対して配慮を図る啓発を行いました。	試掘調査数: 10ヶ所	【継続実施】 市内の各種開発に伴い、文化財の有無の確認、試掘調査等を行う予定です。	・課題:建物の開発を行う建築主、設計者等に対し、文化財保護の重要性について理解してもらうことが課題です。 ・数値目標: 10件/年

◆公共施設の整備にあたっては歴史的な街なみ景観との調和を図ります

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
65	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(ともかぜ) 【新規】 大道こども園増改築事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【建築工事課】	・公共施設等の整備にあたっては、関係課と調整しながら施工しました。	工事: 【完了】 2 件 【継続】 4 件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 大道こども園増改築事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【新規】 真地市営住宅建替事業 小禄支所及び(仮称)小禄南消防出張所建設事業 首里城周辺地域整備事業	・関係課との調整により、景観に配慮した計画を目指しています。 【数値目標】 工事:【完了】 4 件
	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。	工事:1 件	歴史的街なみ景観との調和を図りながら整備します。	歴史散歩道事業:1 件
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組№51.59.63) ・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。	説明会 0 件	【継続実施】 都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要なため、今後、それに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進めてます。	・公共施設を新設するにあたり地域住民への周知を図る必要があります。
	なし 【施設課】		・なし	【新規】なし 【継続実施】なし	・該当事業はありませんが、その他事業でも景観との調和に配慮した計画を行います。

◆赤瓦や石垣等、本市の風土を特徴づける素材を活用した住宅建設に対する支援を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
66	景観形成推進事業 【都市計画課】	・龍潭通り沿線地区(平成 14 年 12 月～)、首里金城地区(平成 6 年 4 月～)、壺屋地区(平成 14 年 4 月～)の 3 地区において、歴史的景観に配慮して、赤瓦や琉球石灰岩を活用した建物に対し、景観助成金を交付しています。	修景物件数:3 件 助成金合計 2,710,000 円	【継続実施】 地区内の申請物件に対し助成金交付を行う予定です。	・歴史的景観を保全してくために地域の方々や設計者には、景観整備基準の理解を深めて頂く必要があります。 ・令和 3 年度実施計画では 11 件を予定しています。

◆地域の歴史・文化資源に関する情報を整備します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
67	歴史資料編集・普及事業 【文化財課】	・那覇市内 106 ヶ所に設置した「旧跡・歴史的 地名標示板」を、周辺環境に配慮し、適切な維持管理を行いました。	設置箇所: 市内 106 か所	【継続実施】 定期的に状況を確認し、適切な維持管理を行います。	・課題:維持管理のため、定期的に設置状況を確認し、予算措置など適切な処理を行う必要があります。 ・数値目標:市内 106 か所の標示版管理
	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。	工事:1 件	地域の歴史・文化資源に関する情報を整備します。	歴史散歩道事業:1 件

1-8 衛生的な街をつくる

①衛生的な街づくり

◆ハブ対策を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
68	ハブ・衛生害虫等対策事業 【環境衛生課】	・ハブ咬症防止の啓発、目撃情報に基づくハブ捕獲器設置による捕獲、ハブ咬症者への医療費の一部扶助、棲みかとなる石垣の穴埋めのための原材料の支給を行いました。	※啓発パネル展・出前講座:0回 ※コロナ禍の為、事業中止 目撃等相談件数:59件 捕獲器設置:200件 ハブ捕獲:92匹 原材料支給:5件	【継続実施】 ・ハブによる咬症事故防止の啓発を目的に、小中学校等を対象にパネル展及び出前講座を開催し、ハブの目撃等のある地域については捕獲器の設置等を継続して実施します。	・観光客へのハブ咬症防止に関する周知も重要となっています。 ・啓発パネル展及び出前講座を2回以上実施します。

◆野良犬、野良猫対策を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
69	犬猫適正飼養推進事業 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業 【環境衛生課】	・狂犬病予防法、那霸市動物の愛護及び管理に関する条例に基づく徘徊犬の捕獲、所有者不明犬猫の引取り、犬猫適正飼養の啓発、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行いました。	徘徊犬捕獲:30頭 所有者不明犬猫の引取り:犬58頭、猫4匹 飼い主のいない猫の不妊去勢手術:215匹	【継続実施】 ・那霸市動物の愛護及び管理に関する条例を令和3年6月より施行し、犬猫の適正飼養を関係機関と連携しながら普及啓発に努めます。 ・那霸市動物の愛護及び管理に関する条例を令和3年6月より施行し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を、手法を変え継続して実施し、猫の繁殖による環境悪化の抑制を図るとともに、不妊去勢手術の普及啓発を図ります。	・猫は1回の出産で複数の子猫を産み、1年に2~4回の出産が可能です。メスは生後4~12ヶ月で繁殖できるようになるため、地域での過剰な繁殖が課題です。 ・年間手術数、200匹を目指します。

◆あき地の適正管理を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
70	あき地の所有者又は管理者への適正管理の指導 【環境衛生課】	・草が繁茂するなど管理が十分でないあき地の所有者又は管理者に対し適正管理の指導を行いました。	相談受付:137件 解決:133件 継続:4件	【継続実施】 ・管理されていないあき地の所有者等へ指導を行い、生活環境の保全に努めます。	・登記簿等でも所有者の追跡ができないあき地への対応が課題です。 ・継続件数、10件以内を目指します。

◆ゴキブリなどの衛生害虫の駆除を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
71	ハブ・衛生害虫等対策事業 【環境衛生課】	・ねずみやゴキブリなどの衛生害虫の駆除に関する助言・指導、噴霧器の貸出し、重点薬剤散布箇所への薬剤散布、環境に配慮した衛生害虫の発生防止及び防除法の普及啓発を行いました。	相談件数:175件 噴霧器の貸出し:30件 重点薬剤散布箇所への薬剤散布:33箇所(延べ66回)	【継続実施】 ・自治会等へ噴霧器の貸出しや薬剤を支給し、衛生害虫の発生防止及び防除方法の普及啓発を継続して実施します。	・平常時からの感染症媒介蚊対策を普及啓発し、感染症予防に取り組む必要があります。



②動物と共生する街づくり

◆市民や関係団体と連携し、畜犬登録の推進やペットの正しい飼い方に関する啓発を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
72	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・沖縄県獣医師会への鑑札・済票交付の委託、未接種世帯への再通知や市の広報誌を活用して犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進しました。 ・コロナ禍の為、狂犬病予防集合注射事業中止により、協力動物病院での狂犬病予防注射の接種を推進しました。	集合注射実施:0会場 犬のしつけ教室:0回 動物愛護学習会:0校 なは動物愛護フェスタ:0回 適正飼養パネル展:0回 コロナ禍の為、事業中止	【継続実施】 ・各種イベント等を実施し動物愛護、適正飼養の普及啓発に努めます。 ・協力動物病院での狂犬病予防注射の接種率向上に努めます。	・不妊去勢手術、猫の室内飼育等が十分普及していないことが課題です。 ・パネル展を年間10回以上実施します。 ・狂犬病予防注射接種率58.6%以上を目指します。 ・協力動物病院での狂犬病予防注射の接種率向上が課題です。

◆犬、猫の殺処分数の減少に向けた取り組みを推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
73	犬猫適正飼養推進事業 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業 【環境衛生課】	・終生飼養の原則に反する安易な引取依頼に対する指導・啓発や収容犬猫を返還するための所有者情報の収集、並びに犬猫の譲渡事業を実施しました。 ・飼い主のいない猫への無責任な餌やりへの啓発、不妊去勢手術の普及啓発に努めました。	抑留・収容数: 犬92頭、猫54匹 返還数: 犬81頭、猫2匹 譲渡数: 犬11頭、猫9匹 殺処分数: 犬0頭、猫43匹 飼い主のいない猫の不妊去勢手術:215匹	【継続実施】 ・収容される犬猫を減少させるため、様々な機会を通して動物愛護管理思想の普及啓発に努めます。また、収容犬猫の返還を図り、飼い主の判明しない犬猫にはできるだけ生存の機会を与えるため、譲渡の推進に努めます。	・猫は1回の出産で複数の子猫を産み、1年に2~4回の出産が可能です。メスは生後4~12ヶ月で妊娠できるようになるため、地域での過剰な繁殖が課題です。 ・成犬(高齢犬)、成猫の譲渡促進が課題です。

◆動物愛護管理行政の拠点となる施設を整備し、動物愛護事業を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
74	建設用地取得に向けた調査、研究 【環境衛生課】	・建設用地の取得に向けての調査を行いました。 ・施設整備に関する環境部の基本構想(案)及び基本計画(案)をブラッシュアップしました。	基本構想(案)・基本計画(案)の修正(案)の策定	【継続実施】 ・動物愛護管理施設の整備計画を継続して推進します。	・市内での建設用地の確保が課題です。 ・計画の見直しを検討する必要があります。

③墓地の環境整備

◆市民共同墓の適正管理を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
75	識名霊園の適切な管理・運営 【環境保全課】	・市民共同墓の申込受付、申請書類審査、台帳整理(管理システムへの入力)、納骨日の調整、霊園管理事務所への状況報告、霊園管理事務所職員(非常勤1人、シルバーパート2人)による納骨の立会い及び施設の維持管理を行いました。 ・施設概要:合葬室約20,000体の焼骨埋蔵可能、合葬用納骨室2,613壇、短期収蔵納骨室1,812壇、参拝室2室、屋外参拝所7ヶ所、トイレ1ヶ所、管理事務所1棟	施設使用件数内訳 短期収蔵納骨室:511件 合葬用納骨室:75件 合葬室:752件 (その内生前予約:101件)	【継続実施】 南納骨堂使用者へ施設閉鎖の通知を行うと同時に広報誌、インターネット等で随時募集の掲載を行います。	・核家族化、少子化に伴う墳墓管理が困難となる状況を見据えて、市民共同墓の案内、情報提供(広報活動)を行っています。 ・令和3年5月の南納骨堂閉鎖に伴う焼骨の改葬先として、市民共同墓を案内します。

◆市民共同墓を活用し、無縁墓地や空き墓の適正な管理を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
76	公営墓地一般管理業務 【環境保全課】	・南納骨堂及び市民共同墓短期収蔵納骨室の使用許可未更新の使用者には、通知・調査を踏まえ「那覇市識名霊園内施設使用許可未更新に係る事務処理及び焼骨等の取扱基準」に基づき、使用許可未更新お骨は引き続き通知、戸別訪問等の手順を踏んで使用許可未更新のお骨をまちなし整備課仮安置棟へ移動しました。 ・使用承継の行われていない墳墓には、連絡依頼の貼り紙を継続しました。	・使用許可未更新お骨所有者への通知190件(延べ)を発送、うち南納骨堂より1壺をまちなし整備課仮安置棟へ移動した。 ・南納骨堂内の無縁化した焼骨4壺及びまちなし整備課仮安置棟にある焼骨33壺を市民共同墓合葬室へ埋蔵した。	【継続実施】 ・南納骨堂及び市民共同墓短期収蔵納骨室の使用許可未更新の使用者には通知・調査を踏まえお骨の引取り及び改葬を促し、使用許可未更新お骨をまちなし整備課仮安置棟へ移動します。 ・使用承継の行われていない墳墓には、連絡依頼の貼り紙を継続します。	・使用者及び関係人死亡・不明となった施設の関係人調査を実施し、お骨の引取り及び改葬を促します。 ・無縁墳墓の把握(確定)と改葬手続及び撤去(解体)費用が課題です。

【基本目標2】 身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

2-1 ごみを減らす

①ごみの排出抑制・循環的利用の促進

◆4Rの普及啓発を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
77	ごみ減量・資源化推進事業 【環境政策課】	循環型社会を目指し、ごみの発生抑制及び排出抑制を促進するため、ごみ分別表、ごみ分別マニュアル、ホームページ等での4Rの普及・啓発を行いました。 また、年度内に次のイベントを実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策により令和2年度は中止しました。 ・4R推進コンクール(ポスター、標語 中学生を対象とする。) ・環境絵日記コンテスト(小学生を対象) ・環境作品展(両コンクールの作品展示を含めた4R啓発イベントの実施) ・4Rの普及啓発を目的とした、「ごみゼロの日」広報啓発の実施	※新型コロナウイルス感染症対策により、4R推進コンクール・環境絵日記コンテスト、環境作品展は、中止としました。	【継続実施】 循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を促進するため、以下の普及啓発事業を行います。 ・4Rの普及啓発を目的として「ごみゼロの日」の広報・啓発を行います。(本庁舎前に懸垂幕にて広告) ・分別表、分別マニュアル、ホームページ等での広報 ※4Rコンクール・環境絵日記コンテスト、環境作品展は、令和3年度は中止	・家庭ごみの収集量が「横ばい」から「増加」に転じつたことから、改めてごみ減量について、その手法等を広報・啓発を行う必要がある。 目標値: 年度後半に広報紙「市民の友」を活用した普及啓発を2回以上行う。
	再生工房事業への協力 【クリーン推進課】	・那霸市再生工房事業(廃棄物対策課所管)について、再生可能と判断した家具等の収集・運搬業務をサポートします。	全市域中、市が直接収集する市域の収集運搬【令和2年度実績:持ち込み7個】	【事業終了】 再生工房事業の所管課(環境政策課)が同事業を取りやめたためサポートの終了。	

◆クリーンサポーターと連携して市民のリサイクル活動を支援します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
78	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	・地域の生活環境の向上及び清掃事業の円滑な運営を図るため、地域と行政のパイプ役として、環境推進員(クリーンサポーター)を委嘱し、ごみの減量資源化等の促進を図ります。	定員 40 名 令和2年度は39名を委嘱。	【継続実施】 ごみの分別指導、会議等を通して、ごみの減量資源化等を図ります。	・参加自治会数や1自治会当たりの人数の見直しが必要です。令和3年度は9自治会40名を委嘱。

◆徹底したごみの分別を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
79	ごみ減量・資源化推進事業 家庭ごみ有料化事業 【環境政策課】	家庭ごみの分別を促進し、減量及び資源化の推進を図るために次の事業を実施しました。 ・広報啓発の充実 家庭ごみの分別チラシの全戸配布、分別マニュアルの配布、市外からの転入者へ転入者パックの配布、ホームページや広報紙「市民の友」での広報 ・事業系ごみの排出区分の適正化を図るために、市内の事業者に対し、個別に事業系ごみの分別チラシ及び関連通知などを郵送 ・大規模事業所等への訪問(ごみの減量・資源化の助言・指導) ・家庭ごみ有料化制度を実施し、ごみ処理費用に対する意識啓発を行い、受益者負担の公平性を確保することにより、ごみの減量・資源化を促進	・転入者向けごみ分別マニュアル:6,120部 大規模事業所等訪問件数:171件 減量化計画書提出率:97.3%(255件中262件)	【継続実施】 ごみの分別を促進し、減量及び資源化の推進を図るために次の事業を実施します。 ・広報啓発の充実 家庭ごみ分別チラシの全戸配布、分別マニュアルの配布、市外からの転入者へ転入者パックの配布、ホームページや広報紙「市民の友」での広報 ・食品ロス削減対策として、食べべき協力店登録制度を開始する。 ・家庭ごみ有料化制度を継続 ・大規模事業所等を訪問しての助言・指導 ※緊急非常事態宣言期間中は休止	・雑がみの分別徹底を推進します。また、機密書類の溶解処理による資源化を推進します。 ・事業系生ごみについて、生ごみ限定許可業者との契約を推進し、減量化及び資源化の推進を図ります。 ・3010運動を推進します。
	ごみ減量・資源化推進事業 ごみ収集事業 【クリーン推進課】	・資源化物の無断持ち去り行為への巡回指導を行い、悪質な持ち去り行為者に対しては勧告を実施し、積極的に廃棄物の減量、資源化物の推進促進を図りました。 ・資源化物拠点回収事業を実施し、資源化物の持ち去り行為の抑制及び廃棄物の減量、資源化物の促進を図りました。 ・門口収集を堅持し、徹底したごみの分別排出を推進しました。	・指導は、534人、812件、勧告1件実施。 ・拠点回収登録団体36団体 ・門口推進:295件	【継続実施】 ・資源化物の持ち去り行為者を指導・処分し廃棄物の減量、資源化物の促進を図ります。 ・拠点回収登録団体を奨励し廃棄物の減量、資源化物の促進を図ります。 【継続実施】 ・前年度並みの門口新設を見込み、ごみの分別排出指導を行います。	・資源化物の持ち去り者の人物特定について、情報収集方法の工夫を検討する。 ・拠点回収登録団体数を増やすため効率的な周知方法に努める。 ・コロナ禍による経済活動悪化に伴い、ごみの処分費負担が大きくなり家庭系ごみと事業系ごみが混在する事態への対応を関係課と連携し行う。

◆生ごみや雑紙の資源化を促進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
80	ごみ減量・資源化推進事業 【環境政策課】	可燃ごみの組成成分の上位である、生ごみと紙類を減量するため、次の事業等を実施しました。 ・家庭用生ごみ処理機器購入支援事業 ・広報啓発(雑がみの分別、生ごみのひと絞り:分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ) ・食べきり運動の経過発資料として、味わい・食べきり帳を増版 ・一般廃棄物収集運搬業許可(生ごみ限定)の新規許可を実施 ・大規模事業所等への助言指導(古紙類の分別及び生ごみ限定許可業者の紹介)	生ごみ処理機器購入支援助成件数:26件 ・味わい・食べきり帳を大規模事業所訪問時に配布、また提供依頼のあった飲食店へ配布) ・一般廃棄物(生ごみ限定)収集運搬業許可:新規0件、事業追加0件	【継続実施】 可燃ごみの組成成分の上位である、生ごみと紙類を減量するため、次の事業を実施します。 ・家庭用生ごみ処理機器購入支援制度の継続 ・広報啓発(雑がみの分別、生ごみのひと絞り:分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ) ・大規模事業所等を訪問しての助言・指導 ・事業系生ごみの資源化促進のため、生ごみ限定収集運搬許可業者の活用を推奨する。	・事業系生ごみについては、生ごみ限定許可業者の活用推奨を推進し、減量化及び資源化の推進を図るとともに、食品ロス削減対策も含めた再生利用の促進を検討する必要があります。 ・食品ロス削減対策を推進します。 ・効果的な啓発手法の検討 数値目標: 家庭用生ごみ処理機器購入支援制度の給付額 対予算比 99%

◆アシスト収集によって高齢者や障がい者のごみ出しを支援します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
81	アシスト収集事業 【クリーン推進課】	・65歳以上の独居・高齢者等で、ごみ出しに支障のある世帯に対し、関係機関と調整した上で、クリーン推進課職員が直接ごみ出しのアシストを行います。	定期収集:384世帯	【継続実施】 収集体制において対応可能な範囲内で、戸別訪問による玄関先等でのごみの収集及び希望者への声かけ等、日常生活の負担を軽減し、衛生的な生活環境を積極的に支援します。	・対象者の入院等による一時休止が増え、定期収集世帯が前年度より一時的に減少しましたが、利用者は今後も増えると思われます。また、声掛けによる見守りや避難行動要支援者名簿登録など今後も関係部署と連携を密に行うこととします。

◆使い捨て製品及び過剰包装の製造・販売・使用の自粛を促進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
82	ごみ減量・資源化推進事業 エコマール那霸プラザ棟啓発推進事業 【環境政策課】	循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行いました。 ・広報啓発(分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ等での広報) ・エコマール那霸プラザ棟内啓発推進事業におけるリユース食器の貸出し事業※令和2年度末でエコマール那霸プラザ棟啓発推進事業は終了しました。	食器貸出件数:8件 (個人0件、団体8件)	【継続実施】 循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行います。 ・広報啓発(分別チラシ、分別マニュアル、に広報紙「市民の友」、ホームページ等)	・発生抑制、排出抑制を促進するため周知広報を図ります。 ・当該项目的実施現場である小売店とタイアップして啓発できるような仕組みづくりを検討します。 目標値: 広報紙「市民の友」を活用した普及啓発を2回以上行う。

◆詰め替え商品の購入やマイバッグ運動を促進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
83	ごみ減量・資源化推進事業 【環境政策課】	循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行いました。 ・広報啓発(分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ) ・マイバック運動の推進	分別チラシの配布枚数:175,287枚 分別マニュアルの配布部数:13,526部	【継続実施】 循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行います。 ・広報啓発(分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ) ・レジ袋有料化の周知・広報を通じてマイバック運動を推進	・発生抑制、排出抑制を促進するため周知広報を図ります。 ・当該项目的実施現場である小売店とタイアップして啓発できるような仕組みづくりを検討します。 目標値: 広報紙「市民の友」を活用した普及啓発を2回以上行う。

◆事業系一般廃棄物排出事業者や収集運搬許可業者に対して適正処理を指導します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
84	ごみ減量・資源化推進事業 【環境政策課】	(前出 取組No.79) ・大規模事業所等へ訪問し、ごみの排出状況の確認した後、助言・指導を行いました。 ・ごみ処理施設でごみの搬入検査を実施し、不適物がある場合は許可業者及び排出事業者に指導を行いました。 ・一般廃棄物収集運搬許可業者への指導監督を行いました。 ・保健所の食品衛生講習会での廃棄物の適正処理についての周知・説明を行いました。	大規模事業所等訪問件数:171件 保健所での周知・説明:22回 (受講者数:159名)	【継続実施】 (前出 取組No.79) ・大規模事業所等へ訪問して、ごみの排出状況の確認をし、助言や指導を行います。 ※緊急非常事態宣言期間中は休止 ・ごみ処理施設でごみの搬入検査を実施し、不適物がある場合は許可業者及び排出事業者に指導を行います。 ・一般廃棄物収集運搬許可業者への指導監督を行います。 ・保健所の食品衛生講習会において廃棄物の適正処理についての周知・説明を行います。(令和2年度からは新規のみ)	・事業系ごみの増加に対応する啓発手法の検討が必要です。 ①大規模事業所の訪問状況や推奨する分別や保管庫の状況の掲載。 ②ごみ検査の状況を掲載。 ③不法投棄状況の掲載。 ・事業系の缶・びん・ペットボトルの排出区分及び処理方法の適正化により、各事業所からの排出方法の問い合わせが多くなると思われる。また、家庭ごみとしての排出や不法投棄の問い合わせも増える可能性があります。 数値目標:ごみ搬入検査を12回(毎月)実施

◆産業廃棄物排出業者・処理業者に対して適正処理を指導します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
85	産業廃棄物適正処理促進事業 【環境政策課】	・産業廃棄物の適正処理を促進するため那覇市が許可している産業廃棄物処理業者及び那覇市内の産業廃棄物排出事業者への立入検査等を実施しました。	立入検査等実施件数 1.産業廃棄物処理業者:3事業者 2.産業廃棄物排出事業者(建築解体現場を除く):169事業所	【継続実施】 ・産業廃棄物の適正処理を促進するため、那覇市が許可している産業廃棄物処理業者及び那覇市内の産業廃棄物排出事業者への立入検査等を実施します。	・産業廃棄物処理について、認識が不足している事業者への周知啓発を行います。 数値目標: 産業廃棄物処理業者:2事業者 排出事業者訪問指導数:265事業者

◆廃自動車の適正処理・再資源化を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
86	産業廃棄物適正処理促進事業 【環境政策課】	・適正処理を促進するため那覇市にて登録や許可している自動車リサイクル関係事業者への指導・助言、また立入検査等を実施しました。	立入検査等実施件数 自動車リサイクル関係事業者:3事業場	【継続実施】 ・適正処理を促進するため、那覇市にて登録や許可している自動車リサイクル関係事業者への指導・助言、立入検査等を実施します。	・未登録の自動車リサイクル関係について、認識が不足している事業者への周知啓発を行います。 数値目標:3事業者

◆建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
	建設リサイクル法に基づく届出等の指導 【建築指導課】	・建設リサイクル法に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、建設廃棄物の適正処理・再資源化を促進します。	令和2年度 届出件数:352件	【継続実施】 10月に現場パトロールを実施(予定)。 (5月は新型コロナウイルスの影響で中止)	・解体工事においては、分別解体、再資源化の実施はほぼ定着していると考えられるが、新築・増築工事において、建設リサイクル法の無届けが数件確認されます。年2回パトロールを行うなど、更なる周知徹底を図ります。 (5月のパトロールは新型コロナウイルスの影響で中止)
87	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(ともかぜ) 【新規】 小禄支所建設事業 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 泊高橋護岸背後用地保全 応急対策事業 【建築工事課】	・工事において、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適正にされるよう受注者を指導しました。	工事: 【完了】16件 【継続】23件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【新規】 真地市営住宅建替事業 小禄支所及び(仮称)小禄南消防出張所建設事業 首里城周辺地域整備事業	・建設資材の再資源化のため、分別解体の徹底、指導を進めます。 【数値目標】 工事:【完了】25件

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
87	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.17.43.47) ・適正処理や再資源化について、再生資源利用計画書などを作成させ、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事: 10 件 委託: 7 件	【継続実施】 工事: 8 件 委託: 5 件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。 【数値目標】 工事: 8 件 委託: 5 件
	建設廃棄物の適正処理・再資源化推進事業 【環境政策課】	・建築物解体事業場において、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、分別解体・再資源化の指導を行いました。	立入検査等実施件数: 343 事業場	【継続実施】 ・建築物解体事業場において、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、分別解体・再資源化の指導を行います。	・建設リサイクルについて、認識が不足している事業者への周知啓発を行います。

◆公共施設等の長寿命化対策を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
88	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(ともかげ) 【新規】 大道こども園増改築事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【建築工事課】	・公共施設等の工事においては、コンクリート造を標準として施行しました。	工事: 【完了】 2 件 【継続】 4 件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 大道こども園増改築事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【新規】 小禄支所及び(仮称)小禄南消防出張所建設事業 首里城周辺地域整備事業	・資材価格、労務単価の高騰により、工事価格が上昇することが懸念されます。 【数値目標】 工事:【完了】 4 件
	市営住宅建替事業 【市営住宅課】	・市営住宅の建替えにおいて、躯体の耐久性と間取りの可変性を備えた長寿命建築物の建設に努めます。	令和2年度 79戸建替完了(建替済み総戸数 2,604 戸)	【継続実施】 石嶺、宇栄原、大名、真地市営住宅の建替事業を進めています。	・建替事業を進める中で、建設戸数の平準化を図る必要があります。 R3 年度建替工事戸数: 245 戸
	モノレール・インフラ等修繕 【道路管理課】	・今後、経年劣化に伴って修繕管理(点検・修繕等)の増大が見込まれることから、モノレール長寿命化修繕計画に基づき、施設の延命を図る目的で修繕事業を継続で実施しました。	モノレールインフラ修繕業務	【継続実施】 橋梁、モノレール・インフラ等の点検業務及び橋梁の修繕設計業務	・修繕作業における、沖縄都市モノレール株式会社との連携強化に努めます。 修繕業務委託: 1 件
	都市公園安全・安心対策事業 【公園管理課】	・公園施設長寿命化計画で策定した公園施設の補修・撤去・更新を行います。	4 公園	【継続実施】 今年度は 2 公園を予定しています。	・今年度は目標の 4 公園の実施出来るように努力していきます。また、公園施設長寿命化計画の更新を行います。
	●小学校 ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ●中学校 ・中学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) 【施設課】	・工事では、既設学校校舎、体育館外壁に劣化防止のため外壁塗装、屋上防水を施しました。 ・設計では、既設学校校舎、体育館外壁に劣化防止のため外壁塗装、屋上防水を計画しました。	事業数: 2 事業	●小学校 ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ●中学校 ・中学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化)	・外壁塗装、屋上防水を施し建物の老朽化を抑えるため、各建物にあった材料や施工方法を検討しより長く効果が得られるに施工、計画します。 ・事業数: 2 事業

◆公共施設等を解体する時は、再資源化等の適正処理を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
89	建設リサイクル法に基づく通知等の指摘 【建築指導課】	・建設リサイクル法に基づく通知書の審査及び現場パトロール等により、公共施設の建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進します。	令和2年度 通知件数:159件	【継続実施】 10月に現場パトロールを実施(予定)。 (5月は新型コロナウイルスの影響で中止)	・公共工事における建設現場の分別解体、再資源化への取り組み、アスベスト除去工事の対策方法等について、その模範的な施工方法を教材とし、工事施工者の研修等に活用されるよう検討したいです。また、年2回パトロールを行うなど、更なる周知徹底を図ります。 (5月のパトロールは新型コロナウイルスの影響で中止)
	【継続実施】 大名市営住宅建替事業 【新規】 小禄支所建設事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺CC) 【建築工事課】	・解体工事において、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適正にされるよう受注者を指導しました。	工事: 【完了】 1件 【継続】 4件	【継続実施】 大名市営住宅建替事業 大道保育所解体撤去事業 【新規】 真地市営住宅建替事業	・建設資材の再資源化のため、分別解体の徹底、指導を進めます。 【数値目標】 工事:【完了】 5件
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.17.43.47.87) ・再資源化等の適正処理について、再生資源利用計画書などを作成させ、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10件 委託:7件	【継続実施】 工事:8件 委託:5件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。 【数値目標】 工事:8件 委託:5件
	●小学校 ・石嶺小学校校舎建設事業 ・垣花小学校屋内運動場建設事業 ・開南小学校屋内運動場建設事業 ・宇栄原小学校屋内運動場建設事業 ・高良小学校屋内運動場建設事業 【施設課】	・建設リサイクル法等の関係法令に基づき、再資源化及び分別を実施しました。	事業数:5事業	【新規】 ●小学校 ・壱屋小学校単独調理場解体事業 ●中学校 ・首里中学校単独調理場解体事業 【継続】 ●小学校 ・若狭小学校校舎建設事業 ・識名小学校校舎建設事業 ・与儀小学校校舎建設事業 ・与儀小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校屋内運動場建設事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・若狭小学校屋内運動場建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業 ・古蔵小学校屋内運動場建設事業 ●中学校 ・松島中学校屋内運動場建設事業	・計画段階から、解体する建物にアスベストの含有するレベル3のボード等があるか十分に調査し、沖縄県生活環境保全条例を順守しながら計画、施工します。 ・事業数:12事業

◆民間住宅の長寿命化対策を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
90	住宅関連情報の発信 【まちなみ整備課】	・住宅の長寿命化に有効とされているスケルトンインフィル住宅についての情報を提供し、周知を図りました。	課のホームページにて情報を提供	【継続実施】 ホームページにて情報を提供し、周知を図ります。	・現在、課題は特にありません。 引き続き、ホームページにて情報を提供し、周知を図ります。

◆道路や公共施設の整備では再生材等の利用を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
91	歴史散歩道整備事業 バス停上屋整備事業 街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	(前出 取組No.13.17.43) ・再生資源利用計画書にて、再生材等の利用促進を指導します。	工事:38 件	工事期間中の実施状況の確認を随時行います。また、課内工事毎に取りまとめを行います。	街路事業:13 件 道路事業:9 件 その他:7 件
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(ともかぜ) 【新規】 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 泊高橋護岸背後用地保全 応急対策事業 【建築工事課】	・工事において、積極的に再生材等を利用するよう受注者を指導しました。	工事: 【完了】 14 件 【継続】 21 件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那霸飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【新規】 小禄支所及び(仮称)小禄南消防出張所建設事業 首里城周辺地域整備事業	・再生材については、通常より価格が高い場合があり、受注者としては利用しづらい状況があります。 【数値目標】 工事:【完了】 19 件
	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【まちなみ整備課】	(前出 取組No.17.43) ・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕の埋め戻等対策工事を行います。使用材料には再生材の利用を推進します。	工事:2 件	【継続実施】 1箇所の対策工事を予定しています。	・現在、課題は特にありません。 引き続き、現場監督員等による現場確認をしながら、1箇所の対策工事を進めます。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.13.17.43.47.87.89) ・再生資材などの利用について、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10 件 委託:7 件	【継続実施】 工事:8 件 委託:5 件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。 【数値目標】 工事:8 件 委託:5 件
	前出 取組 No.17 【施設課】	・工事において、積極的に再生材等を使用するよう請負者に指導しました。 ・委託において、設計段階から再生材の使用を推進しました。	事業数:41 事業	前出 取組 No.17	・工事においては、路盤材は再生クラッシャーを利用して工事を進めているが、生産が追いつかず県内に再生材が不足する場合がある、工程に合わせて早期の発注を業者に促す等、可能な限り再生材を利用します。 ・委託においては、引き続き設計段階から再生材の使用を推進します。 ・事業数:35 事業

◆PCB・アスベスト廃棄物等の適正処理を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
92	PCB・アスベスト廃棄物等の適正処理推進事業 【環境政策課】	・建築物解体事業場において排出されたアスベスト廃棄物の適正処理、PCB保管事業者等のPCB廃棄物の適正保管について、指導・助言を行いました。	立入検査等実施件数 1.アスベスト含有建築物解体現場:207事業者 2.PCB保管事業者等:259 事業場	【継続実施】 ・建築物解体事業場において排出されたアスベスト廃棄物の適正処理、PCB保管事業者等のPCB廃棄物の適正保管・処分期間について、指導・助言を行います。	・PCB 保管・使用やアスベストについての認識が不足しているため、未届けの事業者が見られます。適切な保管・処理等の周知啓発を行います。

②不法投棄防止と街の美化の推進

◆不法投棄防止に関する啓発活動を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
93	産業廃棄物不法投棄防止パトロールの実施 【環境政策課】	コロナまん延により中止		【継続実施】クリーン推進課(一般廃棄物担当課)と合同で、市内の不法投棄監視パトロールを実施します。	・パトロールの対象地域を検討します。
	不法投棄の予防及び環境美化促進事業 【クリーン推進課】	・市内不法投棄の恐れのある場所 1か所(沖映通り)の花壇維持管理。不法投棄監視カメラ3台設置。パトロール・看板・プランター設置事業を行いました。	【継続実施】 ・平成 29 年度 市内3か所に不法投棄防止監視カメラを設置しました。 ・清明祭、盆の不法投棄の多い諏訪名靈園を中心に看板・プランター設置、日曜日広報活動、HP・市民の友掲載等の広報活動やパトロールを積極的に行いました。 ・不法投棄の陳情 629 件の処理。排出者指導 175 件、管理者責任指導 224 件。警告ビラ 2297 枚・看板及びプランター37 箇所の設置等を実施しました。	【継続実施】 ・監視カメラの維持管理。 ・清明祭、盆の不法投棄の多い諏訪名靈園を中心に看板・プランター設置、HP・市民の友掲載等の広報活動やパトロール及び排出指導を積極的に行います。 ・沖映通り花壇維持管理	・監視カメラ設置モデル事業を行いその検証を行い、市施設の敷地の管理者へその情報を提供し助言を行います。 ・他機関(警察・道路管理者等)との連携を強化します。 ・令和 3 年度は、陳情数を、前年度比 5% 減を目指値(598 件)とします。

◆クリーンサポーターの育成を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
94	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	(前出 取組 No.78) ・地域の生活環境の向上及び清掃事業の円滑な運営を図るために、地域と行政のパイプ役として、環境推進員(クリーンサポーター)を委嘱し、ごみの減量資源化等の促進を図ります。	コロナ禍により中止	【継続実施】研修会を年1回開催し、ごみの減量資源化等の理解を図ります。	・構成員の高齢化が今後の課題です。 研修会を年 1 回開催します。

◆クリーンサポーターや地域住民と協力して不法投棄防止パトロール等を強化・推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	(前出 取組 No.78, 94) ・上記事業のほか、各自治会敷地内(市営団地等)の不法投棄防止を監視します。	9 自治会 39 名で実施。	【継続実施】環境推進員(クリーンサポーター)と連携し、ごみ分別指導や不法投棄防止監視活動をサポートします。	・安全確保のため、2人以上での活動を基本とします。 9 自治会 40 名で実施。
95	那霸市連絡事務委託及び受託自治会補助事業 【まちづくり協働推進課】	・担当課より依頼があった際に、自治会に対して、美化活動や不法投棄防止パトロール等の強化・推進の協力を依頼しています。(各支部の定例会)	151 自治会	【継続実施】引続き、担当課より依頼があった際に、美化活動や不法投棄防止パトロール等の強化・推進の協力を依頼を進めていきます。	・自治会員の高齢化が課題です。 【数値目標】 151 自治会

◆不法投棄がなされた土地の所有者に指導や助言を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
96	不法投棄場所の土地所有者への指導・助言の実施 【環境政策課】	壺屋にある空き家で不法投棄の相談が1件。まちなみ整備課、クリーン推進課と連携し、土地所有者へ不法投棄物の適正処理を指導。	1 件	【継続実施】関係各課と連携し、監視・指導	・壺屋の不法投棄物の適正処理を指導・監視します。 ・不法投棄の起きにくい環境を維持します。
	不法投棄の予防及び敷地の管理者への指導 【クリーン推進課】	・不法投棄の相談。監視パトロール・看板・プランター設置の指導助言を行いました。	・管理者責任指導 224 件。	【継続実施】 ・不法投棄防止、看板・プランター設置の指導助言。	・敷地の管理者責任について説明・指導を徹底します。 ・他機関(警察・道路管理者等)との連携強化。 ・令和 3 年度は、管理者責任指導数を、前年度比 5% 増を目指値(235 件)とします。



◆市民を対象とした美化清掃イベントを推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
97	ごみゼロイベント等への参加協力 【クリーン推進課】	・4R運動を基調とした取り組みを、市民へ広く広報・啓発します。	コロナ禍により中止	【継続実施】 ごみゼロイベント等への参加協力を行います。	・広報の強化を図ります。
	・校区まちづくり協議会支援事業 【まちづくり協働推進課】	【事業実施団体】 ・与儀小学校校区まちづくり協議会 ・石嶺小学校校区まちづくり協議会 ・銘苅小学校校区まちづくり協議会 ・若狭小学校校区まちづくり協議会 ・曇小学校校区まちづくり協議会 ・仲井真小学校校区まちづくり協議会 ・城西小学校校区まちづくり協議会 ・小禄南小学校校区まちづくり協議会 ・天妃小学校校区まちづくり協議会 ・首里三ヶ城南校区まちづくり協議会 ・大名小学校校区まちづくり協議会 ・城東小学校校区まちづくり協議会 ・真和志小学校校区まちづくり協議会 【令和2年度実績】 ・与儀小…与儀地域一斉清掃(3回) 苗植え作業(1回) ・石嶺小…いしんみクリーン活動(12回) 花植え作業(1回実施) 道路ボランティア活動(5回) ・銘苅小…新都心ごご捨いクリーニー(年6回) ・若狭小…地域花いっぱい運動(1回) フラワーポット事業(1回) ビーチクリーン活動(2回) ・曇小…PTCAと連携し実施(2回) ・仲井真小…国場川クリーンアップ作戦(3回) 地域花いっぱい運動(1回) ・城西小…地域清掃活動(1回) 龍潭池清掃(1回) ・小禄南小…美化清掃活動(2回) ・天妃小…実施なし ・首里三ヶ城南校区…フラワーポット事業(1回) ・大名小…環境整備作業(5回) ・城東小…美化推進(植栽)作業(1回) ・真和志小…花いっぱい運動(1回)	13 小学校校区まちづくり協議会 (活動内容は、左記のとおり)	【継続実施】 各小学校校区まちづくり協議会ごとに、地域の特性を生かした美化清掃イベントを推進します。	地域住民や各団体等、参加者が増えるよう、広く周知するなどの広報が必要であり、各協議会が、環境美化活動に取り組める支援する。 【数値目標】 13 小学校校区まちづくり協議会
	市民憲章推進協議会運営補助金 【市民生活安全課】	・補助金の交付先である那覇市民憲章推進協議会が年末美化清掃を実施。繁多川公民館周辺を中心とした範囲で、児童・生徒や自治会、企業、関係団体等が一緒になり、清掃活動を行いました。	約 130 名が参加しました。	【継続実施】 今年度も繁多川公民館周辺を中心とした範囲で清掃活動を予定です。	周知活動として、チラシの新聞折り込みなどを検討して広報活動に力を入れていきます。 目標 200 人を目指します。

◆イベント開催時の美化清掃活動を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
98	イベント開催前後の美化清掃活動の実施 【観光課】	新型コロナウイルスの影響により、既存イベントの中止にともない実施なし。	なし	【継続実施】 ごみステーションを設置し、ゴミ分別の徹底を呼びかけます。	【課題】イベント実施団体や関係業者だけではなく、来場者への環境に対する意識づけも必要です。 【目標値】 イベント実施団体への説明:5回

2-2 地球温暖化を防ぐ

①温室効果ガスの排出抑制

◆事業者と連携して公共交通の利用環境の向上と充実を図ります

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
99	小中学校等における交通まちづくりをテーマとした啓発活動 【都市計画課】	(前出 取組 No.1) 平成 30 年度に環境省のクールチョイス事業を活用し作成した、小学校高学年を対象にした那覇市公共交通教材動画(「まなブーン！交通からのクールチョイス」)を市内小中学校に配布、図書館・大学等へDVD(BD)の貸し出し、リーフレットの設置、HP 内で動画を公開する等、普及啓発活動を行いました。	那覇市公共交通教材動画配布: 市内小学校 36 校、市内中学校 17 校	・新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、小学校において教材動画を活用したモビリティ・マネジメントの実施を検討します。	・公共交通利用促進に繋がるよう本教材を活用し、広く普及させていく必要があります。(数値目標: 年1回以上実施) ・新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、モノレールとバスとの乗継割引や二輪車駐車場の整備など、新たな需要掘り起こしのための施策を実施するにあたり、関係機関との調整が課題です。(R3 年のモノレール乗客数回復見込み: 3,800 人/日)

◆慢性的な交通渋滞を緩和するため、体系的な道路網を整備します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
100	都市計画決定変更 【都市計画課】	新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた手続きに遅れが生じ、令和3年度の都市計画変更に向け、案の公告総覧までの手続きを行いました。	都市計画変更案件:0件	【継続実施】 ・体系的な道路網を構築するために、今後も市内の都市計画道路について、適宜変更を進めます。	・道路基盤等の整備の遅れている地域に、新たなまちづくりと連動させた道路の整備を推進するため、事業課等の関係機関や地域住民との連携が必要となります。(数値目標:年1回実施)
	街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	(前出 取組No.13.17.43.91) ・国・県道等の幹線道路を補完する地域内の補助幹線道路の整備を行います。	工事:11件	体系的な道路網を整備します。	街路事業:11件

◆自転車、歩くによる移動を促進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
101	カーフリーデー等による啓発活動 【都市計画課】	(前出 取組No.3) 例年、公共交通の利用促進のためのパネル展やイベント活動等を行っておりますが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受け、実施しておりません。	—	・新型コロナウイルスの影響を踏まえながら都市交通パネル展やイベント等の開催を検討します。	・継続的な効果を発揮する取組みを検討します。(数値目標:年1回実施)
	・温暖化対策啓発事業 ・クールチョイス啓発事業 ・那覇市エコオフィス計画推進事業 【環境政策課】	・温暖化対策啓発事業、クールチョイス啓発事業の一環として、自転車の利用、歩行移動を推進します。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を休止いたしました。 ・エコオフィス計画の中で自転車・歩くによる通勤を、目標達成に向けた取組として奨励しています。	・実績なし ・通年	【継続実施】 ・温暖化対策啓発関連のポスター掲示やチラシ配布などを行い、引き続き啓発活動を行います。 ・第5期実行計画期間(令和3~令和7年度)	・市民が身近に取り組める温暖化対策として掲げやすい取組ではありますが、更なる意識付けや推奨方法及び具体的な啓発効果の検証が課題です。 ・今後も取組の奨励を継続していきます。
101	①健康増進計画「健康なは21」普及啓発事業としてのイベント「なは健康フェア」(ひやみかち健康ウォーキング同時開催) ②20代・30代生活習慣病予防健診・保健指導事業 ③頑張る職場の健康チャレンジ事業(職場は主体的に取り組む健康づくり実践支援事業) ④地域・職域連携推進事業による中小企業への職場訪問 ⑤成人の健康教育・相談・訪問事業 【健康増進課】	(前出 取組No.3) ①市民のみなさんが元気で健康に生活できるよう、健康づくりについてみんなで考え、一緒に取組んでいくためのイベント ②20~30代の若い世代(国保以外)を対象に、生活習慣病予防健診と保健指導(食事・運動)を実施。自動車に依存しない健康づくりについて運動指導等を行った。 ③補助金交付を行い、職場内での健康づくりの実践を支援する。 ④保健師等が職場訪問し、職員の健康づくりの支援を行う。 ⑤成人の健康づくりに関する出前講座、健康相談(電話)、個別訪問を行う。	①新型コロナ感染拡大防止のため、「なは健康フェア」中止(ひやみかち健康ウォーキング中止)。 ②健診受診者数:72名 ③1事業所 ④7事業所 ⑤出前講座(委託事業):延 61名参加、電話相談数:74件、訪問数:2件	①歩くことや運動習慣の定着が自動車対策の推進に繋がると考えるため、「なは健康フェア」のイベントや市民会議などで、運動習慣の普及啓発を行う。 ②前年同様に健診・保健指導を行う。 ③事業中止し、地域職域連携推進会議を開催予定 ④前年同様に取り組む。 ⑤出前講座(運動指導)回数増	①ウォーキングや自転車利用推進と同時に、熱中症対策もしていく必要があり、関係課と連携し取り組む。 ・目標数値:「なは健康フェア」の参加者 1,500人 ②健診受診者:100名 ③健康増進計画「健康なは21」推進のため、市内企業との連携 ④事業周知(チラシのリニューアル) ⑤働き盛り世代への健康づくり強化

◆公共工事における温室効果ガスの排出を抑制します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
102	街路整備事業 道路整備事業 バス停上屋整備事業 歴史散歩道事業 【道路建設課】	・排出ガス対策型の機械を使用するよう指導します。	工事:38件	工事期間中の排出ガス対策型機械の使用を確認し、使用していない場合は指導します。	街路事業:13件 道路事業:9件 その他:7件
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(ともかぜ) 【新規】 小禄支所建設事業 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 泊高橋護岸背後用地保全 応急対策事業 【建築工事課】	・工事において、工事で使用する機械・車両等は、排出ガス対策型機械を使用するよう受注者を指導しました。 ・一部工事において、屋上緑化または壁面緑化を実行しました。	工事: 【完了】6件 【継続】11件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 大道こども園増改築事業 大道保育所解体撤去事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺 CC) 【新規】 真地市営住宅建替事業 小禄支所及び(仮称)小禄南消防出張所建設事業 首里城周辺地域整備事業	・現在、公共建設工事における低騒音・低振動型機械の使用については一般的となっており、今後も引き続き指導を継続します。 ・壁面緑化については、竣工後の維持・保全を念頭においた計画が必要です。(漏水対策など) 【数値目標】 工事:【完了】17件

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
102	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【まちなみ整備課】	(前出 取組No.17、43、91) ・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕の埋め戻等対策工事を行います。工事にあたっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮します。	工事:2件	【継続実施】 1箇所の対策工事を予定しています。	・現在、課題は特にありません。 引き続き、現場監督員等による現場確認をしながら、1箇所の対策工事を進めます。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.13.17.43.47.87.89.91) ・温室効果ガスについて、排出ガス対策機械の使用など、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10件 委託:7件	【継続実施】 工事:8件 委託:5件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。 【数値目標】 工事:8件 委託:5件
	前出 取組 No.17 【施設課】	・工事において、使用する機械・車両等について、低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械を使用するよう請負者に指導しました。 ・委託において、計画段階で温室効果ガスの抑制に効果のある設備、機器の選定を推進しました。	事業数:41事業	前出 取組 No.17	・工事においては、重機を使用する際において、工程や現場状況を踏まえて効率よく無駄のないように配置して、極力排ガスの放出を抑えるようにします。 ・委託においては、引き続き設計段階から温室効果ガスの抑制を推進します。 ・事業数:35事業

◆農水産物の地産地消を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
103	・農業振興 ・市魚マグロ等水産物流通支援事業 ・那霸市水産関係団体支援事業(流通組合支援補助金) 【商工農水課】	・市内の農地は非常に狭隘で、減少傾向にあるが、JAとも連携して、新規就農者の確保等もめざし、地産地消の継続促進を図ります。 ・那霸農産物フェアは、新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止となり、市内農業・農家のPRを実施することはできませんでした。 ・市魚マグロ等水産物流通支援事業:コロナの影響により中止のため、代替案として、「那霸市水産関係団体支援事業(流通組合支援補助金)」を実施。コロナの影響で落ち込んだ消費需要を回復するため、流通組合が実施する販売促進キャンペーンに対し助勢を行つた。	・農産物フェア:中止 ・市魚マグロ等水産物流通支援事業(中止) ・水産関係団体支援事業:クーポン券 500円×3枚の3000セット販売。8,760枚回収。	【継続実施】 農産物フェア:令和4年3月開催予定。 【継続実施】市魚マグロ等水産物流通支援事業は、マグロの商品を販売している店舗へPRシールやのぼり等を活用した広報やメディアを利用した取組を実施します。	・農産物フェア開催に当たっては、地産地消に繋がるさらなるPRが必要です。 ・今後も市魚マグロの認知度向上、さらなる消費拡大につながるような事業を行います。

◆市民、事業者に対して「エコライフ」の実践を呼びかけます

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
104	温暖化対策啓発事業 クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	・温暖化対策啓発事業、クールチョイス啓発事業の一環として、市民、事業者に「エコライフ」「クールチョイス」の実践を呼びかけます。 ※令和2年度は新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から事業を休止いたしました。	・実績なし	【縮小実施】 感染症の状況を注視しながら事業を実施する予定です。	・単身者、ファミリーなどそれぞれのライフスタイルに併せたエコライフの提案が課題です。 ・エコ活動への参加者を増やし、クールチョイス活動の認知度を向上させることが課題です。 ・開催目標:年1回以上

◆イベント主催団体に「カーボン・オフセット」の取組を奨励します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
105	既存イベントの「カーボン・オフセット」の状況について情報収集 【観光課】	新型コロナウィルスの影響により、既存イベントの中止、それともない実施に向けた会議等も中止となつたため事業の展開はなし	なし	【継続実施】 事例調査及びイベント実施団体への説明を行います。	【課題】実施団体である各実行委員会等において、カーボンオフセットを実施するための費用の捻出は難しいと思われます。 【目標値】イベント実施団体への説明:5回

◆低炭素住宅の普及を促進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
106	住宅関連情報の発信 【まちなみ整備課】	・地球温暖化防止を促進するため、低炭素建築物認定制度についての情報を提供し、周知を図りました。	課のホームページにて制度を紹介	【継続実施】 ホームページにて情報を提供し、周知を図ります。	・現在、課題は特にありません。引き続き、ホームページにて情報提供し、周知を図ります。

②新エネルギーの導入

◆市民や事業者の太陽光・太陽熱システム等の導入を促進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
107	住宅用省エネ設備補助事業 【環境政策課】	・市内に自らが居住する住宅に太陽熱利用システムまたはエコキュートを導入する申請者に対し補助金の交付を行いました。	交付実績 太陽熱利用システム:0件 エコキュート:11件	【継続実施】 太陽熱利用システムとエコキュートの設置費の一部補助を継続します。	R3年度で終了予定。

◆公共施設に太陽光発電システム、コーチェネレーションシステム等を積極的に導入します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
108	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(ともかぜ) 【新規】 なし 【建築工事課】	・工事において、太陽光発電システムを設置しました。	工事: 【完了】2件 【継続】2件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 なし	・太陽光発電システムは、沖縄電力の電力系統に接続することが必要であるが、電力系統接続の条件が更新されたため、条件を満たした整備が必要になります。 【数値目標】 工事:【完了】1件
	公園整備事業 【花とみどり課】	・ソーラーパネルを活用した公園施設の整備を図ります。 令和元年度においての施設整備はありませんでした。	0件	【継続実施】 今年度は、対象工事はありません。	・ソーラーシステムを採用した照明器具は初期費用・保守費用とともに高額であるため、技術開発、普及等により一層の低廉化が望まれます。
	なし 【施設課】	太陽光発電システム、コーチェネレーションシステムの導入はありませんが、温室効果ガスの削減、環境教育の観点から、学校施設における再生可能エネルギー設備等の導入を推進することにより、環境負荷の低減を図ります。	・なし	【新規】なし 【継続実施】なし	・民間資金を活用した屋根貸しなど、導入手法の選択肢が増えてきていることから、最適な手法を検討したうえで、国の示す数値指針等に沿った整備を進めています。
	公共施設への太陽光発電システム・コーチェネレーションシステム等の導入推進 【環境政策課】	・太陽光発電システム・コーチェネレーションシステム導入にかかる国の補助金制度等について、関連部署に情報提供しました。	年1回	【継続実施】 公共施設へのシステム導入に向け積極的に働きかけています。	・施設の更新計画の把握と関係部署との連携を密にする必要があります。 年1回

◆企業、大学等と協働して新エネルギー等の導入を検討します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
109	沖縄県コーチェネレーション協議会への参加 【環境政策課】	・沖縄コーチェネレーション協議会へ参加し意見交換および先進地視察予定していましたが、新型コロナウィルスの影響により、書面開催となりました。	協議会:年2回 先進地視察:0回	【継続実施】 沖縄コーチェネレーション協議会等に参加し、意見交換等を行います。	・行政としての役割を明確にすることが課題です。 協議会:年2回

◆新エネルギー機器の情報提供等、新エネルギーの導入に関する普及啓発を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
110	住宅用省エネ設備導入促進助成事業 【環境政策課】	・事業の案内を広報誌やホームページに掲載するほか、事業所にチラシを配布することにより、市民や事業者に新エネルギーに関する普及啓発を行いました。	広報紙掲載:年1回 チラシ約1,700枚	【継続実施】 新エネルギー機器の普及啓発に向け事業を継続します。	市民をはじめ事業者に広く周知する必要があります。

◆天然ガス資源の利活用を検討します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
111	天然ガス資源有効利活用調査研究事業 【環境政策課】	・本調査研究は、クリーンな水溶性天然ガスを地産地消エネルギーとして那覇市民の健康福利及び観光資源として利活用するため調査研究を行い、事業化の可能性を計る上で、基礎資料とすることを目的に実施しました。 ・平成28年調査終了。	随時	【継続実施】 本調査報告書の結果を踏まえ、沖縄県が所有する天然ガス鉱山の鉱業権や奥武山公園内施設の移管について、関係する部署と調整していきます。	・関連部署と連携して取組を進めることが課題です。

③省エネルギーの推進

◆公共施設等の省エネ化を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
	市営住宅建替事業 【市営住宅課】	(取組№88に関連) ・市営住宅建替事業において、環境に配慮した整備を推進します。	令和2年度 79戸建替完了(建替済み総戸数 2,604戸)	【継続実施】 石嶺、宇栄原、大名、真地市営住宅の建替事業を進めています。	・建替事業を進める中で、建設戸数の平準化を図る必要があります。 R3年度建替工事戸数:245戸
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(ともかげ) 【新規】 大道こども園増改築事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺CC) 【建築工事課】	・工事において、施設の照明の一部をLEDにしました。	工事: 【完了】4件 【継続】6件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 大道こども園増改築事業 旧那覇飛行場用地問題解決事業(大嶺CC) 【新規】 小禄支所及び(仮称)小禄南消防出張所建設事業 首里城周辺地域整備事業	・将来的にメーカーが白熱灯・蛍光灯器具等を生産中止にするため、LED器具等への移行が必要になります。 【数値目標】 工事:【完了】5件
112	●小学校 ・石嶺小学校校舎建設事業 ・神原小学校屋内運動場建設事業 ・宇栄原小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校屋内運動場建設事業 ・天妃小学校屋内運動場建設事業 ・小学校環境整備事業(屋内運動場照明整備) ●中学校 ・鏡原中学校屋内運動場建設事業 ・中学校環境整備事業(屋内運動場照明整備) 【施設課】	・工事において、省エネ化を図るために、改築を行う建物にはLED照明を施工しました。 ・委託においては、省エネ化を図るために、改築を行う建物の設計段階からLED照明の計画を行いました。	事業数:8事業	【継続】 ●小学校 ・若狭小学校校舎建設事業 ・天妃小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校屋内運動場建設事業 ・開南小学校屋内運動場建設事業 ・神原小学校屋内運動場建設事業 ・高良小学校屋内運動場建設事業 ・宇栄原小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校校舎建設事業及び屋内運動場建設事業 ・与儀小学校校舎建設事業及び屋内運動場建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業 ・古蔵小学校校舎建設事業 ・垣花小学校屋内運動場建設事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・石嶺小学校屋内運動場建設事業 ●中学校 ・安岡中学校屋内運動場建設事業 ・松島中学校屋内運動場建設事業	・引き続き学校施設においては、省エネ化を図るために、LED照明の導入を計画、施工します。 ・事業数:17事業
	那覇市エコオフィス計画推進事業 【環境政策課】	・エコオフィス計画の中で施設の設計、管理等における環境への配慮を、目標達成に向けた取組として奨励しています。	通年	【継続実施】 第5期実行計画期間(令和3~令和7年度)	・関係課と連携して取組を進めることが課題です。

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
112	公園整備事業 【花とみどり課】	・公園内にタイマー式の照明灯を設置(常夜灯との区別)します。令和元年度においての施設整備は1件でした。	0件	【継続実施】 今年度は、対象工事はありません。	・照明の夜間点灯時間の間引きは防犯上の制約となるため、市民の安心及び安全確保のため適正な照度確保が求められます。
	本庁舎省エネ支援業務委託 【管財課】	【事業概要】 本庁舎にある化石燃料由来のエネルギーを使用する全ての設備の運用改善や設備投資について専門業者に委託することにより、エネルギー使用削減に伴う地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制及び経費の削減を図ることを目的とします。 【令和2年度の取組】 ・空調室外機のコンデンサ吸気口洗浄及び噴霧器設置 ・外気処理機のOA取入側1次ダンパー調整 ・外気処理機及び駐車場換気扇の稼働時間調整 ※運用開始(H30年10月1日)	【削減効果】※対前年度比 ・電気 5,168,229円 (※使用量増) ・ガス ▲683,529円 (※使用量増) 計 4,484,700円 ※電気料金での削減効果は、単価が下がったことによるもの	【継続実施】 ・令和2年度取組を継続します。 ・照明機器に関する省エネ削減に取り組みます。 ・新しい電力会社に切り替えを検討します。	【課題】 ・労働安全衛生面から職員の健康を考慮すると、単にエネルギー削減の理由で申請を却下することのできない時間外クーラー使用申請が年々増加しています。ただ、SDG'sの観点からは職員へのエネルギー節約の意識づけは必要であるため、意識を高める取り組む必要があります。 ・地球温暖化の影響で年々冬場でも気温が高くなっています。そのため、基準となる室温28℃を超える場合は、クーラー稼働時間外でも稼働せざるを得ない状況となっています。 ・平日及び土日ににおける時間外が年々増加し、電気料金も増加傾向にある中、電気料金削減のためには、LED照明への変更、又は各照明器具の組合せの設置が必要となります。 ・今後委託業者と照明機器に関する省エネ削減への取り組みや新しい電力会社への切り替えについて、詰める必要があります。
	那覇市保健所LED化の検討 【保健総務課】	・今後、メーカーの白熱灯・蛍光灯器具等の生産中止が予想されることから、照明器具等は、LED器具へ移行することが必要になると思われます。そのため、施設修繕の際はLED器具への交換を検討してまいります。	執務室:49台、階段灯:6台 庭園灯:2台、駐車場灯:2台、入口玄関灯:3台	【継続実施】 保健所施設LED器具交換の検討	照明器具の修繕箇所が発生した場合又は施設修繕の予算残が見込まれる場合は、LED器具への交換を検討します。

◆市民、事業者に対して省エネに関する普及啓発を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
113	温暖化対策啓発事業 クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組 No.104) ・温暖化対策啓発事業、クールチョイス啓発事業の一環として、市民、事業者に「エコライフ」「クールチョイス」の実践を呼びかけます。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を休止いたしました。	実績なし	【縮小実施】 感染症の状況を注視しながら事業を実施する予定です。	・単身者、ファミリーなどそれぞれのライフスタイルに併せたエコライフの提案が課題です。 ・エコ活動への参加者を増やし、クールチョイス活動の認知度を向上させることが課題です。 ・開催目標:年1回以上

◆保安灯の省電力取替に対する補助を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
114	那覇市保安灯設置等事業補助金 【市民生活安全課】	・自治会や5世帯以上の地域住民で組織される地縁団体等を対象に、保安灯の新設・修繕・取替に係る費用に対し、補助金を交付しました。	【実績】 団体数:106団体 灯数:290灯(新設・修繕含む)	【継続実施】 保安灯の省電力化を推進します。	【数値目標】 団体数:100団体 灯数:260灯(新設・修繕含む)

2-3 広域的な取組を進める

①国、県、周辺市町村との連携・協力

◆資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて沖縄県、周辺市町村と連携して取り組みます

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
115	おきなわアジェンダ21県民会議 【環境政策課】	・地球温暖化問題という広域的な課題に対応するために事業者団体、市民団体、学識経験者、行政機関で構成される、「おきなわアジェンダ 21 県民会議」へ本市も参画しています。 ・本会議は、「NPO 等環境ボランティア活動支援事業」等により、市民や環境保全活動団体の活動に対する各種支援を行いました。	149 構成団体(員)	【継続実施】 市民や環境保全活動団体の活動に対する各種支援を行います。	・参加団体と引き続き協力・連携していきます。

◆地球環境保全に関する市民レベルでの国際協力や交流促進を支援します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
116	那覇市地球温暖化対策協議会 （環境政策課内に事務局を設置・運営） 【環境政策課】	・市内で開催される講演会やシンポジウム等に関し、協議会の会員やエコライフサポートーと情報を共有しながら、情報収集を行っています。	随時	【継続実施】 ・国内・海外の優良事例の調査研究や情報収集を行い、協議会会員等と相互に情報共有を行います。	・関係団体と連携して取組を進めることが課題です。
	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 【環境保全課】	新型コロナウイルス感染拡大予防で書面決議	—	—	・ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の会員市として、自然環境の保全に係る啓発に努めます。
	JICA(独立行政法人国際協力機構／ジャイカ)課題研修への協力支援 【クリーン推進課】	地球環境保全に関する国際的な取り組みを支援するため、一般社団法人沖縄リサイクル運動市民の会が実施する「(国際協力機構沖縄国際センター)島嶼地域における持続可能な廃棄物管理」研修への取り組み活動に協力していきます。	コロナ禍により中止	【継続実施】 JICA 研修実施に伴う協力依頼に対し、協力・支援を行います。	地球環境保全に寄与するため、研修実施団体と連携し、引き続き協力・支援します。

◆地球環境保全に関する国際会議等の開催を支援します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
117	那覇市地球温暖化対策協議会 （環境政策課内に事務局を設置・運営） 【環境政策課】	(前出 取組No.116) ・市内で開催される講演会やシンポジウム等に関し、協議会の会員やエコライフサポートーと情報を共有しながら、情報収集を行っています。	随時	【継続実施】 ・国内・海外の優良事例の調査研究や情報収集を行い、協議会会員等と相互に情報共有を行います。	・関係団体と連携して取組を進めることが課題です。

◆ラムサール条約に関する国際協力や豊見城市、沖縄県、環境省と連携して漫湖の保全を図ります

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
118	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会事業 【環境保全課】	・野生生物の保護と湿地の保全に対する理解を深めるために様々な事業を行っています。 ・漫湖水鳥センターの管理運営は、環境省那覇自然環境事務所、沖縄県、那覇市、豊見城の4機関で構成する「漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会」で行っています。	センターのイベント実施事業総数:12回(629人)	【継続実施】 協議会と協力しながら、センターの確実な事業実施を目指します。	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえたイベント実施について検討が必要で、閉鎖空間である展示室が来館者に開放できない中、開放空間であるエントランスでの常設展示を行い、イベント以外でも来館者を楽しませる工夫を行います。 ・漫湖の保全を実施するためには、今後も協力して事業を実施します。

【基本目標3】 環境を大切にする市民が暮らすまち

3-1 環境を大切にする人を育てる

①学校教育における環境教育の推進

◆環境教育の視点を踏まえた、全体計画、年間指導計画を作成します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
119	学校における環境教育の推奨 【学校教育課】	・学校の実態に応じた全体計画・年間指導計画の作成・見直しを推奨します。	全体計画(小学校 77.7%・中学校 83.3%)・年間指導計画(小学校 80.5%・中学校 66.6%)の作成・見直し	【継続実施】学校の実態に応じた全体計画・年間指導計画の作成・見直しを推奨します。	・全体計画目標(小70%以上・中80%) ・年間指導計画目標(小85%以上・中80%以上)の作成・見直し
	年次報告書の作成 【環境政策課】	・第2次那覇市環境基本計画【平成31年3月改訂版(中間見直し)】の手順に従って、「PDCAサイクル」(Plan 実行する・Do 実行する・Check 点検、評価する・Actin 見直す、改善する)を用いた進捗管理を行います。	年1回	【継続実施】年次報告書をホームページにて公開しています。	・平成30年度から始まった「第5次那覇市総合計画」との整合性を図りながら、第2次那覇市環境基本計画の中間見直しを行いました。計画の最終年度(2023年度)の目標に向けて進捗管理を行っていきます。 【数値目標】年次報告の作成1回

◆副読本等を活用して環境学習を実施します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
120	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	・市内小学校の全3年生に配付し、3・4年生社会科の学習で活用しています。4年生の単元「健康なくらしとまちづくり」では自分のくらしの中からできるごみについて、より身近な施設や資料を利用しながら環境に関する学習を進めています。	市内小学校全3・4年生児童が活用	【継続実施】市内小学校の全3・4年生に配付し、3・4年生社会科の学習において活用し、4年生の単元「健康なくらしとまちづくり」では自分のくらしの中からできるごみについて、より身近な施設や資料を利用しながら環境に関する学習を推奨します。 最新データへの変更など修正箇所を点検しています。	・環境保全について学習したことと学校や家庭で実践していくことを推奨します。
	環境学習 【環境政策課】	・副読本として環境学習に活用できるよう 「那覇市の環境」を発行及びホームページで公開しています。	年1回	【継続実施】那覇市の環境の現状や環境施策について冊子の発行やホームページで公開します。	・環境学習を行う小・中学生に対して、理解を深めていくよう掲載方法等工夫が必要です。また、関連部署と連携して取組を進める必要があります。 【数値目標】冊子の発行1回

◆教職員を対象とする環境教育研修を実施します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
121	教育課題実践研修事業(理科授業実践講座) 【教育研究所】	コロナ禍により事業(講座)を中止した。	コロナ禍により事業(講座)を中止した。	【変更実施】中堅教諭等資質向上研修の中で、研修内容として、SDGs(接続可能な開発目標)について取り上げます。	SDGsの推進について教員の意識啓発を図り、教育活動全体を通してSDGs(環境教育を含む)に取り組むことを推奨します。
	環境教育研修 【環境政策課】	・学校教育課へ環境省からの環境教育に関する情報提供を行います。	随時	【継続実施】環境に関する情報提供を行うことにより、環境に対する意識啓発を行います。	・環境との関わりについて、環境教育を積極的に展開していくことが必要です。また、関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆「緑のカーテン事業」などの緑化事業を通じた体験型環境活動を実施します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
122	学校における環境教育の推奨 【学校教育課】	・環境教育推進校の表彰を行います。	環境教育推進校表彰:延べ 14 校	【継続実施】環境教育推進校の表彰を行います。	・令和4年度以降は表彰を行わず、花とみどり課と連携して種や苗を各学校へ無償配布する。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組No.55) ・例年実施していた「しきなっ子祭り」や「石嶺公民館祭り」など、各イベント会場で実施していた緑化に関する普及啓発事業は、新型コロナウイルスの影響によるイベント中止により、開催中止となりました。	通常 配布した鉢数を受講者数とする。(令和2年度 0 鉢)	【継続実施】 ・イベント会場での緑化に関する情報を発信し、普及啓発を行います。	・関係団体と連携し、緑化に関する啓発を行います。緑化講習会:年 1 回以上(※新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント等開催時期短縮のため数値目標を下げています。)

◆環境学習プログラムやごみ処理施設の見学による環境学習を実施します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
123	ごみ減量・資源化推進業務 エコマール那霸プラザ棟啓発推進業務 【環境政策課】	・小学校4年生を対象に、日常の家庭生活における料理を題材に、ごみの減量・資源化を体験するプログラムである「買い物ゲーム」を実施しました。 ・那霸・南風原クリーンセンター、エコマール那霸リサイクル棟及びプラザ棟の施設見学対応を行いました。※令和2年度末でエコマール那霸プラザ棟啓発推進事業は終了しました。	買い物ゲーム:35 クラス、1,119 人 施設見学:45 件、1,872 人	【継続実施】 ・小学校4年生を対象に、日常の家庭生活における料理を題材に、ごみの減量・資源化を体験するプログラムである「買い物ゲーム」を実施します。 ・ごみ処理施設の見学対応を引き続き実施します。	・クリーン推進課と連携して塵芥車を活用した啓発の手法について検討する必要があります。買い物ゲームについては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急非常事態宣言等により実施回数を縮小する。
	副読本「わたしたちの那霸市」の活用 【学校教育課】	・市内小学校の全3年生に配付し、3・4年生社会科の学習で活用しています。4年生の单元「健康なくらしとまちづくり」では自分のくらしの中からできるごみについて、より身近な施設や資料を利用しながら環境に関する学習を進めています。	市内小学校全3・4年生児童が活用	【継続実施】市内小学校の全3・4年生に配付し、3・4年生社会科の学習において活用し、4年生の单元「健康なくらしとまちづくり」では自分のくらしの中から出るごみについて、より身近な施設や資料を利用しながら環境に関する学習を推奨します。 最新データへの変更など修正箇所を点検しています。	・環境保全について学習したことと学校や家庭で実践していくことを推奨します。

②家庭や地域における環境学習の推進

◆環境推進員の育成と活用を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
124	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・例年、しきなっ子まつりでの環境ブースへのエコライフサポーター派遣など、各種イベント、出前講座へのエコライフサポーター派遣協力等を実施していますが、新型コロナウイルスの影響によりイベントが中止となり、派遣ができませんでした。 ・さつき小学校での環境出前講座は、実施することができました。	・環境推進員(エコライフサポーター)委嘱人数:14 人 ・環境推進員イベント参加: 年1回	【継続実施】 ・今年度のエコライフサポーター委嘱人数は 14 名です。出前講座などや各種イベントに参加していただく予定です。	・活動回数・サポーターの参加率や自主イベントの企画力向上などが課題です。 ・環境推進員イベント参加:年 3 回以上(※新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント等開催時期短縮のため数値目標を下げています。)
	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	・研修開催及び環境イベントへの積極的な参加を求めます。	コロナ禍により中止	【継続実施】 環境推進員(クリーンサポーター)へ研修開催及び環境イベントへの積極的な参加を求めます。	・クリーンサポーターのスキルアップと広報の強化を図ります。 環境・清掃イベントへの参加。
	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・適正飼養等動物愛護を推進するため、動物愛護サポーターを活用しました。	委嘱人数4人 ※市の主催するイベントに参加し、飼い方の指導助言 延べ市民数:0 人 ※コロナ禍の為、事業中止 ・美しい鳴き声等により、飼い方に現に困っており、希望する市民に対する犬猫の飼い方に関する助言 件数:2 件	【継続実施】 ・動物愛護に見識のある方を募集し、動物愛護推進員として犬猫の飼い主へ適正飼養の助言等を継続して実施します。	・飼い主に対しペットの適正飼養の助言等を行うため、動物愛護に高い見識をもつ者の確保が必要です。 ・新型コロナウイルスの影響もあり、イベントの実施について検討します。

◆学校等と連携して家庭における環境学習を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
125	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	(前出 取組No.120.123) ・市内小学校の全3年生児童に配布。3・4年生の社会科学習に活用しています。4年生の単元「健康なくらしとまちづくり」では、家から出るごみを調べ、家庭ごみの正しい分け方・出し方を学習しています。	市内小学校全3・4年生児童が活用	【継続実施】最新データへの変更など修正箇所を点検しています。	・副読本の電子化を検討します。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組 No.124) ・さつき小学校出前講座にエコライフサポートを派遣し、環境教育の推進に貢献しました。	さつき小学校97人	【継続実施】 ・今年度も小学校への環境出前講座を実施します。	・アンケート実施により効果を把握します。 出前講座:1回以上 (※新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント等開催時期短縮のため数値目標を下げています。)
	環境啓発事業 【環境保全課】	新型コロナウイルス感染拡大予防で活動を中止しました。	—	【継続実施】 自然環境への理解と大きさを深めるため、環境学習に関する出前講座をいます。	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、イベント等の開催を検討します。

◆未就学児童への環境活動・環境体験を推進します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
126	緑のカーテン 【こども政策課】	市内児童館にて「緑のカーテン」を維持管理しています。	児童館:4館	【変更実施】 「緑のカーテン」から「自然物観察」に変更し、児童館の身近にある草花や木々の状況を、児童館を利用する未就学児と観察することで、自然の変化に興味や関心を持たせていきます。	利用する未就学児(親子)と身近な自然を観察し、自然の変化に興味や関心を持たせていくよう、館長会議で説明をする。 令和3年度目標値:11館 ※定量的に把握できる実績の数値は「特になし」
	自然物遊び 草花や野菜の栽培 小動物の飼育 清掃活動 【こども教育保育課】	・戸外に出ることで、自然の変化に興味や関心を持たせます。 ・栽培物の成長に関心を持たせ、収穫の喜びを味わわれます。 ・身近な自然現象や動植物に触れさせることで、興味や関心を持たせます。 ・園周辺の環境をきれいに保つために、ごみ拾いなど清掃活動を行います。	こども園:16施設 みらいこども園:4施設 定量的に把握できる実績の数値は「特になし」	【継続実施】 こども園:15施設 みらいこども園:4施設	園外活動を伴うことがあるので、安全面への配慮が必要になります。 【目標値】 こども園:15施設、みらいこども園:4施設

◆公民館活動等を活用した環境学習体制(講師の派遣等)を整備します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
127	○公民館講座 ・市民講座 ・成人講座 ・親子ふれあい教室 ・家庭教育学級 ○地域連携事業 ○提案事業 ○プラネタリウム事業 【中央公民館】	【市民講座】 ○気候変動の影響で大型台風、洪水などによる災害が多発し、猛暑や豪雨など世界的に異常気象が増えている中、沖縄の気候変動と地球温暖化について学び、地球温暖化対策を考える機会とする。(石嶺) ○南極の環境や南極昭和基地、越冬隊員の生活などについて知る。(若狭) 【成人講座】 「キバナノヒメユリ」という身近な自然を活かしながら自然観察や実習を通して自然 保全に努め、コミュニケーション・連携の活性化から住民参画や市民性教育を推進する。(繁多川) 【家庭教育学級】 JAXA 宇宙教育センターのテキストを使い、宇宙や自然科学をテーマにした実験・工作・課題学習を親子で行い、「なぜ?」を課題にして親子で、実験することで家庭の中に学びを通した絆をつく。(牧志) 【提案事業】 ○廃材のダンボールを生かして作品を作り環境について学ぶ。(若狭) ○グローバル公民館ではエジプトと岡山大学、繁多川公民館からオンラインでの環境教育や持続可能な地域づくりについて講座を開催した。(繁多川) 【地域連携事業】 沖縄在来種の青ヒゲーを子どもが育て、「昔の繁多川豆腐」を再現する中で、食文化の継承(味と製造過程)とさらなる地域の活性化に寄与する。(繁多川) 【プラネタリウム事業】 プラネタリウムを運営していることから、親子で科学の実験や工作、宇宙に関連した講座に力を入れています。コロナ禍により、対面形式での講座及びイベントが中止となつたため、オンライン講座や動画配信を行なった。(牧志)	【講座参加者】 若)248人 繁)463人 計 711人 牧)オンライン 30人 【動画再生数】 石)711回 牧)8,466回(動画9本)	○宇宙に関連付けた講座を開設する。 ○農業体験の講座を開設し、自然環境を大切にする心を育む。 ○気候変動の影響で大型台風、洪水などによる災害が多発し、猛暑や豪雨など世界的に異常気象が増えている中、沖縄の気候変動と地球温暖化について学び、地球温暖化対策を考える機会とする。 ○親子星空教室、宇宙の学校、プラネタリウム特別投影などを開催します。 ○オンラインで各所にいる南極越冬隊 OBとの交流を行うことで、アリティーを持って地球規模の視点を持ち、南極を感じられるようにする。	○防災講座を開催する。 ○宇宙に関連付けた環境学習につながる講座を1回は開催する。 ○オンラインの強みを生かし、若い世代をはじめ多くの方へ情報を届けられるように工夫する。 ○廃材段ボール作品製作は、子どもだけでなく、大人からの関心も高かったので、地域でもっと活動の機会を増やす。 ○感染対策を徹底したうえで講座開催を実施する。 【目標値】 (コロナ禍の影響を想定して、令和元年実績の 83%) ○講座数(コマ) 62回以上 ○参加延べ人数 3,750人以上

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
127	那覇市立森の家みんなんを活用した事業 ①子どもたちが自然に触れる機会を提供する事業 ②自然の不思議への気づき、理解を子どもたちに促す事業 ③科学的な思考と態度を身につけるための事業 ④季節的な伝統行事を体験する事業 【生涯学習課】	①自然を感じる遊び、夜の観察会、親子で森の遠足、リースを作ろう等。 ②空と森のおさんぽ、森の酵母でパン作り。 ③水を考える遊び、ミミズの世界、鳥のゲーム、野生生物のゲーム等。 ④ふちゃぎを作ろう、みんなんトウンジーシューサー、ムーチーを作ろう。	講座数:62回(講師派遣含む) 参加人数:973人 (大人277人・子ども519人・幼児177人)	【継続実施】 新型コロナウイルスの感染拡大予防策を行いながら例年の講座を企画実施しています。また、SNS等を活用し、自宅でも体験できる講座等の企画に取り組みます。	【課題】 コロナ禍にも対応した環境啓発につながる講座の実施が課題です。 【今後の展開】 オンラインや自宅で参加できる講座なども企画し内容を充実していきます。 【目標】 講座数:62回以上 参加人数:830人以上 ※H30、R1、R2の実績平均 【コロナ禍代替措置】 屋外を活用した講座内容に変更して実施しました。
	環境啓発事業 【環境保全課】	(前出 取組No.125) 新型コロナウイルス感染拡大予防で活動を中止しました。	—	【継続実施】 自然環境への理解と大切さを深めるため、環境学習に関する出前講座をいます。	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、イベント等の開催を検討します。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・例年、環境を考えるイベントにエコライフサポーターを派遣し、地球温暖化防止を楽しく学べるすごろくや、クールチョイス4コマ漫画の展示、公民館での夏休み期間中の小学生向け温暖化対策啓発アニメの上映会などを行い、環境教育を推進してきましたが、新型コロナウイルスの影響によりイベントが中止となり、派遣ができませんでした。	年2回	【継続実施】 緑化や温暖化対策に関する情報を発信し、普及啓発を行います。	・関係団体と連携し、緑化及び温暖化対策に関する啓発を行います。 緑化講習会:年1回 環境推進員イベント参加:年3回 (※新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント等開催時期短縮のため数値目標を下げています。)
	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	「環境出前講座」の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感拡大防止の観点から活動を自粛しました。	—	【継続実施】 新型コロナウイルス感拡大防止による緊急事態宣言等が続いているおり、延期になった総会がまだ行われていないため、取組内容が未決定です。	新型コロナウイルスの社会情勢等をしながら、環境啓発活動体制を整備していきます。

◆こどもエコクラブの活動を支援します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
128	環境啓発事業 【環境保全課】	新型コロナウイルス感染拡大予防で活動を中止しました。 令和2年度末現在の登録団体数1クラブ(96人)	—	【継続実施】 今年度より環境啓発事業と合わせて委託団体が対応します。 ・環境活動を行っている子供エコクラブの活動としてのエコ新聞を作成します。 ・日常で活動している事のSDGsとの関連付けを行い、活動状況をエコ新聞としてまとめ県大会等への提出をサポートします。	啓発事業と一緒にすることで、減少した登録クラブの活性化を図ります。 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、活動を検討します。

◆エコマール那覇プラザ棟での環境学習講座を実施します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
129	エコマール那覇プラザ棟啓発推進業務 【環境政策課】	令和2年度で事業終了	—	—	—

3-2 わかりやすく使いやすい情報を発信する

①利用しやすい環境情報の整備・発信

◆わかりやすい「那覇市の環境(環境白書)」を市の公式ホームページで公開します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
130	広報活動 【環境政策課】	(前出 取組No.120) ・「那覇市の環境」を発行、那覇市のホームページに掲載しました。	年1回	【継続実施】 那覇市の環境の現状や環境施策について冊子の発行やホームページで公開します。	・環境負荷の低減等の観点から「那覇市の環境」冊子発行部数の削減と同時にネット学習の高まりによるネット閲覧の利便性を図り、理解を深めていくよう掲載方法等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。 【数値目標】 ホームページ公開1回

◆市民や事業者、環境保全活動団体等の活動を市の公式ホームページで広報します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
131	広報活動 【環境政策課】	・那覇市のホームページから那覇市地球温暖化対策協議会を案内し、その中で関係団体の活動情報を広報しています。	随時	【継続実施】 ・那覇市温暖化対策協議会会員による環境活動の情報を共有し、発信していきます。	・協議会会員すべての活動の把握が困難であるため、那覇市温暖化対策協議会のホームページを利用し、各事業者の活動の周知を図っていきます。

◆環境保全に関するNPOや活動団体、環境推進員等の情報を提供します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
132	広報活動 【環境政策課】	・アジェンダ21や那覇市地球温暖化対策協議会を通して環境情報を提供しています。	随時	【継続実施】 環境に関する情報発信について、ホームページだけでなく、イベント等の機会を活用します。	・環境に関するわかりやすく正しい情報を発信していくことが必要です。
	環境啓発事業 【環境保全課】	・市民などから、環境保全に係るボランティアなどをしたい等との要望があれば、把握しているNPO等を紹介したり、必要な情報を提供しています。	随時	【継続実施】 イベントの実施予定があれば、市民等に対して情報を周知していきます。	新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、NPO団体などや市民に必要とされる環境保全に係る情報の収集を実施していく必要があります。

3-3 環境保全に取り組む人々を応援する

①環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援

◆環境関連イベントなどを積極的に広報します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
133	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・各環境イベントの開催に際し、共催・後援等での支援等、協力を行っています。	随時	【継続実施】 市のホームページ等を利用して各種イベントの広報活動等を行います。	・連携可能なイベント等を把握することが課題です。
	環境啓発事業 【環境保全課】	(前出 取組No.31.33) ・毎年広報しているイベントが開催されなかったため、なは市民の友への掲載はありませんでした(漫湖水鳥・湿地センター夏休みイベント情報、水あしご開催情報)。	-	【継続実施】 イベントの実施予定があれば、広報を行います。	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況から、環境啓発事業を行う環境が整えば、広報を行っていきます。

◆市民や環境保全活動団体の活動に対して各種支援を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
134	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組No.133) ・各環境イベントの開催に際し、共催・後援等での支援等、協力を行っています。	随時	【継続実施】 市のホームページ等を利用して各種イベントの広報活動等を行います。	・連携可能なイベント等を把握することが課題です。
	環境啓発活動 【環境保全課】	(前出 取組No.33) ・新型コロナウイルス感染拡大予防でチラシ一括作戦は中止 ・安謝川をきれいにする住民の会の河川清掃後のごみ収集	10回	【継続実施】 市民や環境保全活動団体の活動を支援します。	・NPO団体の支援の在り方及び方法について検討が必要です。

◆優れた活動に対する表彰制度の創出や運用を行います

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
135	温暖化対策啓発事業 クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	・温暖化対策啓発事業、クールチョイス啓発事業の一環として、地球環境保全に資する活動を行っている市民や事業者を表彰します。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を休止いたしました。	実績なし	【縮小実施】 感染症の状況を注視しながら事業を実施する予定です。	・感染リスクを考慮し、限られた場所、時間でも取り組むことができる活動を提案することが必要です。 ・開催目標:年1回以上

◆市民や環境保全活動団体などの取組を公表する機会を提供します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
136	環境活動事業促進 【環境政策課】	(前出 取組No.132) ・アジェンダ 21 や温暖化対策協議会を通して環境情報を提供しています。	随時	【継続実施】 環境に関する情報発信について、ホームページだけでなく、イベント等の機会を活用します。	・環境に関するわかりやすく正しい情報を発信していくことが必要です。
	那霸市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	「環境出前講座」の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動を自粛しました。	—	【継続実施】 新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言等が続いている、延期になった総会がまだ行われていないため、取組内容が未決定です。	新型コロナウイルスの社会情勢等をみながら、環境啓発活動を行います。

◆道路ボランティアへの支援を行うとともに、道路ボランティアに対する積極的な参加・協力を呼びかけます

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
137	道路ボランティア制度 【道路管理課】	・本市の協働のまちづくりの一環として、道路の美化活動を自主的に行う団体を支援するため、道路ボランティア制度を推進しました。	管理協定新規締結:11団体	【継続実施】 活動状況の紹介など啓発活動	・全締結団体の活動状況把握 ・更なる道路ボランティア協定締結に向けた活動 上記3点に努めます。 管理協定新規締結:3団体

◆公園ボランティア(自治会、愛護会、企業)への支援を行うとともに、自治会、愛護会、企業等に対して公園ボランティアへの積極的な参加・協力を呼びかけます

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
138	公園ボランティアの育成 【公園管理課】	(前出 取組No.51) ・公園ボランティアを育成し、公園ボランティアによる公園美化、緑化活動及び助成制度。2団体の増を目指し積極的に对外へ呼びかけを行います。	・自治会委託:15団体 ・企業ボランティア:65社 ・公園愛護会:147団体 * 計:227団体	【継続実施】 前年度計画同様2件増の年間目標を設定し、取り組んでいきます。	・継続してHP等でボランティア募集や勧誘を行い、2件増を目標とします。

【基本目標4】 環境と経済・観光が調和するまち

4-1 環境を大切にする事業者を育てる・応援する

①事業所における環境教育の推進

◆事業者を対象とした環境関連講習会や出前講座を開催します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
139	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・例年、環境経営システムにより環境に配慮した事業を行う市内事業者を育成することを目的に、エコアクション21認証取得支援のための専門講師を派遣していますが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により派遣要請はありませんでした。	・認証取得支援プログラム:開催回数:0回 参加企業: 参加延人数:	【継続実施】 ・例年、認証取得支援プログラムを年4回開催していますが、今年度は新型コロナウイルス流行の影響による当プログラムの開催可否等について、今後の動向をみながら検討したいと思います。	・当プログラム参加企業の増加が課題です。 認証取得支援プログラム:年0~2回 (※新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント等開催時期短縮のため数値目標を下げています。)
	浄化槽適正維持管理 【環境保全課】	・浄化槽設置者に対して、設置手続きや、適切な設置工事・維持管理について理解して頂くために月1回(第3木曜日)、浄化槽設置者講習会を開催しました。	受講者9人	【継続実施】 浄化槽設置者講習会を開催します。	・浄化槽の適正管理、法定検査等の義務について周知を図ります。
	ごみ減量・資源化推進事業 【環境政策課】	・一般廃棄物収集運搬許可業者を対象に、廃棄物の適正処理等に係る説明会を例年開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催しませんでした。 ・保健所の食品衛生講習会での廃棄物の適正処理についての周知・説明を行いました。	・許可業者説明会:0回 ・保健所での周知・説明:23回 (受講者数:469名)	【継続実施】 ・新型コロナウイルス感染状況を考慮し、許可業者説明会の開催及び食品衛生講習会への参加の可否について検討します。	・許可制度の安定のため許可業者の質の向上を図る必要があります。 ・今後も、廃棄物の適正処理に関する説明会(講習会)を、継続して行う必要があります。 目標値: 食品衛生講習会への出席による説明を開催回数のすべてに参加し、説明を行うこと。
	事業者への環境教育 【クリーン推進課】	・テーマに応じた人員派遣及び紹介を行います。	実績なし	【継続実施】 事業所担当課(環境政策課)と連携した対応を行います。	・事業所と一般家庭からのごみ出し方法が異なるため、担当課からの依頼があれば必要に応じて対応することになります。

◆様々な環境テーマに即した専門家等の人材を紹介します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
140	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	(前出 取組No.139) ・例年、環境経営システムにより環境に配慮した事業を行う市内事業者を育成することを目的に、エコアクション21認証取得支援のための専門講師を派遣していますが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により派遣要請はありませんでした。	・認証取得支援プログラム: 開催回数:0回 参加企業: 参加延人数:	【継続実施】 ・例年、認証取得支援プログラムを年4回開催していますが、今年度は新型コロナウイルス流行の影響による当プログラムの開催可否等について、今後の動向をみながら検討したいと思います。	・当プログラム参加企業の増加が課題です。 認証取得支援プログラム:年0~2回 (※新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント等開催時期短縮のため数値目標を下げています。)
	環境啓発事業 【環境保全課】	・事業所から環境教育に関する講師の依頼があった場合、環境テーマに即した専門家を紹介します。	実績なし	【継続実施】 専門家の紹介を行います。	・専門的な知識が必要で職員での対応が難しいです。
	廃棄物に関する専門家の紹介 【環境政策課】	・事業所より廃棄物処理に関する専門家の紹介の要望があった場合に紹介を検討します。	実績なし	【継続実施】 ・事業所より廃棄物処理に関する専門家の紹介の要望があった場合に紹介を検討します。	・専門家の紹介に至る前に、排出事業者の廃棄物処理に関する意識の向上を図る必要があります。 ・意識の向上を図るためにには、地道な啓発及び適正処理指導が必要となりますので、専門職員の配置など、体制の強化が課題となります。
	事業者への環境教育 【クリーン推進課】	・テーマに応じた人員派遣及び紹介を行います。	実績なし	【継続実施】 事業所担当課(環境政策課)と連携した対応を行います。	・事業所と一般家庭からのごみ出し方法が異なるため、担当課からの依頼があれば必要に応じて対応することになります。

②環境に配慮した取組に対する支援

◆環境マネジメントシステム(エコアクション21等)に関する説明会等を開催し、導入を支援します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
141	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	(前出 取組No.139) ・例年、環境経営システムにより環境に配慮した事業を行う市内事業者を育成することを目的に、エコアクション21認証取得支援のための専門講師を派遣していますが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により派遣要請はありませんでした。	・認証取得支援プログラム: 開催回数:0回 参加企業: 参加延人数:	【継続実施】 ・例年、認証取得支援プログラムを年4回開催していますが、今年度は新型コロナウイルス流行の影響による当プログラムの開催可否等について、今後の動向をみながら検討したいと思います。	・当プログラム参加企業の増加が課題です。 認証取得支援プログラム:年0~2回 (※新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント等開催時期短縮のため数値目標を下げています。)

◆優れた活動に対する表彰制度を創出し、運用します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
142	温暖化対策啓発事業 クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組No.135) ・温暖化対策啓発事業、クールチョイス啓発事業の一環として、地球環境保全に資する活動を行っている市民や事業者を表彰します。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を休止いたしました。	実績なし	【縮小実施】 感染症の状況を注視しながら事業を実施する予定です。	・感染リスクを考慮し、限られた場所、時間でも取り組むことができる活動を提案することが必要です。 ・開催目標:年1回以上

◆環境に配慮した商品、サービス等の提供事業者の情報を提供します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
143	クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	・エコライフの実践についてのパネル展を各種イベント等で開催し、クールチョイス啓発イベントや広報を通じ、環境に配慮した商品やサービスを紹介します。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を休止いたしました。	・パネル展開催数 年8回	【縮小実施】 感染症の状況を注視しながら事業を実施する予定です。	・環境に配慮した商品やサービスを発信するための情報収集が課題です。 ・開催目標:年1回以上

4-2 環境を活かした産業をつくり・育てる

①環境関連産業の育成

◆先進的な取組をする環境関連企業を支援します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
144	環境活動事業促進 【環境政策課】	(前出 取組No.136) ・アジェンダ21や温暖化対策協議会を通して環境情報を提供しています。	随時	【継続実施】 協議会のホームページの中で、企業の環境への取り組みをPRできるよう取り組みます。	・先進的な取組を行っている企業の把握が課題です。

②環境共生型観光の育成

◆観光関連事業者向けの環境配慮指針を策定します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
145	環境活動事業促進 【環境政策課】	・環境配慮型観光事業者(インセンティブ事業の対象事業者)の登録に向けて検討を行います。	随時	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また今後は、観光客の増加に伴い、配慮する環境対策について関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆環境に配慮した観光関連事業者へのインセンティブ事業を実施します

取組No.	令和2年度の実績・取組に関する項目			令和3年度の取組	今後の展開上の課題及び数値目標
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)		
146	環境活動事業促進 【環境政策課】	(前出 取組No.145) ・環境配慮型観光事業者(インセンティブ事業の対象事業者)の登録に向けて検討を行います。 ・観光課と連携し、観光資源の保護又は観光地等の環境美化活動に取り組んでいる事業者を「那覇市観光功労者表彰」に推薦します。	・随時 ・推薦数:1者(年1回) (R2年度はなし)	【継続実施】 ・先進事例の調査を実施します。 ・観光課が実施する「那覇市観光功労者表彰」へ対象事業者がある場合に推薦します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また今後は、観光客の増加に伴い、配慮する環境対策について関連部署と連携して取組を進める必要があります。 ・観光課と連携し、観光功労者表彰に取り組みます。

第3章 地球温暖化対策の推進

1 概 要	68
2 主な実施事業	69
(1) 那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業	
①事業概要	
②目的	
③実績	
(2) 地球温暖化対策啓発事業	
①事業概要	
②事業内容	
③啓発事業実績	
(3) 那覇市地球温暖化対策協議会	
①事業概要	
②目的	
③実績	
3 市域の温室効果ガス排出量について.....	71
(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移	
(2) 二酸化炭素部門別排出量について	
(3) 二酸化炭素の燃料種別排出量	
4 那覇市エコオフィス計画の推進.....	73
(1) 計画策定の目的	
(2) 基本方針	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の対象範囲	
(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標	
(6) 那覇市エコオフィス計画の実績	

1 概 要

本市では、2002(平成 14)年3月、未来に向かって持続的に発展するため、資源循環型社会を目指すゼロエミッション社会の構築が必要であると考え、市民のライフスタイルを転換し、産業構造を再構築して新たな那覇市の社会システムづくりを目指すことを目的とした「那覇市ゼロエミッション基本構想」を策定しました。

2002(平成 14)年4月には、行政の温室効果ガス削減目標を定めた「那覇市エコオフィス計画」を策定しました。

2004(平成 16)年3月には、環境に対する基本的な考え方や施策の方向、市・事業者・市民等の役割を明確にし、様々な環境保全施策を推進する根拠となる「那覇市環境基本条例」を制定しました。

2005(平成 17)年2月には、新エネルギーの導入推進のため、「那覇市地域新エネルギービジョン」を策定し、2010 年度の新エネルギー導入目標を設定しました。

2007(平成 19)年3月には、「那覇市環境基本計画」を改定し、環境教育と地球温暖化対策を重点施策としました。

2008(平成 20)年3月には、地球温暖化対策の行動指針となる「那覇市地球環境保全行動計画」を策定しました。この2つの計画を『那覇市地球温暖化対策地域推進計画』と位置づけました。

2010(平成 22)年3月には、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成 21 年6月）に基づき、那覇市地球温暖化対策アクションプランを策定し温室効果ガスの大幅削減を目指し、2009(平成 21)年度から 2013(平成 25)年度までの5年以内に具体化する取組内容を定めました。

2014(平成 26)年6月には、第2次那覇市環境基本計画を策定し、その中で温室効果ガスを 2023(令和5)年度までに、2000(平成 12)年度比で 5 %削減する目標を設定しました。

2013(平成 25)年4月に中核市となったことをうけ、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づき、その区域における温室効果ガス排出量の抑制等を行うための、より具体的かつ実効的な施策に関する計画として、「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」及び「那覇市地域新エネルギービジョン」を取り込み、統合し「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

2 主な実施事業

(1) 那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業

① 事業概要

那覇市内の自らが居住する住宅において、省エネ設備設置に対する費用の一部を補助します。

○対象設備

- ・太陽熱利用システム 1件あたり5万円（上限額）
- ・エコキュート 1件あたり10万円（上限額）

※助成率：上限額以内で設置費用の10分の1

② 目的

住宅用省エネ設備設置費用の一部補助により導入を促進し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保護について意識啓発を図ります。

③ 実績

表3-1 各年度における交付件数

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
太陽熱利用 システム	交付	4件	2件	1件	0件	0件
エコ キュート	交付	10件	10件	11件	12件	11件

(2) 地球温暖化対策啓発事業

① 事業概要

第2次那覇市環境基本計画及び中核市に策定が義務付けられる那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、本市の温室効果ガスを2023年度までに2000年度レベルから5.0%削減することを目標として掲げております。目標を達成するためには、本市の二酸化炭素排出量の約7割を占める民生（家庭・業務）部門の排出量を削減する必要があり、その対策として、エコライフセンターと連携したイベントや啓発講座など、市民・事業者向けの啓発事業を実施します。

② 事業内容

*環境推進員（エコライフセンター）事業の実施

*地球温暖化対策出前講座、イベントの実施

*新エネルギーや省エネの利用促進啓発

*広報活動

③ 啓発事業実績

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の事業は中止となっています。

[エコライフセンター] 委嘱人数：14人

[啓発講座、イベント] 実施回数：一回 参加者：一人

表 3-2 啓発講座、イベント年間活動実績

	講座及び行事名	事業内容等	備考
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の事業は中止となっています。			

(3) 那覇市地球温暖化対策協議会

① 事業概要

温対法 40 条により総合的な地球温暖化対策のため平成 20 年に設立した那覇市地球温暖化対策協議会への負担金を交付します。

- (1) 地球温暖化対策の具体的な行動及び活動の普及促進事業
- (2) 自然エネルギーの利用促進及び普及活動並びに省エネルギーの取組みの推進事業
- (3) 地球温暖化対策の推進に必要な情報の提供及び交換並びに環境学習の推進事業
- (4) 那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進捗管理に関する事業
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

※協議会会員数(R 2. 7月現在) 事業者 39 団体 11 個人 4

② 目的

市民、事業者及び行政機関等の協働により、那覇市域における総合的な地球温暖化対策の推進を図ることで、地球温暖化の防止を推進します。

③ 実績

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の事業は中止となっています。

- ・ 地球温暖化対策出前講座（さつき小学校）
- ・ ZEH 住宅オンラインセミナー

3 市域の温室効果ガス排出量について

(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移

温室効果ガスの総排出量は、2018（平成30）年度で約2,013千トン（二酸化炭素換算）となつており、その約92.8%を二酸化炭素が占めています。

那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における2000（平成12）年度（基準年度）の排出量と比較すると約7%減少、前年度比で約2.4%減少となっています。

表3-3 温室効果ガス種類別排出量の推移

区分	年度 H12	基準年度 2000 2005 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 H17 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30										単位:千t-CO ₂
		2000	2005	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
二酸化炭素(CO ₂)	2,071	2,291	2,158	2,091	2,051	1,978	1,943	1,973	1,923	1,869		
メタン(CH ₄)	64	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
一酸化二窒素(N ₂ O)	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
代替フロン類	19	28	73	81	86	97	108	121	129	133		
合 計	2,164	2,352	2,241	2,182	2,147	2,085	2,060	2,105	2,062	2,013		
2000年度比	100.0%	108.7%	103.6%	100.8%	99.2%	96.4%	95.2%	97.3%	95.3%	93.0%		
前年度からの伸び率(%)	—	3.4%	0.2%	-2.6%	-1.6%	-2.9%	-1.2%	2.2%	-2.0%	-2.4%		
一人当たりの二酸化炭素排出量(t-CO ₂ /人)	6.9	7.3	6.8	6.6	6.4	6.2	6.1	6.2	6.0	5.9		

実行計画の進捗管理における温室効果ガス排出量の算定にあたり、国の公表する統計データや電力事業者提供の電力消費量データを利用してきましたが、これらのデータに大幅な変更があり、新旧の各数値を比較することが不可能となりました。このことから、実行計画を適切に進捗管理するため、基準年度(2000（平成12）年度)から遡って算定方法と算定値を見直しています。

(注1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合があります。

(2) 二酸化炭素の部門別排出量について

2018（平成30）年度における部門別排出量は、民生業務部門の排出量（703.3千t）が最も大きく、次に民生家庭部門の排出量（585.0千t）、運輸部門の排出量（423.7千t）となっています。

表3-4 二酸化炭素部門別排出量の推移

部門	基準年度										単位:千t-CO ₂
	年度 2000 H12	2005 H17	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	
産業	179.8	152.7	119.3	121.1	114.0	113.8	117.6	114.5	115.0	113.6	
運輸	402.0	392.3	378.3	379.4	382.8	392.0	398.1	410.9	414.0	423.7	
民生家庭	650.5	745.7	733.3	685.8	664.7	640.2	627.6	644.3	629.5	585.0	
民生業務	820.1	961.0	885.8	863.0	844.5	788.5	754.3	753.9	720.0	703.3	
廃棄物	18.3	39.8	41.0	41.5	45.1	43.5	45.1	49.9	44.1	43.9	
合計	2,070.8	2,291.4	2,157.7	2,090.8	2,051.2	1,978.0	1,942.7	1,973.5	1,922.6	1,869.5	
2000年度比	100.0%	110.7%	104.2%	101.0%	99.1%	95.5%	93.8%	95.3%	92.8%	90.3%	
前年度からの伸び率 (%)	—	3.8%	-0.3%	-3.1%	-1.9%	-3.6%	-1.8%	1.6%	-2.6%	-2.8%	

(注1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合があります。

(3) 二酸化炭素の燃料種別排出量

2018（平成30）年度における二酸化炭素の燃料種別排出量は、最も割合の大きいのが電力で、全体の約64.1%を占めています。次いで、全体の約13.6%を占めるガソリンとなっています。

表3-5 二酸化炭素の燃料種別排出量の推移 排出量(千t-CO₂)

燃料種別	基準 2000 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	
	H12 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H28 年度	H30 年度	
						排出量	構成比
電力	1,310	1,274	1,268	1,290	1,240	1,198	64.1%
石炭	0	169	2	0	0	0	0%
ガソリン	216	215	220	260	254	255	13.6%
灯油	74	41	52	45	42	36	1.9%
軽油	83	92	87	55	64	70	3.7%
重油類	224	141	144	144	152	153	8.2%
LPG	79	78	70	72	65	52	2.8%
都市ガス	66	93	57	58	62	63	3.4%
エネルギー 未区分	18	44	50	50	44	44	2.3%
合計	2,071	1,978	1,943	1,973	1,923	1,869	100%

(注1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合があります。また、エネルギー起源以外の二酸化炭素排出量は廃棄物の燃焼によるものです。

4 那覇市エコオフィス計画の推進

(1) 計画策定の目的

地球温暖化問題の重要性や危機感が広まっている現在において、地球環境を保全していくためには、那覇市役所が一事業者として、エネルギー使用量等の削減や環境にやさしい製品の利用を促進するなど、率先して環境に配慮した行動を実行する必要があります。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項で、地方公共団体へすべての事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定を義務付けています。本計画は、【地方公共団体実行計画（事務事業編）】として位置付けます。

以上のことから平成14年4月に那覇市エコオフィス計画を策定し、順次改定を重ね、令和3年度からは第5期実行計画により地球環境保全対策の推進を図っています。

(2) 基本方針

- ① 本市が行うすべての事務・事業において計画を推進し、環境負荷の低減に努めます。
- ② 職員が計画を率先して推進することにより、市民・事業者の意識高揚を図ります。
- ③ 可能な限り目標を明確にし、そのための具体的な取組を推進します。
- ④ 計画、取組状況及び点検結果については、外部へ公表します。

(3) 計画の期間

第4期実行計画の期間は、平成28年度～令和2年度までの5年間とします。

※令和3年度からは新たな実行計画となります。

(4) 計画の対象範囲

市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
教育委員会、上下水道局、消防局

(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標

第4期実行計画では、省エネ法で求められている『年1%以上の省エネ』という努力義務との整合性を図るため、削減目標を段階的に進めていき、平成27年度比で令和2年度までに『5%以上削減』を目指していきます。

表3-6 年度ごと温室効果ガス総排出量の目安

(単位:t-CO₂)

	基準値	温室効果ガス総排出量目安（削減目標値）				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総排出量	30,008	29,708	29,411	29,117	28,826	28,538
目標値		-1%	-1%	-1%	-1%	-1%

表3-7 各エネルギー使用量等削減目標値

取組項目		削減目標
温室効果ガスの算定基礎項目	電気使用量	計画期間（平成28～令和2年度）の各年度、前年度比1%以上削減することを目指します。
	ガソリン使用量	
	軽油使用量	
	都市ガス使用量	
	LPGガス使用量	
	灯油使用量	
	A重油使用量	
その他の資源等	水使用量	
	紙使用量	
	ごみ排出量	

(6) 那覇市エコオフィス計画の実績

令和2年度の温室効果ガス総排出量等の実績は、表3-8のとおりです。

温室効果ガス総排出量等は、全体として2.8%の減となり、前年度比1%削減という目標は達成されました。事務局別では市長事務部局が7.5%、教育委員会が0.8%、消防局が2.7%それぞれ削減されました。上下水道局は微増となりました。（電力排出係数はR1の数値「0.786」を使用）

3-8 令和2年度 エコオフィス活動実績

削減目標及び増減率（基準年度：R1） 削減目標：対前年度比1% 電力排出係数 0.810kg-CO2/kWh (R2) 0.786kg-CO2/kWh (R1)

部局名	R1排出係数で算定	温室効果ガス(t-CO2)	温室効果ガス算定基礎項目							その他の資源等			
			電気(kwh)	ガソリン(l)	軽油(l)	都市ガス(m ³)	LPGガス(kg)	灯油(l)	A重油(l)	水(m ³)	紙(×)	ごみ(kg)	
市長部局	R2	8,538	8,762	9,327.371	41,898	48,283	421,386	1,568	7,732	7,004	119,271	32,801	302,663
	R1	9,235	9,235	10,287.505	44,048	50,876	383,722	522	11,514	10,200	167,411	31,760	330,552
	増減率	-7.5%	-5.1%	-9.3%	-4.9%	-5.1%	9.8%	200.3%	-32.8%	-31.3%	-28.8%	3.3%	-8.4%
教育委員会	R2	18,282	18,757	19,784.505	11,590	3,548	781,116	10,435	111,800	237,693	380,248	63,880	417,517
	R1	18,427	18,427	20,273.357	15,303	2,724	646,435	13,991	125,077	241,323	466,582	65,464	453,598
	増減率	-0.8%	1.8%	-2.41%	-24.3%	30.2%	20.8%	-25.4%	-10.6%	-1.5%	-18.5%	-2.4%	-8.0%
上下水道局	R2	1,616	1,664	2,005.734	11,602	3,811	349	-	-	200	1,765	1,922	6,495
	R1	1,595	1,595	1,988.279	12,447	434	455	-	-	92	1,927	2,196	6,765
	増減率	1.3%	4.3%	0.9%	-6.8%	777.4%	-23.3%	-	-	117.4%	-8.4%	-12.5%	-4.0%
消防局	R2	1,040	1,063	949,704	65,082	34,258	22,751	415	-	-	8,608	824	10,289
	R1	1,069	1,069	942,452	75,375	39,433	21,493	465	-	-	8,392	650	23,269
	増減率	-2.7%	-0.6%	0.8%	-13.7%	-13.1%	5.9%	-10.7%	-	-	2.6%	26.8%	-55.8%
合計	R2	29,476	30,246	32,067.314	130,172	89,899	1,225,602	12,418	119,532	244,897	509,892	99,427	736,964
	R1	30,326	30,326	33,491.593	147,172	93,467	1,052,105	14,978	136,591	251,615	644,312	100,070	814,184
	増減率	-2.8%	-0.3%	-4.3%	-11.6%	-3.8%	16.5%	-17.1%	-12.5%	-2.7%	-20.9%	-0.6%	-9.5%

※消防局の緊急車両（消防車等）で使用する「ガソリン」「軽油」に関しては計画の趣旨に添わないと判断し、削減目標の対象外とする。

第4章 環境マネジメントシステム

1 那覇市環境マネジメントシステムについて…………… 76

1 那覇市環境マネジメントシステムについて

本市の環境の将来像である「自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA」を実現するための計画として「那覇市環境基本計画」や「那覇市エコオフィス計画」等を策定しています。それらを有効に運用管理するために、国際規格 I S O14001に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、審査登録機関による第三者評価を活用し、その有効性の確認を行ってきました。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業務継続計画（BCP）を実施し、そのため定期審査が未受検となり、令和3年度実施予定の認証更新の審査要件を満たすことができなかつたため、令和3年6月にI S O14001の認証を返上しました。

今後は、これまで培ってきた活動を基に、引き続き「那覇市環境基本計画」及び「那覇市エコオフィス計画」を運用管理し、環境負荷の改善及び環境保全と創造に取り組みます。

第5章 自然環境の保全

1 環境保全の啓発	78
(1) 環境啓発事業	
①国場川水あしひ	
②漫湖チュラカーギ作戦	
③こどもエコクラブ	
(2) 環境学習会	
①ホタル観察会	
②湧水めぐり	
③漫湖観察会	
④新都心沖縄の杜観察会	
⑤大嶺海岸観察会	
2 環境保全対策事業	81
(1) 水資源有効利用推進事業	
①水資源有効利用・節水計画書	
②雨水施設等設置費補助金交付事業	
(2) 安謝川上流浄化対策	
③メジロ捕獲及び飼養登録事務	
3 広域的事業	82
(1) 国場川水系環境保全推進協議会	
4 自然保護	82
(1) 鳥獣保護区の設定	
①漫湖地区	
②末吉地区	

1 環境保全の啓発

市民・事業者・行政の自然環境保全に関する意識を高めるために、自然環境に関する各種の啓発事業や学習会を市民等に対し行っています。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべての環境啓発事業及び環境学習会が中止となりました。

(1) 環境啓発事業

① 国場川水あしひ

国場川水系（国場川、長堂川、饒波川）の各河川は水鳥が数多く飛来し、特にその河口の漫湖はラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に登録（平成11年5月15日）された貴重な湿地となっています。

その豊かな自然環境は市民の憩いの場所となっており、生態系の保全や水質浄化の必要性等を訴えるため、毎年12月頃に清掃ボランティアと共に、漫湖周辺のごみ拾い、自然体験型ゲーム、漫湖の生き物等の展示を行っています。

② 漫湖チュラカーギ作戦

多くの市民に身近に残された貴重な自然に親しみ、水辺の環境保全の大切さを認識してもらうため、漫湖の清掃、マングローブの稚樹抜き、自然観察会を開催しています。

③こどもエコクラブ

こどもエコクラブは幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブです。自然観察会や食育の勉強会などを通して、子どもたちが人と自然環境の関わりについて理解し、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環に加わっていくことを目的としています。

令和2年度は、1団体約96人の児童が登録をしています。

【こどもエコクラブ活性化事業】

市内の既存のこどもエコクラブ及び新たにエコクラブを結成しようとする団体に対して、自らの団体が行う活動のヒントとなる気づきの機会を提供し、市内こどもエコクラブ活動の活性化を図ることを目的に、身近な自然と出会う様々な体験型活動を開催・提供しています。

【こどもエコクラブなは大会】

各こどもエコクラブが1年間取り組んできたエコ活動の成果や感じたことを壁新聞や絵日記にまとめ発表することで、活動を通して感じたことなどを振り返る機会や新しい気付きを得るきっかけとしています。



【こどもエコクラブなは大会】令和元年度の様子

(2) 環境学習会

① ホタル観察会（末吉公園）

市内においては、都市化が進みホタルが見られる場所も少なくなっていますが、県指定の特別鳥獣保護区の末吉公園にはオキナワスジボタルやクロイワボタルなどの陸生のホタルが生息しています。

那覇市自然観察指導員と共に、ホタルの生態や生息に適した環境を観察し、末吉公園の自然環境の保護、保全について、学習会を行っています。※見つけた動物は観察後に逃がしてあげましょう。



② 湧水めぐり 「首里カーマーイ」（首里地区）

都市化、緑地の減少等で市域における地下水の保水力は低下しており、かつて人々と身近な存在であった井戸や湧水を取り巻く環境も大きく変化してきています。先人の知恵を学び、水環境の保全について考える機会として、市民を対象に首里地区の湧水めぐりを行っています。

【湧水めぐりルート】

- 首里城公園レストセンター入口前の広場
- 首里城内瑞泉（龍樋）及び寒水川樋川
- 龍潭及びその周辺 → 安谷川嶽 → 安谷川
- 佐司笠樋川 → 加良川 → 宝口樋川



【首里カーマーイ（加良川）】

③ 漫湖観察会（ひやみかちなはウォーク コラボ事業）

ひやみかちなはウォークの「うるくまーい」コース、「マングローブまーい」コースで漫湖水鳥・湿地センターが給水ポイントとなっていることから、センター木道や爬龍橋にて、コース参加者を対象に漫湖に生息している生き物や水鳥等の観察会を行っています。

④ 新都心沖縄の杜観察会（天久公園）

都市化の進行が著しい那霸新都心、その中に「沖縄の杜」はあります。古くからの地層が残るその杜には、市街地にも関わらず貴重な自然が残っており、様々な動植物が見られます。そこで、普段あまり入ることができない沖縄の杜で、様々な動植物を観察することで、身近に残された自然環境の大切さを認識する機会とするため、観察会を実施しています。



【新都心沖縄の杜観察会】

⑤ 大嶺海岸観察会（那霸空港海側）

那霸空港のすぐ沖合に広がる大嶺海岸は、那霸市に残された自然海岸であり、干潮時には広大な礁池（イノー）が姿をあらわします。そこにはサンゴ礁原、藻場や干潟等の多様な環境があり、いろいろな生き物も生息しています。自然とのふれあいをとおして、人と海、自然とのつながりについて考えることを目的に、観察会を実施しています。

2 環境保全対策事業

(1) 水資源有効利用推進事業

総合的な水資源の有効利用と節水、その他の施策を推進し、快適な都市づくりに寄与するために、「那覇市水資源有効利用推進要綱」を平成11年2月10日に施行しました（一部は平成12年4月1日施行）。

① 水資源有効利用・節水計画書

平成12年度から、市内にて建築物を設置する際に、設置者に「水資源有効利用・節水計画書」の市への提出を義務付け、水資源に対する意識啓発に取り組んでいます。さらに、平成12年度に策定した「那覇市水環境保全推進計画」の中に水資源有効利用推進策を盛り込みました。

表5-1 令和2年度水資源有効利用・節水計画書の内訳

水資源有効利用・節水計画書提出 (うち、下記の方法による水資源有効利用を予定しているのは105件です。)	335件
雨水タンク設置予定	7件
井戸水利用予定	1件
再生水利用予定	0件
地下浸透設備（浸透マス等）設置予定	97件
	計105件

② 雨水施設等設置費補助金交付事業

本市では水資源の有効利用を目的に、市内に所在する住宅又は店舗・事業所等に雨水施設等（雨水貯留施設、雨水浸透施設、井戸水利用施設）の設置又は修繕等を実施するもので、これらの設置又は修繕等に要する費用の1／2（限度額4万円）を補助しています。

表5-2 雨水施設等設置補助状況

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件 数	8(4)	21(12)	15(10)	13(9)	11(9)	14(13)

※（ ）内は井戸水利用施設の件数

(2) 安謝川上流浄化対策

安謝川の水質を浄化し、潤いある水辺空間を創出するため、平成5年から、「安謝川をきれいにする住民の会」等と協力し、事業を実施しています。

付近住民や学童クラブなどへも呼びかけ、毎月第2土曜日に清掃活動を実施しています。

安謝川をきれいにする住民の会は、平成30年度の環境大臣、地域環境美化功労者表彰を受けました。



【安謝川クリーン作戦】

(3) メジロ捕獲及び飼養登録事務

鳥獣保護行政における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、愛がん飼養を目的として、メジロ（「1世帯1羽」に限定）に係る捕獲及び飼養登録に関する事務を平成21年度から沖縄県（自然保護課）より権限委譲を受けています。

平成23年9月、国の定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改定されました。同指針に基づき、沖縄県において「第11次鳥獣保護事業計画」が策定され、「愛がん飼養目的のメジロの捕獲は許可しない」とことなりました。

表5-3 メジロ飼養登録状況〔令和2年度〕

交付件数	種別	交付件数(①)	手数料(②)	計(①×②)
	更 新	4件	3,400円	13,600円
	再交付	0件	3,400円	0円
	合 計	4件	—	13,600円

3 広域的事業

(1) 国場川水系環境保全推進協議会

国場川水系は、国場川、長堂川そして饒波川からなり、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、豊見城市、南風原町、さらに那覇市の7つの市や町に流域を持ち、那覇港海域に注ぎ込んでいます。

国場川水系環境保全推進協議会は、これら7つの自治体で構成し、国場川水系にかかる環境保全対策を連携して推進し、水環境の回復を図るために組織されています。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会は書面開催で行いました。

4 自然保護

(1) 鳥獣保護区の設定

① 漫湖地区

漫湖は全国でも有数の渡り鳥の集団渡来地であり、鳥獣の保護繁殖を図るため、昭和52年に国設鳥獣保護区の設定を受けました。漫湖は、シギ、チドリ類やクロツラヘラサギ等の野鳥を観察することができ、市民が自然とふれあう貴重な場所となっています。

平成9年からは、水鳥の保護に特に重要な水域であるとして、漫湖の水面部分が国設鳥獣保護区特別保護地区に設定されており、平成19年には、保護期間が令和9年までの20年間に更新されました。

また、平成11年5月15日には、漫湖の水鳥生息地としての重要性が世界的に認められ、水面部分の国設鳥獣保護区特別保護地区(58ha)がラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)に登録されました。

表5-4 国設鳥獣保護区

種 別	名 称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面 積	期 間	面 積	期 間
集団渡来地	漫 湖	174ha	H19. 11. 1 R9. 10. 31	58ha	H19. 11. 1 R9. 10. 31



漫 湖

② 末吉地区

末吉の森は、都市における生活環境改善のために都市公園として整備されており、同時に、野生生物の保護管理を目的として、県設鳥獣保護区及び県設鳥獣保護区特別保護地区にも設定されており、平成18年には、保護期間が令和8年までの20年間に更新されています。

同地区では、タカ科のツミの繁殖、ウグイス科のヤブサメの越冬が観察されるなど、小規模ながらも市街地に残された森林環境として重要な役割を果たしています。

表5-5 県設鳥獣保護区

種 別	名 称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面 積	期 間	面 積	期 間
誘致地区	末 吉	19ha	H18. 9. 26 R8. 9. 25	19ha	H18. 10. 3 R8. 10. 2



第6章 水質

1 公共用水域等の水質保全対策事業	86
(1) 事業概要	
(2) 測定の実施概況	
(3) 実施結果の概要	
①河川	
②海域	
③底質	
④水浴場	
⑤地下水（概況調査）	
⑥地下水（汚染井戸周辺地区調査）	
(4) 測定結果等	
①測定地点	
②環境基準等	
③主な用語の解説	
④測定結果	
⑤水質の経年変化	
⑥国場川水系合同河川水質調査結果	
2 水質汚濁防止法に基づく規制	114
(1) 工場・事業場対策	
3 土壤汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況	115
4 净化槽の設置及び維持管理	117
(1) 净化槽とは	
(2) 市内における設置基数	
(3) 届出件数	
(4) 净化槽法に基づく三大義務	
①保守点検	
②清掃	
③法定検査	
(5) 净化槽設置者講習会	

1 公共用水域等の水質保全対策事業

(1) 事業概要

本市は、以下のように、公共用水域及び地下水の水質測定をこれまで県が行ってきた測定ポイントも含め実施しています。

調査を実施している河川は市の中心部を東西に流れている安里川水系、北側に安謝川水系、南側に国場川水系、そして国道58号線に沿った形態の久茂地川水系、小禄地区の河川（排水路）に区分されます（[図6-1参照](#)）。

河川の水質調査は、4河川と2水路の27地点で、年4～12回の水質調査を実施しています（[表6-1～表6-3参照](#)）。

海域（那覇港海域）については、6地点で年6～12回水質調査を実施しています（[表6-4参照](#)）。

加えて、水浴場（波の上ビーチ）では水浴に適した水質であるかどうか、環境省の「水浴場水質判定基準」に基づいて水質調査を実施しています（[表6-10参照](#)）。

地下水調査においては、概況調査として小禄地区のウテーカーにて測定を実施しました。また、汚染井戸周辺地区調査として小禄地区の20地点において砒素、ほう素の測定を実施しています（[表6-11参照](#)）。

(2) 測定の実施概況

那覇市公共用水域及び地下水等の水質測定は、令和2年度は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間で行いました。

測定は、地点別測定計画に基づき、定められた地点及び回数、検体の採水、分析を行っています。

分析、採水方法は、令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（沖縄県）に掲げる方法により、採水時には、採水日時、天候、気温、水温、色相、臭氣、透視度（海域：透明度）、採取水深（海域：全水深も含む）を記録しています。

なお、採水地点の一部である国場川については、河川域の合同調査を目的として、南部保健所と調整して、同じ日に実施しています。

河川は、県測定計画で、国場川3地点・久茂地川3地点・安里川5地点・安謝川4地点の採水地点があり、生活環境項目や健康項目、ふつ素・ほう素、全亜鉛、底質項目（2地点のみ）を測定しています。独自に策定した市測定計画では、安謝川2地点・安里川4地点・久茂地川2地点・国場川2地点・その他2地点で採水し、生活環境項目のみ測定を実施しています。

海域は、那覇港の6地点で採水し、生活環境項目や全窒素・全リン、健康項目、全亜鉛、底質項目（1地点のみ）、底層溶存酸素量（那覇港入口以外の5地点）の測定を実施しています。

水浴場は、波の上ビーチで採水し、ふん便性大腸菌群数や化学的酸素要求量、水素イオン濃度の測定を遊泳期間前と遊泳期間中に実施しています。

地下水採水は、概況調査を小禄地区（ウテーカー）で実施し、pH（水素イオン指数）、EC（電気伝導率）他環境基準28項目の測定を行っています。また、汚染井戸周辺地区調査を

小禄地区 20 地点で実施し pH、EC、^{ひそ}砒素及びほう素の測定を行っています。

(3) 実施結果の概要

①河川

●県測定計画

生活環境項目においては、pH が環境基準の適正範囲外であった地点及び回数は、四条橋で 6 回(全測定回数)、大道練兵橋、寒川橋、末吉新橋、昭和橋で各 1 回。DO (溶存酸素) が環境基準を満たしていない地点及び回数は、那覇大橋で 3 回、泉崎橋、久茂地橋で各 1 回。BOD (生物化学的酸素要求量) が環境基準を満たしていない地点及び回数は、宇久増橋で 1 回。SS (浮遊物質量) が環境基準を超過した地点及び回数は、那覇大橋で 1 回でした。一方、健康項目においては、全ての地点で環境基準を満たしていました ([表 6-1、表 6-2](#))。

●市測定計画

生活環境項目においては、pH が環境基準の適正範囲外であった地点及び回数は、茶湯崎橋で 1 回、開眼橋で 4 回(全測定回数)でした。DO が環境基準を満たしていない地点及び回数は、夫婦橋、袋廻川で各 1 回、十貫瀬橋上流で 3 回。BOD が環境基準を超過した地点及び回数は、鳥堀橋で 2 回でした。SS においては、全ての地点で環境基準を満たしていました ([表 6-3](#))。

②海域

生活環境項目においては、DO が環境基準を満たしていない地点及び回数は那覇港沖、自謝加瀬東で各 5 回、那覇港入口で 6 回(全測定回数)、那覇港内、泊港内で各 10 回、那覇新港入口で 9 回でした。COD が環境基準を超過した地点及び回数は、那覇港入口、那覇新港入口、泊港内、自謝加瀬東で各 1 回、那覇港内で 4 回。大腸菌群数が環境基準を超過した地点及び回数は、那覇港内で 5 回、泊港内で 4 回でした。pH、n-ヘキサン抽出物質(ノルマンヘキサン抽出物)、健康項目においては、全ての地点で環境基準を満たしていました ([表 6-4、表 6-5、表 6-6](#))。

③底質

河川 2 地点、海域 1 地点において調査を行いました。河川、海域ともに暫定除去基準がある総水銀及び PCB (ポリ塩化ビフェニル) については、基準を満たしていました ([表 6-8、表 6-9](#))。

④水浴場

波の上ビーチの水浴場において、遊泳期間前及び遊泳期間中において、「水質 AA」の区分でした ([表 6-10](#))。

⑤地下水 (概況調査)

小禄地区のウテーカーで調査を行いました。全ての項目で環境基準を満たしていました ([表 6-11](#))。

⑥地下水 (汚染井戸周辺地区調査)

小禄地区 20 地点で砒素、ほう素の調査を行いました。全ての地点で環境基準を満たしていました ([表 6-12、表 6-13](#))。

※なお、調査については特段の記載がない限り、令和 2 年度の調査結果を示しています。

(4) 測定結果等

①測定地点

計画	河川名	県 地点 番号	類型	地点名
県測定計画	国場川	7-口	C	那覇大橋●
		8	E	真玉橋●
		9	(E)	一日橋
久茂地川	久茂地川	81	C	泉崎橋●
		82	(C)	久茂地橋●
		83	(C)	四条橋
安里川	安里川	84	(D)	中之橋●
		85	D	安里新橋●
		86	(D)	大道練兵橋
		87	(D)	寒川橋
		88	(D)	宝口通川下流10m
安謝川	安謝川	92	C	安謝橋●
		93	(C)	宇久増橋
		94	(C)	末吉新橋
		95	(C)	昭和橋

● 感潮域

計画	河川名	市 地点 番号	類型	地点名	
市測定計画	安謝川	2	C	花見橋	
		6	C	環状2号線上的橋	
		7	D	鳥塙橋	
安里川	安里川	10	D	茶湯崎橋	
		11	D	ナーゲラ橋	
		14	D	開眼橋	
久茂地川	久茂地川	18	C	夫婦橋●	
		20	C	十貫瀬橋上流●	
国場川	国場川	24	E	新国場橋●	
		29	C	袋廻川●	
その他	その他	30	-	具志川	
		31	-	ハーベラ川	
地下水					
概況調査 (小禄地区)☆					
汚染井戸周辺地区調査 (小禄地区)○					

● 感潮域

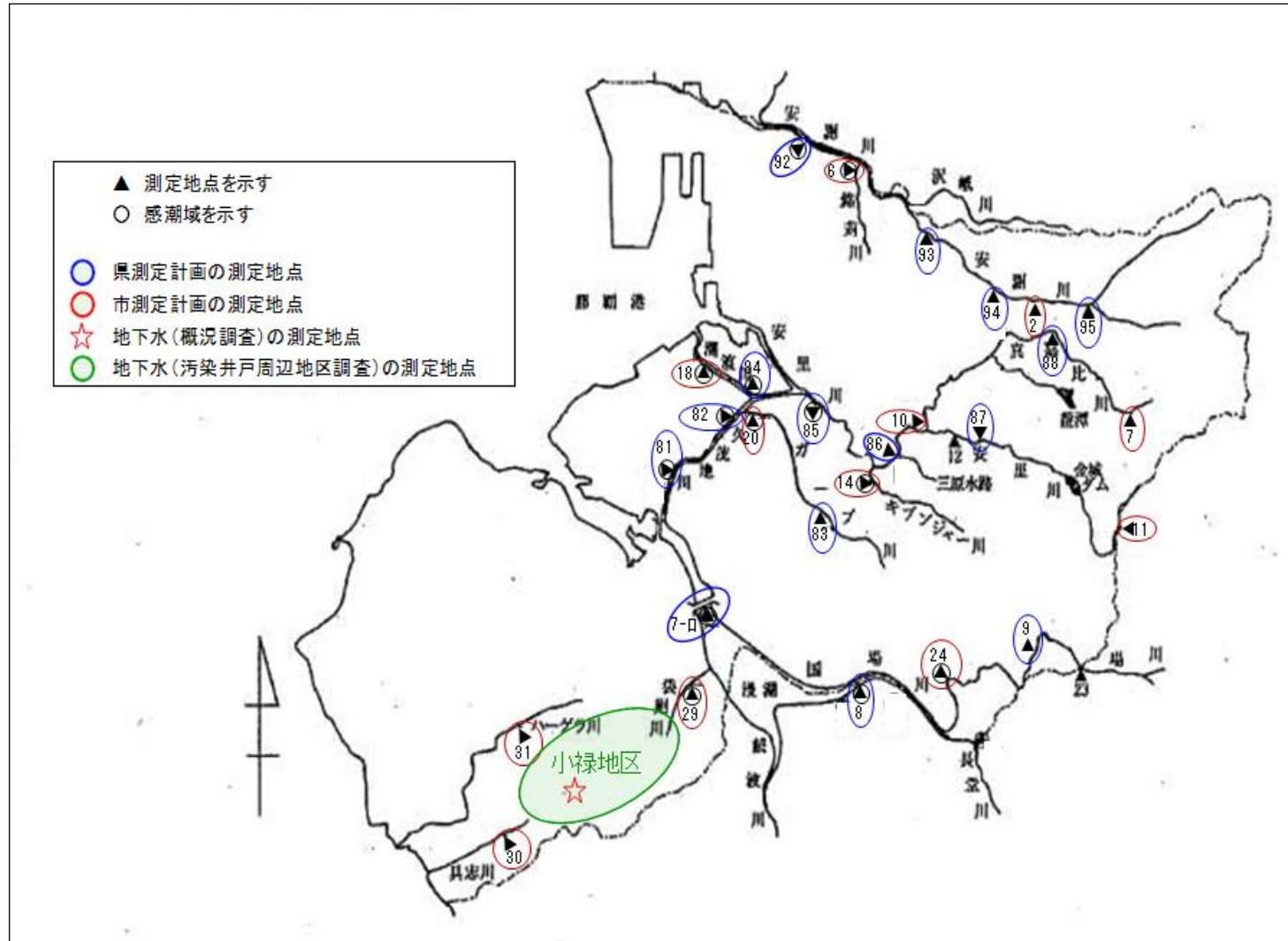


図 6-1 河川及び地下水の測定地点図

沖縄本島南部

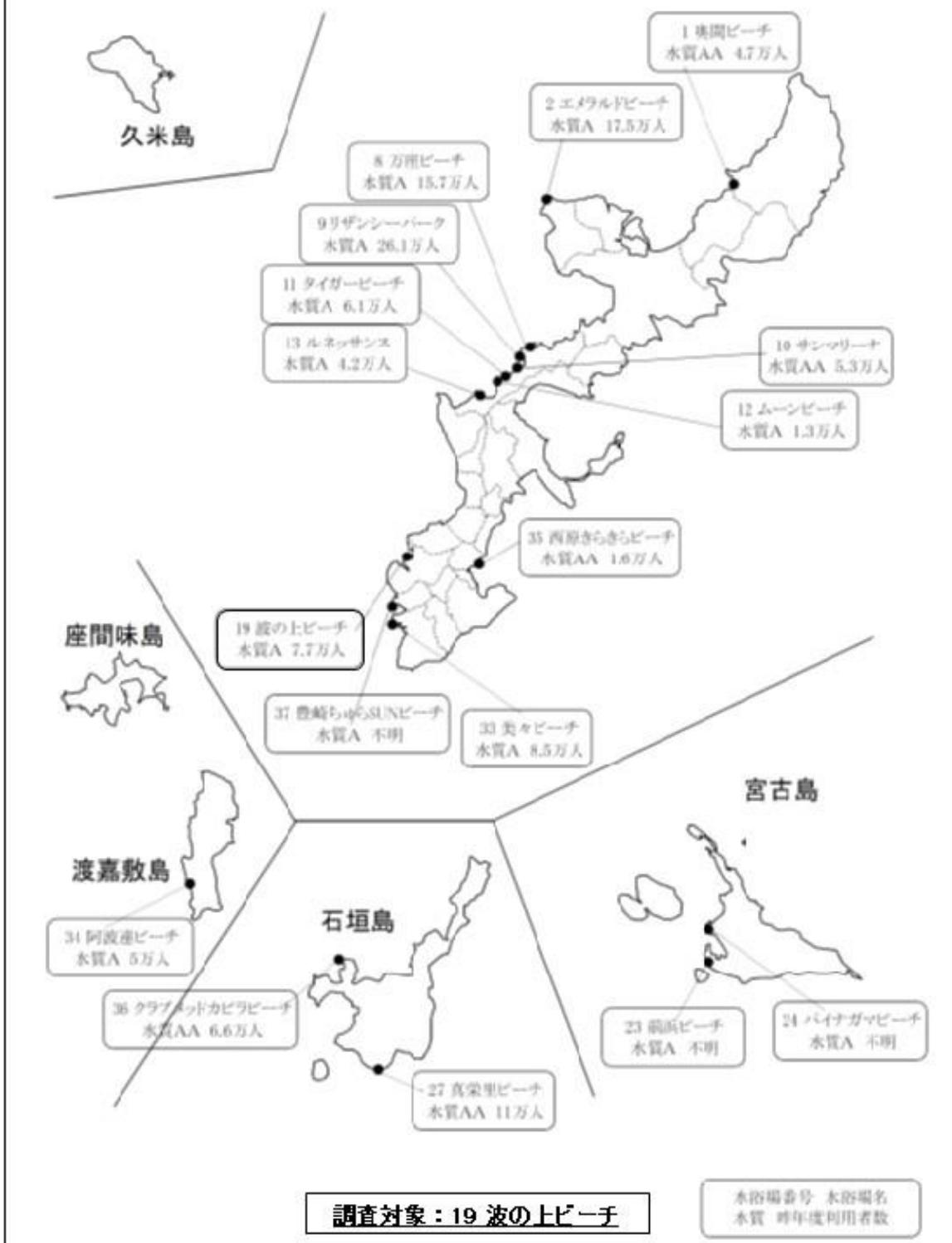
- ◎ 環境基準点
- 補助測定点
- ▲ 参考測定点(類型未指定)



海域名	県 地点 番号	統一番号	類型	地点名
那霸港海域	31	47-604-01	A	那霸港沖
	32-1	47-604-54	(A)	那霸港入口
	33	47-604-02	A	那霸港内
	34	47-604-03	A	那霸新港入口
	35	47-604-04	A	泊港内
	36	47-604-05	A	自謝加瀬東
6地点				

図 6-2 海域の測定地点図

令和元年度水浴シーズン中水質調査結果



※上記の表は、沖縄県の環境保全課で作成しており、令和2年度の調査結果の発表を見合わせている関係で、令和元年度の調査結果の表を掲載しています。

②環境基準等

人の健康を保護に関する環境基準及び分析方法

項目	基準値	分析方法
健 康 項 目	カドミウム	0.003mg/L以下 日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.4に定める方法
	全シアン	検出されないこと 規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.01mg/L以下 規格54に定める方法
	六価クロム	0.05mg/L以下 規格65.2に定める方法
	砒素	0.01mg/L以下 規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005mg/L以下 告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	検出されないこと 告示付表2に掲げる方法
	PCB	検出されないこと 告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.002mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チラム	0.006mg/L以下 告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.003mg/L以下 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.01mg/L以下 規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下 硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
	ふっ素	0.8mg/L以下 規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
	ほう素	1mg/L以下 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下 告示付表7に掲げる方法
備考 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。 2.「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

別表1-3 公共用海域水質分析方法及び環境基準値

項目	基準値	分析方法
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素量	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量	規格21に定める方法
	化学的酸素要求量	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)
	浮遊物質量	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法
	大腸菌群数	告示別表2に掲げる最確数による定量法
	n-ヘキサン抽出物	告示付表13に掲げる方法
	全窒素	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法
	全燐	規格46.3に定める方法
	全亜鉛	規格53に定める方法

生活環境の保全に関する環境基準(告示別表2)

(水質汚濁に係る環境基準について昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値			
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)
A A	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上 50MPN/100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上 1,000MPN/100mL以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上 5,000MPN/100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上 —
D	工業用水2級・農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上 —
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。 —	2 mg/L以上 —

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(3, 4省略)

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする(海域もこれに準ずる。)。

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
省略

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級・工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

2 省略

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性的低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性的低い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	4 mg/L以上	
生物2	生息段階において貧酸素耐性的低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性的低い水生生物を除き、水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	3 mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性的高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生段階において貧酸素耐性的高い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2 mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

水浴場水質判定基準

(別紙)

1. 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

(2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

- ・各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により、「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

CODの測定は日本工業規格K0102の17に定める方法(酸性法)による。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができます。

2. 「改善対策を要するもの」について

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。

(1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。

(2) 油膜が認められたもの。

別表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	分析方法
地下水項目	カドミウム	0.003mg/L以下 日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
	全シアン	検出されないこと 規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.01mg/L以下 規格54に定める方法
	六価クロム	0.05mg/L以下 規格65.2に定める方法
	砒素	0.01mg/L以下 規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005mg/L以下 告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	検出されないこと 告示付表2に掲げる方法
	PCB	検出されないこと 告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.002mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下 地下水の水質汚濁に係る環境基準 別表の付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.006mg/L以下 告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.003mg/L以下 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下 告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	0.01mg/L以下 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.01mg/L以下 規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下 硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
	ふつ素	0.8mg/L以下 規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
	ほう素	1mg/L以下 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下 告示付表7に掲げる方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

③主な用語の解説

◎水素イオン濃度 (pH)

酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性となります。

◎生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の好気性微生物（バクテリア等）が、水中に含まれる有機物を分解する時に消費する酸素量を表しています。従って、水中に含まれる汚濁有機物の量が多いほど、多量の酸素を消費することになるため、河川における有機物汚濁の目安となっています。

5 mg/L ----- 魚類の生息、河川の自浄限界

10mg/L ----- 悪臭の発生限界、環境保全上の基準

◎化学的酸素要求量 (COD)

海水などに含まれる有機物などを酸化する時に消費される酸化剤（過マンガン酸カリウム等）の量を、酸素の量に換算したものです。数値が高いほど水中の有機物などの量が多いということを示します。湖沼や海域では、プランクトン等の呼吸作用や塩分の影響を受けることから、COD のほうが BOD よりも水質汚濁の状況を示すのに適していると考えられています。

◎溶存酸素 (DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量を表しています。水中の酸素溶解量を左右するのは水温、気圧などですが、有機物による汚染度の高い水は、微生物により消費される酸素の量が多くなるため、溶存している酸素の量は少なくなります。なお、きれいな水ほど酸素は多く含まれているので、水温が急激に上昇し、藻類が著しく繁殖するときには、水中の酸素が過飽和状態になります。酸素が十分に水中に存在することが、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものとなっているため、水中生物の生息状況に係る目安となっています。

◎浮遊物質量 (SS)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称です。採水した一定量の水を所定のろ紙でこし、乾燥してその重量を量ることとされており、数値 (mg/L) が大きいほど水質汚濁が著しいことを示しています。

◎大腸菌群数

一種ではなくいくつかの属、種が含まれた一群の菌の総称で、過去には糞便汚染の指標とされていました。多量に細菌が存在する場合は、原菌が存在する可能性があるため、病原菌の指標として用いられています。単位は MPN (最確数) / 100mL で表されます。

◎ノルマルヘキサン抽出物質 (n-ヘキサン)

油分の試験方法の一つであるヘキサン抽出物質試験において、抽出・測定される物質です。主に油状物質で、グリース・ワックス・アルコール・農薬・染料なども抽出されます。

◎全窒素 (T-N)

水中に含まれる窒素化合物の総量のことで、窒素量で示し、総窒素量ともいいます。動物及び植物に由来しているので、全ての水に含まれており、生活排水、工場排水、畜産排水等の混入により増加します。また、窒素はリンとともに水源の富栄養化の原因物質の一つといわれます。

◎全リン (T-P)

水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量をいいます。水中のリン化合物には地質由来のものと動植物等の生物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や科学的作用を受けて変化しやすく、無機及び有機リンが溶存状態または懸濁状態で存在しています。リン化合物の増加は湖沼。海域の富栄養化を促進する一因とされています。

◎全亜鉛 (Zn)

水中に含まれる亜鉛及び亜鉛化合物の総量をいいます。高濃度の亜鉛を含む水は、金属の味がしたり、灰濁します。また、公共用水域の亜鉛濃度の上昇に影響を与えているものとしては塩化亜鉛や硫酸亜鉛等の「亜鉛の水溶性化合物」があげられます。

さらに、ニジマス等のサケ・マス類は幼稚魚において亜鉛の急性毒性をうけやすい傾向があります。

④測定結果

○河川水質測定結果（県測定計画）

表 6-1 生活環境項目及び全亜鉛（河川）

水域名	県 番 号	地点名	地点統一 番号	類 型	※1 達成期 間	調 査 区 分	採 取 水 深	pH			DO(mg/L)			BOD(mg/L)			SS(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100mL)			全亜鉛 (mg/L)															
								最 小 値	最 大 値	m	n	最 小 値	最 大 値	m	n	平均 値	最 小 値	最 大 値	m	n	平均 値	最 小 値	最 大 値	m	n	平均 値												
																x	y	平 均 値	中 央 値	75 % 値																		
国場川(1)	7-0	那覇大橋	47-004-01	C	口	年間	0.2	7.9	8.2	0	12	3.8	8.3	3	12	6.0	<0.5	1.8	0	12	1.1	1.1	1.3	13	64	1	12	30	3.3×10 ²	4.6×10 ⁴	-	12	1.1×10 ⁴	-				
国場川(2)	8	真玉橋	47-005-01	E	ハ	年間	0.2	7.8	8.0	0	12	3.4	7.0	0	12	5.3	0.7	5.1	0	12	2.3	1.9	2.8	6	73	0	12	34	3.3×10 ³	1.1×10 ⁵	-	12	2.4×10 ⁴	-				
	9	一日橋	47-005-51	(E)	ハ	年間	0.1	8.0	8.1	0	6	5.4	7.0	0	6	6.1	<0.5	3.5	0	6	<0.5	3.5	0	6	1.6	1.4	1.6	1	17	0	6	6	2.3×10 ⁴	7.9×10 ⁴	-	6	5.5×10 ⁴	0.008
久茂地川	81	泉崎橋	47-024-01	C	イ	年間	0.2	8.0	8.0	0	6	4.7	8.1	1	6	5.9	<0.5	0.7	0	6	<0.5	0.7	0	6	0.6	0.6	0.6	7	41	0	6	18	3.3×10 ³	2.8×10 ⁴	-	6	9.8×10 ³	-
	82	久茂地橋	47-024-51	(C)	イ	年間	0.1	7.9	8.0	0	4	3.6	5.3	1	4	4.8	<0.5	1.0	0	4	<0.5	1.0	0	4	0.7	0.7	0.7	4	14	0	4	7	1.3×10 ³	7.9×10 ³	-	4	4.0×10 ³	-
	83	四条橋	47-024-52	(C)	イ	年間	0.1	9.0	10.1	6	15	19	0	6	17	0.6	2.5	0	6	0.6	2.5	0	6	1.5	1.5	2.2	1	3	0	6	2	4.0×10 ⁰	3.3×10 ³	-	6	7.1×10 ⁴	-	
安里川	84	中之橋	47-025-51	(D)	イ	年間	0.2	7.9	8.1	0	4	4.2	6.3	0	4	5.6	<0.5	1.2	0	4	<0.5	1.2	0	4	0.8	0.7	0.9	1	5	0	4	2	3.3×10 ³	2.8×10 ⁴	-	4	1.6×10 ⁴	-
	85	安里新橋	47-025-01	D	イ	年間	0.2	7.8	8.1	0	6	5.1	8.1	0	6	6.8	<0.5	2.5	0	6	<0.5	2.5	0	6	0.8	0.5	0.5	1	4	0	6	2	2.3×10 ³	2.8×10 ³	-	6	5.5×10 ⁴	-
	86	大道練兵橋	47-025-52	(D)	イ	年間	0.1	8.2	8.8	1	6	7.8	12	0	6	9.7	<0.5	1.6	0	6	<0.5	1.6	0	6	0.9	0.8	1.2	<1	2	0	6	1	4.9×10 ³	2.2×10 ³	-	6	9.0×10 ⁴	-
	87	寒川橋	47-025-53	(D)	イ	年間	0.1	8.2	8.7	1	4	3.6	9.7	0	4	7.5	<0.5	3.1	0	4	<0.5	3.1	0	4	1.3	0.7	0.9	<1	5	0	4	2	2.3×10 ⁴	4.9×10 ⁴	-	4	3.9×10 ⁴	-
	88	宝口橋川下流10m	47-025-54	(D)	イ	年間	0.1	8.1	8.5	0	6	6.9	8.4	0	6	7.5	<0.5	5.6	0	6	<0.5	5.6	0	6	1.7	0.9	2.1	1	9	0	6	3	1.7×10 ⁴	1.4×10 ⁸	-	6	4.3×10 ³	-
安謝川	92	安謝橋	47-026-01	C	イ	年間	0.1	7.9	8.0	0	6	5.7	7.0	0	6	6.4	<0.5	1.3	0	6	<0.5	1.3	0	6	0.9	0.8	1.3	2	14	0	6	6	3.3×10 ²	3.3×10 ³	-	6	1.5×10 ³	-
	93	宇久増橋	47-026-51	(C)	イ	年間	0.1	8.0	8.3	0	6	6.6	9.5	0	6	8.3	<0.5	8.7	1	6	<0.5	8.7	1	6	2.9	1.7	4.1	1	3	0	6	2	1.3×10 ⁴	1.7×10 ⁷	-	6	2.9×10 ⁸	-
	94	末吉新橋	47-026-52	(C)	イ	年間	0.1	8.3	8.7	1	4	8.9	14	0	4	11	<0.5	0.6	0	4	<0.5	0.6	0	4	0.5	0.5	0.5	<1	3	0	4	2	3.3×10 ³	3.3×10 ⁴	-	4	1.4×10 ⁴	-
	95	昭和橋	47-026-53	(C)	イ	年間	0.1	8.2	8.6	1	6	9.0	12	0	6	11	<0.5	1.2	0	6	<0.5	1.2	0	6	0.7	0.5	0.9	<1	1	0	6	1	4.9×10 ³	5.4×10 ⁸	-	6	9.5×10 ³	-

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(第2水管126号 昭和60年6月12日)「イ:直ちに達成「口」;5年内で可及的速やかに達成「ハ」;5年を超える期間で可及的速やかに達成

※平均値、中央値及び75%値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

※太字は、環境基準不適合

表 6-2 健康項目（河川）

		河川名		国場川		久茂地川		安里川		安謝川	
		地点名		那覇大橋	真玉橋	一日橋	泉崎橋	四条橋	安里新橋	大道練兵橋	安謝橋
		統一地点番号		4700401	4700501	4700551	4702401	4702452	4702501	4702552	4702601
		県地点番号		7-口	8	9	81	83	85	86	92
分類	項目名	採水日	8/19	8/19	8/19	8/18	8/18	8/18	8/18	8/18	8/18
		環境基準値	単位	-	-	-	-	-	-	-	-
健 康 項 目	カドミウム	0.003以下	mg/L	<0.0003	<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1	<0.1		<0.1		<0.1		<0.1
	鉛	0.01以下	mg/L	0.002	0.003		0.002		<0.002		<0.002
	六価クロム	0.05以下	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005
	砒素	0.01以下	mg/L	0.003	0.003		0.003		0.002		0.003
	総水銀	0.005以下	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	四塩化炭素	0.002以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	トリクロロエチレン	0.03以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	1,3-ジクロロプロベン	0.002以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	チラム	0.006以下	mg/L	<0.0006	<0.0006		<0.0006		<0.0006		<0.0006
	シマジン	0.003以下	mg/L	<0.0003	<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L	<0.001	<0.001		<0.001		<0.001		<0.001
	ベンゼン	0.01以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
	セレン	0.01以下	mg/L	0.002	<0.002		<0.002		<0.002		0.002
	硝酸性窒素	-	mg/L	0.09	0.10		0.11		0.87		0.11
	亜硝酸性窒素	-	mg/L	0.026	0.043		0.009		0.020		0.017
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	mg/L	0.11	0.14		0.11		0.89		0.12
	ふっ素	0.8以下	mg/L			0.15		0.26		0.10	0.20
	ほう素	1以下	mg/L			0.12		0.23		0.06	0.08
	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005

○河川水質測定結果（市測定計画）

表 6-3 生活環境項目及び全亜鉛（市河川）

水域名	市番号	地点名	地点統一番号	類型	※1達成期間	調査区分	採取水深	pH			DO(mg/L)			BOD(mg/L)										SS(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100mL)										
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	日間平均値	最小値	最大値	x	y	平均値	中央値	75%値	最小値	最大値	m	n	平均値				
安謝川	2	花見橋	—	C	イ	年間	0.1	8.2	8.4	0	4	7.2	9.5	0	4	8.5	<0.5	0.6	0	4	<0.5	0.6	0	4	0.5	0.5	0.5	1	6	0	4	3	1.3×10^4	7.9×10^4	—	4	3.1×10^4
	6	環状2号線上の橋	—	C	イ	年間	0.04	8.3	8.4	0	4	8.6	10	0	4	9.7	<0.5	1.0	0	4	<0.5	1.0	0	4	0.6	0.5	0.5	<1	2	0	4	1	4.6×10^3	3.3×10^4	—	4	1.8×10^4
安里川	7	鳥堀橋	—	D	イ	年間	0.03	7.7	8.1	0	4	3.6	6.8	0	4	4.5	3.8	15	2	4	3.8	15	2	4	8.8	7.9	11	1	3	0	4	2	3.3×10^4	1.8×10^5	—	4	6.5×10^4
	10	茶湯崎橋	—	D	イ	年間	0.1	8.2	9.0	1	4	8.5	11	0	4	9.5	<0.5	1.0	0	4	<0.5	1.0	0	4	0.7	0.7	0.8	<1	1	0	4	1	7.9×10^3	1.1×10^5	—	4	4.1×10^4
	11	ナーゲラ橋	—	D	イ	年間	0.1	8.1	8.2	0	4	5.9	8.0	0	4	7.3	<0.5	0.7	0	4	<0.5	0.7	0	4	0.6	0.6	0.6	1	3	0	4	2	4.9×10^3	1.3×10^5	—	4	6.7×10^4
	14	開眼橋	—	D	イ	年間	0.1	8.6	9.3	4	4	11	15	0	4	13	1.8	2.4	0	4	1.8	2.4	0	4	1.8	1.7	1.8	<1	2	0	4	1	1.3×10^4	3.8×10^4	—	4	2.3×10^4
	18	夫婦橋	—	C	イ	年間	0.2	7.9	8.0	0	4	3.2	6.2	1	4	5.0	<0.5	2.9	0	4	<0.5	2.9	0	4	1.2	0.6	0.7	3	8	0	4	5	1.1×10^3	4.6×10^3	—	4	2.1×10^3
久茂地川	20	十貫瀬橋上流	—	C	イ	年間	0.3	7.9	8.0	0	4	3.1	5.3	3	4	4.3	<0.5	1.1	0	4	<0.5	1.1	0	4	0.7	0.5	0.5	2	28	0	4	9	3.3×10^3	1.7×10^4	—	4	9.6×10^3
	24	新国場橋	—	E	ハ	年間	0.1	7.8	8.2	0	4	3.9	8.8	0	4	5.8	1.1	7	0	4	1.1	6.9	0	4	2.8	1.6	2.0	12	55	0	4	28	7.9×10^3	4.9×10^4	—	4	2.0×10^4
国場川(1)	29	袋廻川	—	C	口	年間	0.1	7.9	8.2	0	4	4.8	8.9	1	4	7.0	<0.5	1.5	0	4	<0.5	1.5	0	4	0.9	0.8	1.1	1	4	0	4	2	2.3×10^4	2.4×10^5	—	4	1.1×10^3
その他	30	具志川	—	—	—	年間	0.02	7.8	8.2	—	4	3.1	7.5	—	4	4.9	2.4	10	—	4	2.4	10	—	4	5.4	4.6	4.9	<1	1	—	4	1	3.3×10^4	4.9×10^5	—	4	1.9×10^3
	31	ハーゲラ川	—	—	—	年間	0.1	8.0	8.4	—	4	6.1	10	—	4	8.2	0.6	3.0	—	4	0.6	3.0	—	4	1.7	1.5	1.9	<1	5	—	4	2	1.7×10^4	1.7×10^5	—	4	6.3×10^4

*1 水質汚濁による環境基準の達成期間の取扱いについて(環境省126号 昭和60年6月12日)「イ」:直ちに達成「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成

*平均値、中央値及び75%値を求めるに当たり、定量下限値未満の缺値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

*太字は、環境基準不適合

○海域水質測定結果

表 6-4 生活環境項目及び全亜鉛（海域）

水域名	県 番 号	地点名	地点統一 番号	類 型	※1 達成 期間	調 査 区 分	採 取 水 深	pH		DO(mg/L)				COD(mg/L)						大腸菌群数(MPN/100mL)				n-ヘキサン抽出物質 油分等(mg/L)				全亜鉛 (mg/L)										
								最 小 値	最 大 値	m	n	最 小 値	最 大 値	m	n	最 小 値	最 大 値	m	n	最 小 値	最 大 値	m	n	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m	n	平 均 値									
那覇港海域	31	那覇港沖	47-604-01	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	6	6.6	7.5	5	6	7.1	1.3	1.6	0	6	1.3	1.6	0	6	1.4	1.4	7.0×10 ⁰	7.0×10 ¹	0	6	3.9×10 ¹	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	-	
	32-イ	那覇港入口	47-604-54	(A)	□	年間	0.5	8.0	8.1	0	6	6.5	7.4	6	6	6.9	1.8	2.3	1	6	1.8	2.3	1	6	2.0	1.9	2.0	4.9×10 ¹	7.0×10 ²	0	6	2.7×10 ²	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	-
	33	那覇港内	47-604-02	A	□	年間	0.5	8.0	8.2	0	12	5.9	7.7	10	12	6.8	1.4	2.8	4	12	1.4	2.8	4	12	2.0	1.9	2.3	4.6×10 ¹	1.1×10 ⁴	5	12	2.3×10 ³	<0.5	<0.5	0	12	<0.5	<0.001
	34	那覇新港入口	47-604-03	A	□	年間	0.5	8.1	8.3	0	12	6.6	8.6	9	12	7.2	1.2	2.8	1	12	1.2	2.8	1	12	1.5	1.4	1.6	1.3×10 ¹	7.9×10 ¹	0	12	2.9×10 ¹	<0.5	<0.5	0	12	<0.5	-
	35	泊港内	47-604-04	A	□	年間	0.5	8.0	8.2	0	12	6.3	7.7	10	12	6.9	1.3	2.2	1	12	1.3	2.2	1	12	1.7	1.6	1.8	4.9×10 ¹	7.9×10 ³	4	12	1.2×10 ³	<0.5	<0.5	0	12	<0.5	-
	36	自謝加瀬東	47-604-05	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	6	6.5	7.9	5	6	7.1	1.1	2.5	1	6	1.1	2.5	1	6	1.5	1.4	1.4	2.3×10 ¹	7.9×10 ²	0	6	2.9×10 ²	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	-

*1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(環水管126号 昭和60年6月12日)「1」:直ちに達成「□」:5年以内で可及的速やかに達成「(1)」:5年を超える期間で可及的速やかに達成

*平均値、中央値及び75%値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

*太字は、環境基準不適合

表 6-5 生活環境項目（全窒素、全リン）

水域名	県 番 号	地点名	地点統一 番号	調 査 区 分	採 取 水 深	全窒素(mg/L)						全リン(mg/L)						日間平均値								
						最 小 値	最 大 値	m	n	日間平均値						最 小 値	最 大 値	m	n	日間平均値						
那覇港海域	31	那覇港沖	47-604-01	年間	0.5	0.08	0.13	-	2	0.08	0.13	-	2	0.11	0.008	0.012	-	2	0.008	0.012	-	2	0.010			
	32-イ	那覇港入口	47-604-54	年間	0.5	0.95	1.12	-	2	0.95	1.12	-	2	1.04	0.043	0.054	-	2	0.043	0.054	-	2	0.049			
	33	那覇港内	47-604-02	年間	0.5	0.16	0.36	-	2	0.16	0.36	-	2	0.26	0.023	0.046	-	2	0.023	0.046	-	2	0.035			
	34	那覇新港入口	47-604-03	年間	0.5	0.12	0.18	-	2	0.12	0.18	-	2	0.15	0.011	0.012	-	2	0.011	0.012	-	2	0.012			
	35	泊港内	47-604-04	年間	0.5	0.16	0.22	-	2	0.16	0.22	-	2	0.19	0.018	0.025	-	2	0.018	0.025	-	2	0.022			
	36	自謝加瀬東	47-604-05	年間	0.5	0.09	0.11	-	2	0.09	0.11	-	2	0.10	0.005	0.008	-	2	0.005	0.008	-	2	0.007			

*平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

表 6-6 健康項目（海域）

分類 健 康 項 目	項目名	地点名		那覇港内
		統一地点番号		4760402
		県地点番号		33
		採水日	8月7日	
		環境基準値	単位	-
	カドミウム	0.003以下	mg/L	<0.0003
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1
	鉛	0.01以下	mg/L	<0.002
	六価クロム	0.05以下	mg/L	<0.005
	砒素	0.01以下	mg/L	<0.002
	総水銀	0.005以下	mg/L	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	<0.0002
	四塩化炭素	0.002以下	mg/L	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	<0.0002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	<0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	mg/L	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/L	<0.0002
	トリクロロエチレン	0.03以下	mg/L	<0.0002
	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	<0.0002
	1,3-ジクロロプロベン	0.002以下	mg/L	<0.0002
	チウラム	0.006以下	mg/L	<0.0006
	シマジン	0.003以下	mg/L	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L	<0.001
	ベンゼン	0.01以下	mg/L	<0.0002
	セレン	0.01以下	mg/L	<0.002
	硝酸性窒素	-	mg/L	<0.02
	亜硝酸性窒素	-	mg/L	0.001
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	mg/L	0.021
	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L	<0.005

表 6-7 底層溶存酸素量（海域）

水域名	県 番 号	地点名	地点統一 番号	底層DO (mg/L)	
				8月	2月
那覇港海域	31	那覇港沖	47-604-01	6.6	7.4
	33	那覇港内	47-604-02	6.5	6.8
	34	那覇新港入口	47-604-03	6.5	7.4
	35	泊港内	47-604-04	6.2	7.3
	36	自謝加瀬東	47-604-05	6.5	7.3

※底層は海底面上1mでの観測値。

○底質測定結果

表 6-8 底質（河川）

河川名	地点名	地点統一 番号	採取年月日	乾燥減量 (%)	強熱減量 (%)	COD (mg/g)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	シアノ ^(*) (mg/kg)	六価クロム ^(*) (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
国場川	真玉橋	4700501	10月7日	23.8	4.4	3.9	0.16	15.1	-	<2	7.95	0.03	<0.01	0.02
安謝川	安謝橋	4702601	10月7日	18.0	3.7	2.5	0.11	7.9	-	<2	3.56	<0.01	<0.01	0.02
暫定除去基準値(mg/kg)				-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	10

(*)シアノと六価クロムは隔年で測定。令和2年度は六価クロムが対象。

表 6-9 底質（海域）

水域名	地点名	地点統一番号	採取年月日	乾燥減量(%)	強熱減量(%)	COD(mg/g)	カドミウム(mg/kg)	鉛(mg/kg)	シアノ(*) (mg/kg)	六価クロム(*) (mg/kg)	砒素(mg/kg)	総水銀(mg/kg)	アルキル水銀(mg/kg)	POB(mg/kg)
那覇港海域	那覇港内	4760402	2020/8/7	40.5	9.1	6.8	0.15	27.6	-	<2	12.1	0.09	<0.01	0.02
	暫定除去基準値(mg/kg)			-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	10

(※)シアノと六価クロムは隔年で測定。令和2年度は六価クロムが対象。

○水浴場水質測定結果

表 6-10 主要海水浴場

番号	(ふりがな) 水浴場名	遊泳期間前										遊泳期間中															
		調査月日	心ん便性 大腸菌群数 (個/100mL)			COD (mg/L)			透明度 (m)			油膜の有無	判定		調査月日	心ん便性 大腸菌群数 (個/100mL)			COD (mg/L)			透明度 (m)			油膜の有無	判定	
			最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値		令和2年	平成31年		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値		令和2年	平成31年
1	なみうえ 波の上	4/14 4/15	<2	<2	<2	1.4	1.8	1.6	>1	>1	>1	なし	水質AA	水質AA	7/28 7/29	<2	<2	<2	1.2	1.6	1.4	>1	>1	>1	なし	水質AA	水質A

*平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い計算した。

○地下水（概況調査）水質測定結果表

表6-11 地下水（概況調査）

調査担当機関名		採水：一般財団法人 沖縄県環境科学センター 分析：一般財団法人 沖縄県環境科学センター	
調査区分		(1).概況(新) 2.概況(再) 3.モニタリング 4.周辺	
市町村名		那覇市	
地区名		小禄地区	
井戸名又は井戸番号		ウテーカー	
# 戸 の 番 元	井戸深度(m)	5.43m	
	浅井戸深井戸の別	-	
	用途	生活用水	
採水年月日		令和2年8月18日	
水温(°C)		29.6	
		基準値	結果
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)	0.003以下	<0.0003
	全シアン (mg/L)	検出されないこと	<0.1
	鉛 (mg/L)	0.01以下	<0.002
	六価クロム (mg/L)	0.05以下	<0.005
	砒素 (mg/L)	0.01以下	<0.002
	総水銀 (mg/L)	0.0005以下	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	<0.0005
	PCB (mg/L)	検出されないこと	<0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	<0.0002
	四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	<0.0002
	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー) (mg/L)	0.002以下	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	<0.0002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下	<0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン(MC) (mg/L)	1以下	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	<0.0002
	トリクロロエチレン(TCE) (mg/L)	0.03以下	<0.0002
	テトラクロロエチレン(PCE) (mg/L)	0.01以下	<0.0002
	1,3-ジクロロプロベン (mg/L)	0.002以下	<0.0002
その 他	チウラム (mg/L)	0.006以下	<0.0006
	シマジン (mg/L)	0.003以下	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	0.02以下	<0.001
	ベンゼン (mg/L)	0.01以下	<0.0002
	セレン (mg/L)	0.01以下	<0.002
	硝酸性窒素 (mg/L)	-	<0.02
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	<0.001
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下	<0.021
	心っ素 (mg/L)	0.8以下	0.28
	ほう素 (mg/L)	1以下	0.04
	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	<0.005
pH		-	7.9
電気伝導率(EC) (mS/m)		-	60.1
透視度 (度)		-	>30
色相		-	無色
臭氣		-	無臭

○地下水（汚染井戸周辺地区調査）水質測定結果

表 6-12 地下水（汚染井戸周辺地区調査）：現地測定結果

調査地点 現地観測	宇小禄237	宇田原097	宇田原051	金城003	宇田原096	宇栄原021	宇栄原015	宇小禄170	金城001	宇栄原006	宇小禄238	宇小禄187	宇小禄189	宇小禄192	宇小禄193	宇小禄204	宇小禄150	宇田原030	宇田原024	宇小禄194	
採水日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月24日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月25日	11月26日	11月26日	11月26日	11月26日	11月26日		
時間	9:27	9:43	10:39	13:22	13:38	14:06	14:35	14:58	9:43	10:05	11:34	14:10	14:20	14:30	10:00	10:14	11:05	11:50	13:00	15:30	
天候	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	晴れ												
気温 (°C)	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	21.5	21.5	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	22.5	23.0	24.5	24.5	24.2	23.5	24.0	
水温 (°C)	26.5	21.5	25	25	24.0	25.0	25.5	25.0	24.0	28.0	25.0	24.5	26.0	27.5	23.0	26.0	26.0	25.0	26.0	26.0	
色相	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	淡黄色	淡黄色	無色										
臭氣	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	
油膜	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	
透視度 (度)	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
採取水深 (m)	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	ポンプ揚水	
深さ (m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.30	-	-	-	-	-	-	-	-	
水面までの深さ (m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.08	-	-	-	-	-	-	-	-	
湛水深さ (m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.22	-	-	-	-	-	-	-	-	
地盤標高 (m)	35.277	39.023	23.749	22.215	24.371	26.42	43.265	31.488	31.408	19.168	26.746	29.162	37.968	29.335	36.073	37.477	12.798	37.554	36.561	26.098	
地下水位標高 (m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.666	-	-	-	-	-	-	-	-	
底標高 (m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.446	-	-	-	-	-	-	-	-	
GPS座標	緯度	N 26° 11'54.70"	N 26° 11'40.42"	N 26° 11'44.59"	N 26° 11'49.08"	N 26° 11'52.57"	N 26° 11'32.50"	N 26° 11'34.25"	N 26° 11'34.69"	N 26° 11'54.99"	N 26° 11'32.85"	N 26° 11'26.23"	N 26° 11'29.35"	N 26° 11'28.89"	N 26° 11'29.86"	N 26° 11'29.02"	N 26° 11'28.78"	N 26° 11'32.55"	N 26° 11'31.38"	N 26° 11'34.22"	N 26° 11'29.76"
	経度	E 127° 40'17.82"	E 127° 40'15.19"	E 127° 40'17.56"	E 127° 39'58.15"	E 127° 40'19.83"	E 127° 39'58.81"	E 127° 39'59.35"	E 127° 40'09.94"	E 127° 39'53.49"	E 127° 39'48.09"	E 127° 40'09.33"	E 127° 40'12.88"	E 127° 40'12.38"	E 127° 40'11.24"	E 127° 40'11.72"	E 127° 40'13.83"	E 127° 40'16.22"	E 127° 40'08.06"	E 127° 40'03.18"	E 127° 40'10.94"

(注)「-」は「-」によりポンプ揚水であったため測定不可。

表 6-13 地下水（汚染井戸周辺地区調査）：分析結果

分析項目	単位	調査地点																		基準値	定量下限値		
		宇小禄237	宇田原097	宇田原051	金城003	宇田原096	宇栄原021	宇栄原015	宇小禄170	金城001	宇栄原006	宇小禄238	宇小禄187	宇小禄189	宇小禄192	宇小禄193	宇小禄204	宇小禄150	宇田原030	宇田原024	宇小禄194		
pH	-	7.9	7.7	7.8	8.2	7.8	7.7	7.8	7.9	7.6	7.7	7.6	8.0	8.0	7.6	7.8	7.8	8.1	7.2	7.3	7.7	-	-
EC	mS/m	48.9	61.2	55.1	95.9	66.7	16.7	54.3	24.4	86.0	85.0	49.6	37.6	33.0	61.4	54.2	57.5	66.1	27.5	61.5	54.7	-	-
砒素	mg/L	N.D.	N.D.	N.D.	0.008	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.010	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.002	N.D.	N.D.	N.D.	0.01以下	0.002		
	基準値の適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	-	-		
ほう素	mg/L	0.05	0.03	0.06	0.74	0.06	N.D.	0.06	0.03	0.05	0.05	0.04	0.02	0.02	0.05	0.05	0.04	0.06	0.03	0.03	0.05	1以下	0.02
	基準値の適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	-	-		

(注) N.D.は定量下限値未満を示す。

⑤水質の経年変化

○河川の経年変化（県測定計画）

表 6-14 河川（県測定計画）（数値上段：BOD75%値、下段：平均値：単位 mg/L）

河川 No	環境基準 類型指定 水域名	地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
1	国場川(1)	7-口	○	5	那覇大橋	2.1	1.9	2.0	2.1	2.4	2.0	2.4	1.8	1.7	1.3
						1.9	1.6	1.8	1.5	1.8	1.6	1.8	2.0	1.5	1.1
	国場川(2)	8	E	10	真玉橋	2.8	3.8	5.2	3.5	4.2	3.4	4.9	4.3	4.5	2.8
						2.5	2.9	4.4	3.8	3.4	2.9	4.3	3.6	3.6	2.3
2	久茂地川	81	♀	5	泉崎橋	1.1	1.9	1.4	1.2	0.6	1.1	0.8	1.1	<0.5	0.6
						1.0	1.4	1.2	1.0	0.6	0.8	0.8	0.8	0.5	0.6
		82	(○)	5	久茂地橋	1.3	1.2	1.2	0.8	1.0	1.1	0.5	0.8	0.5	0.7
	安里川	83	(○)	5	四条橋	1.2	1.2	1.3	0.9	1.0	1.0	0.5	0.7	0.5	0.7
						3.2	2.9	3.6	2.4	2.6	2.7	2.3	3.1	1.7	2.2
		84	(D)	8	中之橋	2.8	2.7	3.1	2.2	2.1	2.2	2.0	2.6	1.5	1.5
3	安里川	85	D	8	安里新橋	1.0	1.5	1.1	0.9	0.7	1.1	<0.5	0.6	<0.5	0.9
						0.9	1.2	1.0	0.9	0.8	0.9	<0.5	0.6	1.0	0.8
		86	(D)	8	大道練兵橋	1.4	2.8	3.1	1.4	1.0	1.2	1.5	1.0	1.1	0.5
						1.1	1.8	1.9	1.1	0.9	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8
		87	(D)	8	寒川橋	1.8	1.7	2.4	1.7	1.8	1.7	1.1	1.1	1.3	1.2
						1.4	1.7	2.1	1.5	1.3	1.2	0.9	0.9	0.8	0.9
	安謝川	88	(D)	8	宝口橋川下流10m	2.6	1.2	1.1	1.4	1.3	1.7	1.1	1.1	0.6	0.9
						2.0	1.1	1.0	1.3	1.3	1.4	1.1	1.0	0.5	1.3
		89	(D)	8	宝口橋川下流10m	8.4	4.2	7.1	3.9	1.5	2.1	1.7	1.2	1.5	2.1
4	安謝川	92	♀	5	安謝橋	6.5	2.2	5.2	2.1	1.2	1.5	1.3	1.1	1.1	1.7
						1.6	2.5	1.1	1.0	1.0	1.6	0.8	1.2	0.5	1.3
		93	(○)	5	宇久増橋	1.1	1.5	0.9	0.9	0.8	1.1	0.7	0.9	0.5	0.9
						3.7	1.3	2.4	1.9	1.5	2.7	3.3	3.2	1.3	4.1
		94	(○)	5	末吉新橋	2.5	1.5	2.1	1.7	1.2	2.1	2.0	3.2	1.2	2.9
		95	(○)	5	昭和橋	0.9	0.9	0.5	0.5	0.8	0.7	0.5	<0.5	<0.5	0.5
						1.0	0.9	0.5	0.5	0.7	0.7	0.5	<0.5	0.5	0.5

*水質の環境基準達成状況(数値の上段はBOD75%、下段は平均値:単位mg/L)

*類型欄の()ないものは環境基準点、()付きは補助点

*太字は、環境基準不適合

*定量下限値未満の値については、定量下限値の数値として取り扱い、グラフに示した。

*下線の水域は、平成16年度に上位類型へ見直しきを行った水域

○河川の経年変化（市測定計画）

表 6-15 河川（市測定計画）（数値上段：BOD75%値、下段：平均値：単位 mg/L）

河川 No	環境基準 類型指定 水域名	市 地点 番号	類 型	基 準 値	地 点 名	年度									
						H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
1	安謝川	2	C	5	花見橋	1.3	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
						0.9	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.5	<0.5	<0.5	0.5
		6	C	5	環状2号線上の橋	1.7	0.8	1.7	1.2	0.6	1.3	1.2	1.0	0.8	0.5
						1.3	0.7	1.4	1.6	0.9	1.0	1.0	0.8	0.6	0.6
2	安里川	7	D	8	鳥堀橋	370	59	36	11	111	14	15	14	15	11
						157	71	34	43	62	10	12	14	13	8.8
		10	D	8	茶湯崎橋	11	2.5	2.8	1.4	1.0	1.5	1.0	0.9	1.2	1.0
						5.1	2.9	4.7	1.4	1.3	1.1	0.9	0.9	1.1	0.8
		11	D	8	ナーゲラ橋	3.6	1.1	4.1	2.6	2.8	1.6	3.6	3.8	2.2	0.6
						3.0	1.1	3.0	2.3	3.7	1.3	2.6	3.6	1.7	0.6
		14	D	8	開眼橋	3.4	2.5	2.3	2.8	4.2	1.9	2.2	1.7	1.8	1.8
						2.9	2.0	1.9	3.0	3.4	1.8	1.9	1.4	1.6	1.8
3	久茂地川	18	C	5	夫婦橋	1.0	0.6	1.7	1.2	1.1	0.9	0.5	0.7	0.5	0.7
						0.8	0.9	1.5	1.1	1.0	0.8	0.6	0.6	0.5	1.2
		20	C	5	十貫瀬橋上流	2.9	2.4	1.9	1.2	1.4	1.0	0.5	0.9	0.5	0.5
						1.8	1.9	3.1	1.1	1.8	1.0	0.6	0.8	0.6	0.7
4	国場川(2)	24	E	10	新国場橋	35	4.7	7.6	3.5	6.4	3.8	4.5	4.0	5.5	2.0
						25	4.3	6.8	3.3	5.3	3.8	5.1	3.6	5.5	2.8
	国場川(1)	29	C	5	袋廻川	2.3	1.8	1.6	1.8	1.5	1.3	1.5	1.6	1.0	1.1
						1.7	1.7	1.5	1.3	1.6	1.1	1.4	1.3	1.2	0.9
5	その他	30	-	-	具志川	46	12	18	8.5	9.8	7.6	6.5	4.2	3.3	4.9
						23	13	18	9.1	8.5	6.6	5.3	4.5	6.9	5.4
		31	-	-	リーゲラ川	10	7.5	11	4.5	6.9	4.2	3.0	2.3	3.7	1.9
						14	7.5	6.4	9.5	3.9	3.6	4.0	2.1	3.1	1.7

※水質の環境基準達成状況（数値の上段はBOD75%、下段は平均値：単位 mg/L）

※太字は、環境基準不適合

※定量下限値未満の値については、定量下限値の数値として取り扱い、グラフに示した。

○海域の経年変化

表6-16 海域（数値の上段：COD75%値、下段：平均値：単位 mg/L）

海域 No	環境基準 類型指定 水域名	地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
1	那覇港海域	31	A	2	那覇港沖	0.6	1.2	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4
						0.7	1.0	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6	1.2	1.4
		32-1	(A)	2	那覇港入口	1.2	2.0	2.4	2.3	2.2	2.2	2.3	3.0	2.0	2.0
						1.0	1.6	2.1	2.2	2.1	2.0	2.3	2.6	1.7	2.0
		33	A	2	那覇港内	1.2	1.4	3.3	2.3	2.2	2.4	2.6	2.7	1.9	2.3
						1.0	1.3	2.9	2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	1.7	2.0
		34	A	2	那覇新港入口	0.6	0.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.6
						0.6	0.7	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.6	1.2	1.5
		35	A	2	泊港内	0.7	1.2	2.5	2.3	2.2	2.2	2.2	1.8	1.6	1.8
						0.6	1.6	2.3	2.1	2.1	2.1	2.0	1.8	1.5	1.7
		36	A	2	自謝加瀬東	<0.5	0.8	1.9	1.9	2.1	2.0	1.7	1.9	1.5	1.4
						0.6	0.7	1.9	1.9	2.0	1.9	1.6	1.6	1.2	1.5

※水質の環境基準達成状況(数値の上段はCOD75%、下段は平均値:単位mg/L)

※類型欄の○ないは環境基準点、○付きは補助点

※太字は、環境基準不適合

※定量下限値未満の値については、定量下限値の数値として取り扱い、グラフに示した。

⑥国場川水系合同河川水質調査結果

○調査目的

国場川水系(国場川、宮平川、手登根川、長堂川、饒波川)の環境保全対策を広域的に展開していくことを目的に、年2回5市町(夏季：21地点 冬季：15地点)合同で実施する水質調査である。同日に全地点で採水を行い、分析の結果から河川の汚濁状況や経年変化の把握に努めています。

国場川	運玉森に端を発し、長さ約11.2km、流域面積43.06km ² の2級河川で那覇港に注いでいます。 ・明治橋～真玉橋：C類型 ・真玉橋～一日橋：E類型
宮平川	南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流です。
手登根川	南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流です。
長堂川	南城市字仲間付近に端を発し、南風原町、豊見城市の境を流れる長さ約6.2km流域面積7.39km ² の2級河川です。 ・真玉橋～琉糖橋：E類型
饒波川	大里城跡付近を源として、八重瀬町、豊見城市を流下して、国場川(漫湖)に合流する長さ約11km、流域面積13.4km ² の2級河川です。 ・全域：D類型

○調査方法

調査方法は、環境庁水質保全局環水管第30号(昭和46年9月30日付)で告示されている「水質調査方法」に準拠して行いました。

○調査時期

- ・夏季 令和2年8月19日
- ・冬季 令和3年2月10日

○調査地点

5市町(21地点)：那覇市、南城市、南風原町、豊見城市、八重瀬町
調査地点を表6-17及び図6-4に示します。

表 6-17 国場川水系合同水質調査

国場川水系合同水質調査

No.	番号	河川名	調査地点	市町村	実施	No.	番号	河川名	調査地点	市町村	実施
1	K-1	国場川	那覇大橋●	那覇市	○	16	K-15	長堂川	武川良橋下流	南風原町	○
2	K-2	国場川	真玉橋●	那覇市	○	17	K-16	饒波川	石火矢橋●	豊見城市	
3	K-3	国場川	人道橋	那覇市		18	K-16'	饒波川	高入端橋※●	豊見城市	○
4	K-4	国場川	新国場橋●	那覇市	○	19	K-17	饒波川	川崎橋※	豊見城市	○
5	K-5	国場川	下茂橋	那覇市		20	K-18	饒波川	饒波橋	豊見城市	○
6	K-5'	国場川	一日橋	那覇市	○	21	K-19	饒波川	溝原橋		
7	K-6	国場川	大子橋	南風原町	○	22	K-20	饒波川	宜次橋	八重瀬町	○
8	K-7	国場川	前田橋	南風原町	○	23	K-21	饒波川	友寄橋	八重瀬町	○
9	K-8	国場川	池田ダム下流			24	K-22	饒波川	水川橋	南城市	
10	K-9	宮平川	池原橋	南風原町	○	25	K-23	饒波川	稻嶺橋	南城市	
11	K-10	宮平川	宮平川	南城市	○	26	K-24	饒波川	仲程橋下流	南城市	○
12	K-11	手登根川	福原橋	南城市	○	27	K-25	饒波川	公害衛研前	南城市	○
13	K-12	長堂川	琉球橋	那覇市		28	K-26	長堂川	新垣橋	南風原町	○
14	K-13	長堂川	山垣橋※●	豊見城市	○	29	-	国場川	安里又川上流	南風原町	○
15	K-14	長堂川	名幸橋	南風原町					調査実施地点数		20

※ 山垣橋(旧地点名:南部農林高等学校裏の橋)、高入端橋(旧地点名:高安橋)、川崎橋(旧地点名:饒波部落内の橋)

調査地点の●は感潮域を示す。

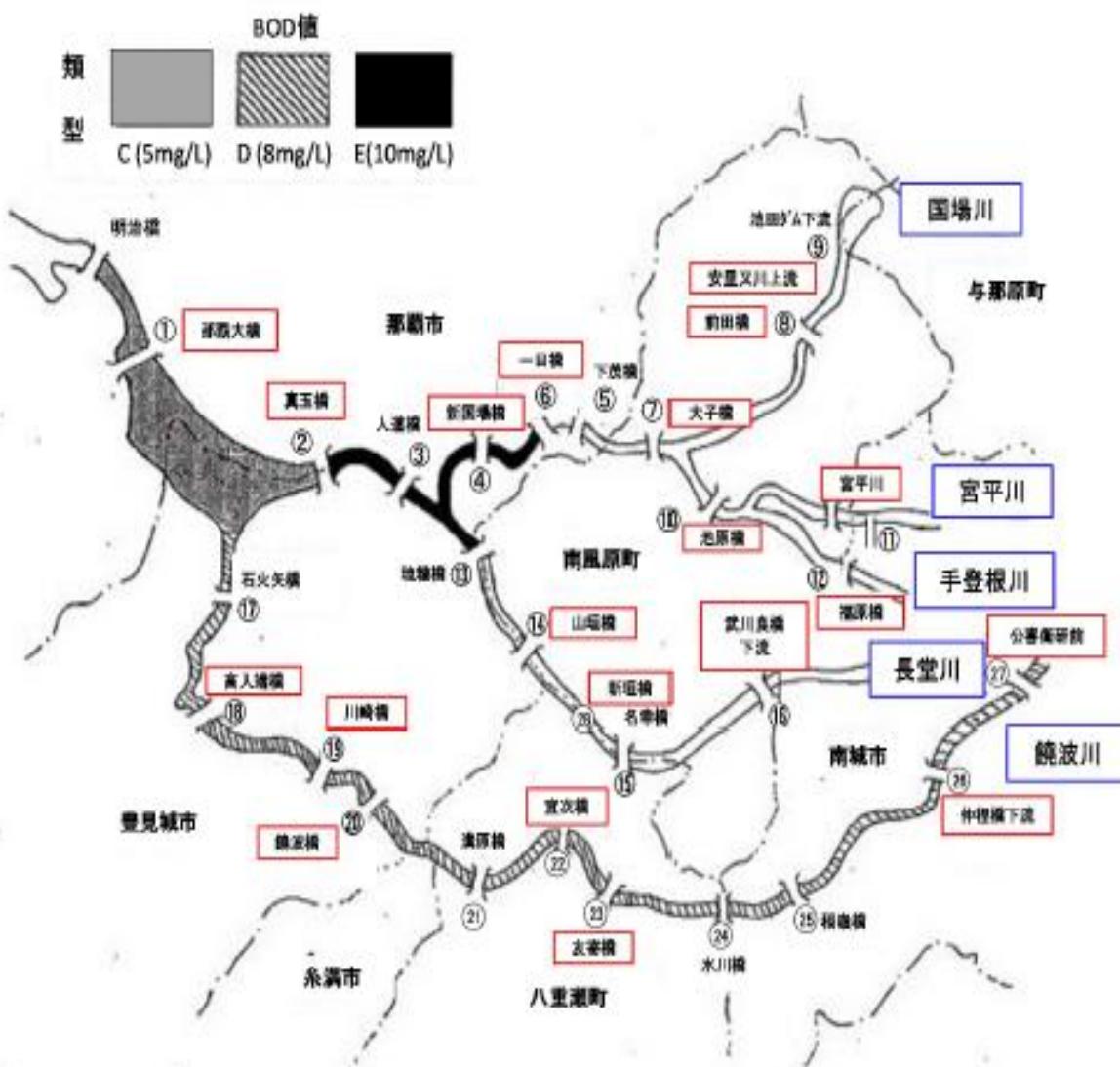


図 6-4 調査地点図

表 6-18 那覇市内域の調査結果

項目	河川名	国場川	
	地点番号	K-4	
	地点名	新国場橋	
	調査時期	夏季	冬季
採水年月日		R2.8.19	R3.2.10
採水時刻		11:20	10:29
天候 (前日／当日)		晴／晴	晴／晴
気温 (°C)		35.0	20.5
水温 (°C)		33.0	19.0
外観・水色		褐色	淡黄色
透視度 (度)		6	25
臭氣		無臭	無臭
pH		7.8	7.8
BOD (mg/L)		2.0	6.9
SS (mg/L)		55	21
DO (mg/L)		3.9	5.2
大腸菌群数 (MPN/100mL)		1.1×10^4	7.9×10^3

表 6-19 水質経年変化 (BOD) 夏季・冬季平均値

(mg/L)

年度		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年度
調査番号・地点名		国場川	K-4	新国場橋		
			4.9	7.0	4.4	6.9
						4.5

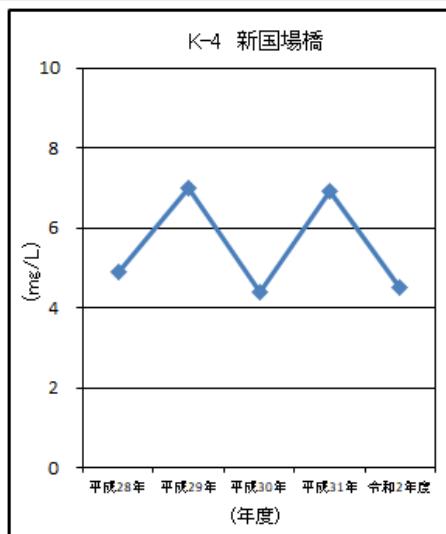


図 6-5 水質経年変化図 BOD (mg/1)

表 6-20 国場川水系水質調査 BOD (mg/L)

単位:(mg/L)

水系	国場川				宮平川	長堂川			饒波川						
市町村名	那霸市	南風原町			南風原町	南風原町		豊見城市	豊見城市			八重瀬町		南城市	
地点名	新国場橋	大子橋	前田橋	安里又川上流	池原橋	新垣橋	武川良橋下流	山垣橋	石火矢橋	高入端橋	川崎橋	饒波橋	宜次橋	友寄橋	公害衛研前
令和2年8月	2.0	1.4	2.7	3.6	1.2	1.6	3.7	5.7		0.8	1.0	1.3	4.9	1.0	3.0
令和3年2月	6.9	2.6	14.1	5.1	3.6	11.9	14.3	6.2		4.0	16.6	17.3			

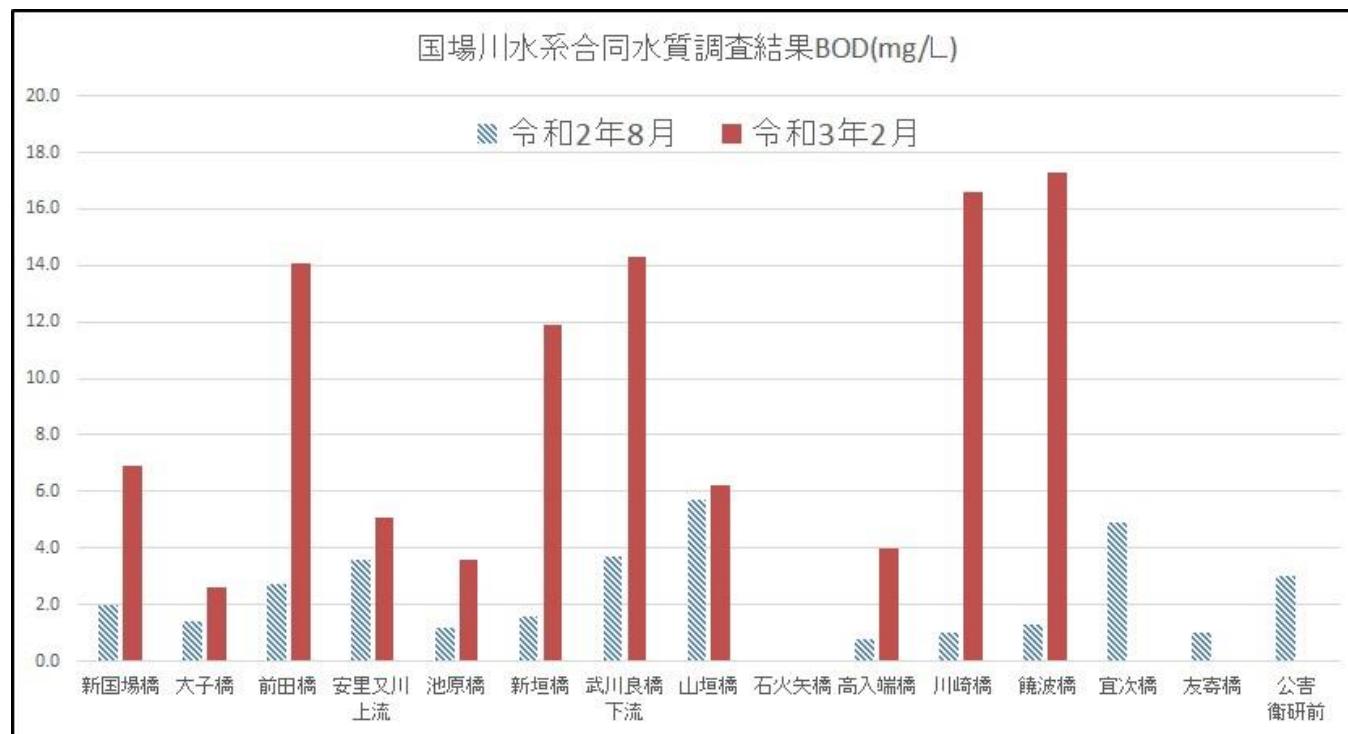


図 6-6 令和 2 年度 国場川水系調査結果一覧 (BOD、mg/L)

2 水質汚濁防止法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

河川や海域等の水質を良好に維持するために、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）では、特定有害物質を使用又は貯蔵等する施設を設置する工場及び事業場（特定事業場）が、公共用水域に汚水等を排出する場合、事前の届出を義務付けています。

水質汚濁防止法にかかる特定事業場からの排出水については、全国一律に排水基準が設定されていますが、一部の地域では同法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律の排水基準より基準が強化された「上乗せ排水基準」が定められています。那覇市においては、国場川水域又は那覇港海域へ繋がる公共用水域に汚水等を排出する場合は、上乗せ排水基準が適用されることになります。

また、水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月 1 日に施行され、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

なお、令和 2 年度中の特定施設の届出件数は下記のとおりとなっています。

表 6-21 特定施設の届出件数（令和 2 年度）

	第 5 条				第 7 条	第 6 条			第 10 条		第 11 条	
	第 1 項	第 2 項	第 3 項			第 1 項	第 2 項	第 3 項	氏名等変更届	使用廃止届		
	届出	届出	有害物質使用特定施設の届出	有害物質貯蔵指定施設の届出		届出	届出	届出		届出		
件数	12	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	

3 土壌汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況

土壤汚染対策法の目的は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することです（土壤汚染対策法1条）。

例えば、特定有害物質に汚染（表6-23に示す特定有害物質の指定基準に不適合な土壤）された土地に対し、掘削するなどの工事を実施すること（土地の形質変更）は、汚染土壤の飛散や汚染土壤が帶水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された汚染土壤の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものです。

そのため、土壤汚染対策法では、法の目的を達成するため同法第3条にて特定有害物質を使用する施設（有害物質使用特定施設）を廃止した事業者は、当該有害物質使用特定施設を廃止してから120日以内に、指定調査機関に調査をさせ当該土地の土壤汚染状況調査の結果を市長に報告しなければなりません。

また、同法第4条に基づき、3,000m²以上の土地（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地については900m²以上の土地）の形質の変更（一定規模以上の土地の形質変更）を行う者に対しても、工事着手の30日前までに届出をさせ、当該土地において土壤汚染のおそれがある場合には、市は土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとなっています。なお、一定規模以上の土地の形質変更の令和2年度の届出数は、11件でした。

さらに同法第3条及び第4条などの届け出の要件に該当しない場合でも、事業者が自主的に行った土壤汚染状況調査の結果を同法第14条に基づき市に報告することができます。

上記の調査結果の報告を受け、法に基づき、市は当該土地の汚染状況が、表6-23の基準に適合しない場合は、当該土地を有害物質に汚染されている区域として指定することができます。汚染されているものとして指定される区域は、要措置区域（同法第6条）と形質変更時要届出区域（同法第11条）に区分され、後者は、周辺住民への健康被害のおそれはないものとなっています。なお、本市の指定状況は、表6-22のとおりです。

表6-22 汚染されている区域の指定状況

順位	種別	所在地	指定日	解除日	指定に係る物質
1	形質変更時要届出区域	港町3-2-1の一部	平成26年6月16日	平成26年9月16日	ベンゼン 鉛及びその化合物
2	形質変更時要届出区域	古波蔵4-113-2及び4-121-1の一部	平成27年1月15日	平成27年7月1日 一部解除	砒素及びその化合物
3	形質変更時要届出区域	泉崎1-20-6地内	平成27年8月17日	平成27年12月1日	鉛及びその化合物
4	形質変更時要届出区域	古波蔵4-113-1の一部	平成29年11月15日	平成31年3月15日	砒素及びその化合物
5	形質変更時要届出区域	古波蔵1-111及び112の一部	平成29年12月1日	平成30年4月2日 一部解除	砒素、ふつ素及びその化合物
6	形質変更時要届出区域	安謝619番32、619番33、619番34、619番35、619番67	平成31年4月1日	令和2年2月3日	鉛及びその化合物 六価クロム及びその化合物

表 6-23 特定有害物質の指定基準

特定有害物質の種類		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第一種	四塩化炭素	0.002以下	—
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	—
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン(パークレン)	0.01以下	—
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	—
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.01以下※1	—
第二種	ベンゼン	0.01以下	—
	クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002以下	—
	カドミウム及びその化合物	0.003以下※2	45以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアノ化合物(遊離シアノ)	検出されないこと	50以下
	水銀及びその化合物	0.0005以下 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふつ素及びその化合物	0.8以下	4000以下
第三種	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下
	シマジン	0.003以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	—
	有機リン化合物	検出されないこと	—

※1 トリクロロエチレンは令和3年4月より、0.01 mg/Lに基準値改定。

※2 カドミウムは令和3年4月より、0.003 mg/Lに基準値改定。

4 淨化槽の設置及び維持管理

(1) 淨化槽とは

浄化槽は、台所・トイレ・風呂場など各家庭等から出る生活排水等を、それぞれの建物単位で浄化処理し、法で定めた水質基準を維持した排水を河川や海域などへ排出するための施設となっています。

浄化槽には、トイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」というものがありますが、新規の設置が禁止されており、平成13年以降は、生活排水全般を処理する「合併処理浄化槽」の設置のみが認められています。なお、市内において新たに浄化槽を設置できるのは、下水道がまだ整備されていないか下水道の接続が困難な地域の方となります。

平成25年度の中核市移行に伴い、県から浄化槽法に基づく事務の権限移譲を受けたのを機に、市では同法の実施取り扱い方法を定めた「那覇市浄化槽取扱要綱」を策定し、浄化槽管理者に対する適切な浄化槽の設置や維持管理の指導に努めておりますが、浄化槽設置及び廃止の届け出が、適切に実施されない案件が存在し浄化槽管理台帳の登録件数が実態と乖離していたため、上下水道局の台帳を活用し平成28～29年度で大幅な台帳整備を実施し乖離を解消しました。また、平成28年度からは上下水道局の下水道接続指導と合同で浄化槽の維持管理の指導を実施し相乗効果を上げています。

(2) 市内における設置基數（令和2年度末時点）

合併処理浄化槽	398基
単独処理浄化槽	4,385基

(3) 届出件数（令和2年度）

設置届及び設置計画書	21件
廃止届	3件

(4) 浄化槽法に基づく三大義務

浄化槽法に基づき、浄化槽管理者には保守点検、清掃、法定検査の3つの義務が課されています。なお、これらの義務は、法で定めた水質基準を維持した排水を実施するために必要であり、実施しない管理者に対しては、罰則が定められています。

① 保守点検（メンテナンス）

浄化槽本体の点検、調整、修理、消毒剤の補充などを、年に法律で定められた回数以上実施しなければなりません。保守点検自体の実施は、浄化槽管理者が県知事の登録を受けた業者に委託して実施してもらいます。

② 清掃（汚泥の引き抜き）

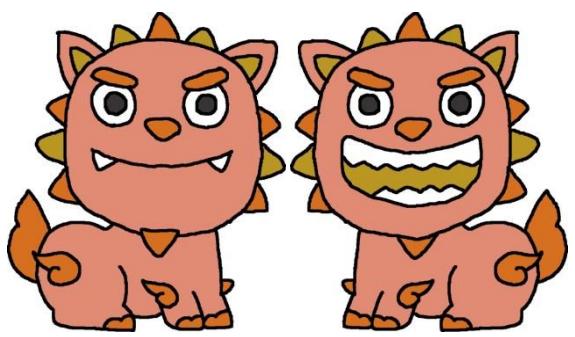
浄化槽本体に溜まった汚泥の引き抜き清掃を、年に最低でも1回は実施しなければなりません。清掃は、浄化槽管理者が市長の許可を受けた業者に委託して実施してもらいます。

③ 法定検査

浄化槽を設置した3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、はじめての検査（法第7条に基づく検査）を実施（受検）し、その後は定期検査（法第11条に基づく検査）を毎年1回受検する必要があります。法定検査は、沖縄県知事が指定する公益社団法人沖縄県環境整備協会のみ実施することができ、当該協会に対し、浄化槽管理者が依頼することで、検査することができます。なお、令和2年度の定期検査の受検率は、約7.8%でした。

(5) 浄化槽設置者講習会

新たに浄化槽を設置する方を対象に、浄化槽に関する設置の手続きや、施工及び維持管理等について理解して頂くために、浄化槽設置者講習会を月に1回実施しています。令和2年度は、合計9人の受講者がありました。受講済み証は、設置届出書への添付をお願いしています。



第7章 騒音・振動・悪臭

1 騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況	… 120
(1) 騒音規制法に基づく届出状況	
(2) 振動規制法に基づく届出状況	
2 騒音・振動苦情の状況	… 122
(1) 騒音に係る苦情	
(2) 振動に係る苦情	
3 自動車交通騒音	… 125
4 航空機騒音	… 125
(1) 那覇空港の沿革	
(2) 那覇空港の施設の概要	
(3) 那覇空港周辺の騒音対策区域	
①「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく指定	
②環境基準の設定	
(4) 環境対策	
5 悪臭	… 132
(1) 悪臭とは	
(2) 悪臭防止法による規制	
①規制対象	
②規制地域	
(3) 臭気指数規制基準	
(4) 悪臭に関する苦情	

1 騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況

工場、建設作業現場及び交通機関などから発生する騒音は、睡眠や会話などの生活環境を損なう「好ましくない音」「無い方がいい音」として規制されています。他にも、飲食店などの営業に伴う深夜騒音、拡声機を使って行われる商業宣伝放送も身近な騒音とされています。しかし航空機などのような特別な場合を除くと、騒音の伝達距離は短く、音源から数百メートルを超えることはまれです。

公害として問題になる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤の振動が発生し、建物を振動させ、物的損害を与える、あるいは市民の日常生活に影響を与えることにより問題とされる振動をいいます。公害振動の伝達距離は例外的なものを除くと振動源から数100m以内、多くの場合は10~20m程度でその大きさは地震でいうと地表において、おおよそ微震(震度Ⅰ)から弱震(震度Ⅲ)の範囲にあります。

(1) 騒音規制法に基づく届出状況

騒音規制法では、規制地域内において工場や事業場内に特定施設を設置等する場合や特定の建設作業を行う場合は、事前に届出が必要となります。

表7-1 特定施設の届出施設数

特定施設の種類	令和2年度分	累計届出施設数
1. 金 属 加 工 機 械	0	34
2. 空 気 圧 縮 機 等	9	667
3. 土 石 用 破 碎 機 等	0	0
4. 機 械	0	0
5. 建設用資材製造機械	0	2
6. 穀 物 用 製 粉 機	0	0
7. 木 材 加 工 機 械	0	4
8. 抄 紙 機	0	0
9. 印 刷 機 械	0	0
10. 合成樹脂用射出形成機	0	0
11. 鑄 型 製 造 機	0	0
合 計	9	707

表7-2 特定建設作業実施届出件数（令和2年度）

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	12
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	56
4. 空気圧縮機を使用する作業	1
5. コンクリートフロント等を設けて行う作業	0
6. ハックホウを使用する作業	23
7. トラクターシャベルを使用する作業	0
8. フルトーザーを使用する作業	0
合計	92

(2) 振動規制法に基づく届出状況

振動規制法では、規制地域内において工場や事業場内に特定施設を設置等する場合や特定の建設作業を行う場合は、事前に届出が必要となります。

表7-3 特定施設の届出施設数

特定施設の種類	令和2年度分	累計届出施設数
1. 金属加工機械	0	0
2. 圧縮機	3	24
3. 破砕機等	0	0
4. 織物	0	0
5. コンクリートフロッカマシン等	0	0
6. 木材加工機械	0	0
7. 印刷機械	0	0
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機	0	0
10. 鑄型造形機	0	0
合計	0	24

表7-4 特定建設作業実施届出件数（令和2年度）

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	11
2. 鋼球を使用する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. フレーカーを使用する作業	52
合計	63

2 騒音・振動苦情の状況

(1) 騒音に係る苦情

騒音に係る苦情は、建設作業に伴う騒音についての相談が多くなっています。建築作業については、「那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱」により、建築着工前に事前協議を行い公害防止に努めています。

表7-5 騒音苦情受付件数（令和2年度）

発 生 源		件 数
工 場 ・ 事 業 場	特 定 工 場 等	0
	そ の 他	4
建 設 作 業	特 定 建 設 作 業	2
	そ の 他	20
自 動 車	走 行 音	0
航 空 機	民 間 機	0
営 業	深 夜 営 業	12
	そ の 他	6
拡 声 機		2
家 庭 生 活		5
アイドリング・空ぶかし		0
そ の 他		4
合 計		55

(2) 振動に係る苦情

振動に関する苦情は、建設作業に伴う振動についての相談となっています。建築作業については、「那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱」により、建築着工前に事前協議を行い公害防止に努めています。

表7-6 振動苦情受付件数（令和2年度）

発 生 源		件 数
工 場 ・ 事 業 場	特 定 工 場 等	0
	そ の 他	0
建 設 作 業	特 定 建 設 作 業	0
	そ の 他	3
道 路 交 通		0
そ の 他		1
合 計		4

表7-7 騒音の大きさの例

音量（デシベル）	
120	・飛行機のエンジンの近く
110	・自動車の警笛(前方2m) 　・リベット打ち
100	・電車が通る時のガードの下
90	・大声による独唱 　・騒々しい工場の中
80	・地下鉄の車内 　・電車の車内
70	・電話のベル 　・騒々しい事務所の中 　・騒々しい街頭
60	・静かな乗用車 　・普通の会話
50	・静かな事務所
40	・市内の深夜 　・図書館 　・静かな住宅地の昼
30	・郊外の深夜 　・ささやき声
20	・木の葉のふれ合う音 　・置き時計の秒針の音(前方1m)

※「新日本法規発行騒音規制法の解説（三訂）編集環境庁大気保全（騒音の基礎知識）」より

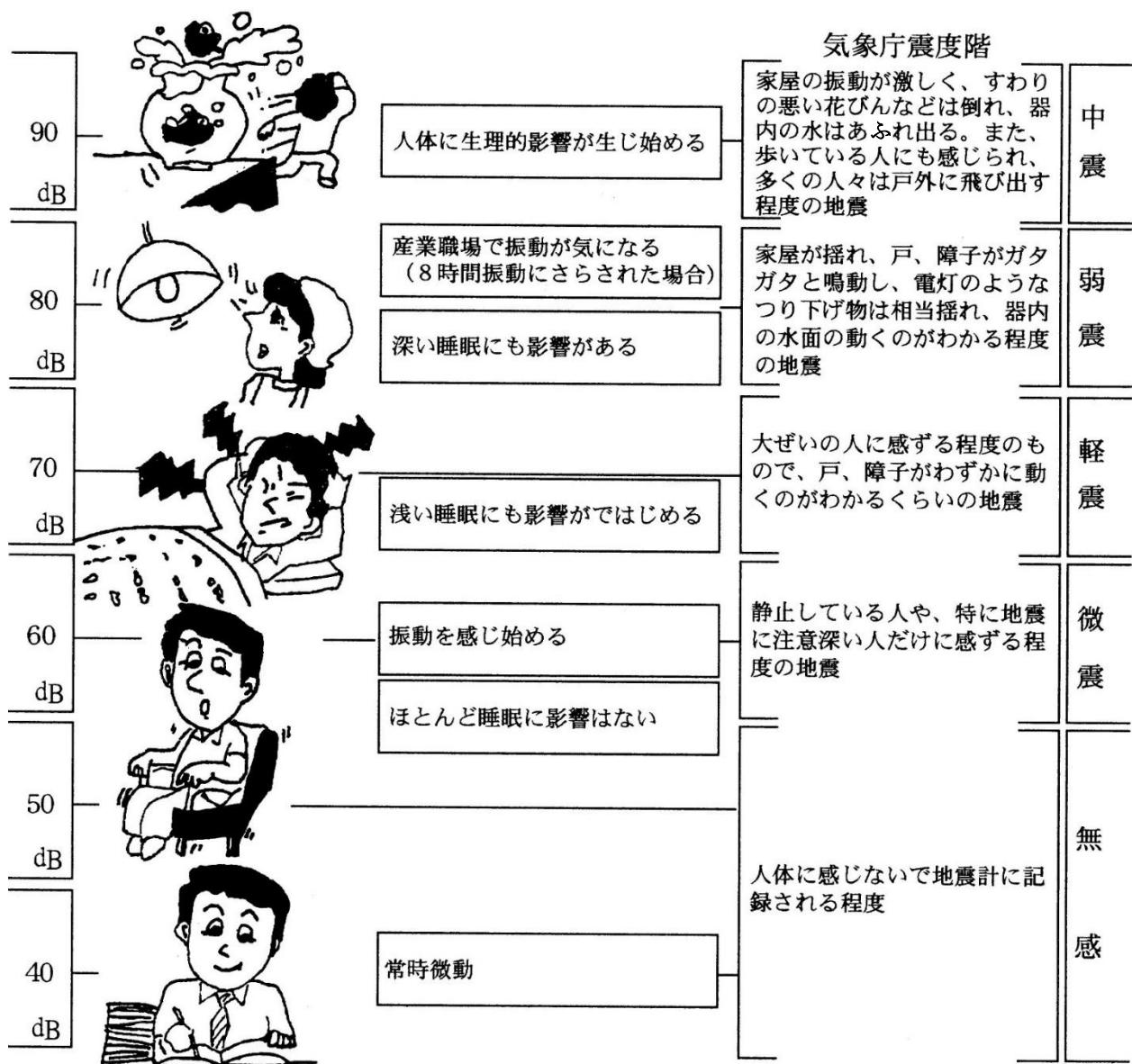


図 7-1 振動による影響

[dB (デシベル) とは]

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。

公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、dBで表します。

3 自動車交通騒音

都市騒音の中でも大きな騒音源となっているのが自動車による交通騒音です。自動車が日常生活に欠かすことのできない交通手段となっている現在、多かれ少なかれその影響は市民生活にも及びます。

市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っています。令和2年度は、幹線道路8区間（延長10.9km）に面する地域について、7,552戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準）の達成状況の評価を行いました。7,552戸のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準を達成したのは7,418戸（98.23%）でした。

4 航空機騒音

(1) 那覇空港の沿革

那覇空港は那覇市の中心から西南西6kmの位置にあって、昭和8年旧日本軍により小禄飛行場として建設されましたが、昭和11年、当時の逓信省航空局が内地～台湾間に民間定期航空を就航させるため、約4万坪を買収拡張し、その後、那覇飛行場として使用していました。

昭和16年、太平洋戦争が勃発し、翌年には海軍が管轄し、海軍小禄飛行場と改称され、昭和19年頃からは軍専用飛行場の色が濃くなりました。

昭和20年6月、米軍の沖縄占領とともに飛行場もその管理下におかれ、その施設も大々的に拡張されて今日の姿となりました。

昭和23年に至り、米軍施政権のもとに、外国民間定期航空が乗り入れを始めましたが、我が国の民間航空は昭和29年から国際線定期として運行を始めました。

昭和47年5月15日、沖縄県の本土復帰に伴い飛行場は長い間の米軍管理の手を離れ運輸省所管の第二種航空空港に指定（運輸省告示236号）され、名称も那覇空港と改められました。一方、米軍施設の一部が自衛隊に引き継がれ、自衛隊機の編隊飛行、離着陸訓練等と県内離島線、国内線、国際線がひしめく特異な空港となっています。

平成28年1月31日には、那覇空港を共用している航空自衛隊那覇基地の戦闘機部隊改編による2個飛行隊化に伴い、自衛隊機が増加配備されています。

また、令和2年3月より第2滑走路が供用開始されました。

航空機騒音の測定については、沖縄県が固定局5局で航空機騒音常時監視オンラインシステムを取り入れ、航空機騒音の常時監視を実施しています。（No.5. 豊崎局が、平成28年2月15日に新設、測定が開始されています。）

(2) 那覇空港の施設の概要

※国土交通省大阪航空局ホームページ参照

- ① 所在地 沖縄県那覇市安次嶺531番地の3
- ② 標 高 3.3m
- ③ 面 積 330.0ha (沖縄県HPより)
- ④ 滑走路 (A) 長さ 3,000m 幅 45m
(B) 長さ 2,700m 幅 60m (令和2年3月より供用開始)
- ⑤ 運 用 24時間

(3) 那覇空港周辺の騒音対策区域

- ① 「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく指定
 - ア 昭和50年6月17日「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令」により特定飛行場に指定。
 - イ 昭和52年9月28日告示(運輸省第484号)にて、那覇空港周辺の騒音対策区域として、第1種区域を指定。(図7-2 図中の既存区域)
 - ウ 平成27年5月1日告示(国土交通省第623号)にて、第1種区域を追加指定。(図7-2 図中の新規拡大区域)

表7-8 特定飛行場周辺の騒音対策区域の区分

区分	基準値	騒音対策
第1種区域	Lden62dB以上 (WECPNL75以上)	(住宅の騒音防止工事助成対象区域)
第2種区域	Lden73dB以上 (WECPNL90以上)	(移転の補償等対象区域)
第3種区域	Lden76dB以上 (WECPNL95以上)	(緑地帯その他の緩衝地帯整備対象区域)

(注) Lden (時間帶補正等価騒音レベル)

航空機騒音の評価指標となる騒音値及びその算定方法として、平成25年4月1日より、従来採用されていた評価単位「WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)」から変更されました。従来より精緻に、より実態に即した航空機騒音の評価が可能です。

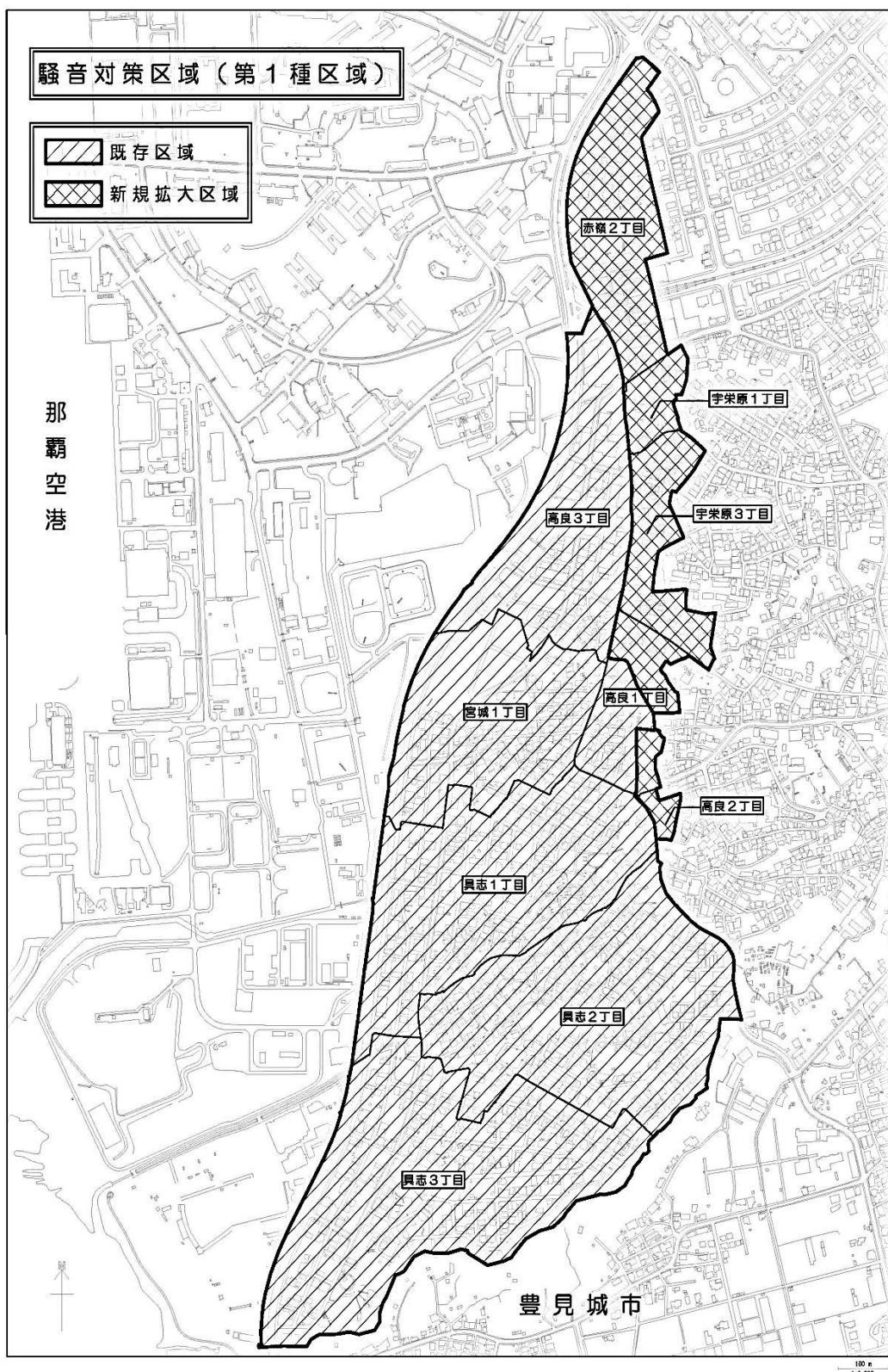


図7-2 「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」
に基づく第1種区域図

② 環境基準の設定

沖縄県が昭和58年3月28日に航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定を行い、同空港周辺の監視測定調査を実施しています。

表7-9 航空機騒音に係る環境基準の地域類型について

地域類型	環境基準値（注1）	あてはまる地域（注2）
I	57dB以下	・第1種、第2種低層住居専用地域及び 第1種、第2種中高層住居専用地域 ・都市計画区域で用途地域の定められていない地域
II	62dB以下	・第1種、第2種及び準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域並びに工業地域

（注1）環境省告示平成19年環告第114号（平成25年4月1日施行）により、Lden～変更。

（注2）あてはまる地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域です。

表7-10 令和2年度 月毎の航空機騒音測定結果（速報値）

測定局名	環境基準 (Lden) dB	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	旧環境基準 (WECPNL)												
那覇浄化センター	62	51	50	56	52	47	50	49	49	53	53	52	52
	75	65	65	69	64	62	65	64	64	66	66	68	66
具志	57	51	48	52	52	51	51	50	49	49	53	54	53
	70	65	63	68	67	65	66	65	62	63	69	70	69

備考 沖縄県が設置している測定局について、速報値を掲載しています。

※沖縄県環境部環境保全課ホームページ参照

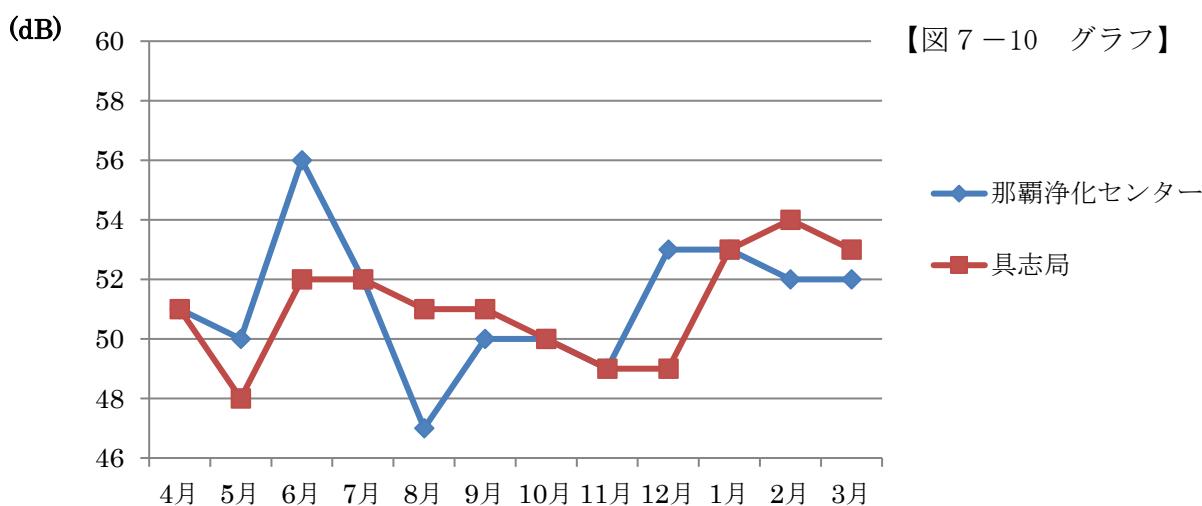




図 7-3 環境基準地域類型及び県の航空機騒音測定地点

備考 令和2年度の航空機騒音測定結果を示しています。(前ページ、表7-10関連)

表 7-11 航空機騒音測定結果の概要

測定地点		環境基準値		測定期間内 平均 Lden (dB)	測定期間内 平均 WECPNL	1日あたりの 騒音発生回数	最大ピーク レベル (dB)	平均ピーク レベル (dB)	測定期間内 平均 Lnight (dB)	1日あたりの騒音 継続累積時間	測定期間	測定日数
No.	測定局名	類型	Lden (dB)									
1	那覇浄化センター	II	62	52 (54)	66 (71)	25.1 (50.8)	100.0 (105.7)	77.2 (78.2)	32 (40)	8分13秒	R2/4/1～R3/3/31	365
2	具志	I	57	51 (56)	67 (72)	62.2 (110.1)	98.4 (104.3)	74.2 (75.8)	30 (41)	20分8秒		

※ 平成 25 年 4 月 1 日より、航空機騒音に係る環境基準の評価指標が WECPNL から Lden に変更となっている。

※ 測定期間内平均 WECPNL、1 日あたりの騒音発生回数、最大ピークレベル及び平均ピークレベルの()内は令和元年度の値を示す。

【図 7-12 No. 1 那覇浄化センター】

表 7-12 をグラフ化

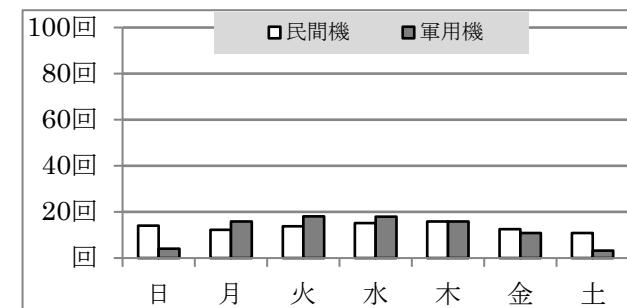


表 7-12 民民間機・軍用機の曜日別平均騒音発生回数

No.	測定局名	種別	日	月	火	水	木	金	土	平均
1	那覇浄化センター	民間機	14.1	12.2	13.8	15.2	15.9	12.5	10.8	13.5
		軍用機	4.0	15.8	18.1	17.9	15.8	10.8	3.3	11.6
2	具志	民間機	37.6	34.8	34.2	41.1	39.8	45.4	46.2	39.9
		軍用機	13.9	30.1	29.7	28.6	27.6	21.7	14.4	22.3

表 7-13 時間帯別月平均騒音発生回数

測定地点／時間帯		N1(0時～7時)		N2(7時～19時)		N3(19時～22時)		N4(22時～24時)		終日
No.	測定局名	回数	比率	回数	比率	回数	比率	回数	比率	回数
1	那覇浄化センター	8.6	1.1%	654.5	85.6%	97.6	12.8%	3.5	0.5%	764.2
2	具志	13.4	0.7%	1662.4	87.6%	214.3	11.3	7.9	0.4%	1897.9

【図 7-14 グラフ】

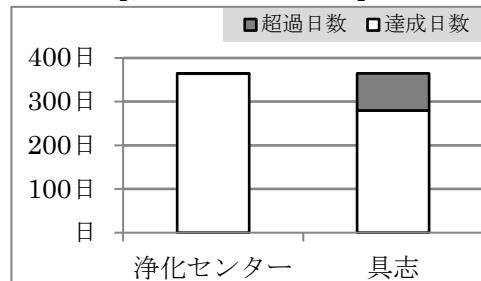
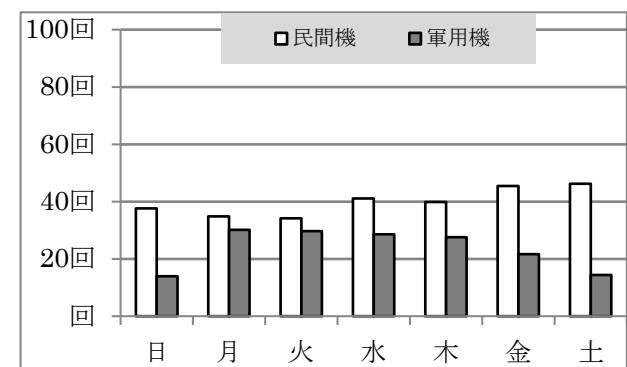


表 7-14 環境基準超過日数の割合

	浄化センター	具志
測定日数	365	365
達成日数	365	352
超過日数	0	13
超過率(%)	0	4

【図 7-12 No. 2 具志】 表 7-12 をグラフ化



(4) 環境対策

住宅騒音防止対策事業

那覇空港は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第110号）に基づく同法施行令（昭和42年9月7日政令第284号）により、昭和50年6月17日、「特定飛行場」の指定を受けました。

昭和52年9月28日告示（運輸省第484号）にて、那覇空港に係る騒音対策区域の「第1種区域」として、宮城一丁目、具志一丁目、二丁目及び三丁目並びに高良一丁目及び三丁目の一部（およそ県道231号線より空港側）が指定されました。（図7-2 図中の既存区域）

これに伴い、昭和52年9月28日以前の建築家屋を対象とする住宅騒音防止対策事業（国庫補助）を、昭和52年度から実施しています。

また、平成3年からは、昭和57年3月30日以前の建築家屋（告示日後住宅）も対象となり、事業が拡大しました。

更に、平成27年5月1日告示（国土交通省第623号）にて、「第1種区域」として、赤嶺二丁目、宇栄原一丁目及び三丁目並びに高良一丁目及び二丁目の一部が追加指定され、事業対象区域が拡大しています。（図7-2 図中の新規拡大区域）

住宅騒音防止工事のうち、防音工事については、一定額までは全額が国の補助、一定額を超える部分は限度額の範囲内で国が50%、市が50%を負担し、限度額を超える部分は住民が負担する助成制度となっています。令和2年度は22件、昭和52年からの累計で2,210件の助成を行いました。

一方、平成元年からは、「防音工事」実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷房機等の取替工事（更新工事①）の助成が始まり、平成3年からは、告示日後住宅においても更新工事①の助成を行っています。

また、平成11年度からは、「更新工事①」実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷房機等の取替工事（更新工事②）の助成を行い、更に平成22年度からは、「更新工事②」実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷房機等の取替工事（更新工事③）の助成も行っています。令和2年度は、更新工事①4台、更新工事②15台、更新工事③4台、合計23台の助成を行いました。

5 悪臭

(1) 悪臭とは

悪臭とは、不快で生活環境を損なうおそれのある臭いの総称です。悪臭について必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進することにより、生活環境の保全や健康の維持につながります。

(2) 悪臭防止法による規制

昭和53年3月、沖縄県では悪臭防止法による規制地域の指定、及び規制基準の設定がなされました。那覇市における規制方法は、従来、アンモニアや硫化水素など特定の22悪臭物質ごとの濃度で規制する「特定悪臭物質規制」を採用していましたが、様々な物質の臭いが混ざり合った複合臭にも対応可能な「臭気指数規制」を平成18年4月から導入しています。

① 規制対象

悪臭防止法では、規制地域内のすべての事業場から発生する悪臭が対象となります。工場だけではなく、飲食店、事務所なども対象です。

事業者は、敷地境界線上・気体排出口・排出水における規制基準を守らなければなりません。

② 規制地域

工場、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制する地域を、用途地域ごとに区域分けし規制地域として指定しています。（表7-15）

表7-15 用途地域ごとの規制地域区域分け

A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 近隣商業地域、商業地域
B区域	準工業地域、工業地域

(3) 臭気指数規制基準

[臭気指数とは]

気体又は水の悪臭の程度を示す値であり、人の嗅覚に基づき、臭気が感知できなくなるまで希釈した場合における、希釈の倍数から求めた値です。

この方法は、においそのものを人の嗅覚で測定するため、周辺住民の悪臭に対する被害感（感覚）と一致しやすいというメリットがあります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

悪臭防止法に基づく規制基準は表 7-16 のとおりとなっています。

表 7-16 用途地域ごとの規制地域区域分け（表7-15）における臭気指数規制基準

	敷地境界線上	排出水
A区域	15	31
B区域	18	34

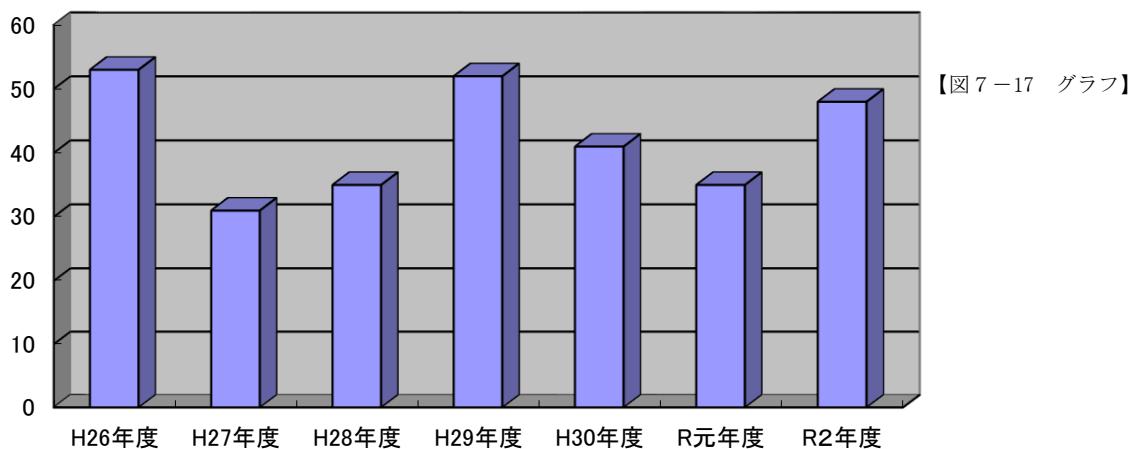
(4) 悪臭に関する苦情

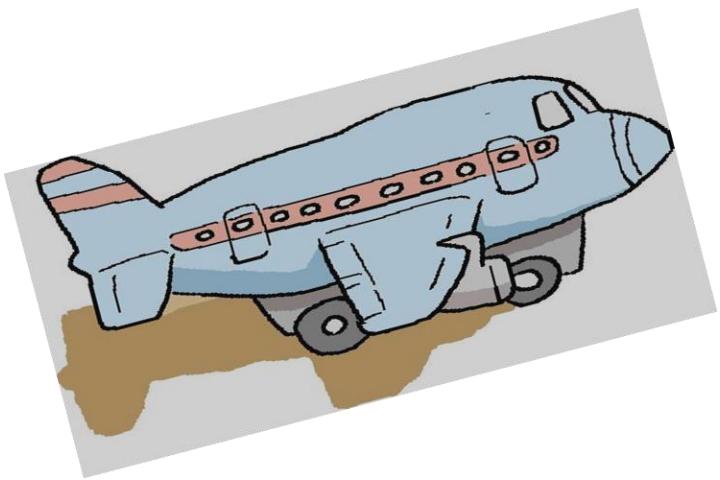
最近の悪臭苦情の傾向をみると、従来大部分を占めていた畜産農業や製造工場からの苦情が減少している一方で、一般家庭の日常生活における排水や飲食店などサービス業からの、いわゆる都市・生活型と呼ばれる悪臭への苦情が急激に増加しています。悪臭苦情の対象が多様化し、幅広い業種で対応が求められているのです。

また、野外焼却(野焼き)による悪臭の苦情も毎年発生しています。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「那覇市公害防止条例」において禁止されている為、廃棄物対策課と協力して禁止の普及啓発を行っています。

表 7-17 悪臭に関する苦情の件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	53	31	35	52	41	35	48





第8章 大 気

1	概 要	136
2	測定結果	136
(1)	二酸化硫黄	
(2)	二酸化窒素	
(3)	浮遊粒子状物質 (SPM)	
(4)	一酸化炭素	
(5)	光化学オキシダント	
(6)	微小粒子状物質 (PM2.5)	
(7)	有害大気汚染物質	

1 概要

那覇市保健所と琉銀松尾支店（国際通り）に大気汚染常時監視測定局を設置し、大気汚染に係る環境基準の定められている二酸化硫黄や二酸化窒素等の物質を測定しています。令和2年度は、光化学オキシダントが環境基準を達成できませんでした。（表8-6）

また、有害大気汚染物質21物質についても、那覇市保健所と琉銀松尾支店（国際通り）で調査をしています。環境基準又は指針値が定められている13物質は、すべて基準値を達成しました。

（表8-8及び8-9）

表8-1 大気測定局の測定項目

	一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
測定局名称 所在地 測定項目	那覇	松尾
那覇市保健所	琉銀松尾支店	
二酸化硫黄	○	-
二酸化窒素	○	○
一酸化炭素	○	○
オキシダント	▲	-
浮遊粒子状物質	○	-
微小粒子状物質	○	-

○：環境基準達成 ▲：環境基準非達成 -：未測定

※両局とも平成9年度に県が開局。平成25年度に那覇市へ移管。

2 測定結果

（1）二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含有する燃料（主として重油）の燃焼に伴って発生する代表的な大気汚染物質です。

令和2年度の測定結果は、長期的評価による大気の汚染に係る環境基準（0.04ppm以下）を達成しています。

表8-2 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那覇	8,330	0.0003	0.001	適

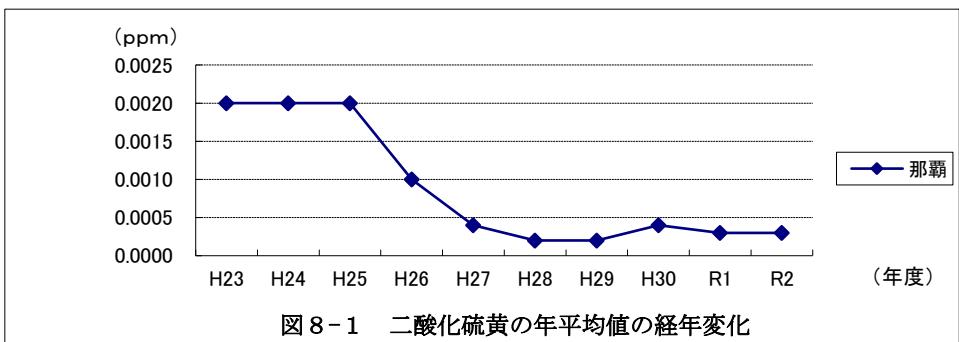


図 8-1 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、物質の燃焼に伴って必然的に発生し、高濃度の場合、呼吸器に喘息性の症状を起こします。また炭化水素、特に不飽和炭化水素の共存下で紫外線により光化学反応を起こすため、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

令和2年度の測定結果について、那覇局、松尾局ともに長期的評価による大気の汚染に係る環境基準(0.04～0.06ppm又はそれ以下)を達成しています。

表 8-3 二酸化窒素測定結果

測定期間	測定時間	年平均値	日平均値の年間 98% 値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那覇	8,294	0.004	0.009	適
松尾	8,466	0.008	0.015	適

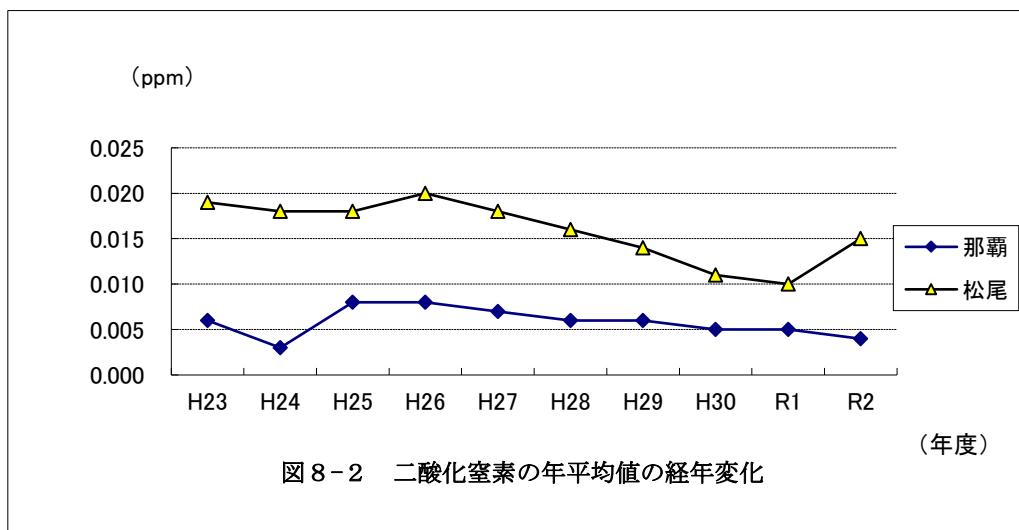


図 8-2 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、浮遊する粒子状の物質うち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の物質で、呼吸によって容易に肺胞や気道に入り込み、沈着して各種の呼吸器系疾患の原因となります。

令和2年度の測定結果は、長期的評価による大気の汚染に係る環境基準 ($0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下) を達成しています。

表 8-4 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(適否)
那 霸	8,311	0.018	0.037	適

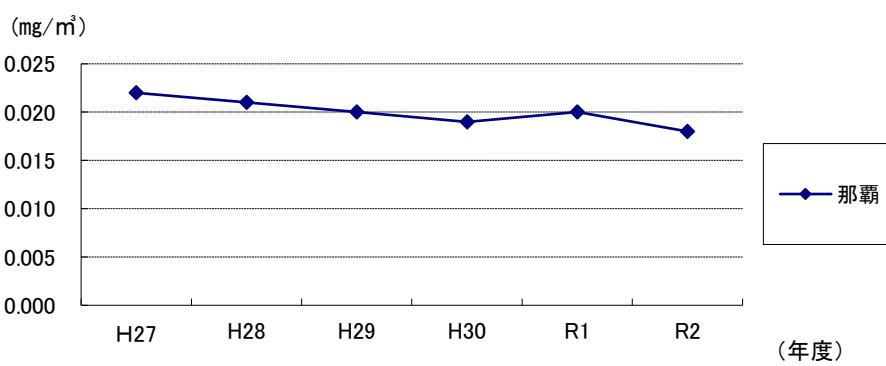


図 8-3 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

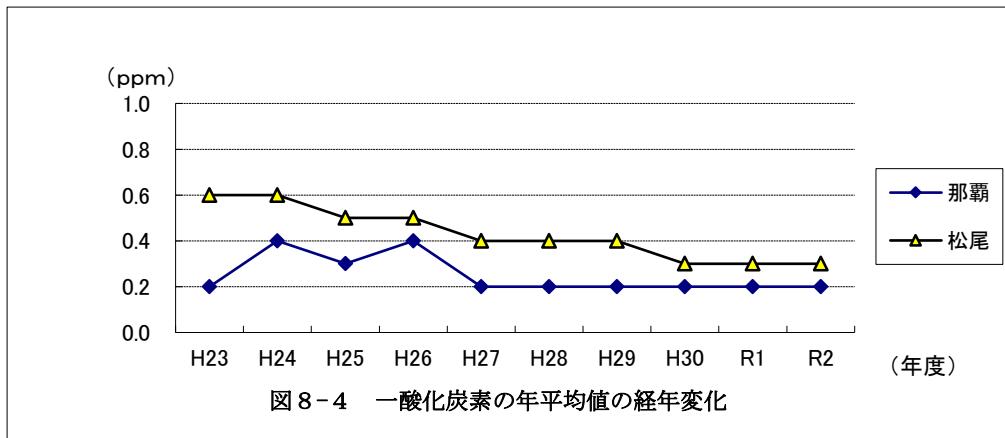
(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、不完全燃焼により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素輸送を阻害します。

令和2年度の測定結果は、那霸、松尾の両局とも長期的評価による大気の汚染に係る環境基準 (10ppm 以下) を達成しています。

表 8-5 一酸化炭素測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那 霸	8,511	0.2	0.3	適
松 尾	6,401	0.3	0.5	適



(5) 光化学オキシダント

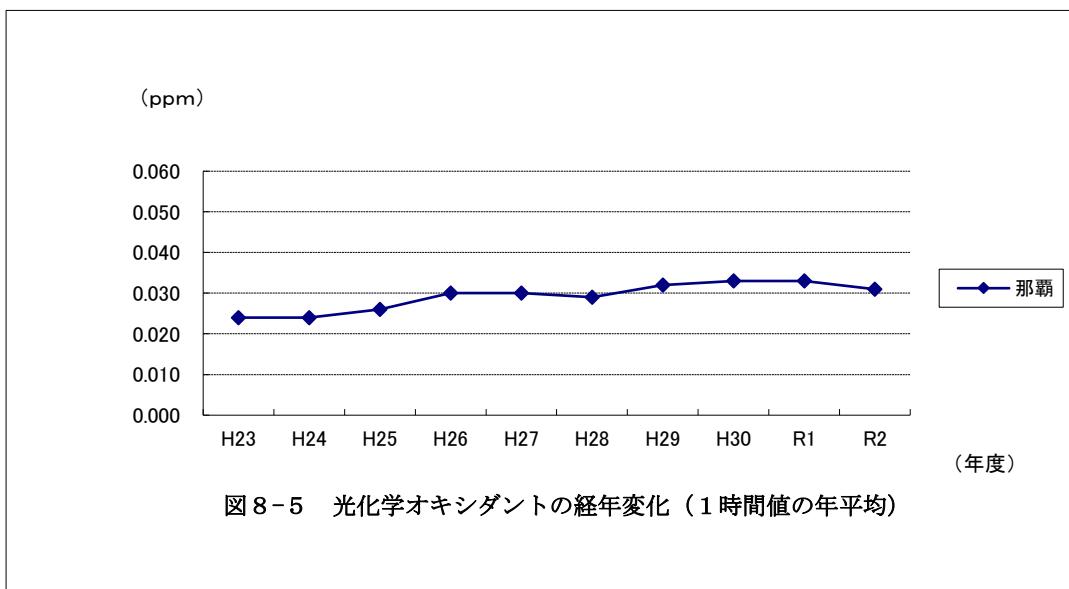
光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの総称です。いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。

令和2年度における測定結果は、環境基準（1時間値0.06ppm以下）未達成で、環境基準を超過した日数は23日でした。

なお、環境基準の超過は大陸からのオゾンの移流による影響が考えられています。

表8-6 光化学オキシダント測定結果

測定期	昼間の測定時間	昼間1時間値の年平均	昼間1時間値の最高値	環境基準の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那覇	4,898	0.031	0.078	否



(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

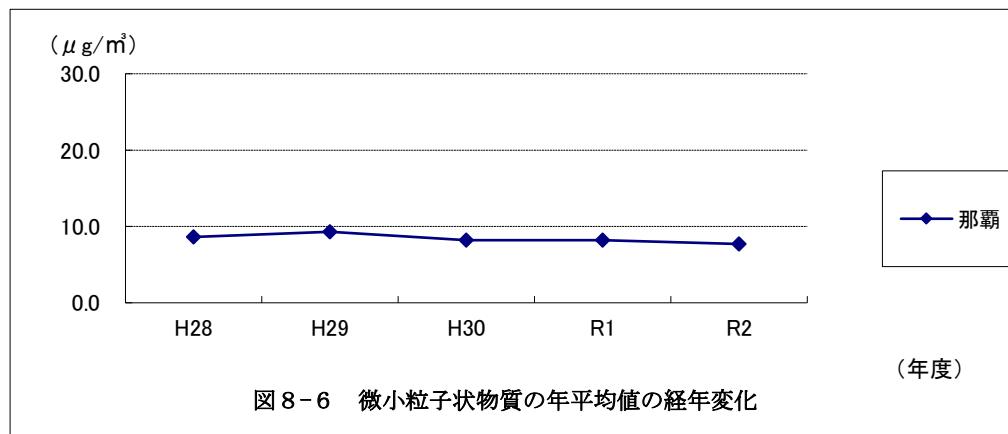
微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の非常に小さい物質です。肺の奥まで入りやすく、呼吸器系、循環器系への影響が心配されています。

平成26年2月に測定機を那覇局に設置しました。

令和2年度は、環境基準（1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成しています。

表8-7 微小粒子状物質測定結果

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	長期的評価の適否
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(適否)
那覇	352	7,7	19,1	適



(7) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものです。環境基準が定められているベンゼン等4物質については、表8-8のとおり環境基準を達成していました。また、指針値が定められているアクリロニトリル等9物質も表8-9のとおり指針値に適合していました。

ホルムアルデヒド等8物質については、表8-10のとおりすべて全国平均値を下回る数値となっていました。

表8-8 環境基準が定められているベンゼン等4物質の測定結果（年平均値）

測定項目	測定地点	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	環境基準値
ベンゼン		0.63	0.59	3
トリクロロエチレン		0.021	—	130
テトラクロロエチレン		0.030	—	200
ジクロロメタン		0.61	—	150

※—：未測定

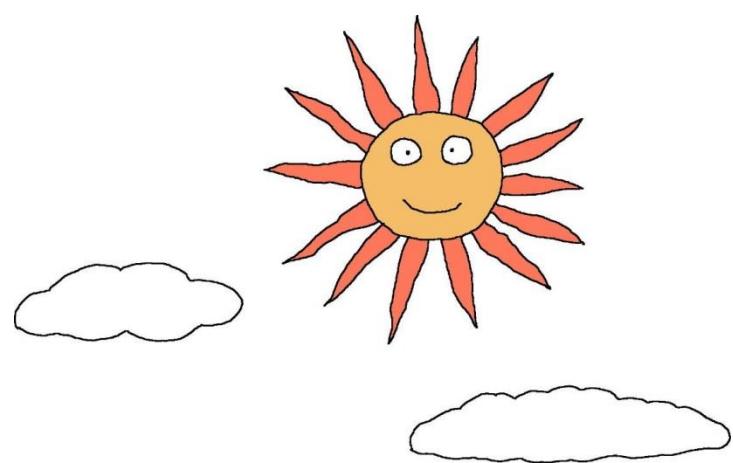
(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

表 8-9 指針値が定められているアクリロニトリル等 9 物質の測定結果（年平均値）

測定項目	測定地点	単位	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	指針値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.011	—	2	
塩化ビニルモノマー		0.0071	—	10	
クロロホルム		0.14	—	18	
1, 2-ジクロロエタン		0.12	—	1.6	
1, 3-ブタジエン		0.031	0.031	2.5	
水銀及びその化合物	ng/m^3	0.71	—	40	
ニッケル化合物		0.62	—	25	
ヒ素及びその化合物		0.60	—	6	
マンガン及びその化合物		3.5	—	140	

表 8-10 ホルムアルデヒド等 8 物質の測定結果（年平均値）

測定項目	測定地点	単位	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	全国平均値 (平成31年度)
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.0	1.9	2.5	
アセトアルデヒド		1.6	1.3	2.4	
酸化エチレン		0.040	—	0.079	
塩化メチル		1.4	—	1.4	
トルエン		2.8	2.3	7.1	
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.0066	—	0.020	
クロム及びその化合物		0.61	—	4.7	
ベンゾ [a] ピレン		0.011	—	0.16	



第9章 ダイオキシン類

1 概 要	144
2 測定結果	144

1 概 要

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、量は極めてわずかです。

現在の日本の通常の環境汚染レベルでは、ダイオキシン類によってガンになる可能性は低いものと考えられています。

令和2年度の測定結果は、全て環境基準を達成しています。（表9-1）

2 測定結果

大気および水質（河川、海域）の測定は、毎年同じ場所で継続的に実施しています。地下水及び土壤の測定は、市内を4区分（那覇、首里、真和志、小禄）し、ローリング方式で実施しています。令和2年度の対象地区は小禄地区でした。

表9-1 ダイオキシン類測定結果

測定項目		測定場所	測定回数	検出濃度範囲	環境基準値（単位）
大気	一般環境	那覇市保健所	4	0.0040～0.016	0.6 (pg-TEQ/m ³)
水質	河川	水質 国場川真玉橋	1	0.30	1 (pg-TEQ/L)
			1	2.5	150 (pg-TEQ/g)
	海域	水質 那覇港海域泊港	1	0.10	1 (pg-TEQ/L)
			1	12	150 (pg-TEQ/g)
土壤	一般環境	ウテーカー	1	0.023	1 (pg-TEQ/L)
土壤	一般環境	小禄中学校グランド	1	0.19	1,000 (pg-TEQ/g)

第10章 公害苦情・公害防止

1 公害苦情・陳情	146
(1) 公害苦情・陳情の新規受理件数	
2 建築等に伴う公害防止指導状況	147
(1) 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について	
ア 協議及び指導を行う趣旨	
イ 協議及び指導内容	
ウ 事前協議の必要な建築物	
エ 提出書類	
オ 実施開始年月日	
カ 提出先	

1 公害苦情・陳情

(1) 公害苦情・陳情の新規受理件数

令和2年度の公害苦情・陳情受理件数は131件で、昨年に比べて2件減少しています。内訳は下記のとおりです。

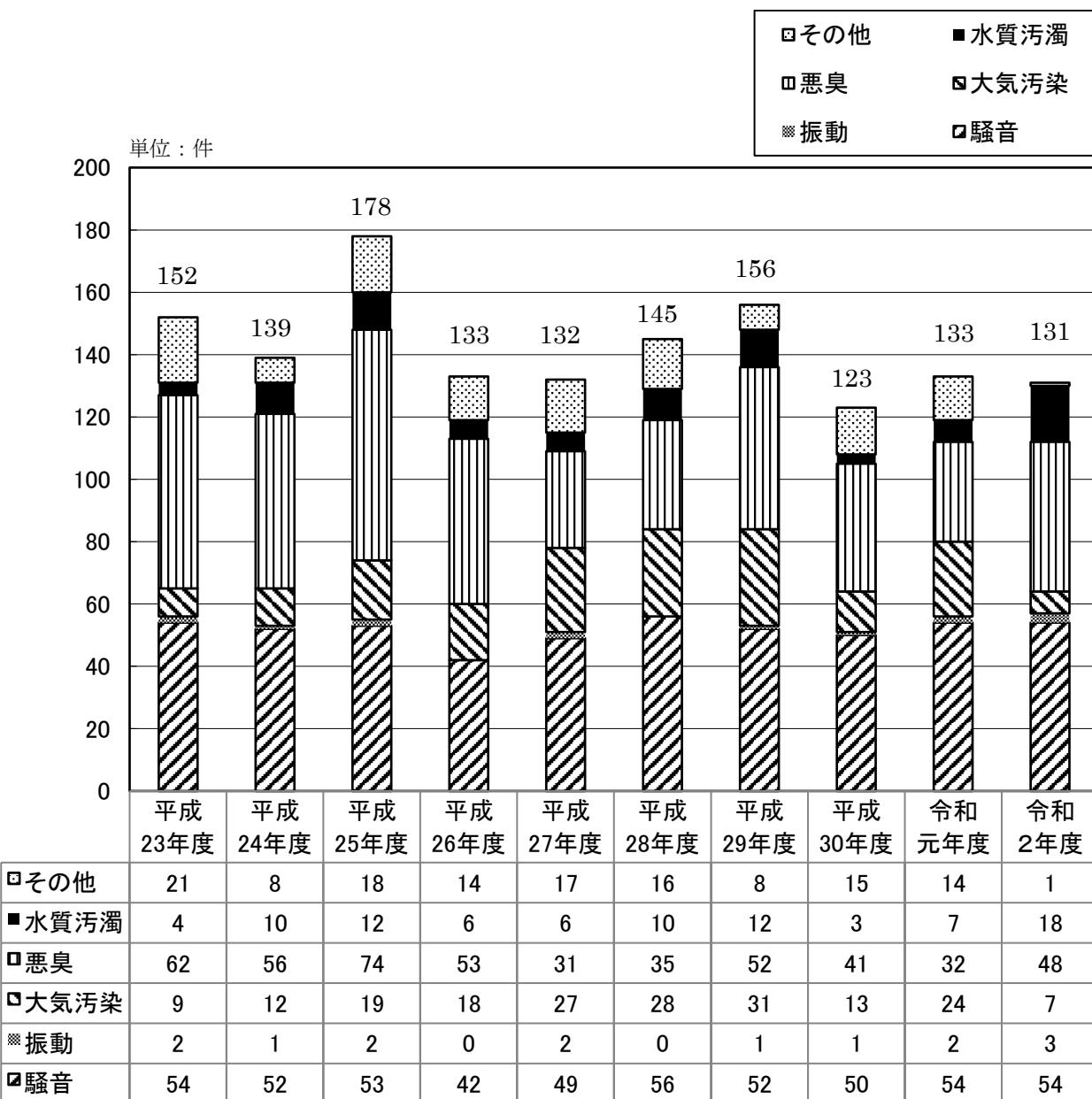


図10－1 年度/種類別公害苦情・陳情新規受理件数

2 建築等に伴う公害防止指導状況

(1) 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について

ア 協議及び指導を行う趣旨

公害を防止するにあたり最も大切な事は、公害（紛争）が発生しないよう未然にどのように公害を防止するかということです。この制度では建築工事について、建築着工前つまり計画段階において、その建築物等の工事中又は完成後公害が発生する恐れがないかどうか、市と建築主（又は設計者等）が力を合わせて問題点を協議し、必要に応じて、市が助言、指導を行うことで公害防止に努めています。

イ 協議及び指導内容

- (ア) 工事の方法 (イ) 機械の設置の方法 (ウ) 公害防止及び低減方法
- (エ) 公害規則や届出方法

ウ 事前協議の必要な建築物

- (ア) 建築基準法第6条第1項に定める確認申請に該当する一般1の建築物
 - (例) 工場、事業所、店舗、興業場、倉庫、遊技場、共同住宅、車庫、公衆浴場、百貨店、旅館など（専用住宅、車庫付専用住宅を除く。）
- (イ) 建築基準法第18条第2項に定める計画通知に該当する公共工事に伴う建築物
 - (例) 学校、体育館、病院など。

※当分の間、(ア)及び(イ)の建築物の範囲とする。

エ 提出書類

- (ア) 建築等に伴う公害防止指導申請書（第1号様式）
- (イ) 建築場所付近の見取図（第2号様式）
- (ウ) 公害防止対策指導書（第3号様式）正1部・副2部
- (エ) 指導事項遵守誓約書（第4号様式）

オ 実施開始年月日 昭和61年8月1日

カ 提出先 那覇市環境部環境保全課 TEL 098-951-3229

表 10-1 令和2年度建築に伴う公害防止指導受付件数

単位：件

用途地域 建築物等の用途	住居専用地域	左記以外	合 計
長屋	14	1	15
住宅兼店舗	0	1	1
住宅兼事務所	1	1	2
共同住宅	72	29	101
共同住宅兼店舗	9	3	12
共同住宅兼事務所	2	6	8
店舗	12	12	24
事務所	2	2	4
事務所兼店舗	0	0	0
車庫	1	2	3
作業場・工場	1	0	1
倉庫	3	2	5
ホテル・旅館	0	8	8
病院	1	0	1
保育所	0	0	0
その他	19	15	34
合 計	137	82	219

第11章 墓地行政

- | | | |
|----------------------|-------|-----|
| 1 那覇市識名霊園の維持管理業務 | | 150 |
| 2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務 | | 151 |

(概要)

本市では、人口増加や世帯分化の影響により個人墓地（主に家族墓）が急増し、至るところにお墓が造られてきました。また、「墓地・埋葬等に関する法律」が十分に周知されていないことから、無許可の墓地が多く、無秩序な墓地の立地が進み、墓地と住宅地が混在する市街地が増えています。

このような行政課題への対応として、快適な住環境の保全と計画的な墓地行政を行うため、平成21年度に学識経験者、市民、関係機関で構成された委員会を設置し、那覇市墓地等に関する基本方針の作成を行いました。

平成24年度に解体した北納骨堂跡地に那覇市民共同墓を建設し、平成26年度より供用開始しました。

また、平成24年4月1日より、「墓地等の経営許可、許可の取消その他監督権限」が県知事から市長へ権限移譲されたため、当該業務を開始しています。

1 那覇市識名霊園の維持管理業務

昭和31年に識名、繁多川、真地一帯の高台35.0haが墓苑として都市計画決定され、その内3.92haを那覇市識名霊園として整備しました。

那覇市識名霊園内墓地区画、南納骨堂、及び那覇市民共同墓の概要については、表11-1のとおりです。

環境保全課では同霊園内施設の維持管理と使用許可を行っています。なお、南納骨堂は老朽化に伴い令和3年5月末で閉鎖となります。

表11-1 識名霊園施設一覧

種別	施設名称	面積(m ²)	墓地・部屋数	所在地	使用料	築造年度
墓地	A地区	7,339.14	480	識名2-448	49,600円/m ²	昭和44年
	B地区	983.4	65	真地446	〃	昭和54年
	C地区	1,789.9	140	繁多川5-240-1	〃	昭和57年
	D地区	427.39	23	繁多川5-240-1	〃	昭和60年
	E地区	796.68	31	繁多川5-240-1	〃	昭和43年
	計	11,336.51	739			
納骨堂	那覇市民共同墓 (参拝室)	915.64	4,424 (2)	繁多川5-21-24	25,000円～ (500円/時間)	平成26年
	南納骨堂	598	2,240	識名2-448	施設閉鎖に伴い、平成28年6月より月単価×使用期間（最長令和3年3月31日まで）で徴収。 1・2段目 315円/月 3段目 297円/月 4段目 280円/月	昭和47年
	計	1,513.64	6,664(2)			
事務所	識名霊園管理事務所	177.31	1	繁多川5-21-24		平成26年
合計				13,027.46m ²		

(令和3年4月1日現在)

2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とするものであり、主な業務（実績）は下表（11-2、11-3）のとおりです。

表11-2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

(単位：件)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
① 墓地経営許可に伴う意見書の交付 平成24年度より墓地経営許可証の交付	43	49	64	44	84
② 法第9条に該当する死亡人葬祭業務	1	4	7	5	6
③ 無縁遺骨等の改葬許可	4	1	1	21	43
④ 無縁遺骨収容 (保護課等からの依頼による)	28	31	27	24	24
⑤ 無縁遺骨返還	3	6	5	4	3
合 計	79	91	104	98	160

- ① 個人墓の建設申請に対する許可証交付件数
- ② 引取り手のいない死亡人の葬祭件数
- ③ 工事現場等から発見された不明（無縁）遺骨を埋蔵させるための許可証交付件数
- ④ 火葬後、引取り手がいたため、無縁遺骨仮安置所へ収容した件数
- 【無縁遺骨仮安置所慰靈祭（年1回8月頃に実施）：令和2年度はコロナ禍のため令和2年12月16日に実施】
- ⑤ 仮安置されていたお骨の身内による引取り件数：3件

表 11-3 いなんせ斎苑の火葬件数

(単位：件)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
死 体	4,364 (2,306)	4,103 (2,445)	4,014 (2,353)	4,305 (2,523)	4,401 (2,575)
改 葬	214 (115)	265 (184)	217 (130)	283 (167)	397 (283)
肢 体	40 (26)	34 (24)	52 (34)	44 (29)	53 (36)
戦没者遺骨	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計	4,618 (2,447)	4,402 (2,653)	4,283 (2,517)	4,632 (2,719)	4,851 (2,894)

※ いなんせ斎苑は、那覇市と浦添市で建設した火葬場で、南部広域市町村圏事務組合が管理運営を行っています。

※ () 内は那覇市の件数

※ 浦添市と那覇市の死亡者の火葬総件数（死体）、お骨の移動に伴い状況の悪いお骨や土葬されたお骨の火葬総件数（改葬）、壊死・事故等により切断された体の一部の火葬総件数（肢体）



第12章 廃棄物

1 概要	154
2 ごみ処理の基本方針	155
3 令和2年度一般廃棄物処理実施計画	155
(1) 基本方針（4Rの推進）	
(2) ごみの減量・資源化計画	
4 今後の展開及び課題等	158
(1) ごみの発生抑制・排出の抑制	
(2) 資源化物の分別の徹底	
(3) 資源化物の持ち去り対策	
(4) 収集・運搬	
(5) ごみ処理施設	
(6) 不法投棄ごみ対策	
(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応	
(8) 在宅医療廃棄物への対応	
(9) 災害ごみへの対策	
(10) 産業廃棄物への対応	
5 ごみ処理等状況	160
(1) 形態別ごみ収集状況	
(2) ごみ種別、処理状況	
(3) 年度別、月別ごみ搬入状況	
(4) 一日あたりのごみ総処理量と一人一日あたりのごみ量（総排出量、排出量）の推移	
(5) ごみ総排出量・事業系ごみ量状況	
(6) ごみ質試験成績	
(7) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況（放流水量）	
6 分析測定結果	167
(1) 一般廃棄物中間処理施設（ダイオキシン類・ばい煙濃度）	
(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設（処理水の水質）	
(3) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（ダイオキシン類）	
(4) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（処理水の水質）	
7 し尿処理状況	171
(1) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の状況	
(2) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移	
8 産業廃棄物対策事業	172
(1) 概要	
(2) 中核市移行に伴い移管された事務	
(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況	
(4) 許可等の実施状況	
(5) 立入調査の実施状況	

1 概 要

本市の年間ごみ総処理量は令和2年度実績で100,385tです。その内、家庭系ごみは71,575t(71.3%)、事業系ごみは28,810t(28.7%)です。形態別ごみ量では、可燃ごみ81,742t(81.4%)、不燃・危険ごみ2,654t(2.6%)、粗大ごみ2,097t(2.1%)、適正処理困難物239t(0.2%)、資源ごみ13,653t(13.6%)となっています。

ごみの減量化及び適正処理に向けた施策の経過としては、平成3年2月、ごみ減量・資源化実行計画を策定し、同年をごみ減量元年と位置づけ、集団回収団体の育成をはじめ、クリーン指導員制度を導入し、ごみ問題三者連絡協議会を設置しました。また、平成4年度には資源ごみの拠点回収を開始し、平成5年度には「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を制定しました。平成7年度にはリサイクルプラザの完成とともに、ごみの5種類分別を開始しています。

5種類分別実施後、ごみの減量・資源化に1割程度の効果が見られましたが、その後は横這いの状態が続き、依然として可燃ごみ全量の独自処理体制が確保できない状況にありました。

このため平成11年10月には、より一層のごみ減量・資源化を図るため、「那覇市ごみ減量・資源化実行計画」を策定し、各種施策を展開してきました。

計画に基づく重点施策として、平成12年10月から門口収集を開始し、平成14年4月から家庭ごみの有料化を実施するとともに、平成15年4月から容器包装リサイクル法に基づきペットボトルの資源化を実施しています。

平成17年12月より那覇・南風原クリーンセンターの試運転開始に伴い、廃プラスチック、ゴム、皮革製品などを燃やすごみに移行するとともに、家庭などから排出される草木を資源化物として位置づけ、無料定期収集を開始し、これまで混合収集していた、かん・びん・ペットボトルを単品収集することにより、それぞれの資源化率の向上に努めています。

平成28年4月より一般家庭から排出されるスプリング入りマットレス及びソファーの収集運搬等を開始し、スプリングを除いた選別残渣を那覇・南風原クリーンセンターへ搬入しています。

事業系ごみについては、ごみ減量・資源化施策の一環として事業系一般廃棄物処理手数料の定期的な見直し及び改定を実施しています。

環境施設は、平成18年4月に一般廃棄物中間処理施設「那覇・南風原クリーンセンター」が本格稼動し、平成19年4月に新一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」、平成19年7月に還元施設「環境の杜ふれあい」、平成23年4月に資源化施設「エコマール那覇リサイクル棟」が供用開始されたことにより整備体制が構築されました。また、リサイクルプラザは平成23年4月より「エコマール那覇プラザ棟」へ名称を変え、啓発施設として本稼働し、更なるごみ減量・資源化の推進に取り組んでいます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、許可業者による収集運搬体制をとり、平成16年4月までは市の中継層で破碎・一時貯留した後、委託投入船により喜屋武岬沖南方52海里(北緯25度15分、東經127度22分)に海洋投入処分をしていました。平成16年5月から海洋投入処分をやめ、倉浜衛生施設組合(宜野湾市水苑)へ陸上処理を委託しました。

平成18年度から「那覇市し尿等下水道放流施設」の整備を開始し、平成20年4月から供用開始されたことに伴い本市のし尿及び浄化槽汚泥は当施設へ投入し、希釀処理等を施した後、公共下水道へ放流することで適正に処理しています。

令和2年度における年間し尿等収集量は、4,683k1(し尿 1,553k1、浄化槽汚泥 3,130k1)となっており、年々減少する傾向にあります。

また、平成25年4月から中核市移行に伴い沖縄県から委譲された産業廃棄物、自動車リサイク

ル法、建設リサイクル法及びPCB特別措置法に関する業務等については、業務の向上を図り、ごみの減量、再利用の推進及び適正処理の確保のため、排出事業者及び処理業許可業者等への指導等を行っています。

※個別のごみ量と合計の量は、端数処理の関係で一致しない場合もあります。

2 ごみ処理の基本方針

- (1) 市・市民・事業者で実現する資源循環型都市づくりの推進
- (2) 発生抑制の最優先と再利用の徹底を図るシステムの構築
- (3) 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3 令和2年度一般廃棄物処理実施計画

本市は、令和2年度一般廃棄物処理実施計画において、次のとおりごみの発生・排出抑制計画（減量化計画）を定めています。

(1) 基本方針（4Rの推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である4R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生を利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行います。

① 広報・啓発

5月30日（ごみゼロの日）と関連付けて、ごみの減量・資源化を中心とした環境に関する広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び4Rの周知を図ります。

② 4R推進コンクール・環境絵日記コンテスト

ごみの減量及び資源化について考え、4Rを主体的に実践してもらうことを目的として、市内の小・中学生を対象としたコンクール等を実施します。

また、コンクール等に応募し提出された作品を一般市民に展示・公開し、あわせてごみ減量・資源化をテーマとした啓発イベントを行うことで、4Rの周知・推進を図ります。

③ エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業

エコマール那覇プラザ棟を拠点に市民団体と協働して啓発事業を実施し、市民のごみ問題への意識の高揚と4Rの推進により、積極的なごみ減量・資源化に取り組みます。

④ 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校4年生を対象として、総合学習の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより4Rの推進の理解を深め、ごみ減量・資源化に対する意識啓発を図ります。

⑤ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に向けた啓発として以下の取組みを行います。

ア 「食べきり」をテーマとした子ども向けの紙芝居を作成し、生活における食品ロス削減の一助となるよう、市内の教育・保育施設へ配布します。

イ 事業系食品ロス削減に向けた食べきりに関する啓発資料として、「味わい・食べきり心得帳」を作成し、大規模事業所等へ配布します。

(2) ごみの減量・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6区分14種類分別（燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶、びん、ペットボトル、古紙、古布、草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池・廃スプリング入り製品）とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとします。

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別を促進し、ごみ減量の推進を図ります。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発、また、生ごみ処理機器の購入支援による減量及び資源化の推進を図ります。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図ります。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第20条及び同規則第2条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進します。

適正処理困難物のうち、廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファー等（以下「廃スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とします。

カ 抱点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、抱点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図ります。

キ 店頭回収の推進

食品トレー等は、店頭回収しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収抱点をPRし、販売事業者による資源化を促進します。

ク 広報・啓発

(ア) 市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細なパンフレット等も配付します。

(イ) 市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目がごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとします。

- a 特定家庭用機器再生商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）

b 廃パソコン

c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等

(ウ) 宅配回収について

使用済小型電子機器類等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づく認定事業者であるリネットジャパン株式会社(認定第24号)が実施する小型家電の自宅からの宅配回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図ります。

ケ リフォームごみについて

日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等については、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行います。

コ 地域清掃について

自治会、ボランティア団体、NPO 等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施します。

サ 草木の例外処理について

台風・大雨等により一時期に大量に発生したため処理が困難となった草木、異物混入等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行います。

② 事業系ごみ

ア ごみの分別

事業所ごみは、法第2条第2項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2区分5種類分別（燃やすごみ（資源化できない紙類・生ごみ（以下「食品残渣」という。）・木製品）、資源化物（古紙・草木））とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、びん、ペットボトルは資源化物として分別し排出することができるものとします。

イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙（機密文書及び雑がみを含む）は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止します。

ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止します。

エ 食品残渣の発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、外食事業者を対象とした「食べきり協力店登録制度」を導入し、登録事業者の協力を得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施します。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い資源化の促進を図ります。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進します。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的に実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図ります。

キ 資源化物処理ルートの拡充

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、品目限定許可の拡充を図り、ごみの減量・資源化を推進します。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」(チラシ)を作成し、各事業所への配布を行います。

ケ リフォームごみについて

自ら事業所をリフォームする際に発生した建築廃材等については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行います。

コ 事業所から排出される缶・びん・ペットボトルの排出区分の適正化事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第2条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止します。

4 今後の展開及び課題等

(1) ごみの発生抑制・排出の抑制

持続可能な循環型社会の構築を進める上で、ごみ減量・資源化施策を展開するためには、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムによるライフスタイルや、「リサイクルするからごみを捨ててもかまわない」という考え方を改め、「いかにごみの発生を抑制するか」を第一に考え、4つの基本理念、4R運動（リユース・リデュース・リユース・リサイクル）を基調とした取り組みを市民・事業者・行政が協働して今後とも継続して推進していく必要があります。

(2) 資源化物の分別の徹底

資源化物が確実にリサイクルされ有効に利用されるためには、分別排出の徹底が不可欠です。市民及び事業者のごみ出しモラル向上のため、広報・啓発活動を積極的に行う必要があります。

(3) 資源化物の持ち去り対策

本市では平成20年度に条例で、資源化物の無断持去りを禁止し、職員でパトロールを行い、啓発、指導、勧告・命令・過料を行っています。また、家庭から排出された資源化物が行政回収前に持ち去られてしまうことを防止するため、平成26年度より「資源化物持去り防止拠点回収事業」を開始しています。

(4) 収集・運搬

収集・運搬の課題としては、危険ごみの混入防止対策として排出段階での分別の徹底を図ることの他、さらなるごみの減量・資源化を推進するため、段階的に分別収集区分の見直しを実施していくこと等があります。また、多様化する市民ニーズへ対応できるシステムの整備や、環境に配慮した収集運搬体制の整備も必要です。

(5) ごみ処理施設

那覇市は南風原町と共同で一部事務組合を組織し、那覇・南風原クリーンセンターにおいて一般廃棄物の中間処理を行っています。本施設は一般廃棄物を適正に処理するとともに、施設の特徴として、①環境を考える学習の場、②万全の環境対策、③資源化物の再利用、④最終処分量の削減、⑤県内最大の廃棄物発電施設を備えています。今後は長期的に緻密な計画管理を行うことにより、施設の長寿命化・延命化を図る必要があります。

(6) 不法投棄ごみ対策

適正処理の妨げとなる不法投棄への防止対策として、巡回・監視活動、市民への啓発活動、投棄者への指導等を行っていますが、民有地へ投棄されるなど、対応が難しい場合があり改善策を講じる必要があります。

(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応

収集運搬、破碎・焼却処理及び最終処分に困難をきたすものや作業上の危険性や困難性をもつものなどを適正処理困難一般廃棄物に指定しており、今後は、拡大生産者責任の趣旨を踏まえ、事業者と行政が連携して回収ルートの整備に取り組む必要があります。

(8) 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療の進展に伴い、家庭から排出される医療用廃棄物も増加することが予想され、在宅医療廃棄物の取扱いを明確にし、安全な適正処理が行える体制を整備する必要があります。

(9) 災害ごみへの対策

台風、水害、災害等大規模な災害発生時に排出される多量の一般廃棄物を速やかに、かつ円滑に処理する体制の確保が必要です。

(10) 産業廃棄物への対応

中核市移行に伴い県から移譲された産業廃棄物業務等については、一般廃棄物と同様資源循環型社会の実現に向けてごみ減量・再資源化を推進するため、その処理に関わる排出事業者、産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル関連業者等に対して、監視及び指導を強化していく必要があります。

5 ごみ処理等状況

(1) 形態別ごみ収集状況

本市は、収集運搬計画において収集主体を直営、委託業者、許可業者、直接持込に区分しています。表 12-1 に形態別ごみ収集状況を示します。

表 12-1 形態別ごみ収集状況 (単位 : t)

形態 \ 年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	搬入量	構成比								
直営	9,223	9.0%	9,136	8.9%	9,458	9.0%	9,451	9.0%	10,210	10.2%
委託	43,054	42.2%	42,802	41.7%	43,834	41.7%	44,556	42.4%	48,307	48.1%
許可	47,192	46.2%	47,748	46.5%	48,458	46.1%	47,516	45.2%	37,692	37.5%
直接持込	2,653	2.6%	2,905	2.8%	3,325	3.2%	3,592	3.4%	4,177	4.2%
合 計	102,122	100.0%	102,591	100.0%	105,075	100.0%	105,113	100.0%	100,386	100.0%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。

※「許可」は、事業系ごみと家庭系ごみの混合値となっています。

※「直接持込」は、家庭系ごみと事業系ごみの合算値となっています。

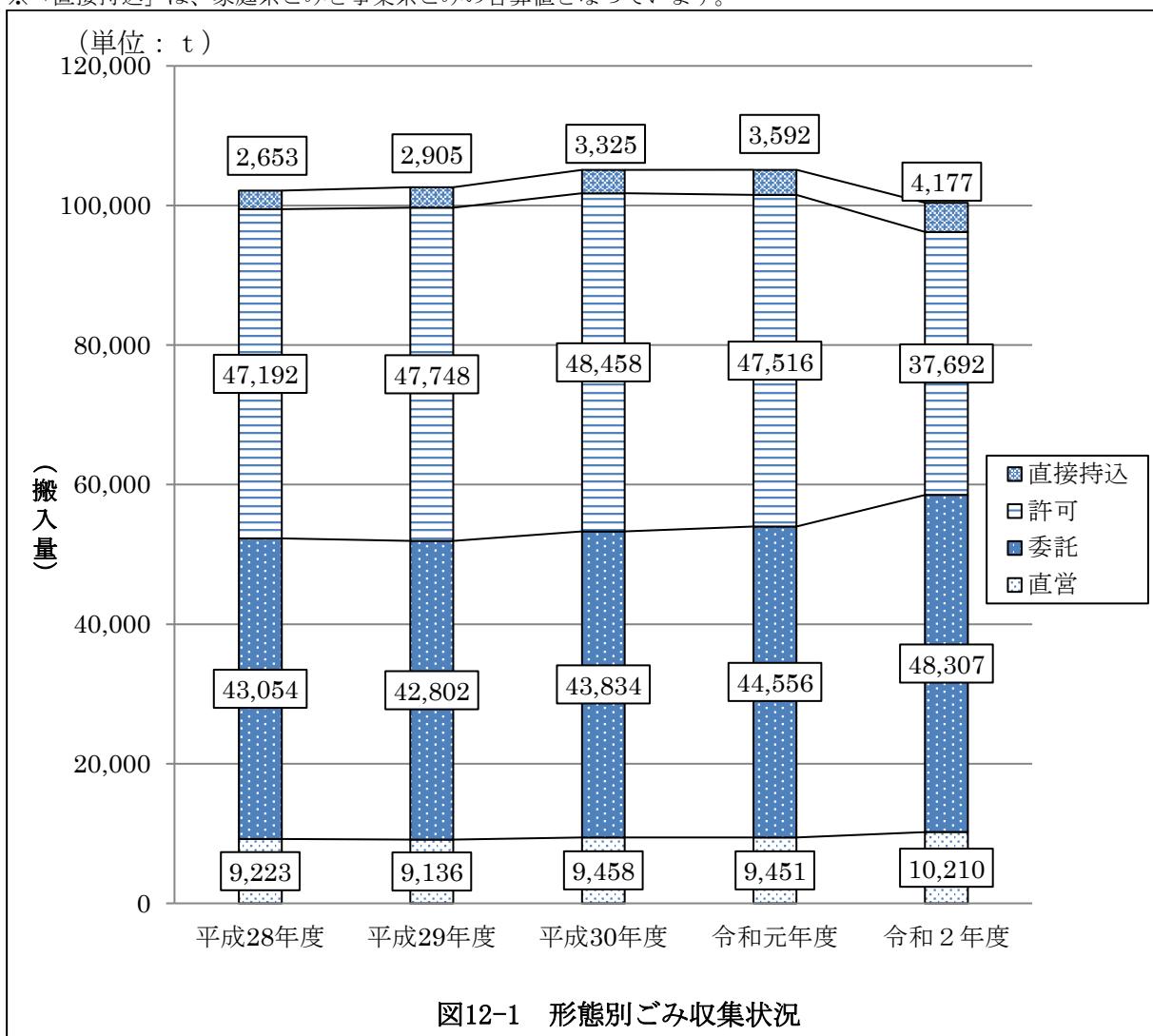


図12-1 形態別ごみ収集状況

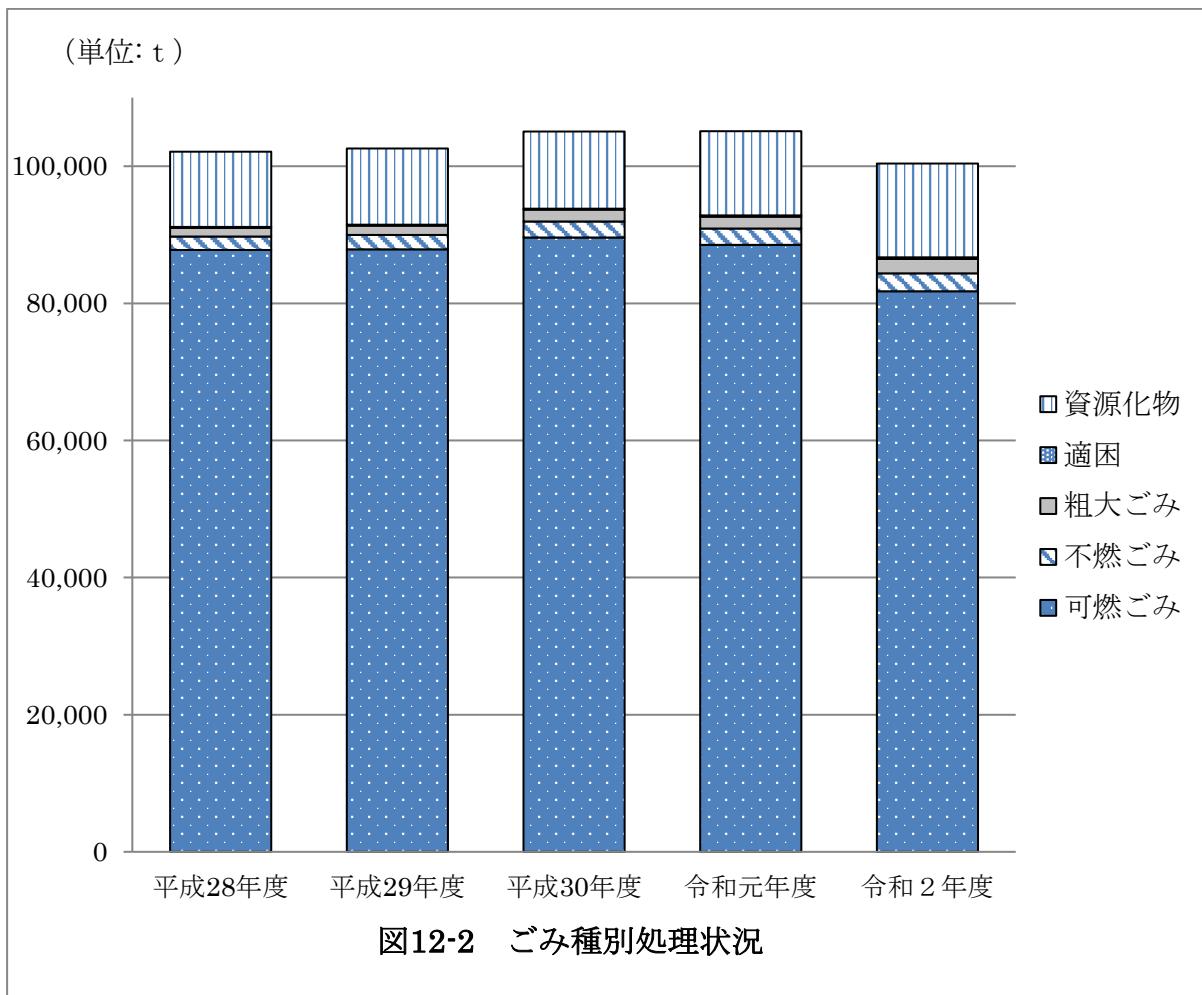
(2) ごみ種別、処理状況

表 12-2 にごみ種別ごとの処理状況を示します。

表 12-2 ごみ種別ごとの処理状況 (単位: t)

種別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
可燃ごみ	87,779	1.2%	87,903	0.1%	89,601	1.9%	88,513	△ 1.2%	81,742	△ 7.6%
不燃ごみ	1,948	2.9%	2,093	7.4%	2,346	12.1%	2,385	1.7%	2,654	11.3%
粗大ごみ	1,296	1.7%	1,361	5.0%	1,716	26.1%	1,725	0.5%	2,097	21.6%
適困	117	—	142	21.4%	164	15.5%	213	30.0%	239	12.1%
資源化物	10,982	6.5%	11,093	1.0%	11,249	1.4%	12,277	9.1%	13,653	11.2%
合計	102,122	1.8%	102,592	0.5%	105,076	2.4%	105,114	0.0%	100,385	△ 4.5%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。



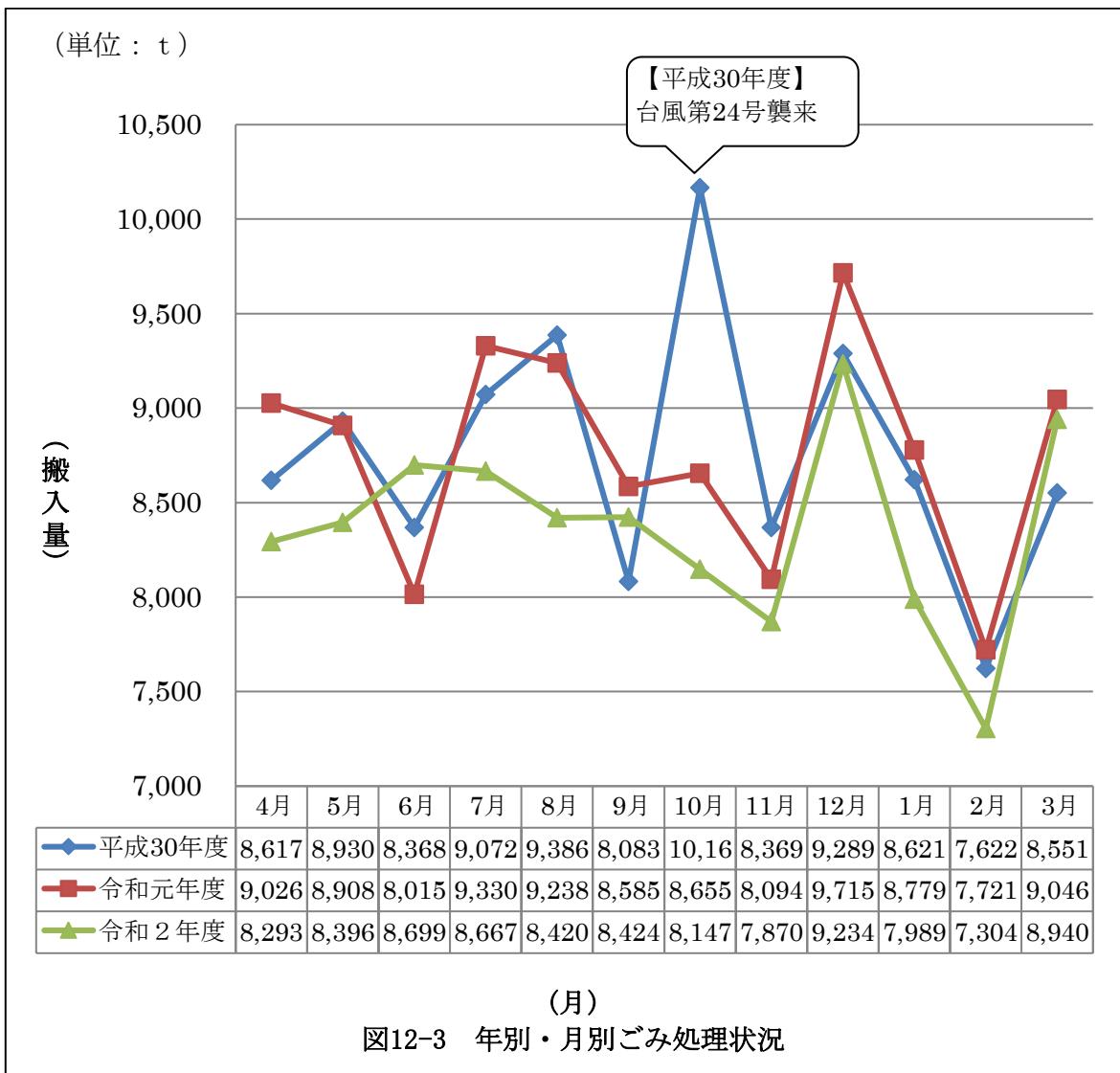
(3) 年度別、月別ごみ搬入状況

表 12-3 に、年度別・月別のごみ搬入状況（処理量の推移）を示します。

表 12-3 年度別・月別ごみ搬入状況 (単位: t)

年度 月	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
4月	8,516	2.9%	8,104	△ 4.8%	8,617	6.3%	9,026	4.7%	8,293	△ 8.1%
5月	8,859	9.1%	8,995	1.5%	8,930	△ 0.7%	8,908	△ 0.2%	8,396	△ 5.8%
6月	8,233	△ 2.8%	8,478	3.0%	8,368	△ 1.3%	8,015	△ 4.2%	8,699	8.5%
7月	8,416	△ 3.5%	8,776	4.3%	9,072	3.4%	9,330	2.8%	8,667	△ 7.1%
8月	9,338	11.5%	8,933	△ 4.3%	9,386	5.1%	9,238	△ 1.6%	8,420	△ 8.9%
9月	8,497	0.8%	8,582	1.0%	8,083	△ 5.8%	8,585	6.2%	8,424	△ 1.9%
10月	8,470	4.0%	8,758	3.4%	10,167	16.1%	8,655	△ 14.9%	8,147	△ 5.9%
11月	8,048	1.6%	8,208	2.0%	8,369	2.0%	8,094	△ 3.3%	7,870	△ 2.8%
12月	9,288	△ 0.5%	8,996	△ 3.1%	9,289	3.3%	9,715	4.6%	9,234	△ 5.0%
1月	8,690	7.5%	8,543	△ 1.7%	8,621	0.9%	8,779	1.8%	7,989	△ 9.0%
2月	7,267	△ 6.6%	7,349	1.1%	7,622	3.7%	7,721	1.3%	7,304	△ 5.4%
3月	8,502	△ 1.8%	8,868	4.3%	8,551	△ 3.6%	9,046	5.8%	8,940	△ 1.2%
合計	102,122	1.8%	102,590	0.5%	105,076	2.4%	105,113	0.0%	100,383	△ 4.5%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。



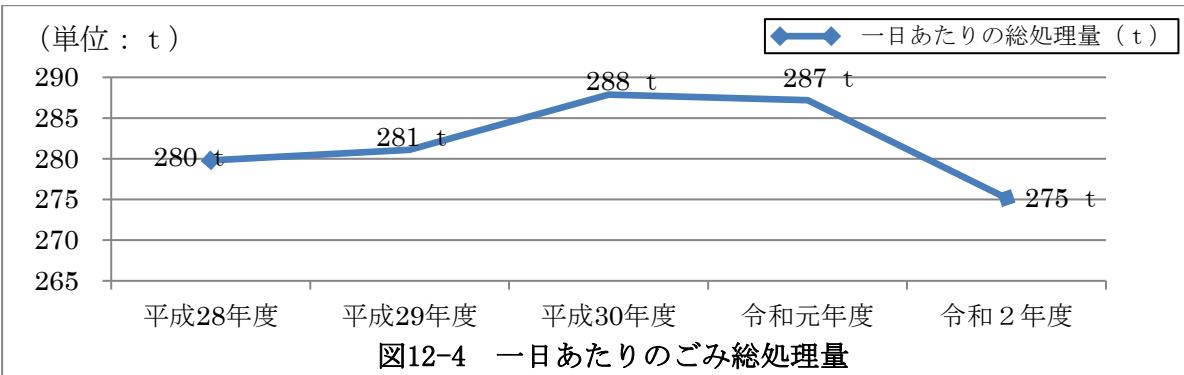
(4) 一日あたりのごみ総処理量と一人一日あたりのごみ量（総排出量、排出量）の推移

ア 一日あたりのごみ総処理量

表 12-4 に、一日あたりのごみ総処理量の推移を示します。

表 12-4 一日あたりのごみ総処理量 (単位: t / 日)

年度 種別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
ごみ総処理量	280	2.1%	281	0.5%	288	2.4%	287	△ 0.2%	275	△ 4.2%



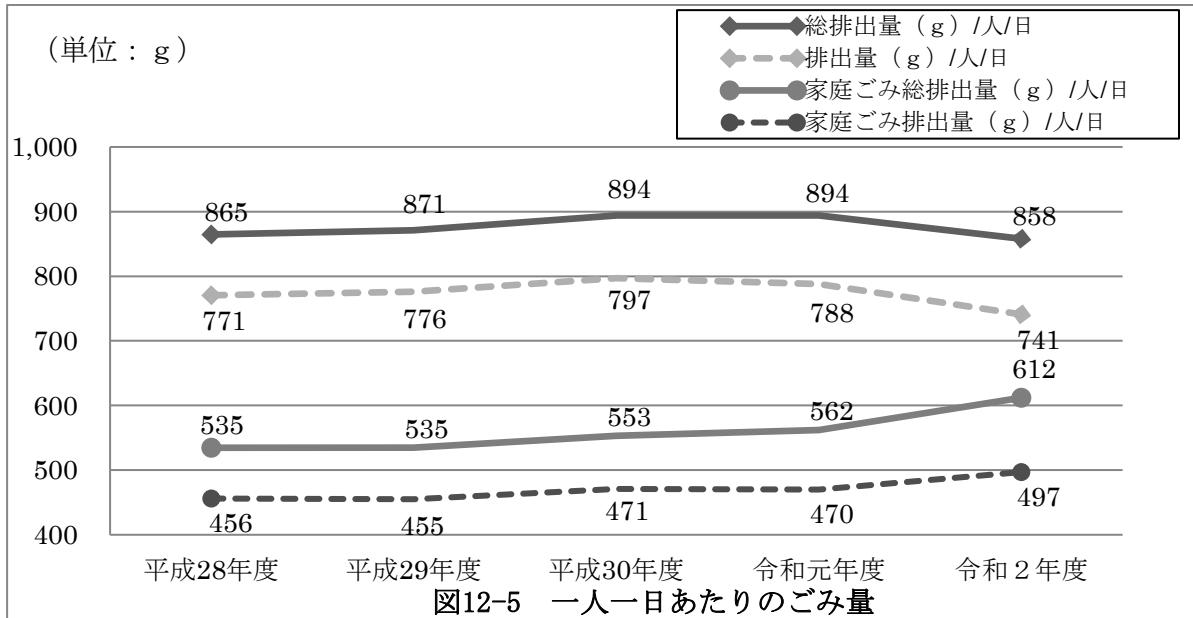
イ 一人一日あたりのごみ量（総排出量、排出量）

表 12-5 に、ごみ総量と家庭ごみの種別ごとに一人一日あたりのごみ量（総排出量・排出量）の推移を示します。

表 12-5 一人一日あたりのごみ量 (単位: g / 人 / 日)

年度 種別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
総排出量	865	2.0%	871	0.7%	894	2.6%	894	0.0%	858	△ 4.0%
排出量(資源除く)	771	1.4%	776	0.7%	797	2.7%	788	△ 1.1%	741	△ 6.0%
家庭ごみ総排出量	535	1.1%	535	0.1%	553	3.4%	562	1.6%	612	8.9%
家庭ごみ排出量	456	0.1%	455	△ 0.2%	471	3.5%	470	△ 0.2%	497	5.7%

※人口は、9月末日（外国人を含む）を使用しています。



(5) ごみ総排出量・事業系ごみ量状況

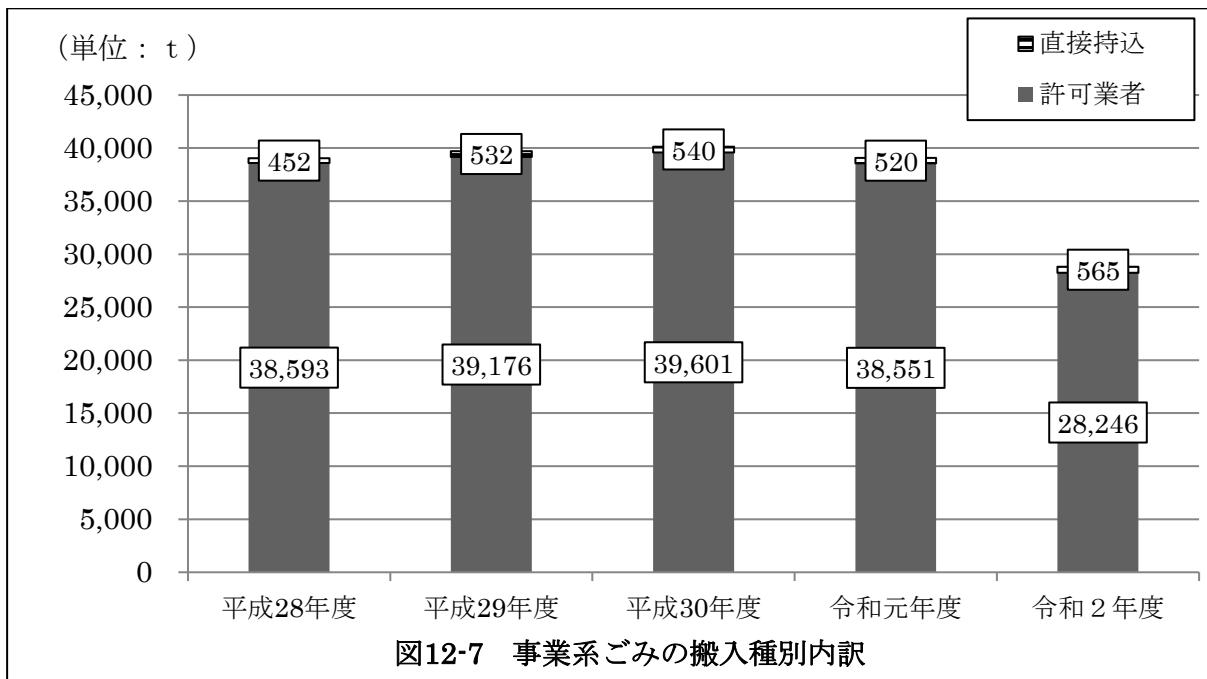
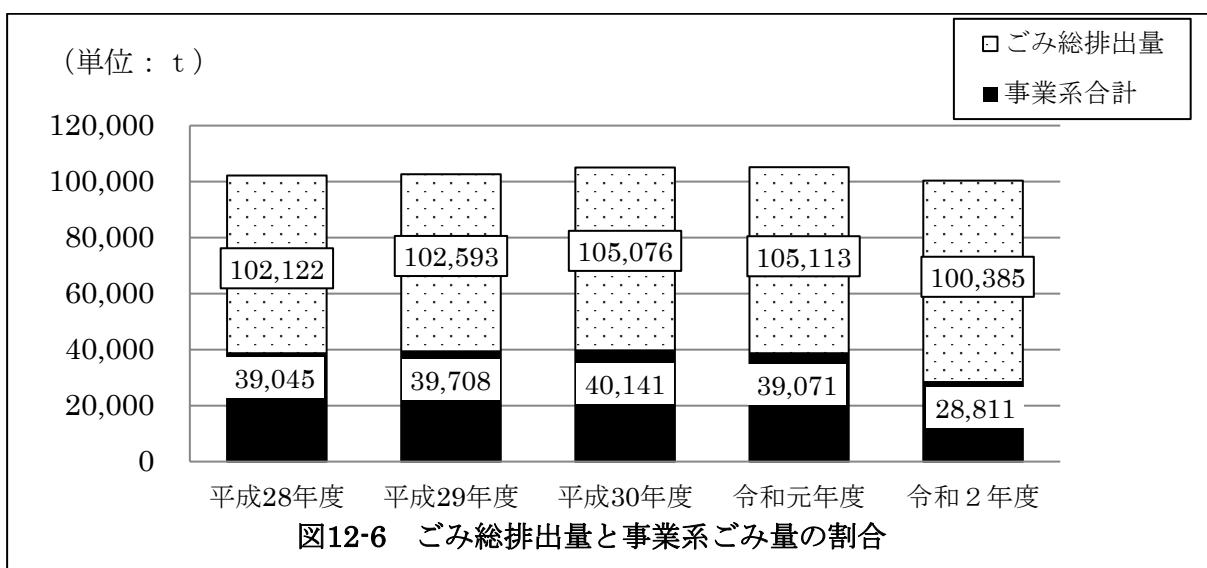
表 12-6、図 12-6 及び図 12-7 に、全体ごみと事業系ごみの状況について示します。

表 12-6 ごみ総排出量・事業系ごみ量状況 (単位: t)

種別 年度	事業系ごみ						ごみ総排出量	
	許可業者		直接持込		事業系合計			
	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減		
平成28年度	38,593	3.2%	452	32.9%	39,045	3.5%	102,122	
平成29年度	39,176	1.5%	532	17.7%	39,708	1.7%	102,593	
平成30年度	39,601	1.1%	540	1.5%	40,141	1.1%	105,076	
令和元年度	38,551	△ 2.7%	520	△ 3.7%	39,071	△ 2.7%	105,113	
令和2年度	28,246	△ 26.7%	565	8.7%	28,811	△ 26.3%	100,385	

※許可業者の事業系ごみ量は、推計家庭ごみ量を控除後の推計値で算出しています。

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。



(6) ごみ質試験成績

令和2年度に調査を実施した「燃やすごみのごみ質試験（乾ベース）」の結果を、表12-7及び図12-8に示します。

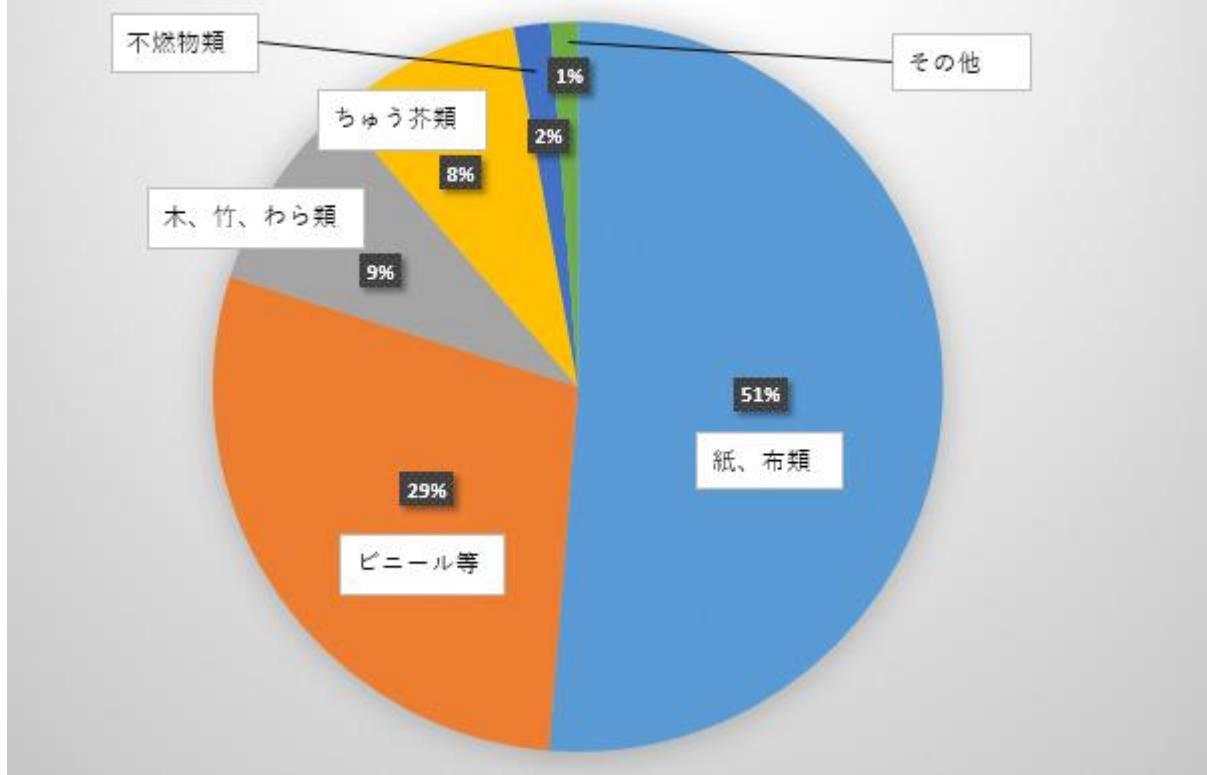
表12-7 燃やすごみのごみ質試験成績

試験項目		R2.4.9	R2.5	R2.6.4	R2.7.2	R2.8	R2.9.8	R2.10.6	R2.11.4	R2.12.3	R3.1.6	R3.2.4	R3.3.4	平均
種類と組成	紙、布類	53%		53%	53%		44%	41%	51%	59%	50%	54%	54%	51%
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	28%		35%	27%		26%	27%	31%	30%	27%	24%	35%	29%
	木、竹、わら類	11%		8%	5%		18%	12%	10%	10%	14%	4%	2%	9%
	ちゅう芥類	9%		6%	13%		4%	18%	5%	1%	8%	15%	7%	9%
	不燃物類	1%		1%	2%		4%	3%	1%	0%	1%	3%	2%	2%
	その他	0%		2%	0%		4%	1%	3%	0%	0%	0%	0%	1%
単位容積重量kg/m ³		110		163	155		128	151	144	105	166	148	125	140%
成 分	水 分	35%		48%	42%		48%	44%	40%	32%	43%	51%	40%	42%
	灰 分	6%		6%	8%		6%	8%	6%	6%	6%	7%	6%	6%
	可燃物	59%		48%	50%		46%	49%	54%	61%	51%	43%	54%	51%
低位発熱量（実績値）kcal/kg		2,900		2,090	2,400		2,040	2,210	2,580	3,040	2,230	1,890	2,990	2,377
低位発熱量（実績値）kj/kg		12,134		8,745	10,042		8,535	9,247	10,795	12,719	9,330	7,908	10,000	9,945

※5月と8月は新型コロナウィルスの影響により未測定

※小数点以下は四捨五入

図12-8 令和2年度燃やすごみのごみ質試験成績（年度平均）



(7) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況（放流水量）

表 12-8 及び図 12-9 に、(旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況（放流水量の推移）を示します。

表 12-8 (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況

浸出水処理施設放流水量経年比較					
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
4月	12,760.1m ³	3,326.0m ³	4,056.0m ³	6,783.2m ³	5,673.0m ³
5月	12,751.8m ³	6,415.0m ³	4,044.0m ³	8,051.6m ³	12,139.0m ³
6月	9,985.4m ³	8,300.0m ³	5,515.0m ³	8,422.6m ³	22,324.0m ³
7月	10,061.8m ³	10,140.0m ³	13,121.2m ³	23,678.4m ³	20,752.0m ³
8月	9,288.8m ³	5,349.0m ³	12,194.4m ³	26,057.0m ³	14,316.0m ³
9月	9,731.2m ³	4,028.0m ³	10,019.9m ³	14,602.0m ³	19,305.0m ³
10月	9,019.8m ³	5,195.0m ³	14,052.2m ³	16,776.0m ³	17,144.0m ³
11月	2,985.0m ³	5,125.0m ³	12,716.0m ³	11,486.0m ³	13,654.0m ³
12月	2,189.0m ³	3,993.0m ³	12,531.7m ³	7,414.0m ³	8,559.0m ³
1月	1,727.0m ³	3,237.0m ³	9,623.9m ³	6,918.0m ³	11,449.0m ³
2月	1,400.0m ³	2,959.0m ³	6,052.3m ³	5,157.0m ³	13,230.0m ³
3月	1,663.0m ³	3,908.0m ³	9,034.5m ³	4,550.0m ³	11,405.0m ³
合計	83,562.9m ³	61,975.0m ³	112,961.1m ³	139,895.8m ³	169,950.0m ³
平均	6,963.6m ³	5,164.6m ³	9,413.4m ³	11,658.0m ³	59,328.6m ³
最大	12,760.1m ³	10,140.0m ³	14,052.2m ³	26,057.0m ³	22,324.0m ³
最小	1,400.0m ³	2,959.0m ³	4,044.0m ³	4,550.0m ³	5,673.0m ³

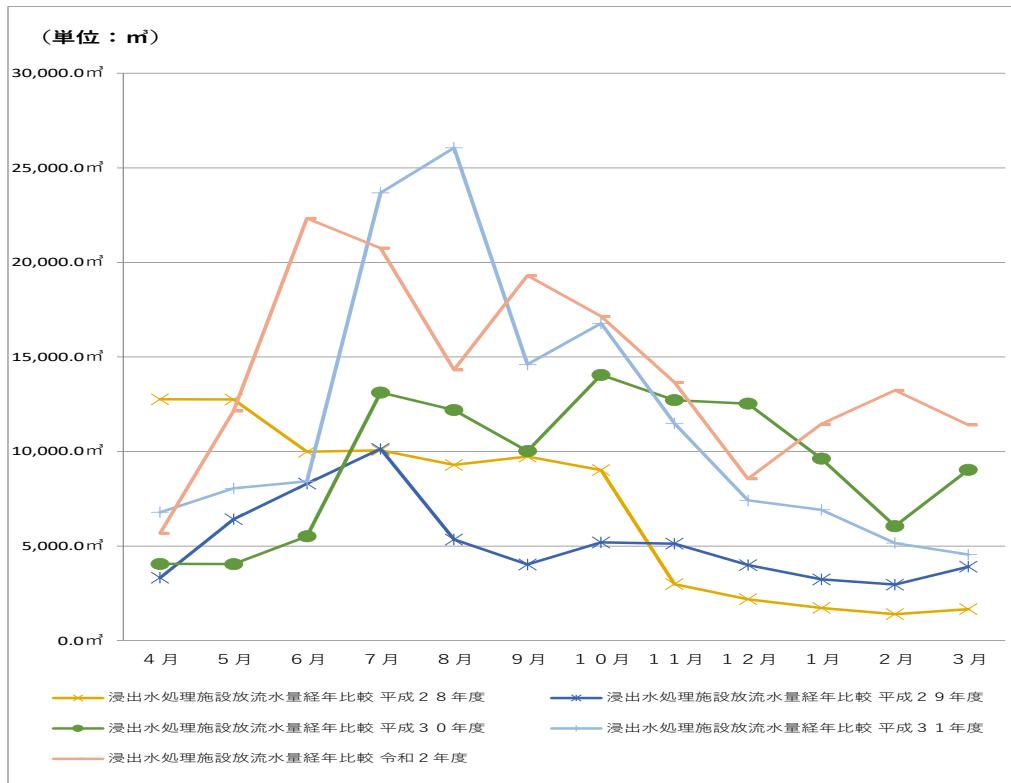


図12-9 浸出水処理施設放流水量（経年比較）

6 分析測定結果

(1) 一般廃棄物中間処理施設 (ダイオキシン類・ばい煙濃度)

一般廃棄物中間処理施設（那覇・南風原クリーンセンター）のダイオキシン類・ばい煙濃度測定結果を示します。

ダイオキシン類の濃度(表12-9 焼却1号炉)

排ガスを採取した位置	触媒反応塔出口	煙突中間部測定孔	管理規制値	法令等規制値
排ガスを採取した年月日	令和2年7月28日	令和2年7月28日		
測定の結果(nng-TEQ/m³N)	0.00018	0.00055	0.1	0.1

※測定結果は酸素濃度12%の換算値

ばい煙量又はばい煙濃度(表12-9 焼却1号炉)

排ガスを採取した位置	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔	管理規制値	法令等規制値
排ガスを採取した年月日	令和2年4月22日	令和2年6月22日	令和2年8月19日	令和2年11月20日	令和3年1月18日		
ばいじん濃度(g/m³N)	0.0016	0.0003	0.0005	0.0005	0.0018	0.01	0.04
硫黄酸化物濃度(ppm)	2	6	2	2	2	20	430
塩化水素濃度(ppm)	31	31	35	28	22	50	430
窒素酸化物濃度(ppm)	37	32	38	39	42	50	250

ダイオキシン類の濃度(表12-10 焼却2号炉)

排ガスを採取した位置	触媒反応塔出口	煙突中間部測定孔	管理規制値	法令等規制値
排ガスを採取した年月日	令和3年1月14日	令和3年1月14日		
測定の結果(nng-TEQ/m³N)	0.0064	0.000076	0.1	0.1

※測定結果は酸素濃度12%の換算値

ばい煙量又はばい煙濃度(表12-10 焼却2号炉)

排ガスを採取した位置	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔	管理規制値	法令等規制値
排ガスを採取した年月日	令和3年1月7日	令和3年3月8日		
ばいじん濃度(g/m³N)	<0.0004	0.0007	0.01	0.04
硫黄酸化物濃度(ppm)	2	2	20	430
塩化水素濃度(ppm)	20	16	50	430
窒素酸化物濃度(ppm)	40	40	50	250

ダイオキシン類の濃度(表12-11 焼却3号炉)

排ガスを採取した位置	触媒反応塔出口	煙突中間部測定孔	管理規制値	法令等規制値
排ガスを採取した年月日	令和2年11月19日	令和2年11月19日		
測定の結果(nng-TEQ/m³N)	0.000030	0.00000057	0.1	0.1

※測定結果は酸素濃度12%の換算値

ばい煙量又はばい煙濃度(表12-11 焼却3号炉)

排ガスを採取した位置	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔	煙突中間部測定孔
排ガスを採取した年月日	令和2年5月19日	令和2年7月16日	令和2年9月11日	令和2年11月20日	令和3年2月12日	令和3年3月22日
ばいじん濃度(g/m³N)	<0.0003	<0.0004	0.0016	0.0005	0.0006	<0.0005
硫黄酸化物濃度(ppm)	5	4	3	2	9	5
塩化水素濃度(ppm)	28	29	6	28	21	42
窒素酸化物濃度(ppm)	30	34	33	39	40	41

ダイオキシン類の濃度(表12-12 灰溶融1号炉)

排ガスを採取した位置	触媒反応塔出口	管理規制値	法令等規制値
排ガスを採取した年月日	令和2年12月17日		
測定の結果(nng-TEQ/m³N)	0.011	0.1	5

※測定結果は酸素濃度12%の換算値

ばい煙量又はばい煙濃度(表12-12 灰溶融1号炉)

排ガスを採取した位置	触媒反応塔出口	管理規制値	法令等規制値
排ガスを採取した年月日	令和2年12月17日		
ばいじん濃度(g/m³N)	<0.0020	0.01	0.04
硫黄酸化物濃度(ppm)	<4	20	430
塩化水素濃度(ppm)	<5	50	430
窒素酸化物濃度(ppm)	<22	50	250

↑	↑	管理規制値	法令等規制値
		0.01	0.04
		20	430
		50	430
		50	250

ダイオキシン類の濃度(表12-13 灰溶融2号炉)

排ガスを採取した位置	触媒反応塔出口	管理規制値	法令等規制値
排ガスを採取した年月日	令和2年8月4日		
測定の結果(nng-TEQ/m³N)	0.0000055	0.1	5

※測定結果は酸素濃度12%の換算値

ばい煙量又はばい煙濃度(表12-13 灰溶融2号炉)

排ガスを採取した位置	触媒反応塔出口	管理規制値	法令等規制値
排ガスを採取した年月日	令和2年8月4日		
ばいじん濃度(g/m³N)	<0.0015	0.01	0.04
硫黄酸化物濃度(ppm)	<5	20	430
塩化水素濃度(ppm)	<5	50	430
窒素酸化物濃度(ppm)	42	50	250

(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設（処理水の水質）

令和2年度に調査を実施した、一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」の余水処理施設における処理水の水質測定結果を表12-14に示します。

表12-14 一般廃棄物最終処分場の処理水（水質測定結果）

項目	R2.4.21	R2.5.13	R2.6.11	R2.7.9	R2.8.11	R2.9.10	R2.10.8	R2.11.12	R2.12.10	R3.1.7	R3.2.3	R3.3.8	基準値	備考
水素イオン濃度 pH	7.2	7.0	6.8	7.0	7.0	7.0	7.1	7.1	7.2	7.2	7.1	7.0	6.5-8.5	※1
生物化学的酸素要求量 BOD	1.6	1.4	<0.5	0.6	<0.5	0.7	1.2	0.5	1.2	<0.5	2.6	0.9	30	※1
化学的酸素要求量 COD	12.1	9.6	7.7	7.5	12.9	16.1	16.2	16.1	14.5	18.0	13.9	15.3	30	※1
浮遊物質 SS	1.3	0.7	0.7	0.6	1.1	1.8	1.1	1.0	2.4	1.6	0.9	2.2	10	※2
総窒素 T-N	3.88	4.74	2.97	3.09	5.94	8.35	9.49	8.65	8.04	8.60	8.14	0.91	120	
n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)					<0.5								5	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)					<0.5								30	
フェノール類					<0.5								5	
銅					<0.1								3	
亜鉛					<0.1								2	
溶解性鉄					<0.1								10	
溶解性マンガン					<0.1								10	
総クロム					<0.2								2	
大腸菌群数					不検出								3000	
総燐 T-P					<0.01								16	
アルキル水銀					不検出								検出されないこと	
総水銀					<0.005								0.005	
カドミウム					<0.001								0.03	
鉛					<0.001								0.1	
有機りん					<0.1								1	
六価クロム					<0.005								0.5	
砒素					<0.001								0.1	
シアン					<0.1								1	
PCB					<0.0005								0.003	
トリクロロエチレン					<0.001								0.1	
テトラクロロエチレン					<0.001								0.1	
ジクロロメタン					<0.002								0.2	
四塩化炭素					<0.0002								0.02	
1, 2-ジクロロエタン					<0.0004								0.04	
1, 1-ジクロロエチレン					<0.01								1	
シス-1, 2-ジクロロエチレン					<0.004								0.4	
1, 1, 1-トリクロロエタン					<0.1								3	
1, 1, 2-トリクロロエタン					<0.0006								0.06	
1, 3-ジクロロプロパン					<0.0002								0.02	
チウラム					<0.0006								0.06	
シマジン					<0.0003								0.03	
チオベンカルブ					<0.002								0.2	
ベンゼン					<0.001								0.1	
セレン					<0.001								0.1	
ほう素					0.9								230	
フッ素					<0.1								15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物					0.5								100	
1, 4-ジオキサン					<0.005								0.5	
ダイオキシン類					0.000081								10 <small>単位: pg-TEQ/L</small>	

根拠法令

・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)

- ・ " 第1条第2項第10号
- ・ " 第1条第2項第14号

※1: 水質汚濁防止法に係る上乗せ排出基準(那覇港海域へ放流する場合)

※2: 廃棄物最終処分場の性能に関する指針

第四 廃棄物最終処分場

(1) 性能に関する事項

イ 処理水質の性状

注: 砒素(ヒ素)

(3) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（ダイオキシン類）

表 12-15 及び表 12-16 に、(旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設におけるダイオキシン類の測定結果を示します。

ア (旧)一般廃棄物最終処分場周辺

表 12-15 (旧)一般廃棄物最終処分場周辺のダイオキシン類（測定結果）

検査試料	測定値	基準値	採取年月日	採取時間
地下水-1	0.063 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	R2. 10. 29	10時36分
地下水-2	0.12 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	R2. 10. 29	10時56分
土 壤	12 pg-TEQ/g	1000 pg-TEQ/g	R2. 10. 29	10時10分

イ 浸出水処理施設

表 12-16 浸出水処理施設（原水）のダイオキシン類（測定結果）

検査試料	測定値	基準値	採取年月日	採取時間
原 水	0.013 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L	R2. 10. 29	9時45分

【根拠法令】

※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
(平成 12 年総理府令・厚生省令第 2 号)

※ ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項・第 3 項

(4) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設(処理水の水質)

表 12-17 に、(旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設における処理水の水質測定結果を示します。

表12-17 (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設(原水の水質測定結果) 測定値(mg/L)

項目	測定日時											参考				
	R2.4.28 10:00	R2.5.15 9:57	R2.6.10 10:00	R2.7.22 9:30	R2.8.14 9:35	R2.9.14 10:00	R2.10.29 9:45	R2.11.25 9:50	R2.12.22 9:12	R3.1.18 9:30	R3.2.19 14:45	R3.3.4 13:13	排水基準	沖縄県上乗せ排水基準	最終処分場技術上の基準	
透明度(度)	13	23	9	15	15	16	23	30	18	>30	>30	>30	—	—	—	
水素イオン濃度 pH	8	7.9	7.5	7.9	7.9	7.7	7.7	8	8.1	7.9	8.1	8.0	5.8~8.6	6.5~8.5	5.8~8.6	
水素イオン濃度測定時温度(℃)	24.1	23.9	25.3	25.6	26.7	23.8	24	24.3	21.5	19.7	22.5	23.1	—	—	—	
生物学的酸素要求量(mg/L)	BOD	28.8	< 0.5	9	47	144	44	14.5	122	56.4	73.1	37.1	104	160(日間平均120)	30(日間平均20)	60
化学的酸素消費量(mg/L)	COD _m	74.8	5.9	29.7	30.1	35.3	27.9	56.4	34.1	26.9	27	26.1	29.5	160(日間平均120)	—	90
浮遊物質(mg/L)	SS	27	7	9	5	2	3	3	5	20	4	7	7	200(日間平均70)	90(日間平均70)	60
大腸菌群数(個/cm ³) ^{*1}	DESO	6	100	500	20	1	500	8	14	110	34	4	30	日間平均3000	—	日間平均3000
ノルマルヘキサン抽出物質(mg/L)														—	—	—
餌油類		< 1		< 1		< 1		< 1		< 1		< 1		5	—	5
動植物油脂類		< 1		< 1		< 1		< 1		< 1		< 1		30	—	30
フェノール類(mg/L)		< 0.05		< 0.05		< 0.05		< 0.05		< 0.05		< 0.05		5	—	5
銅(mg/L)	Cu	< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		3	—	3
亜鉛(mg/L)	Zn	< 0.005		< 0.005		< 0.009		< 0.006		0.008		< 0.005		2	—	2
溶解性鉄(mg/L)	S-Fe	< 0.05		0.35		0.32		0.33		0.42		0.26		10	—	10
溶解性マanganese(mg/L)	S-Mn	< 0.05		< 0.05		< 0.05		0.12		< 0.05		< 0.05		10	—	10
クロム(mg/L)	T-Cr	< 0.005		0.14		< 0.005		0.006		0.005		< 0.005		2	—	2
アンモニア性窒素	NH ₃ -N													—	—	—
全窒素(mg/L)	T-N	32.1	39.1	48.4	46.3	54.9	44.1	100		33.5		40.1		120(日間平均60)	—	120(日間平均60)
全磷(mg/L)	T-P	0.175		0.182		0.16		0.364		0.171		0.144		16(日間平均8)	—	16(日間平均8)
カルシウム(mg/L)	Ca ²⁺													—	—	—
塩素イオン(mg/L)	Cl ⁻	155	344	452	326	446	286	1320	445	108	380	341	351	—	—	—
カドミウム(mg/L)	Cd	< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001		0.03	—	0.1
シアソ(mg/L)	CN	< 0.1		< 0.1		< 0.1		< 0.1		< 0.1		< 0.1		1	—	1
有機農業化合物(mg/L)	O-P	< 0.1		< 0.1		< 0.1		< 0.1		< 0.1		< 0.1		1	—	1
鉛(mg/L)	Pb	< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		0.1	—	0.1
六価クロム(mg/L)	Cr ⁶⁺	< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		0.5	—	0.5
砒素(mg/L)	As	< 0.005		< 0.005		< 0.005		0.005		< 0.005		0.01		0.1	—	0.1
総水銀(mg/L)	T-Hg	< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		0.005	—	0.005
アルキル水銀(mg/L)	R-Hg	検出せず (< 0.006)		検出せず (< 0.006)		検出せず (< 0.006)		検出せず (< 0.006)		検出せず (< 0.006)		検出せず (< 0.006)		検出されないこと	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(mg/L)	PCB	< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		0.003	—	0.003
ジクロロメタン(mg/L)		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		0.2	—	0.2
四塩化炭素(mg/L)		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		0.02	—	0.02
1,2-ジクロロエタン(mg/L)		< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004		0.04	—	0.04
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		1	—	1
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)		< 0.004		< 0.004		< 0.004		< 0.004		< 0.004		< 0.004		0.4	—	0.4
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		3	—	3
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		0.06	—	0.06
トリクロロエチレン(mg/L)		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		0.3	—	0.3
テトラクロロエチレン(mg/L)		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		0.1	—	0.1
1,3-ジクロロプロパン(mg/L)		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		0.02	—	0.02
ベンゼン(mg/L)		< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001		0.1	—	0.1
チウラム(mg/L)		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		0.06	—	0.06
シマジン(mg/L)		< 0.0003		< 0.0003		< 0.0003		< 0.0003		< 0.0003		< 0.0003		0.03	—	0.03
チオベニカルプ(mg/L)		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		0.2	—	0.2
セレン(mg/L)	Se	< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002		0.1	—	0.1
メチル水銀(水銀性重金属及び無機性重金属)(mg/L)		< 0.15		< 0.15		1.35		37.9		15		16.6		※1	—	—
ふつ葉(mg/L)	F ⁻	< 0.15		0.23		< 0.15		0.33		< 0.15		< 0.15		8	—	15
ほう素(mg/L)	B	12.6		0.76		1.39		1.06		1.12		0.96		10	—	50
1,4-ジオキサン(mg/L)		< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005		0.5	—	0.5
要素消費量		16.3	13.4	17.1	15.3	12.8	12.3	17.3	11.3	14.2	10.2	12.2	15.6	—	—	—

【根拠法令】

・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年總理府・厚生省令第1号)

・〃 第1条第2項第10号

・〃 第1条第2項第14号

・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和50年7月沖縄県条例第37号)

【参考】

*1 印の対象は、計量法第107条の計量対象外です

【計量方法】

・排水基準を定める奨励の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環告第64号)

注: 硒素(ヒ素)

7 し尿処理状況

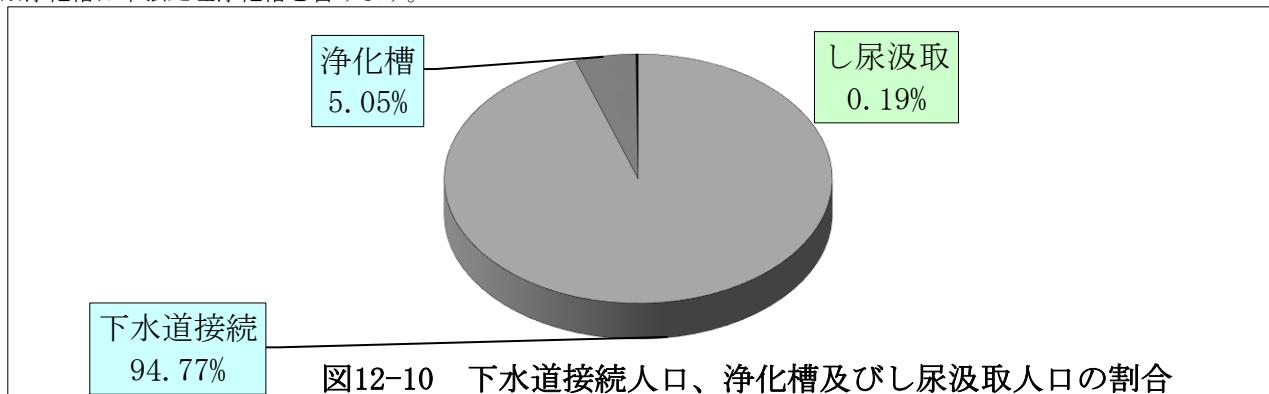
(1) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の状況

本市における下水道接続率は 94.77% となっています。表 12-18 に、下水道接続人口、浄化槽及びし尿汲取人口を示します。また、図 12-10 に、同割合を示します。

表 12-18 種別ごとのし尿処理人口 (内訳)

行政人口	下水道接続	浄化槽	し尿汲取	
319,012人	302,318人	16,097人	597人	令和2年度(令和3年3月末現在)

※浄化槽は単独処理浄化槽を含みます。



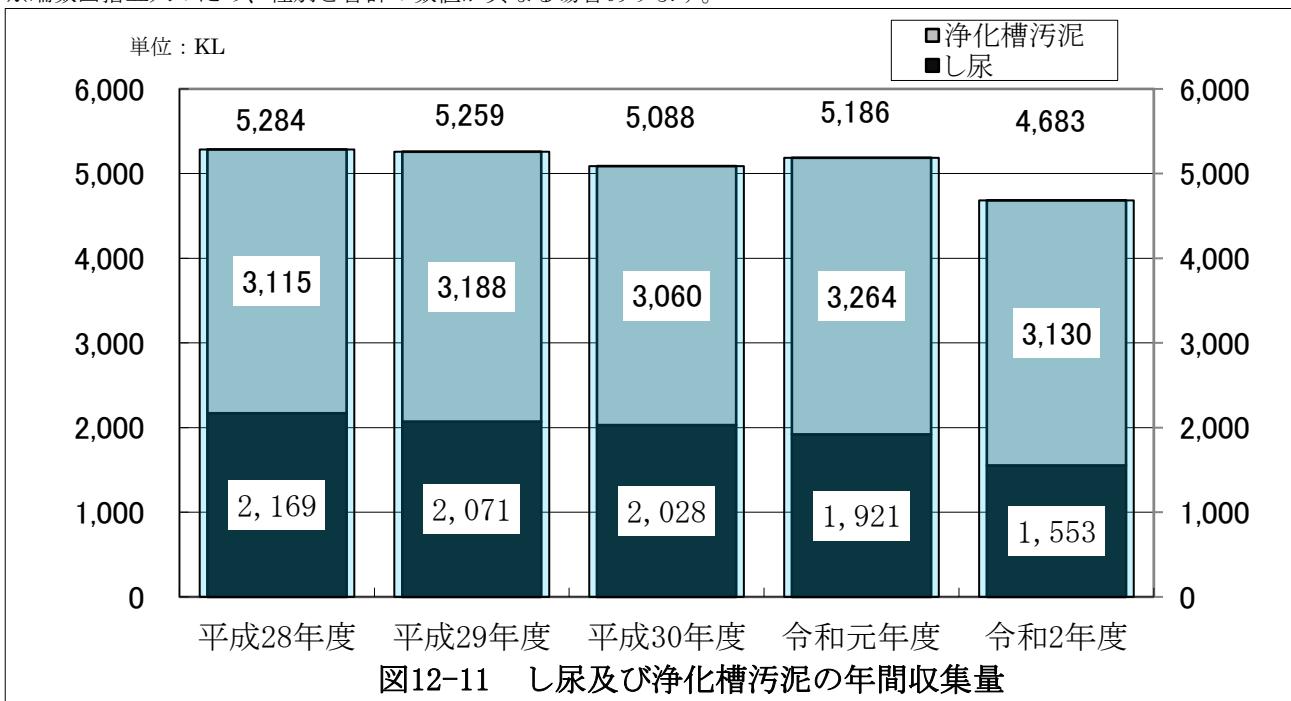
(2) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移

表 12-19 及び図 12-11 に、し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移を示します。

表 12-19 し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移 (単位 : kL)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	2,169	2,071	2,028	1,921	1,553
浄化槽汚泥	3,115	3,188	3,060	3,264	3,130
計	5,284	5,259	5,088	5,186	4,683

※端数四捨五入のため、種別と合計の数値が異なる場合あります。



8 産業廃棄物対策事業

(1) 概要

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で定められた21種類の廃棄物と特別管理産業廃棄物のことをいい、これらの産業廃棄物の処理については、事業者処理責任の原則から、排出事業者が自ら処理するか、若しくは処理業者に委託して適正に処理しなければならないこととされています。

廃棄物・リサイクル問題を取り巻く環境は年々大きく変化しており、国は廃棄物の適正処理を推進するため隨時法改正を行い、さらに、資源循環型社会形成に向け「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」など各種リサイクル法の制定なども行っています。

本市、これらの法に基づき、廃棄物を排出する事業者、産業廃棄物処理業者、解体業者及び自動車リサイクル関連業者等に対して、監視及び指導を実施するとともに、廃棄物の適正処理及びリサイクルの普及、啓発に努め、本市にふさわしい持続可能な社会形成を目指しています。

(2) 中核市移行に伴い移管された事務

ア 廃棄物処理法に基づく事務

(ア) 産業廃棄物収集・運搬業の許可

那覇市内で積替え保管施設を有している場合及び那覇市内のみで業を行なう場合に審査の対象となります。

（※ただし、沖縄県内一円で産業廃棄物収集運搬業を行い、かつ那覇市内に積替え保管施設を設置している場合は、那覇市と県に申請書又は変更届出書等を提出する必要があります。）

(イ) 産業廃棄物処分業許可

那覇市内に施設を有する場合及び那覇市を含む沖縄県内一円で移動式施設を用いて業を行う場合に審査の対象となります。

(ウ) 産業廃棄物処理施設の設置許可

那覇市内に施設を設置する場合及び那覇市を含む沖縄県内一円で移動式施設を設置する場合は、審査の対象となります。

イ 自動車リサイクル法に基づく事務

引取業、フロン類回収業の業登録及び解体業、破碎業の許可等
(那覇市内に施設を有する場合)

ウ P C B特別措置法に基づく事務

保管状況届出書の受理等（那覇市内でP C B廃棄物を保管している場合）

エ 建設リサイクル法に基づく事務

建物解体における分別解体等の指導（解体工事届出は、那覇市建築指導課）

(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況

表 12-20 に、法種別・業者種別ごとの業者数（令和3年3月31日現在）を示します。

表 12-20 法種別・業者種別ごとの業者数 (単位:件)

法種別	業者種別	業者数
廃棄物処理法関連	産業廃棄物収集運搬業者	9
	特別管理産業廃棄物収集運搬業者	4
	産業廃棄物処分業者	11
	処理施設設置許可業者	7
自動車リサイクル法関連	自動車引取業者	35
	フロン類回収業者	10
	自動車解体業者	3
P C B 特別措置法関連	P C B 保管事業者	24

(4) 許可等の実施状況

表 12-21 及び表 12-22 に、許可等の実施状況（令和2年度実績）を示します。

ア 産業廃棄物関係

表 12-21 許可等の実施状況 (単位:件)

申請の種類		業者数
更新	産業廃棄物収集運搬業	1
更新	特別管理産業廃棄物収集運搬業	1
更新	産業廃棄物処分業	3
合計		5

イ 自動車リサイクル法関係

表 12-22 許可等の実施状況 (単位:件)

申請の種類		業者数
新規	自動車引取業	0
	フロン類回収業	0
	自動車解体業	0
更新	自動車引取業	2
	フロン類回収業	0
	自動車解体業	1
合計		3

(5) 立入調査の実施状況

表 12-23 に、法種別・業者種別ごとの立入調査の実施状況（令和 2 年度実績）を示します。

表 12-23 法種別・業者種別ごとの立入調査（実施状況） (単位：件)

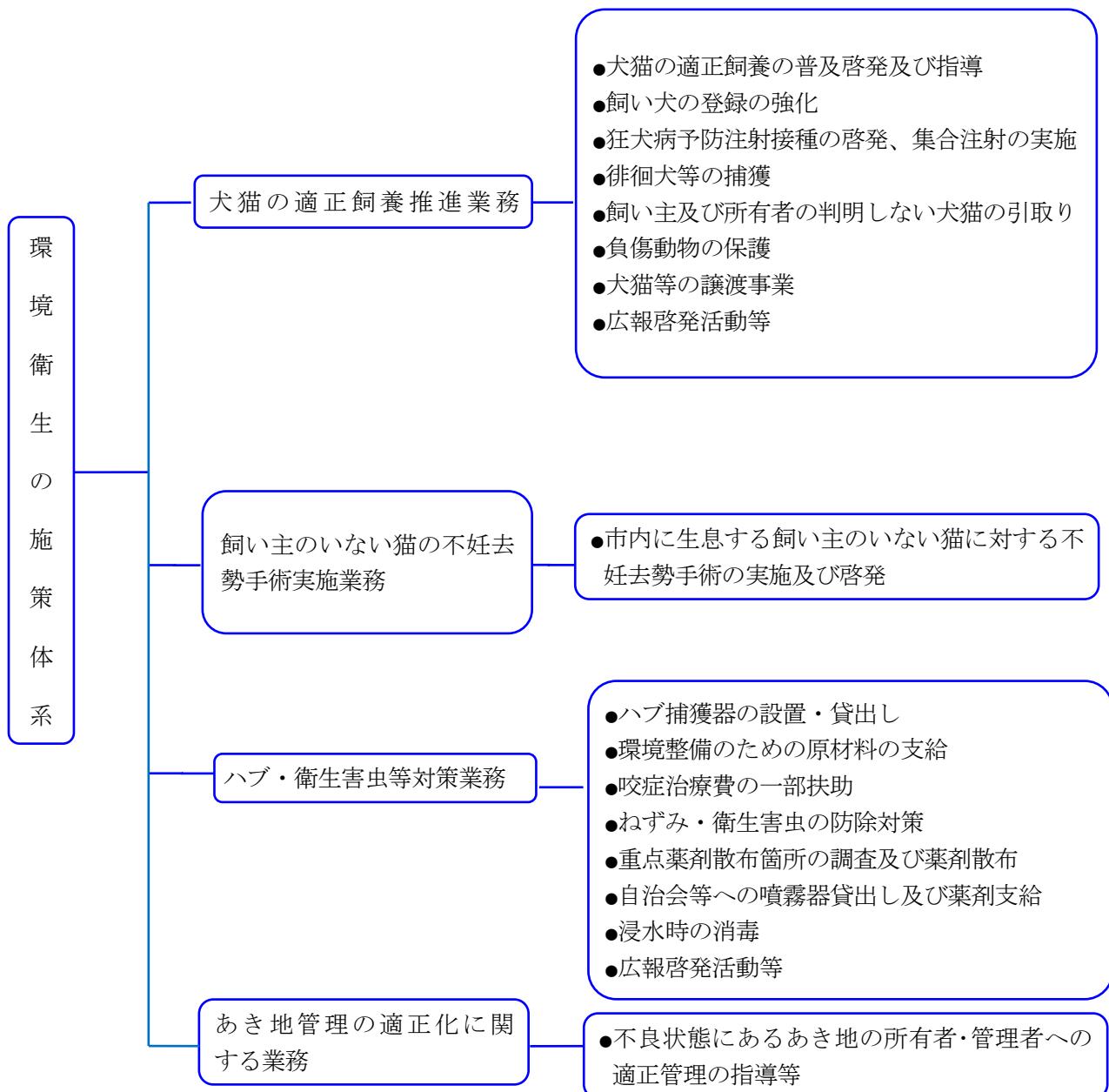
法種別	業者種別	業者数
廃棄物処理法関連	産業廃棄物収集運搬業者	2
	産業廃棄物処分業者	
自動車リサイクル法関連	排出事業者	169
	自動車引取業者	
	フロン類回収業者	1
P C B 特別措置法関連	自動車解体業者	
	P C B 保管業者	17
建設リサイクル法関連	掘り起こし調査	242
	建築解体事業者（監視パトロール）	343
	合計	774

第13章 環境衛生

1 概要	176
2 動物愛護管理	177
(1) 動物愛護管理の啓発	
①動物愛護管理講習	
②なは動物愛護フェスタ	
③犬のしつけ教室	
④譲渡事業	
(2) 狂犬病予防の啓発	
3 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業.....	181
(1) 事業の概要	
(2) 実施計画	
4 ハブ・衛生害虫等対策	182
(1) ハブ対策	
①ハブ対策の啓発	
②ハブ生息地調査及び捕獲器の設置、貸出しについて	
③原材料の支給について	
④咬症治療費の扶助について	
⑤統計資料	
(2) めずみ・衛生害虫防除対策	
①衛生害虫防除対策の啓発	
②めずみ・衛生害虫の防除対策	
③統計資料	
5 あき地管理対策.....	185
(1) あき地管理対策	
(2) 統計資料	

1 概要

環境衛生は、衛生的な生活環境づくりの推進に重要であり、市民の健康的な生活の基盤をなすものです。本市では、市民の快適な生活環境を確保するため、狂犬病予防注射接種の啓発、集合注射の実施、犬猫の飼い主に対する正しい飼い方の指導、徘徊犬の捕獲、ハブの捕獲等のハブ対策、ねずみ・衛生害虫の防除方法等の指導、並びにあき地の所有者に対しその適正管理に関する指導等を行っています。



2 動物愛護管理

市民、事業者に対し動物愛護思想を高めるために各種の普及啓発事業を行っています。

※例年実施しておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントは中止となりました。

(1) 動物愛護管理の啓発

① 動物愛護管理講習

実 施：新型コロナウイルス感染症の影響により中止

参加者：（実施内容は令和元年度）

動物愛護への理解を深めるためには、幼少期から動物愛護思想を学ぶことが重要であることから、市内の小学校4年生を対象に環境省が作成するパンフレット「ほんとうに飼えるかな？」を活用し、飼う楽しさと命を預かる責任について説明しました。



【動物愛護管理講習】※参考:令和元年度

② なは動物愛護フェスタ

実施：新型コロナウイルス感染症の影響により中止（実施内容は令和元年度）

内容：「ドッグラン」「愛犬健康相談」「犬猫の飼い方相談」「お手入れ体験」

「適正飼養に関するパネル展」

動物愛護団体や専修学校、動物病院等との協働により、犬や猫の適正飼養、繁殖制限、終生飼養について考えてもらえるよう様々なコーナーを設け、犬や猫の飼い方で困っている飼い主に対する助言、また今後犬や猫を飼いたい方には終生飼養等の飼う前に検討すべきポイントについて考えてもらいました。コーナーの一つであるドッグランにおいては、犬の登録及び平成30年度の狂犬病予防注射を接種した犬を利用条件とすることにより、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の接種率向上につなげました。このキャンペーンは、多くの市民がより動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深める機会となりました。



【なは動物愛護フェスタ】※参考:令和元年度

③ 犬のしつけ教室

実施：新型コロナウイルス感染症の影響により中止

飼い犬へのしつけは、飼い主と飼い犬の良好な関係の構築だけでなく周辺の生活環境にも影響するためその重要性はさらに増しています。このことからプロの訓練士が講師となり、飼い主が犬の本能・習性・生理をよく理解し、周辺の生活環境を害することのないよう責任をもって飼養できることを目的とした「犬のしつけ教室」を実施しました。犬のしつけの大切さについて、参加された飼い主からさらに多くの飼い主へ普及することを期待しています。



【犬のしつけ教室】※参考:令和元年度

④ 譲渡事業

収容後、飼い主へ返還されなかった犬猫で、適正のある犬猫を希望する方へ譲渡を行っています。譲渡の際は譲渡に関する諸条件があるほか、譲渡前講習会を受講していただいています。

(2) 狂犬病予防の啓発

犬の飼い主は、飼い犬へ毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

飼い主へは、34の協力動物病院での接種や沖縄県獣医師会と協働により実施する学校、支所等16会場での集合注射による接種を促す通知を郵送します。(令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、狂犬病予防集合注射は中止しました)

表13-1 犬の登録及び狂犬病予防注射接種状況

年 度	登録	接種	接種率(那覇市)	接種率(沖縄県)	接種率(全国)
平成28年度	10,051 頭	5,564 頭	55.36%	50.1%	71.4%
平成29年度	9,675 頭	5,472 頭	56.56%	50.5%	71.4%
平成30年度	9,254 頭	5,429 頭	58.66%	50.9%	71.3%
令和元年度	8,913 頭	5,341 頭	59.92%	51.6%	71.3%
令和2年度	8,622 頭	5,048 頭	58.5%	43.9%	70.2%

表13-2 犬の抑留・収容等

単位：頭

年 度	抑留・収容	返還	譲渡	殺処分	※1	※2	※3
平成 28 年度	115	66	30	19			
平成 29 年度	91	61	23	7			
平成 30 年度	88	66	19	3			
令和元年度	88	64	20	4	0 匹	0 匹	4 匹
令和 2 年度	92	81	11	0	0 匹	0 匹	0 匹

※2021 年犬の殺処分 0 を初めて達成しました。

表13-3 猫の収容等

単位：匹

年 度	収容	返還	譲渡	殺処分	※1	※2	※3
平成 28 年度	168	0	30	138			
平成 29 年度	172	0	34	138			
平成 30 年度	185	1	77	107			
令和元年度	96	2	16	78	31 匹	0 匹	47 匹
令和 2 年度	54	2	9	43	18 匹	0 匹	25 匹

※猫の場合、ほとんどが負傷、衰弱による収容となっております。

環境省の動物愛護管理行政事務提要の「殺処分数」の分類（令和元年度以降）

※1 譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）

- ・負傷や病気等による苦痛が著しい動物

※2 ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

- ・先天性疾患又は高齢、大型又は人に馴染まないため、希望者が現れない動物

※3 引取り後の死亡

- ・病気、老衰又は事故等により死亡した動物

表 13-4 犬猫の収容等状況

年 度	徘徊犬の 捕獲数 (頭)	負傷保護		犬猫の引取り				咬傷 事故
				飼い主		所有者不明		
		犬 (頭)	猫 (匹)	犬 (頭)	猫 (匹)	犬 (頭)	猫 (匹)	
平成 28 年度	33	8	44	10	1	64	123	12
平成 29 年度	14	3	56	6	2	68	114	4
平成 30 年度	21	3	39	2	32	62	114	7
令和元年度	31	5	43	5	14	47	39	15
令和 2 年度	30	3	48	0	2	59	4	7

※1 飼い主からの犬や猫の引取り相談については、終生飼養の責務に照らし、慎重に判断し、状況等により、引取依頼をお断りすることがあります。

※2 所有者の判明しない猫の引取りについては、法に規定されている「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合」は、引取りをお断りすることがあります。

表 13-5 犬猫の相談状況等

単位：件

年 度	犬	猫	合計
平成 28 年度	389	554	943
平成 29 年度	535	732	1,267
平成 30 年度	501	953	1,454
令和元年度	478	972	1,450
令和 2 年度	532	1,044	1,576

3 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業

(1) 事業の概要

この事業は、市内に生息する飼い主のいない猫を対象として、不妊去勢手術を実施するとともに、その必要性について広く普及啓発を行い、自然繁殖による増加を抑制し、地域での糞尿被害、ごみあさり、道路上の轢死などの環境衛生上の問題を軽減し、良好で快適な生活環境の確保を図ると共に、動物愛護の観点から飼い主のいない猫の収容及び殺処分の減少を図ることを目的としています。

本市による手術のみならず、動物愛護団体や個人等による不妊去勢手術が広がることにより、上記の目的は達成されると考えられます。

市民、又は自治会等の手術希望者から相談等を受け付け、現場確認及び適正飼養・繁殖制限の普及啓発を行います。その後、手術希望者が環境衛生課診療室へ持ち込んだ猫に対し、本市獣医師により不妊去勢手術を行います。手術後、手術希望者により、当該猫をその生息場所へリリースを行ってもらいます。

(2) 実施計画

平成26年度から平成28年度までは、「観光客に快適な都市環境創出事業」として、市内の観光地周辺に生息する飼い主のいない猫を対象に不妊去勢手術を実施していました。

飼い主のいない猫の捕獲、管理、手術後の猫を元に戻す業務を民間業者に、不妊去勢手術は沖縄県獣医師会に委託し、実施しました。

平成29年度からは、対象地域を市内全域として広く市民、自治会に参加を呼びかけて実施しております。



【獣医師による手術の様子】



【手術後のリリース】

表13-6 不妊去勢手術実績

年度	不妊去勢手術		
	雄	雌	計
平成 29 年度	58 匹	57 匹	115 匹
平成 30 年度	52 匹	77 匹	129 匹
令和元年度	95 匹	87 匹	182 匹
令和 2 年度	101 匹	114 匹	215 匹

4 ハブ・衛生害虫等対策

(1) ハブ対策

市民に対しハブに関する正しい知識を深めるため、各種の啓発事業を行っています。

① ハブ対策の啓発

ハブの習性や危険性を学習し、ハブ咬症の防止、危険回避を目的とした講座やパネル展示を学校、公共施設で実施し、生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、市民生活の安全と生活環境の向上に努めています。(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)



【ハブに関する出前講座】



【ハブに関するパネル展】

② ハブ生息地調査及び捕獲器の設置、貸出しについて

市民生活の安全と生活環境の向上を図ることを目的とする那覇市ハブ対策条例に基づき、ハブの目撃情報があるときは、現場を確認し、住民に対し防除に関する助言や捕獲器の貸出しを行うことによりハブの捕獲に努め、市民の安全で安心な生活環境の確保に努めています。

③ 原材料の支給について

市民がハブの棲みかとなる石垣の穴埋め等の補修をするときは、セメント、砂等の補修材料の支給を行っています。

④ 咬症治療費の扶助について

ハブ咬症により医療機関で治療を受けた場合、医療費の一部を扶助しています。

(自己負担分のうち1万円の範囲内)

⑤ 統計資料

表13-7 ハブの相談状況等

年 度	相談 件数	目撃	捕獲器 設 置	捕 獲(捕殺含む)			原材 料 支 給	咬 症	治 療 費 扶 助
				ハブ	アカマタ	その他の ヘビ類			
平成28年度	290	74	240	89	24	11	5	2	2
平成29年度	237	62	151	78	20	12	5	0	1
平成30年度	174	53	153	112	16	9	3	2	2
令和元年度	122	52	216	82	19	9	6	2	2
令和2年度	122	59	200	92	59	13	5	2	2

※「目撃」は、ハブに限らず、全てのヘビ類である。「その他ヘビ類」は、リュウキュウアオヘビ、ガラスヒバアである。

(2) ねずみ・衛生害虫防除対策

市民に対し、ねずみや衛生害虫の駆除について正しい知識を深めるため、各種の啓発事業を行っています。また、必要により現場での防除等を行います。

① 衛生害虫防除対策の啓発

国内でデング熱が発生したことから、広報紙（なは市民の友）や那覇市ホームページ上に蚊に対する注意喚起情報を掲載し、また自治会・通り会へ蚊の発生を防ぐ啓発チラシを配布しています。

② ねずみ・衛生害虫の防除対策

ア. ねずみ・衛生害虫の防除対策について

ねズみ、蜂・毛虫等の衛生動物、衛生害虫が住宅やその周辺で生活に影響を及ぼしている場合現場を確認し、発生防止策、防除方法等の助言を行うほか、専門業者を紹介しています。危険性の高いスズメバチについては緊急駆除にあたります。

イ. 重点薬剤散布箇所の調査及び薬剤散布の実施について

下水道が未整備地域の道路側溝、排水路等で害虫の発生しやすい箇所について、本市では、それらを重点薬剤散布箇所（33箇所）と設定し、定期的に調査及び薬剤散布を行っています。

ウ. 自治会への薬剤支給及び噴霧器貸出しについて

自治会、通り会などが共同で実施するゴキブリ等の衛生害虫防除のための噴霧器の貸出し及び薬剤支給の要望に対しては、器材、薬品の取扱い及び防除作業における注意事項を説明した上で、貸出し、支給を行っています。



【自治会による薬剤散布】

③ 統計資料

表13-8 ねずみ・衛生害虫の相談状況

※蜂の種類としては、ミバチ31件、アシガバチ39件、トロバチ5件、スズメバチ0件、その他8件となっています。

年 度	相談 件数	ねずみ	ゴキブリ	やすで	ノミ ダニ	蜂	蚊	毛虫	その他
平成28年度	277	37	10	1	10	129	30	24	36
平成29年度	188	47	11	1	6	73	16	2	32
平成30年度	120	29	5	2	4	40	12	6	22
令和元年度	136	38	6	1	1	62	7	3	18
令和2年度	175	26	12	1	2	83	7	19	25

表 13-9 自治会・通り会などによるゴキブリ防除

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加団体	36	34	35	32	30
実施回数	51	45	48	44	39

※実施回数については、自治会・通り会で年間2回～3回実施する団体あり。

5 あき地管理対策

(1) あき地管理対策

那覇市あき地管理の適正化に関する条例に基づき、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災や犯罪の発生を未然に防止し衛生的な生活環境の保持を目的に、不良状態にあるあき地の所有者又は管理者に対し適正に管理するよう指導等を行っています。



【あき地に雑草が繁茂している状態】

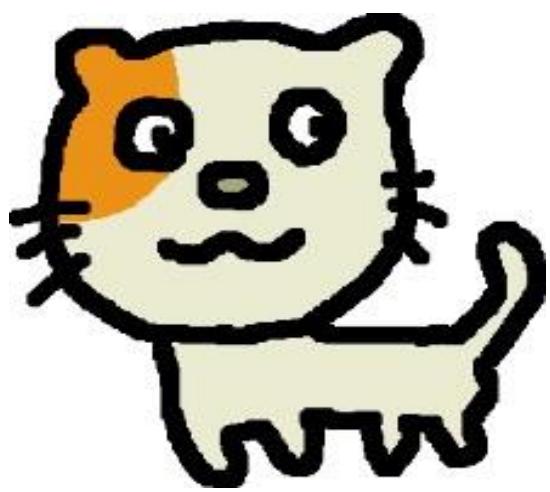


【雑草除去後】

(2) 統計資料

表13-10 あき地管理の相談状況

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件 数	187	168	127	172	137



資料

1	環境行政の沿革	188
2	環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則 ・環境部所管部分抜粋）	198
3	那覇市環境基本条例	199
4	那覇市公害防止条例	203
5	那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）	207
6	那覇市動物の愛護及び管理に関する条例	215
7	那覇市ハブ対策条例	222
8	那覇市あき地管理の適正化に関する条例	224
9	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に 関する条例	225
10	那覇市靈園条例	233

1 環境行政の沿革

実施月不明の場合は、その年の最後に記しています。

- 1951年（昭和26年）10月 「衛生課」を設置（職員5人、清掃夫10人、手引き車5台、ごみ処分場は十貫瀬と牧志町の間の広場）
- 1952年（昭和27年） トラック3台、馬車10台を増車
- 1952年（昭和27年） ごみ処分場を西本町近郊の海岸に移転（露天焼却埋立処理）
- 1954年（昭和29年）9月 首里市・小禄村との合併
- 1954年（昭和29年）9月 5トン車1台（直営）、馬車2台（委託）を配車
- 1956年（昭和31年）1月 「那覇市清掃条例」制定
- 1956年（昭和31年） 譲名、繁多川、真地一帯の高台に（35.0ha）が墓苑として都市計画決定された
- 1957年（昭和32年）6月 し尿貯留槽を小禄泉原、宇栄原、石嶺に設置
- 1957年（昭和32年）12月 真和志市との合併
- 1957年（昭和32年）12月 大型トラック1台、清掃夫5人編入。真和志地域に直営車2台配車
- 1957年（昭和32年）12月 「那覇市譲名靈園付属納骨堂条例」（昭和32年条例第16号）制定
- 1957年（昭和32年）12月 「那覇市譲名靈園付属納骨堂条例施行規則」（昭和32年規則第18号）制定
- 1958年（昭和33年） 「那覇市譲名靈園北納骨堂」建造
- 1963年（昭和38年）2月 し尿の許可業者による汲み取りを地区制に改める
- 1965年（昭和40年）6月 米国民政府により下水道浄化槽建設工事着工
- 1965年（昭和40年）7月 「衛生課」の名称を「保健衛生課」に改める
- 1966年（昭和41年）8月 「衛生係」・「施設係」を「衛生第1係」・「衛生第2係」に改める。コンポスト工場建設に伴い「ごみ処分場」（課同格）を設置
- 1967年（昭和42年）7月 コンポスト工場操業開始
- 1967年（昭和42年）11月 与儀保育所前公衆便所を設置
- 1969年（昭和44年）5月 ステーション方式による定日収集を実施（一般家庭ごみ：週2回）
- 1969年（昭和44年）7月 第一焼却炉操業開始
- 1969年（昭和44年）7月 清掃工場埋立地供用開始
- 1969年（昭和44年）7月 し尿の海洋投入処分を実施
- 1969年（昭和44年）12月 し尿投入船「日進丸」が就航する
- 1971年（昭和46年）8月 「保健衛生課」から「清掃課」が分課し、「第一係（本庁）」と「第二係（現場事務所）」を設置
- 1971年（昭和46年）9月 「企画部企画課」に「公害担当」設置
- 1972年（昭和47年）1月 「公害防止条例」制定
- 1972年（昭和47年）3月 「那覇市公害対策協議会規程」（昭和46年訓令第4号）制定
- 1972年（昭和47年）4月 清掃に関する市民要求に対する即応体制を目的として「特別清掃班」を設置（運転手4人、清掃員11人）
- 1972年（昭和47年）5月 沖縄返還協定に基づく施政権返還が実現
- 1972年（昭和47年）5月 「公害対策審議会」設置
- 1972年（昭和47年）5月 「那覇市靈園条例」（昭和47年那覇市条例第51号）制定
- 1972年（昭和47年）5月 し尿中継槽を新設（設置場所：新港湾Bバース横）
- 1972年（昭和47年）5月 「海洋汚染防止法」の改正により、し尿投棄海域変更
- 1972年（昭和47年）8月 「那覇市靈園条例施行規則」（昭和47年那覇市規則第47号）制定
- 1972年（昭和47年）8月 「那覇市譲名靈園南納骨堂」建造
- 1972年（昭和47年）11月 国庫補助を受け特に公害防止に留意し集塵装置完備の第二焼却炉完成

1972年（昭和47年）		「那覇市公害防止条例施行規則」（昭和47年那覇市規則第38号）制定
1973年（昭和48年）	4月	「那覇市清掃条例」を廃止し、「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和48年那覇市条例第18号）を制定
1973年（昭和48年）	7月	「公害交通課」新設。
1973年（昭和48年）	7月	「那覇市し尿処理業適正化審議会」設置
1973年（昭和48年）	7月	「廃棄物処理法」に基づく、し尿浄化槽清掃業の許可を行う
1974年（昭和49年）	1月	「那覇市飼い犬条例」制定（昭和49年那覇市条例第1号）
1974年（昭和49年）	1月	「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により産業廃棄物の搬入を禁止
1974年（昭和49年）	1月	し尿処理業適正化のために市の出資による公社の設立を決定
1974年（昭和49年）	3月	「騒音規制法」に基づく地域指定
1974年（昭和49年）	5月	「那覇市飼い犬条例施行規則」（昭和49年那覇市規則第7号）制定
1974年（昭和49年）	7月	「清掃課」を「清掃指導課」と「清掃業務課」に分課
1975年（昭和50年）	4月	南風原村からごみ受け入れ開始
1975年（昭和50年）	5月	環境業務課の事務所を南風原村兼城へ移転
1975年（昭和50年）	6月	那覇空港が「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令」により特定飛行場に指定
1975年（昭和50年）	7月	「財団法人那覇市環境衛生公社」設立
1975年（昭和50年）	8月	「公害対策課」に組織機構変更。「清掃業務課」を「清掃事務所」に改称
1975年（昭和50年）	8月	「財団法人那覇市環境衛生公社の事業の総合調整および助成に関する条例」（昭和50年条例第41号）制定
1975年（昭和50年）	10月	し尿収集既存業者が廃業し財団法人那覇市環境衛生公社（許可業者）による収集運搬が行われる
1976年（昭和51年）	4月	「那覇市あき地管理の適正化に関する条例」、「同条例施行規則」制定
1977年（昭和52年）	9月	那覇空港周辺騒音対策区域（第1種区域）指定
1977年（昭和52年）		「那覇空港周辺の住宅騒音防止対策事業（国庫補助）」実施
1978年（昭和53年）	4月	「悪臭防止法」に基づく地域指定
1978年（昭和53年）	4月	「振動規制法」に基づく地域指定
1979年（昭和54年）	5月	「保健衛生部」に組織機構変更。「清掃指導課」と「清掃事務所」を合併し、「清掃課」設置
1979年（昭和54年）	7月	埋立地汚水処理施設完成
1980年（昭和55年）	4月	「那覇市ハブ対策条例」（昭和55年那覇市条例第9号）、「同条例施行規則」制定
1981年（昭和56年）	3月	清掃広報映画「ごみとわたしたちの生活」（26分）
1981年（昭和56年）	5月	コンポスト工場廃止（老朽化）
1981年（昭和56年）	5月	清掃工場自動スクラップ圧縮機廃止（老朽化）
1981年（昭和56年）	10月	直営収集地域の分別収集実施（可燃物・不燃物・粗大ごみ三分別方式）
1981年（昭和56年）	12月	ごみ焼却炉完成
1982年（昭和57年）	10月	委託収集地域の分別収集実施により市全域で分別収集となる
1983年（昭和58年）	3月	沖縄県による航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定、同空港周辺の監視測定調査実施
1983年（昭和58年）	12月	「国場川水系環境保全推進協議会」を結成（7市町村）
1984年（昭和59年）	1月	「南風原町と那覇市との公害防止協定」締結
1985年（昭和60年）	4月	「ごみ処理委託料及び地域還元額の算出方法に関する覚書」を南風原町

と締結

- 1985年（昭和60年）10月 「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）が全面施行
- 1986年（昭和61年）4月 「環境公害課」に組織機構変更（「衛生係」設置）
- 1986年（昭和61年）5月 「那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱」制定
- 1986年（昭和61年）8月 「建築事前協議制度」（建築等に伴う公害防止指導要綱）実施
- 1987年（昭和62年）4月 燃やすごみ週3回、燃やせないごみ及び粗大ごみ週1回収集市全域実施
- 1987年（昭和62年）7月 「公害防止条例」改正（1972年那覇市条例第1号の当該条例全部改正）
- 1987年（昭和62年）9月 「公害防止条例施行規則」改正（昭和47年那覇市規則第38号の当該規則を全部改正）
- 1988年（昭和63年）4月 清掃工場埋立地一部跡地に市民スポーツ広場（野球用広場）完成
- 1989年（平成元年）7月 「ごみ処理問題懇親会」発足
- 1989年（平成元年）10月 「一般廃棄物処理基本計画」策定
- 1990年（平成2年）3月 「ごみ処理問題懇親会提言書」を市長に提出
- 1990年（平成2年）11月 「ごみ問題準備室」設置
- 1990年（平成2年） 「那覇市清掃工場管理規則」（平成2年那覇市規則第15号）制定
- 1991年（平成3年）2月 「ごみ減量・資源化実行計画」策定
- 1991年（平成3年）4月 「ごみ減量元年」位置づけ
- 1991年（平成3年）4月 「環境公害課」に「環境係」設置。「ごみ問題準備室」を「環境整備課」へ名称変更。「清掃課」を「環境業務課」へ名称変更
- 1991年（平成3年）4月 「那覇市清掃工場に係る南風原町と那覇市の覚書」締結
- 1991年（平成3年）4月 廃乾電池及び廃蛍光管の分別収集開始
- 1991年（平成3年）4月 5種類分別収集にモデル地区実施（久米自治会、真地団地自治会）
- 1991年（平成3年）4月 浦添市へ一部ごみ処理委託
- 1991年（平成3年）4月 「那覇市資源化物集団回収事業」開始（団体の登録開始）
- 1991年（平成3年）5月 「生ごみ処理容器モニター」委嘱
- 1991年（平成3年）6月 「クリーン指導員」委嘱
- 1991年（平成3年）6月 「那覇市・南風原町公害防止対策連絡協議会」結成
- 1991年（平成3年）12月 「那覇市ごみ問題三者連絡協議会」設置
- 1991年（平成3年） 那覇空港周辺の「住宅騒音防止対策事業」拡大実施
- 1992年（平成4年）3月 「一般廃棄物処理基本計画」策定
- 1992年（平成4年）5月 「ごみ減量化行動計画」を採択し、「ごみ減量化宣言」をする
- 1992年（平成4年）9月 「水質汚濁防止法」に基づき生活排水対策重点地域に指定される
- 1993年（平成5年）2月 埋立地汚水処理施設が隣接する安里又川を浚渫
- 1993年（平成5年）2月 「資源化物拠点回収事業」開始
- 1993年（平成5年）4月 「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」制定
（「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和48年那覇市条例第18号）を全部改正）、「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則」制定
- 1993年（平成5年）4月 一般廃棄物最終処分場供用開始
- 1993年（平成5年）6月 「生ごみ処理容器奨励金制度」開始
- 1993年（平成5年）9月 「那覇市一般廃棄物対策推進協議会」設置
- 1993年（平成5年）9月 ごみ減量・資源化推進のためのリサイクルマーク、標語（わんから わんからリサイクル）を決定
- 1993年（平成5年）10月 「那覇市一般廃棄物処理施設管理規則」制定（「那覇市清掃工場管理規則」（平成2年那覇市規則第15号）全部改正）

1995年（平成7年）2月	「水環境保全基本計画」策定
1995年（平成7年）4月	「那覇市一般廃棄物処理施設建設等基金条例」制定
1995年（平成7年）5月	ごみ5種類分別収集開始
1995年（平成7年）5月	「那覇市リサイクルプラザ」稼働開始
1995年（平成7年）6月	第1回「環境フェア」開催
1995年（平成7年）6月	「焼却炉プロジェクトチーム」を設置
1995年（平成7年）7月	「那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例」制定
1995年（平成7年）10月	「那覇市環境衛生公社管理運営検討委員会」設置
1995年（平成7年）12月	「那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例施行規則」制定
1996年（平成8年）4月	「清掃工場」を「環境センター」へ名称変更
1996年（平成8年）4月	「合併処理浄化槽設置補助金制度」開始
1996年（平成8年）5月	「焼却炉プロジェクトチーム」最終報告 建設位置：環境センター敷地内 建設主体：那覇市と南風原町を母体とする一部事務組合
1996年（平成8年）9月	国際通りを「美化促進重点地域」に指定
1997年（平成9年）6月	「'97水の祭典・国場川水あしひ」開催
1997年（平成9年）8月	「那覇市ごみ処理施設建設検討委員会規程」（平成9年訓令第12号）制定
1997年（平成9年）8月	「那覇市ごみ処理施設建設検討委員会」発足
1997年（平成9年）11月	「那覇市環境基本計画策定委員会規程」（平成9年訓令第13号）制定
1997年（平成9年）	漫湖干潟が「国設鳥獣保護区特別保護地区」に設定される
1997年（平成9年）	大気測定期局を沖縄県が開局（那覇局、松尾局）
1998年（平成10年）3月	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「ごみ処理施設整備実施計画」策定
1998年（平成10年）4月	「保健衛生部」を廃止し「市民環境部」を設置。「環境保全課」に組織機構変更（「公害係」と「環境係」を統合、「環境保全係」設置）
1998年（平成10年）4月	「民間防音工事業務」を建築工事課に移管
1998年（平成10年）4月	「那覇市環境基本計画審議会規則」（平成10年規則第26号）制定
1998年（平成10年）6月	ごみ処理施設建設に伴う環境影響評価等の住民説明会を開始
1998年（平成10年）8月	「プラント選定委員会」発足
1998年（平成10年）10月	「那覇市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」制定
1998年（平成10年）10月	「那覇市災害時し尿汲取り手数料扶助金支給要綱」施行開始
1998年（平成10年）10月	「一部事務組合設立準備委員会」発足
1998年（平成10年）10月	沖縄通りを「美化促進重点地域」に指定
1999年（平成11年）2月	「那覇市水資源有効利用推進要綱」施行
1999年（平成11年）4月	環境業務課から環境保全課へ「那覇市あき地管理の適正化に関する条例」を業務移管
1999年（平成11年）5月	漫湖干潟がラムサール条約の登録湿地に認証される
1999年（平成11年）10月	「那覇市ごみ減量・資源化実行計画」策定
1999年（平成11年）11月	「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合」設立
1999年（平成11年）11月	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合内に「ごみ処理施設建設委員会」発足
2000年（平成12年）3月	「那覇市環境基本計画」策定
2000年（平成12年）3月	「那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則」制定
2000年（平成12年）6月	「事業系古紙回収奨励金交付事業」開始

- 2000年（平成12年）9月 「樹木せん定枝等の再生処理委託事業」開始
- 2000年（平成12年）11月 直営地域の門口化業務開始
- 2000年（平成12年）11月 那覇市・南風原町環境施設組合管理者に親泊那覇市長を決定
- 2000年（平成12年）11月 那覇市・南風原町環境施設の機種・規模変更
- 2001年（平成13年）2月 「那覇市水環境保全推進計画」策定（「那覇市水環境保全基本計画」改定）
- 2001年（平成13年）2月 「そ大ごみ電話申込受付制度」開始
- 2001年（平成13年）3月 「那覇市環境保全行動計画」策定
- 2001年（平成13年）3月 「那覇市ゼロエミッション特別参与設置規程」（平成12年訓令第6号）制定
- 2001年（平成13年）4月 「市民環境部」を廃止し、「経済環境部」を設置
- 2001年（平成13年）4月 燃やすごみの最終処分場への埋立を完全廃止し、衛生環境改善を図る
- 2001年（平成13年）4月 埋立ごみの搬入時チェックを徹底し、搬入業者及び事務所を指導
- 2001年（平成13年）4月 浦添市及び株倉敷環境へ一部燃やすごみ処理委託
- 2001年（平成13年）5月 那覇市・南風原町ごみ処理施設組合管理者・副管理者において「焼却炉の処理方式はストーカー炉+廃溶融炉とすること」を確認（確認書）
- 2001年（平成13年）6月 南風原町から「南風原町における那覇市環境センター周辺まちづくり」について要請
- 2001年（平成13年）10月 ごみ処理施設に関する都市計画案及びアセス準備書縦覧
- 2001年（平成13年）10月 「那覇市環境センター周辺地区まちづくり推進協議会」発足
- 2001年（平成13年）10月 「那覇市ゼロエミッション基本構想審議会規則」（平成13年規則第34号）制定
- 2001年（平成13年）10月 「那覇市ゼロエミッションロゴマーク選定委員会規則」（平成13年規則第35号）制定
- 2001年（平成13年）11月 沖縄県に新焼却炉整備計画書提出（那覇市・南風原町ごみ処理施設組合）
- 2001年（平成13年）11月 「南風原町と那覇市清掃工場等に関する覚書の見直し」（要請）
- 2001年（平成13年）12月 家庭ごみ有料化関連条例可決
- 2001年（平成13年）12月 家庭ごみ有料化キャンペーン開始
- 2002年（平成14年）3月 「那覇市ゼロエミッション基本構想」策定
- 2002年（平成14年）3月 （財）那覇市環境衛生公社解散
- 2002年（平成14年）4月 環境業務課に「きれいなまちづくり室」新設（門口収集推進、不法投棄担当）
- 2002年（平成14年）4月 「家庭ごみ有料化制度」開始
市が収集する家庭ごみについては、指定ごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により処理手数料を有料化
- 2002年（平成14年）4月 「那覇市し尿収集運搬事業補助金交付事業」開始
- 2002年（平成14年）4月 「那覇市エコオフィス計画」策定
- 2002年（平成14年）7月 「那覇市ゼロエミッション基本構想審議会規則」廃止
- 2002年（平成14年）7月 「那覇市ゼロエミッションロゴマーク選定委員会規則」廃止
- 2002年（平成14年）9月 「財団法人那覇市環境衛生公社の事業の総合調整および助成に関する条例」廃止
- 2002年（平成14年）9月 「那覇市放置自転車の発生の防止及び適正処理に関する条例」（時限立法H19.3.31失効）、「同条例施行規則」制定
- 2003年（平成15年）2月 「那覇市ごみ処理施設建設検討委員会規程」廃止

- 2003年（平成15年）4月 「経済環境部」を廃止し、「環境部」を設置。「環境整備課」を「環境政策課」へ名称変更。「環境業務課」を「クリーン推進課」に名称変更、「きれいなまちづくり推進室」を統合し、「一般廃棄物収集運搬業許可業務」を「環境政策課」へ移管
- 2003年（平成15年）4月 「環境美化促進事業」開始
- 2003年（平成15年）4月 「容器包装リサイクル法」に基づくペットボトル資源化物収集を開始
- 2003年（平成15年）4月 「ペットボトル資源化事業」開始（那覇市リサイクルプラザ）
- 2003年（平成15年）4月 浦添市及び株倉敷環境、島尻消防・清掃組合へ一部燃やすごみ処理委託
- 2003年（平成15年）6月 新都心銘苅庁舎へ移転
- 2003年（平成15年）9月 「ISO14001」認証取得
- 2003年（平成15年）11月 「共同住宅のごみ集積場設置要領」施行
- 2004年（平成16年）1月 「那覇市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する要綱」制定
- 2004年（平成16年）2月 放置車両及び不法投棄物の撤去に対し、那覇警察署長より感謝状授与
- 2004年（平成16年）3月 「那覇市環境基本条例」制定
- 2004年（平成16年）3月 「那覇市環境審議会規則」制定
- 2004年（平成16年）4月 「那覇市ゼロエミッション特別参与設置規程」廃止
- 2004年（平成16年）4月 那覇市一般廃棄物対策推進審議会を廃止
- 2004年（平成16年）4月 「那覇市環境審議会」を設置
- 2004年（平成16年）4月 転入者用ごみ袋サンプル配布開始
- 2004年（平成16年）5月 し尿及び浄化槽汚泥処理を海洋投入処分から倉浜衛生施設組合の陸上処理へ委託変更
- 2004年（平成16年）8月 汚水調整池建設工事完成（2期工事）
- 2004年（平成16年）9月 「那覇市地域新エネルギー・ビジョン策定委員会規則」（平成16年規則第40号）制定
- 2004年（平成16年）11月 那覇市環境審議会「那覇市一般廃棄物処理基本計画見直し」についてパブリック・コメント実施
- 2005年（平成17年）2月 「那覇市地域新エネルギー・ビジョン」策定
- 2005年（平成17年）3月 「第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定（平成10年3月に策定した計画の見直し版）
- 2005年（平成17年）4月 「那覇市資源化物集団回収事業実施要綱」改正により古紙回収量1kgあたり単価変更
- 2005年（平成17年）4月 「那覇市資源化物集団回収事業実施要綱」改正により図書券申請の計算方法変更
- 2005年（平成17年）6月 「那覇市環境基本計画審議会規則」廃止
- 2005年（平成17年）6月 「那覇市地域新エネルギー・ビジョン策定委員会規則」廃止
- 2005年（平成17年）7月 旧最終処分場浸出水（汚水）処理施設共同利用
- 2005年（平成17年）9月 新ごみ処理施設、新最終処分場及び還元施設の名称決定（那覇・南風原クリーンセンター、那覇エコアイランド、環境の杜ふれあい）
- 2005年（平成17年）11月 ごみ分別、収集方法の変更に伴い、那覇市ごみ分別・減量啓発キャラクター「ナハヅウくん」を使用し、広報業務開始
- 2005年（平成17年）11月 那覇・南風原クリーンセンター火入れ式
- 2005年（平成17年）12月 「那覇市環境センター」稼動終了。新焼却施設「那覇・南風原クリーンセンター」試験運転開始
- 2005年（平成17年）12月 那覇・南風原クリーンセンター稼働に伴うごみ分別・収集曜日変更によ

- り、「プラスチック・ゴム・皮革」が「燃やすごみ」へ変更
- 2005年（平成17年）12月 「草木」は「燃やすごみ」から「資源化物」（無料）へ変更となり、門口定日収集を開始
- 2006年（平成18年）3月 クリーン推進課の事務所を「南風原町字新川650番地」へ移転
- 2006年（平成18年）3月 「那覇市環境センター」を廃止し「クリーン推進課」へ統合
- 2006年（平成18年）4月 「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合」の名称を「那覇市・南風原町環境施設組合」に変更。那覇・南風原クリーンセンター本格稼動開始。那覇市環境センター閉鎖
- 2006年（平成18年）5月 「那覇市ボランティアごみ袋の取り扱いに関する要綱」制定。那覇市ボランティアごみ袋の交付を三支所（首里・真和志・小禄）へ拡大
- 2006年（平成18年）12月 「那覇市路上喫煙防止条例」制定
- 2007年（平成19年）3月 「那覇市環境基本計画」改定
- 2007年（平成19年）4月 最終処分場「那覇エコアイランド」共用開始
- 2007年（平成19年）4月 クリーン指導員制度を改正、新たに「動物愛護サポートー」を設置
- 2007年（平成19年）7月 那覇市・南風原町環境施設組合の還元施設「環境の杜ふれあい」開業
- 2007年（平成19年）7月 「那覇市放置自転車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則」廃止
- 2008年（平成20年）1月 ハイブリッドパッカー車・ハイブリッド資源化物収集車（ディーゼル2トン級）購入
- 2008年（平成20年）3月 「那覇市地球環境保全行動計画」策定。「那覇市環境基本計画」と共に『那覇市地球温暖化対策地域推進計画』と位置づける
- 2008年（平成20年）3月 「那覇市団体回収奨励金交付要綱」廃止
- 2008年（平成20年）3月 那覇市し尿処理等下水道放流施設落成式（H20.3.31）
- 2008年（平成20年）4月 「屋上・壁面緑化推進事業」を「建設管理部花とみどり課」から「環境保全課」へ所管変更。旧焼却炉解体・マテリアルリサイクル施設建設を「環境政策課」から「クリーン推進課」へ業務移管。し尿処理施設管理業務（環境施設G）を「環境政策課」から「クリーン推進課」へ組織移管。
- 2008年（平成20年）4月 「自然環境保全・再生事業」開始
- 2008年（平成20年）4月 「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を改正し資源化物の収集運搬行為を禁止し、同年7月より罰則規定（過料上限額1万円）を施行。
- 2008年（平成20年）4月 クリーン指導員制度を「環境推進員（クリーンサポートー）制度」に名称替え
- 2008年（平成20年）4月 「那覇市し尿等下水道放流施設」供用開始。し尿中継槽閉鎖。
- 2008年（平成20年）4月 座間味村から排出された燃やすごみの処理受入開始
- 2008年（平成20年）11月 「那覇市路上喫煙防止条例施行規則」制定
- 2008年（平成20年）12月 し尿中継槽解体撤去（伊奈武瀬）
- 2008年（平成20年） 「那覇市地球温暖化対策協議会」設立
- 2009年（平成21年）2月 単身高齢者世帯等を対象とした、「アシスト収集事業」の実証実験開始
- 2009年（平成21年）6月 「地域温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」策定マニュアル
- 2009年（平成21年） 愛がん飼養を目的として、「メジロに係る捕獲及び飼養登録に関する事務」を沖縄県より権限委譲

2009年（平成21年）	委員会設置により「那覇市墓地等に関する基本方針」作成
2010年（平成22年）3月	「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」策定
2010年（平成22年）4月	「屋上・壁面緑化推進事業」を「環境政策課」へ所管変更し、「緑の力 ーテン・屋上・壁面緑化推進事業」として事業統合 (環境政策課「ゼロエミッショントラスト」は「地球温暖化対策推進室」 へ室名変更)
2010年（平成22年）4月	「那覇市資源化物拠点回収事業実施要項」を廃止
2010年（平成22年）4月	「集団回収事業」と「拠点回収事業」を統一
2010年（平成22年）8月	「那覇市墓地等に関する基本方針」策定
2011年（平成23年）1月	「那覇市放置自転車の発生の防止及び適正処理に関する条例」廃止
2011年（平成23年）3月	「那覇市リサイクルプラザ」を「エコマール那覇プラザ棟」へ名称変更
2011年（平成23年）4月	資源化施設「エコマール那覇リサイクル棟」供用開始
2011年（平成23年）6月	那覇市定ごみ袋特小サイズの販売開始（4サイズとなる）
2011年（平成23年）9月	国の指針改定により「愛がん飼養目的のメジロの捕獲は許可しない」こととなる
2012年（平成24年）3月	「第3次那覇市一般廃棄物処理基本計画」策定
2012年（平成24年）3月	「那覇市墓地等の経営許可等に関する規則」公布
2012年（平成24年）3月	「那覇市資源化物集団回収奨励金交付要綱」を廃止（H24.3.31）
2012年（平成24年）4月	「地域主権推進第2次一括法」により、「自動車騒音常時監視事務」及び「墓地等の経営許可等の事務」が県から市へ権限移譲
2012年（平成24年）4月	「アシスト収集事業」を本格開始
2012年（平成24年）6月	「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処理手数料免除取扱要綱」制定（H24.6.1）
2012年（平成24年）7月	「ちゅらティーダスポーツ広場（旧最終処分場）」供用開始
2012年（平成24年）12月	「那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例」、「同条例施行規則」制定（H25.4.1施行）
2012年（平成24年）12月	「那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」制定
2012年（平成24年）12月	「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」制定
2012年（平成24年）12月	「那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則」制定
2013年（平成25年）1月	那覇市役所本庁舎へ移転
2013年（平成25年）1月	「那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する要綱」制定（H25.2.1施行）
2013年（平成25年）3月	「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処理手数料免除取扱要綱」廃止（H25.3.31）
2013年（平成25年）4月	中核市への移行に伴い、沖縄県が所管していた環境関連業務（大気・水質・土壤の監視、産業廃棄物対策、自動車リサイクル法、建設リサイクル法及びP C B特別措置法に関する業務、浄化槽法に係る届出、犬猫保護関連等）が移管、沖縄県より大気測定期（平成9年度開局）2局移管
2013年（平成25年）4月	「廃棄物対策課」（環境政策課の「廃棄物対策室」を課に変更）、 「環境衛生課」の新設 ※環境部は3課（環境政策課、クリーン推進課、環境保全課）から5課（環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課）体制へ ※環境政策課の「地球温暖化対策推進室」を「地球温暖化対策推進グループ」に変更、クリーン推進課に「環境美化推進室」を設置

- 2013年（平成25年）4月 「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」と「那覇市地域新エネルギー・ビジョン」を統合し「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定
- 2013年（平成25年）4月 家庭より排出されるスプリング入りマットレス等の処理残渣を、那覇・南風原クリーンセンターへ受け入れ開始
- 2013年（平成25年）4月 一般廃棄物（し尿・浄化槽）収集運搬業者2者の許可範囲を変更し、し尿汲み取り業者が1者から3者になる
- 2013年（平成25年）9月 那覇市一般廃棄物収集運搬許可取消処分
- 2013年（平成25年）9月 EV自動車AC200V充電タワーをエコマール那覇リサイクル棟敷地内に設置
- 2013年（平成25年）9月 「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処理手数料免除取扱要領」制定
- 2013年（平成25年）9月 エコマール那覇プラザ棟粗大ごみ再生工房事業（家具等の販売開始）
- 2013年（平成25年）12月 「那覇市靈園条例」公布（「那覇市靈園条例」（昭和47年那覇市条例第51号）の全部改正）
- 2013年（平成25年）12月 「那覇市靈園条例施行規則」公布（「那覇市靈園条例施行規則」（昭和47年那覇市規則第47号）の全部改正）
- 2014年（平成26年）1月 那覇市シルバー人材センターへ余剰パッカー車を3台譲渡
- 2014年（平成26年）2月 微小粒子状物質（PM2.5）測定機を大気測定局那覇局に設置
- 2014年（平成26年）3月 「環境の杜ふれあい公園」都市計画決定（南風原町）
- 2014年（平成26年）3月 「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処理手数料免除取扱要領」廃止（H26.3.31）
- 2014年（平成26年）4月 「資源化物収集運搬禁止行為指導事業」の実施
資源化物収集運搬禁止行為指導員をクリーン推進課へ配置（非常勤職員として警察OB2名採用）
- 2014年（平成26年）4月 「那覇市資源化物拠点回収事業奨励金交付要綱」制定（H26.4.1）
- 2014年（平成26年）4月 事業系不燃ごみの区分適正化
(陶器くず→受入禁止、金属キップ→資源化物へ変更)
- 2014年（平成26年）4月 「環境の杜ふれあい公園」事業認可（那覇市・南風原町環境施設組合）
- 2014年（平成26年）4月 「那覇市識名靈園付属納骨堂条例」廃止
- 2014年（平成26年）4月 「那覇市識名靈園付属納骨堂条例施行規則」廃止
- 2014年（平成26年）6月 那覇市識名靈園北納骨堂解体撤去跡地に建造した「那覇市民共同墓・識名靈園管理事務所」供用開始
- 2014年（平成26年）6月 「第2次那覇市環境基本計画」について、那覇市議会6月定例会への付議・議決
- 2014年（平成26年）6月 第一回那覇「環境絵日記」コンテスト開催（以後毎年開催）
- 2014年（平成26年）6月 那覇市シルバー人材センターへパッカー車を贈与
- 2014年（平成26年）7月 「第2次那覇市環境基本計画」策定
- 2014年（平成26年） 「資源化物持去り防止拠点回収事業」開始
- 2015年（平成27年）3月 「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定
- 2015年（平成27年）3月 「那覇市環境基本計画策定委員会規程」廃止
- 2015年（平成27年）5月 那覇空港周辺騒音対策区域（第1種区域）追加指定
- 2015年（平成27年）7月 「ハブ対策事業」、「そ族昆虫駆除対策事業」を「ハブ・衛生害虫等対策事業」として統合し、外部委託を実施
- 2015年（平成27年）7月 環境保全課に「那覇空港周辺住宅防音工事補助」のため「住宅防音G」

設置

- 2015年（平成27年）7月 那覇エコアイランドの埋立期間を平成43年度まで伸長（那覇市・南風原町環境施設組合）
- 2015年（平成27年）10月 粟国村から排出された「燃やすごみ」の処理受入開始（那覇市・南風原町環境施設組合）
- 2015年（平成27年）11月 資源化物収集運搬禁止行為で初の過料処分実施
- 2016年（平成28年）3月 「那覇市環境基本条例」制定
- 2016年（平成28年）4月 適正処理困難物のうち、スプリング入りマットレス及びソファーの収集運搬及び処理を開始（クリーン推進課）
- 2016年（平成28年）8月 一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協議スタート（浦添市他5団体）（那覇市・南風原町環境施設組合）
- 2016年（平成28年）12月 資源化物収集運搬禁止行為の過料処分者への滞納処分（タイヤロック）を実施
- 2016年（平成28年） 汚染井戸周辺地区調査開始
- 2017年（平成29年）1月 「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」締結（浦添市他5団体）（那覇市・南風原町環境施設組合）
- 2017年（平成29年）2月 地球温暖化対策のための国民運動「C O O L C H O I C E (=賢い選択)」を宣言する
- 2017年（平成29年）4月 ISO14001国際規格の2015年版に対応した「環境管理要綱」を制定し、新たな環境マネジメントシステムの運用を開始
- 2017年（平成29年）4月 「那覇市公害対策協議会規程」廃止
- 2017年（平成29年）7月 市内に生息する特定の飼い主のいない猫を対象とした、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業」を開始
- 2018年（平成30年）1月 「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を改正し、過料上限額を5万円に引き上げた
- 2018年（平成30年）3月 那覇市指定ごみ袋中（取っ手付き）販売開始
- 2018年（平成30年）4月 「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」締結（3団体追加、全8団体）（那覇市・南風原町環境施設組合）
- 2018年（平成30年）10月 「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の認定事業者であるリオネットジャパン株式会社と協定を締結。使用済み小型家電の宅配便回収開始
- 2019年（平成31年）3月 「第2次那覇市環境基本計画」中間見直しについて、那覇市議会2月定例会への付議・議決
- 2019年（平成31年）4月 環境保全課「住宅防音G」が「大気・騒音G」に統合
- 2019年（令和元年）7月 「一般廃棄物処理施設変更届書」を沖縄県に提出（旧最終処分場から出てくる浸出水の処理方法について「浸出水処理施設にて処理後河川へ放流する」から「直接下水道へ放流する」へ変更）
- 2020年（令和2年）3月 「第4次那覇市一般廃棄物処理基本計画」策定
- 2020年（令和2年）3月 那覇市指定ごみ袋 大・小（取っ手付き）販売開始
- 2021年（令和3年）3月 「那覇市動物の愛護及び管理に関する条例」交付
- 2021年（令和3年）6月 「那覇市飼い犬条例」廃止

2 環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則・環境部所管部分抜粋）

（環境部における課の分掌事務）

第9条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) ゼロエミッション(資源循環型社会をいう。)の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に関すること。
- (4) ISO14001の総括及び推進に関すること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。
- (6) 那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。
- (7) ごみの減量化及び資源化に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (10) 産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (11) 排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関すること。
- (12) 凈化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (13) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく許可等に関するこ
と。
- (14) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に
に基づく届出等に関すること。
- (15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(他課の
所掌に属するものを除く。)。

2 クリーン推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物に係る収集及び指導に関すること。
- (2) 一般廃棄物(焼却される廃棄物等を除く。)の処理等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- (4) ごみ搬入道路に関すること。
- (5) ポイ捨て防止による環境美化促進に関すること。
- (6) 不法投棄防止に関すること。
- (7) 公衆便所の維持管理に関すること。

3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視及び指導に
関すること。
- (2) 公害の苦情処理相談及び紛争の処理に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく業務に関すること。
- (5) 霊園及び公営墓地に関すること。
- (6) 那覇空港周辺地域における住宅騒音防止対策事業に関すること。
- (7) その他環境保全に関すること。

4 環境衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 狂犬病の予防に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (3) ハブ対策に関すること。
- (4) 空き地管理に関すること。
- (5) そ族昆虫の駆除に関すること。

3 那覇市環境基本条例

(平成 16 年 3 月 29 日 条例第 4 号)

前文

私たちの住む那覇市は、さまざまな歴史の節目を経ながら、亜熱帯気候に独自の文化を形成した琉球諸島の中心地として、自然と人とが美しく調和したまちを築いていた。

そのまちは、最大の環境破壊行為である戦争(第 2 次世界大戦)によってそのほとんどが焼き尽くされてしまったが、市民のたゆまぬ努力により困難を乗り越えて新しいまちづくりを進め、ますます発展してきた。

しかし、それは、狭い土地に都市化を進め、人口が集中するまちを形成することであった。また、市民の生活水準の向上や事業活動の拡大は、資源やエネルギーを大量に消費し、ごみを大量に排出し、急激な開発行為を進めることになった。このため、まちから緑が少なくなり、ごみの処理や川、海等の水質を回復させるために大きな努力が求められている。

さらに、私たち一人一人の生活とそれに伴う活動が環境に影響を与え、地域にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林資源の減少、酸性雨等の地球環境問題を引き起こし、生き物が生きるためになくてはならない地球そのものの存続までも脅かすに至っている。

そこで、私たちは、先人から受け継いだ美しく豊かな地球は、将来の市民に引き継いでいくべき預り物であることを認識し、市民、事業者、民間団体及び市が協働して、自然と調和のとれた住みよい那覇のまちの保全と創造に努め、市民の生活及び地球の環境が将来にわたって持続していくような循環型社会を築くため行動したいと思う。

ここに、これらを実現するために、本市の環境に関する条例や施策の基本となる那覇市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等(市民の組織する団体及び市に滞在する者等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に進め、もって現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営み、自然と調和できるようにすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民は、安全で健康な生活を営み、良好な環境の中で生きる権利を有する。

- 2 人間以外の生き物も命あるものとして配慮され、多様な生態系が育まれなければならない。
- 3 環境の保全と創造に努め、将来の市民へ健全で恵み豊かな地球を引き継ぐことは、すべての者の義務である。

(基本原則)

第3条 環境の保全と創造のための施策は、市民等の参画により、予防的視点に立って、環境を優先する観点で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念のもとに、基本原則にのっとり、環境の保全と創造に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、施策の実施に当たって、各部門がお互いに緊密に連携して調整を行い、環境基本計画との整合性を図らなければならない。
- 3 市は、自ら先頭に立って環境への負荷を少なくするよう努め、環境の保全と創造に役立つ事業を実施して、その結果を公開しなければならない。
- 4 市は、事業者及び市民等から環境の保全と創造に関して提案、意見、要望、苦情等を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、回答するものとする。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、公害の発生を予防して市民の生活環境と自然環境に負荷を与えないように努め、公害が発生した場合は、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、次に掲げる原則に従って物の製造、加工、販売その他の事業活動を行わなければならない。
- (1) 事業者が生産した製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによって発生する環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講じること。
 - (2) 環境への負荷を少なくすることに有効な原材料、サービス、再生資源等を利用するよう努めること。
- 3 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮し、市の環境基本計画との整合性を図らなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するとともに、市民等が行う環境の保全と創造に関する活動の支援に努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第6条** 市民等は、廃棄物が発生しないようにすること、廃棄物の適正な処理、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用に努めなければならない。
- 2 市民等は、野生動植物の生態系に配慮するとともに、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。
- 3 市民等は、前2項に定めるもののほか、日常生活において、環境に与える影響を認識し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等

(基本的施策)

- 第7条** 市は、次の環境の保全と創造に関し基本となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 公害を防止し、大気、水、土壤等の環境を良好な状態に保持すること。
 - (2) 有害化学物質による汚染の防止に努め、市民の健康と安全を守ること。
 - (3) ペット及び移入動植物等の適正な管理に関する事。
 - (4) 野生生物の生息又は生育に配慮し、生物の多様性を維持するとともに、緑地、川、海等の自然環境の保全と創造に努め、特に漫湖、末吉公園等自然環境が豊かな地域は、その区域を指定して保全すること。
 - (5) 自然と調和した安らぎのある都市空間を形成するため、屋上の緑化の推進やビオトープ(野生生物の生息空間をいう。)の設置及び公園の整備等、緑のある場所を広げるとともに、緑と水辺のネットワーク化に努めること。
 - (6) 雨水や地下水等の水資源の有効利用と節水に努めるとともに、水が地下に染み込みやすくなるような緑地の保全と施設整備に努めること。
 - (7) 地域の特性を生かした良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の保全に努めること。
 - (8) 環境教育や学習に利用できる人と自然がふれあう施設の整備を図ること。
 - (9) 廃棄物の発生が少なくなるようにすることと適正な処理及び廃棄物処理施設等の環境への負荷を少なくすることに役立つ施設の整備を推進すること。
 - (10) 資源の循環、流通システム、企業の動向及び支援等を総合的に調査研究するとともに、市民生活との関係を検討して、ゼロエミッションの実現に向けて必要な措置を講じること。
 - (11) 資源の有効利用に努めるとともに、環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用を促進すること。

- (12) 地元産業の生産活動を推奨し、地元産品の利用の促進を図ること。
- (13) エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電及び風力発電等の自然エネルギーの利用の促進について必要な措置を講じること。
- (14) 環境への負荷を少なくする観点から、交通システムの改善及び都市計画を進めること。
- (15) これまでの伝統を尊重しながらも、生活様式を見直し、環境への負荷を少なくすることに役立つ社会制度や文化の創造に努めること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関し必要な措置を講じること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるように努めとともに、那覇市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全と創造の手法

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制の措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者及び市民等が良好な環境を保全し、又は創造するための行為を促進する必要があるときは、適正な補助金の支給その他の措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷を少なくするために特に必要があるときは、事業者又は市民等に適正な費用等の負担を求める措置を講じることができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者及び市民等の活動の促進)

第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するとともに、三者間の良好な協力関係を築くことに努めるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に係る活動において著しい功績があった団体及び個人を表彰するものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第14条 市は、事業者及び市民等が環境の保全と創造について理解を深め適切な環境教育が受けられるように、学習の機会の提供、人材の育成、広報活動その他必要な措置を講じなければならない。

(環境推進員)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、環境推進員を置くことができる。

(情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、市民に情報を提供するものとする。

(検査体制の整備等)

第17条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために、状況を把握するための検査や測定を行い、特に必要がある場合は監視する等の体制の整備等を図るとともに、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第18条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全と創造

(地球環境の保全と創造の推進)

第19条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、海洋汚染防止、森林の保護、野生生物の種の保護等の地球環境の保全と創造に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際交流及び国際協力の推進)

第20条 市は、地球環境の保全と創造に関する情報交換及び調査研究等の推進を図るため、国際交流及び国際協力に努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、那覇市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担任事務)

第22条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) その他環境の保全と創造に関すること。

(委任)

第23条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雜則

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 那覇市公害防止条例(昭和62年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 3 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

付 則(平成19年12月28日条例第49号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例(平成7年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

4 那覇市公害防止条例

(昭和62年7月11日 条例第21号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害の防止と環境保全の重要性にかんがみ、公害の防止のための基本的施策と規制に関する必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (3) 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号イに規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
- (4) 排出水 指定工場等から公共用水域に排出される水をいう。
- (5) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、騒音、振動、悪臭、粉じん又は排出水（以下「騒音等」という。）を発生する施設であつて、規則で定めるものをいう。
- (6) 指定工場等 指定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (7) 規制基準 指定工場等から発生する騒音等の大きさ又は濃度についての許容限度及び指定施設に係る設備、構造、使用又は管理に関する基準で、規則で定めるものをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例に定める目的を達成するために公害の防止に関する施策を策定しこれを実施するものとする。

2 市は、公害の防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第2章 公害の防止に関する施策

(公害防止協定の締結)

第6条 市長は、公害の防止のため必要があると認めるときは、事業者と公害防止協定を締結するよう努めなければならない。

(地域開発等における公害の防止)

第7条 市長は、土地の利用、都市施設の整備、市街地の再開発その他地域の整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について特に配慮しなければならない。

(公害の状況の公表)

第8条 市長は、公害の防止の立場から調査した結果明らかになった公害の状況を市民に公表しなければならない。

(知識の普及等)

第9条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。

(苦情の処理体制の整備)

第10条 市長は、公害に関する苦情の処理体制を整備し、市民からの公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

第3章 指定工場等の公害に関する規制

(規制基準の遵守義務)

第11条 指定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告)

第12条 市長は、指定工場等を設置している者が当該指定工場等において、前条の規定に違反して騒音等を発生させることにより、当該指定工場等の周辺の住民の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令及び弁明)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善、指定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は指定施設の使用若しくは作業の停止を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を受ける者又はその代理人に弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該命令をすべき理由を通知しなければならない。

(経過処置)

第14条 前2条の規定は、一の施設が指定施設となった際に工場又は事業場にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、その施設が指定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該工場又は事業場に既にその施設と公害の種類を同じくする指定施設が設置されていた場合は、この限りでない。

(承継)

第15条 指定工場等を譲り受け、若しくは借り受けた者又は指定工場等の相続若しくは合弁により相続した者若しくは合弁後存続する法人若しくは合弁により設立した法人は、当該指定工場等を設置している者の地位を承継する。

(事故時の措置)

第16条 工場又は事業場を設置している者は、故障、破損その他の事故の発生により当該工場又は事業場から騒音等が発生したときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに速やかに事故の復旧に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の住民の健康若しくは生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

第17条 第12条の規定による勧告又は第13条第1項若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者がその勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 指定工場等以外の公害に関する規制

(雑排水による污染防治義務)

第18条 何人も、厨房、洗濯、入浴等から発生する雑排水を公共用水域に排出するときは、規則で定める措置を講じ、公共用水域を汚染しないよう努めなければならない。

(建設工事に係る遵守事項)

第19条 建設工事を行う者は、その建設工事による公害を防止するため、規則で定める作業の方法等を遵守しなければならない。

(露天焼却行為の制限)

第20条 何人も、みだりに、廃材、ゴムその他の燃焼の際ばい煙又は悪臭を発生する物を屋外で焼却する行為をし、又はさせてはならない。ただし、周囲の状況から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(拡声機の使用制限)

第21条 何人も、商業宣伝を目的に拡声機を使用するときは、その使用の時間及び方法並びに音量等に関して、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、祭礼その他の地域の慣習となっている行事で規則で定める場合及び学校、病院その他の静穏の保持を必要とする区域で規則で定める区域については、適用しない。

(行為の停止等の勧告及び命令)

第22条 市長は、前3条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5章 削除

第23条から第25条まで 削除

第6章 雜則

(規制の定めがない公害の措置)

第26条 市長は、この条例に規定するもののほか、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとときは、その公害を発生させ、又は発生させるおそれのある者に対し、公害の防止のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場若しくは事業場を設置している者又は建設工事を行う者に対し、施設又は作業現場の状況その他必要な事項に関し、期限を定めて報告を求めることができる。

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に工場、事業場又は建設現場に立ち入り、指定施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第31条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市公害防止条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号の指定施設であって第2条第1項第5号の指定施設に該当するものを設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、第14条の規定は適用しない。

3 この条例の施行前に旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中に相当する規定があるときは、この条例によったしたものとみなす。

4 旧条例に基づき設置された那覇市公害対策審議会及びその委員は、この条例に規定する那覇市公害対策審議会及びその委員として、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則（平成9年12月26日条例第38号抄）

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成11年12月28日条例第38号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

2 第2条、第4条及び第6条から第9条までの規定による改正後の那覇市個人情報保護条例等の規定は、平成11年9月3日から適用する。

付 則（平成16年3月29日条例第4号抄）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成18年7月27日条例第39号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

5 那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）

（昭和62年9月1日 規則第31号）

那覇市公害防止条例施行規則(昭和47年那覇市規則第38号)の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市公害防止条例（昭和62年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（指定施設）

第3条 条例第2条第1項第5号の規則で定める指定施設は、別表第1に定めるとおりとする。

（規制基準）

第4条 条例第2条第1項第7号の規則で定める規制基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（雑排水による污染防治の措置）

第5条 条例第18条の規則で定める措置は、別表第3に定めるとおりとする。

（建設工事に係る遵守事項）

第6条 条例第19条の規則で定める作業の方法等は、別表第4に定めるとおりとする。

（拡声機の使用制限）

第7条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、別表第5に定めるとおりとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める場合は、祭礼、盆踊りその他の地域の慣習となっている行事に際し、拡声機を使用する場合であって、周辺の住民の生活環境を損なうおそれがないときとする。

3 条例第21条第2項の規則で定める静穏の保持を必要とする区域は、別表第2の1騒音に係る規制基準の備考2各号に掲げる施設の敷地境界線から50メートル以内の区域とする。

（公害苦情相談員）

第8条 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第49条第2項の規定に基づき、環境保全課に公害苦情相談員を置く。

（様式）

第9条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく中欄の文書は、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

根拠条項	文書名	様式
条例第12条	公害防止改善勧告書	第1号様式
条例第13条第1項	公害防止改善命令書	第2号様式
条例第16条第2項	事故時の措置命令書	第3号様式
条例第17条	公害防止措置届出書	第4号様式
条例第22条第1項	公害防止改善勧告書	第5号様式
条例第22条第2項	公害防止改善命令書	第6号様式
条例第26条	公害防止改善勧告書	第7号様式
条例第28号第2項	身分証明書	第8号様式

付 則

- この規則は、昭和63年1月1日から施行する。
- 那覇市公害対策審議会規則（1972年那覇市規則第14号）は、廃止する。
- この規則の施行の際に騒音に係る指定工場等を設置している者のうち、改正前の那覇市公害防止条例施行規則別表第4の適用を受けていたもので、地域の区分の変更により適用される規制基準

が厳しくなったものについては、条例第12条及び第13条の規定は、この規則の施行の日から6月は、適用しない。

付 則（平成10年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年3月29日規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1 騒音に係る指定施設

1	金属加工機械 (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット未満のもの) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの) (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの) (4) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの)
2	圧縮機(冷凍機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
4	土石用又は鉱物用の破碎機、磨碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
5	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除く。)であって、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満のもの (2) アスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム未満のもの)
6	木材加工機械 (1) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (2) 帯のこ盤及び丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (3) かんな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの)
7	石材加工機械 (1) 切断機 (2) 研磨機
8	集じん機
9	クーリングタワー(送風機を有するものを除く。)
10	走行クレーン (1) 天井走行クレーン (2) 門型走行クレーン
11	ボイラー
12	バーナー
13	製鋼用電気炉
14	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(原動機の定格出力が0.75キロワット以上の定置式のものに限る。)

2 悪臭に係る指定施設

1	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(ふん尿を処理する施設を含む。)であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設 (2) 牛房施設 (3) 馬房施設 (4) 鶏舎施設
2	塗装の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 吹付施設 (2) 乾燥施設
3	飲食店営業又は旅館業の用に供する <small>ちゅう</small> 廚房施設
4	廃棄物の処理の用に供する施設又は設備であって、次に掲げるもの (1) 焼却施設又は焼却設備 (2) 乾燥施設又は乾燥設備
5	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 発酵施設 (5) 排水処理施設
6	調味料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湤煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 濃縮施設 (4) 精製施設 (5) 抽出施設 (6) ろ過施設 (7) 混合施設
7	パン・菓子製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 烧窯施設 (2) <small>ぱい</small> 焙焼施設
8	酒類製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湤煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 発酵施設 (4) 蒸留施設
9	コーヒー製造業の用に供する <small>ぱい</small> 焙煎施設
10	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 乾燥施設 (3) 調和加香施設

	(4) 調湿施設
11	木材・木製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 湯煮施設(煮蒸施設を含む。) (2) 乾燥施設 (3) はり合せ施設
12	鉄鋼・非鉄金属・金属製品・機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 金属溶解炉 (2) 金属加熱炉 (3) 鍛造施設 (4) 鑄型造型施設
13	洗濯業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 洗浄施設 (2) 乾燥施設
14	複写業の用に供するガス現像式ジアゾー複写機
15	と畜場の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設
16	燃料の製造、供給又は販売の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 貯蔵施設 (2) ガス発生施設 (3) 充填施設 (4) 給油施設
17	燃料その他の物の燃焼による水その他の熱媒体の加熱の用に供するボイラー
18	紙製品の製造の用に供する蒸解施設
19	動植物油の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 煮沸施設
20	し尿処理施設(浄化槽を除く。)
21	下水道終末処理場
22	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設

3 粉じんに係る指定施設

1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場(面積が300平方メートル未満のもの)
2	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
3	おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
4	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び摩碎機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
5	木材又はコンクリートの用に供する破碎機及び摩碎機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの

6	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であつて、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
7	木材又はコンクリートの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であつて、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
8	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉碎施設及びふるい(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
9	研磨施設(密閉式のものを除く。)
10	製材施設
11	切断施設
12	研削施設
13	貯蔵施設
14	乾燥施設
15	原動機を使用する吹付塗装施設

4 排出水に係る指定施設

1	手洗式車両洗浄施設(1日当たりの平均的な排出水の量が5立方メートル以上のもの)
2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るもの) (2) 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るもの) (3) 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るもの)

備考 沖縄県生活環境保全条例施行規則(平成21年沖縄県規則第49号)第6条に規定する汚水等排出施設を設置する工場又は事業場に設置されるものを除く。

別表第2(第4条関係)

1 騒音に係る規制基準

地域の区分	時間の区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種 低層住居専用地域		45デシベル	40デシベル	40デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種 中高層住居専用地域、第2種住居 地域、準住居地域及び臨港地区の 分区を除く第1種住居地域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
近隣商業地域、臨港地区の分区を 除く商業地域及び準工業地域		60デシベル	55デシベル	50デシベル
工業地域		65デシベル	60デシベル	55デシベル

備考

- この表において第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域、第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項

第1号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により定められた地区をいう。

- 2 この表に掲げる地域の区分のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く地域で次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの地域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から5デシベル減じた値とする。ただし、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域の午後9時から翌日の午前6時までについては、この限りでない。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する乳児院及び保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 3 地域の区分の変更により規制基準が厳しくなる区域に指定工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、条例第12条及び第13条の規定は、地域の区分の変更の日から1年間は、適用しない。
- 4 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定地点は、原則として指定工場等の敷地境界線上に定めるものとする。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

2 悪臭に係る規制基準

悪臭の規制基準は、指定工場等において発生する悪臭を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- (2) 建物の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう清掃を徹底し、消臭剤の散布を行う等適正に管理すること。
- (3) 指定工場等において発生する汚水、汚物等は悪臭が発生しないよう貯留槽の設置等を行い適正に管理すること。
- (4) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納するとともに建物内に保管すること。
- (5) 悪臭を発生する作業は、屋外では行わないこと。
- (6) 悪臭を著しく発生する施設には、脱臭装置を設置すること。
- (7) (1)から(6)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

3 粉じんに係る規制基準

粉じんの規制基準は、指定工場等において発生し、又は飛散する粉じんを防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 指定施設は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。
- (2) 指定施設は、散水設備によって散水が行われていること。
- (3) 指定施設は、防じんカバーで覆われていること。
- (4) 指定施設は、フード及び集じん機が設置されていること。
- (5) (1)から(4)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

4 排出水に係る規制基準

畜産農業又はサービス業の用に供する施設を設置する指定工場等に係る排出水の水質の汚濁を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を公共用水域に排出する場合は、畜舎内又は処理施設でふんの大部分を除去すること。
- (2) ふん尿及びその汚水を貯留する施設は、溢流、漏水等のないような適切な規模及び構造とすること。
- (3) (1)及び(2)に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第3(第5条関係)

雑排水の排出に係る汚染防止措置

- 1 ^{ちゅう} 廚房で生ずる調理くず、食べ残し等の不用物、油脂等を除去すること。
- 2 排出口における固形物を除去すること。
- 3 合成洗剤等の使用を自粛し、石けんを積極的に使用すること。
- 4 簡易処理槽を設置し、適正に維持管理すること。
- 5 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第4(第6条関係)

建設工事に係る遵守事項

- 1 建設工事の着工に際し、周辺住民に対し、作業内容を十分に説明すること。
- 2 作業の時間は、周辺の状況に応じて考慮すること。
- 3 建設工事によるばい煙及び粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の防止のため養生シート等を設置すること。
- 4 建設工事による騒音、振動及びばい煙を防止するため工法及び機種の選定、機械の設置場所の選定等を考慮すること。
- 5 建設工事による汚水は、直接公共用水域に排出しないよう沈殿池又はろ過装置の設置等適切な処置を講ずること。
- 6 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第5(第7条関係)

拡声機の使用方法に係る遵守事項

- 1 移動しながら拡声機を使用する場合
 - (1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。
 - (2) 同一場所における使用時間は、10分を超えないこと。

(3) 拡声機から発生する音量は、周辺の生活環境を損なわない程度とすること。

2 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

(1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。

(2) 使用時間は、1回20分以内とし、次回の使用までに10分以上の間隔をおくこと。

(3) 設置場所は、地上7メートル以下とすること。

(4) 2以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50メートル以上とすること。

(5) 拡声機から発生する音量は、次の表に掲げる地域ごとの音量を超えないこと。

地域の区分	時間の区分	
	午前9時から 午後7時まで	午後7時から 午後8時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	55デシベル	50デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、臨港地区の分区を除く商業地域及び準工業地域	70デシベル	65デシベル
工業地域	75デシベル	70デシベル

備考 測定地点は、次に掲げる地点の高さ1.2メートルの地点とする。

1 音源直下の地点から5メートル以内に人の居住する建物がある場合は、当該建物の敷地境界線上

2 音源直下の地点からその音源の敷地境界線までの距離が5メートルを超える場合は、当該敷地境界線上

3 その他の場合は、音源直下の地点から5メートル離れた地点

6 那覇市動物の愛護及び管理に関する条例

(令和3年3月26日 条例第1号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、並びに動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産(以下「人の生命等」という。)に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和し、及び共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- (4) 適正飼養 動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命等を侵害し、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにすることをいう。
- (5) 係留 丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、その行動を制御すること又は柵、おりその他の障て、逸走を防止することをいう。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民及び飼い主が動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを共に認識した上で、それぞれの責務を果たしていくとともに、互いに密接に連携を図りながら、衛生的な生活環境が確保されたまちづくりを実践することを基本理念として、その実現が推進されるものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、及び実施することに努めなければならない。

2 市は、広報その他の活動を通じて、動物の愛護に関する思想及び適正飼養の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物の愛護及び管理についての理解を深めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物の習性、生理、生態等を理解すること及び適正飼養をすることに努めるとともに、その動物について、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 終生飼養(命を終えるまで適正飼養をすることをいう。次項において同じ。)をすること。
- (2) 繁殖して自ら適正飼養をすることが困難となるおそれがあると認められる場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 動物に起因する感染症に関する正しい知識を持ち、感染を予防するために必要な措置を講ずること。
- (4) 迷子札、マイクロチップ等の装着その他動物が自己の所有又は占有に係るものであることを明らかにするために必要な措置を講ずること。
- (5) 災害等が発生した場合に備え、市長が定める措置を講ずること。

2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、動物の習性、生理、生態等を理解するとともに、飼養の目的、環境等を考慮し、及び終生飼養ができる動物を選ぶよう努めなければならない。

第2章 動物の適正飼育等

(飼い主の尊守事項)

第7条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 疾病の予防その他の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は適切な措置を講ずること。
- (3) 飼養場所の汚物及び汚水を適正に処理し、常に清潔に保つこと。
- (4) 道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び建物(以下「公共の場所等」という。)を損傷し、又は不潔にしないこと。
- (5) 異常な鳴き声、飛散する毛、羽毛、臭気等により人に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 逸走を防止する対策を講ずるとともに、逸走が発生した場合は、自らの責任において速やかに捜索し、及び収容する等適切な措置を講ずること。

(犬の飼い主の尊守事項)

第8条 犬の飼い主は、その飼い犬について、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する場合を除き、飼い主以外の者に接触しないよう、常に係留しておくこと。
 - ア 警察犬、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。第21条第2号において同じ。)等をその目的のために使用する場合
 - イ 制御できる者が、訓練又は運動を目的とする施設で訓練又は運動をさせる場合
 - ウ 縄、鎖等を保持することによりその行動を制御した状態で移動、訓練又は運動をさせる場合
 - エ 展覧会、競技会その他これらに類する催しのため飼い犬を使用する場合
 - オ 生後91日未満の犬であり、係留していない状態で制御できる場合

- (2) その種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
- (3) その種類、年齢その他特性に応じたしつけを行うこと。
- (4) 公共の場所等にふんをしたときは、直ちに当該ふんを持ち帰ること。
- (5) 飼養又は保管をしている場所の出入口付近又は他人の見やすい場所に、規則で定めるところにより、飼養又は保管をしている旨を掲示すること。

(猫の飼育等)

第9条 猫の飼い主は、その所有し、又は占有する猫について、屋内で飼養するよう努めなければならない。

- 2 所有者が判明しない猫に対し継続して給餌を目的とする行為を行う者は、猫の繁殖を防止すること、並びにその行為を行う周辺地域の生活環境を損なわないようにすること及び住民等の理解を得ることに努めなければならない。

(飼い主等に対する指導及び助言)

第10条 市長は、動物の健康若しくは安全を保持し、又は動物による人の生命等に対する侵害若しくは生活環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

- 2 市長は、第6条第1項第2号に規定する繁殖を防止するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。
- 3 市長は、第6条第1項第3号に規定する感染を予防するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。
- 4 市長は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺地域の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

第3章 動物の収容等

(犬の収容)

第11条 市長は、第8条第1号の規定に違反して係留されていない犬があると認めるときは、これを収容することができる。

- 2 市長は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物等に入った場合で、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、職員をしてその場所(人の居住する建物を除く。)に立ち入らせることができる。ただし、当該土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、その限りでない。
- 3 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 何人も、第1項の規定による犬の収容のために設置した器具を移動し、又は破損してはならない。

(犬又は猫の引取り)

第12条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。次項において「省令」という。)第21条の2第7号に規定する犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。

- 2 省令第21条の3第2号に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。
- 3 市長は、法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により犬又は猫を引き取るときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、並びにこれを引き取るために必要な指示をすることができる。

(負傷した犬、猫等の措置)

第13条 市長は、公共の場所等において、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等を発見した者から通報があった場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により犬、猫等を収容したときは、その状態等に応じた必要な処置を講ずるものとする。

(公示等)

第14条 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文及び第36条第2項並びに第11条第1項及び前条第1項の規定により所有者の判明しない犬、猫等の収容又は引取り(以下「収容等」という。)をしたときは、当該犬、猫等の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を5日間公示するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する犬、猫等の所有者が判明したときは、その所有者に対し、判明した日から2日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。
- 3 犬、猫等の所有者は、第1項に規定する公示がされた場合にあっては当該公示の期間が満了する日の翌日、前項に規定する通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した日の翌日までに、その犬、猫等を引き取らなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する公示期間が満了した日から2日以内(第2項の規定による通知を行った場合にあっては、当該通知が到達した日から2日以内)にその犬、猫等を引き取る者がないときは、当該犬、猫等を処分することができる。ただし、当該犬、猫等の所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その期間が経過するまでの間は、この限りでない。

(譲渡)

第15条 市長は、法第35条第1項本文の規定により引取りをした犬及び猫並びに前条第4項本文の規定により処分することができる犬、猫等を、その飼養を希望する者で、適正飼養ができると認めるものに譲渡することができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第16条 犬又は猫の飼い主は、その所有し、又は占有する犬又は猫がみだりに繁殖してこれに適正飼

養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

第4章 緊急時の措置等

(事故発生時の措置)

第17条 犬の飼い主は、その飼い犬が人の生命等を侵害したときは、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、被害を与えた日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 犬の飼い主は、その飼い犬が人をかんだときは、直ちに、当該犬に狂犬病の疑いがあるかどうかについての獣医師の検診を受けなければならない。

(措置命令)

第18条 市長は、第8条第1号の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命等を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第8条第1号の規定に違反している犬の飼い主に対しては、飼い主以外の者に接触しないよう、当該犬を係留すること。
- (2) 犬に口輪を装着すること。
- (3) その他犬による人の生命等に対する侵害を防止するため必要な措置をとること。

(立入調査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から当該動物の飼養の状況、保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に当該動物の飼養若しくは保管をしている土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入らせ、及び当該動物の飼養の状況等に関し調査させ、若しくは質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、飼い主その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雜則

(手数料)

第20条 法第35条第1項本文の規定による引取りを求める所有者は、当該引取りが行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 生後91日未満の犬 1頭につき500円
- (2) 生後91日以上の犬

- ア 体重30キログラム未満 1頭につき2,500円
 - イ 体重30キログラム以上 1頭につき3,500円
- (3) 生後91日未満の猫 1匹につき500円
- (4) 生後91日以上の猫 1匹につき2,500円
- 2 法第35条第3項において準用する同条第1項本文及び第36条第2項並びに第11条第1項及び第13条第1項の規定による収容等をされた犬、猫等の返還を求める飼い主は、当該返還が行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。
- (1) 返還に要する手数料 1頭又は1匹につき4,000円
 - (2) 飼養及び管理に関する手数料 1頭又は1匹につき1日当たり350円
- 3 納付された手数料は、還付しないものとする。

(手数料の免除)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

- (1) 官公署から事務上の必要により請求があった場合
- (2) 身体障害者補助犬に係る請求があった場合
- (3) その他市長が特別の理由があると認める場合

(動物愛護管理員)

第22条 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

2 前項の動物愛護管理員に関し必要な事項は、市長が定める。

(動物愛護推進員)

第23条 市長は、犬、猫等の動物の愛護、適正飼養等の推進について熱意及び識見を有する者のうちから、法第38条第1項の動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 前項の動物愛護推進員は、法第38条第2項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

- (1) 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正飼養に関する助言をすること。
- (2) 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養等の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第25条 第18条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第19条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(那覇市飼い犬条例の廃止)

2 那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の那覇市飼い犬条例(次項において「旧条例」という。)第8条第1項の規定により捕獲されている犬は、第11条第1項の規定により収容されている犬とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(那覇市手数料条例の一部改正)

6 那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

7 那覇市ハブ対策条例

(昭和55年4月1日 条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、もって市民生活の安全と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ハブ 琉球列島に生息する有毒蛇類ハブをいう。
- (2) ハブ咬症 ハブの咬牙により射出された毒成分によって起きる肉体的病変をいう。
- (3) 不適当構造物 直径2センチメートル以上の裂孔とその内部に広い空間を有する自然岩石又は土砂、コンクリート等による人工の構造物でハブの越冬、産卵を可能ならしめるものをいう。
- (4) ハブ飼育者等 一定の施設又は装置によりハブを飼育する者又はハブの捕獲、展示等ハブを取り扱うことによって生計を営む者をいう。

(生活環境の整備義務)

第3条 市民は、ハブが繁殖、徘徊しないように生活環境を整備しなければならない。

2 市内にある土地、建築等の所有者又は占有者は、それらが不適当構造物とならないよう良好な状態に管理しなければならない。

(捕獲等の届出)

第4条 ハブを発見、捕獲若しくは捕殺した者又はハブ咬症を受けた者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(ハブ飼育者等の義務)

第5条 ハブ飼育者等は、ハブ飼育者等となった日から30日以内に必要な事項を市長に届け出なければならない。

第6条 ハブ飼育者等は、ハブの管理及び取扱いについては、人畜に害を及ぼさないように施設を整備し、安全に管理しなければならない。

2 飼育ハブが逃げた場合は、ハブ飼育者等は、直ちに近隣の市民に通報すると同時に被害防止のための必要な措置をとらなければならない。

3 ハブ飼育者等は、前項の事故が発生したとき、又はハブ咬症が発生したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(ハブ生息地域の指定)

第7条 市長は、ハブ生息地域を指定し、ハブによる被害を防止するための適当な措置をとらなければならない。

(治療費の市負担)

第8条 ハブ咬症のため医師の治療を受けた場合は、その者の医療費のうち自己負担分は、規則で定める額の範囲内で本市が負担する。

(補修材料の補助)

第9条 ハブ生息地域において、市長が認める不適当構造物を補修するときは、予算の定める範囲内でセメント、砂、碎石等の補修材料を補助することができる。

(ハブ駆除)

第10条 市長は、ハブによる被害を防止するため必要があると認める場合においては、一定の区域及び期間を定めて、捕獲装置等の使用によりハブ駆除を行うことができる。

2 市長は、前項のハブ駆除を行う場合には、あらかじめその区域内の市民に当該期間中飼い犬、飼い猫、家畜等の係留又は移動を命ずることができる。

3 市長は、捕獲装置等を使用するときは、あらかじめ当該区域の市民に周知させ、事故防止に努めなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、不適当構造物の所有者又は占有者に対して必要があると認めるときは、ハブの生息に適しない状態に補修又は整備するように勧告することができる。

2 市長は、ハブ飼育者等が第6条第1項の規定に違反していると認めるときは、ハブ飼育者等に対して必要な措置を勧告することができる。

(措置命令)

第12条 市長は、ハブ飼育者等が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(立入調査)

第13条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市職員にハブの出没する地域その他関連する場所に立入調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者に対しては、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第5条の規定による届出を怠った者

(2) 第6条第2項の規定に違反した者

(3) 正当な理由なく前条の規定による調査を拒み、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

2 次の各号の一に該当する者に対しては、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第6条第3項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

(2) 第12条の規定による措置命令に従わなかった者

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、交布の日から施行する。ただし、第5条、第6条、第11条、第12条及び第14条の規定は、昭和55年7月1日から施行する。

2 第5条の規定の施行の際現にハブ飼育者等である者に対する同条の規定の適用については、同条中「ハブ飼育者等となった日から30日以内」は「第5条の規定の施行の日から30日以内」とする。

付 則（平成4年4月1日条例第17号）

この条例は、交布の日から施行する。

8 那覇市あき地管理の適正化に関する条例

(昭和51年4月12日 条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災又は犯罪の発生を予防し、かつ、清潔な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) あき地 住宅地域に所在する土地で、現にあき地の管理者が使用していないものをいう。
- (2) あき地の管理者 あき地の管理についての権原を有する者をいう。
- (3) 不良の状態 雜草が繁茂し、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態をいう。

(あき地の管理者の義務)

第3条 あき地の管理者は、当該あき地が不良の状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。

(指導または勧告)

第4条 市長は、あき地が不良の状態にあると認めるときは、あき地の管理者に対し、雑草の除去について必要な指導または勧告をすることができる。

(措置命令)

第5条 市長は、前条に定める勧告を受け、なお履行しないときは、期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、あき地の管理者が前項の命令に従わないときは、当該あき地の雑草を除去することについて、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによりこれを行うものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、条例実施のために必要があると認めるときは、市職員をして、当該あき地に立入って調査させ、また関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例

(平成5年4月1日 条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、事業者、市民及び本市が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再使用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって本市における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 適正処理困難一般廃棄物 法第6条の3第1項に規定する環境大臣が指定する一般廃棄物及び本市において適正処理が困難な一般廃棄物で規則で定めるものをいう。
- (4) 特別管理一般廃棄物 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物の減量化 廃棄物の排出抑制、自己処理、再使用及び再生利用により廃棄物を量的に減らすことをいう。
- (6) 資源化 物の再使用、再生利用及び有効利用をいう。
- (7) 資源化物 物の再使用、再生利用及び有効利用を目的として法第6条第1項の規定により本市が定めた一般廃棄物処理計画における缶、びん、ペットボトル、紙、布及び草木をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、廃棄物の減量化に努めるとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の自己処理等廃棄物の減量化に努めるとともに、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、この条例に定める目的を達成するため、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量化の推進及び適正処理を図らなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、事業者及び市民の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

第6条から第8条まで 削除

(事業者による廃棄物の減量化の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品の利用に努めなければならない。

(事業者による製品等の資源化の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の資源化の容易性についてあらかじめ自ら評価し、資源化の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の資源化の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の資源化を促進しなければならない。

(適正包装等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の資源化を促進しなければならない。

(市民による廃棄物の減量化の推進)

第12条 市民は、商品の購入に際して、その商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他の資源化に配慮した商品を選択すること等により、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(地域団体等の資源化活動への参加等)

第13条 市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、地域団体等による資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、資源化に努めなければならない。

(市長による廃棄物の減量化の推進)

第14条 市長は、廃棄物の分別収集、関係施設の整備等により、資源化の徹底を図るとともに、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(市長の市民等に対する支援)

第15条 市長は、廃棄物の減量化の推進に関し市民、事業者及び地域団体等の自主的な活動に対し、情報等の提供その他必要な支援を行わなければならない。

(市長の資源回収業者等への協力要請等)

第16条 市長は、廃棄物の減量化を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第17条 市長は、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する施策の推進に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき中長期的な視点に立った一般廃棄物処理基本計画及び毎年度の廃棄物の処理に関する一般廃棄物処理実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を規則の定めるところにより告示しなければならない。その計画に著しい変更があった場合も同様とする。

(事業者が排出等をしてはならない一般廃棄物)

第19条 事業者は、次に掲げる一般廃棄物を、法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

(1) 分別(前条第1項に基づく一般廃棄物処理実施計画に定める分別をいう。以下同じ。)が行われていない一般廃棄物

(2) 適正処理困難一般廃棄物

(3) 特別管理一般廃棄物

(4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、法第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処

分業者(以下「処分業者」という。)により又は事業者自ら適正に処理しなければならない。

(市民が排出等をしてはならない一般廃棄物)

第20条 市民は、次に掲げる一般廃棄物を、本市若しくは収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

(1) 分別が行われていない一般廃棄物

(2) 適正処理困難一般廃棄物(スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファーを除く。)

(3) 特別管理一般廃棄物

(4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 市民は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、処分業者により適正に処理しなければならない。

(排出禁止等一般廃棄物の収集等の拒否)

第21条 市長は、前2条により排出又は市長の指定する一般廃棄物処理施設への搬入が禁止されている一般廃棄物については、収集及び本市の一般廃棄物処理施設への搬入を拒否することができる。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第22条 法第6条の2第5項の規定による市長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

(市民が排出する多量の一般廃棄物の処理)

第23条 市民は、規則で定める多量の一般廃棄物を排出する場合は、収集運搬業者により又は自ら市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入しなければならない。ただし、市長が災害その他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(収集又は運搬の禁止等)

第23条の2 市及び市長が指定する者以外の者は、市民が第18条第1項の一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出した資源化物を収集し、又は運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第23条の3 市長は、前条の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該違反を是正するように勧告をすることができる。

(命令)

第23条の4 市長は、前条第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、必要があると認めたときは、第23条の2の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、前条第1項の指導又は同条第2項の勧告を行わずに当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(那覇市行政手続条例の適用除外)

第23条の5 前条各項の規定による命令については、那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3章の規定は、適用しない。

(共同住宅の建設時の事前協議)

第24条 規則で定める共同住宅を建設しようとする者は、建築確認を受ける前に当該共同住宅の一般廃棄物の排出方法について、市長と協議しなければならない。

(大規模事業所等の管理者の一般廃棄物減量化計画の作成等)

第25条 規則で定める大規模の事業所又は建築物の維持管理について権原を有する者(以下「大規模事業所等の管理者」という。)は、規則で定めるところにより一般廃棄物の減量化計画を作成するとともに、それに関する業務を担当させるため一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

(大規模事業所等の管理者に対する指導等)

- 第26条** 市長は、大規模事業所等の管理者が行う一般廃棄物減量化について特に必要があると認めるとときは、当該大規模事業所等の管理者に対し、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任を指導し、これに従わないときは、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任について勧告することができる。
- 2 市長は、大規模事業所等の管理者が前項の勧告に従わないときは、その事実を公表し、又は本市の一般廃棄物処理施設への当該大規模事業所等が排出する一般廃棄物の搬入を拒否することができる。
- 3 市長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、大規模事業所等の管理者に意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表する理由、弁明の日時及び場所を通知しなければならない。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告義務)

- 第27条** 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生ずる事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の処理状況の報告に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処分等手数料)

- 第28条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物の処分等手数料として、別表に定める額を徴収する。

(手数料の減免)

- 第29条** 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条の手数料を減額又は免除することができる。

(手数料の徴収方法)

- 第30条** 第28条に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

(報告の徴収)

- 第31条** 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第32条** 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

- 第33条** 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者のいずれかに該当するものであること。
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(委任)

- 第34条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第35条 第23条の4各項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

付 則

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条並びに付則第2項の規定は、公布の日から施行する。

2 那覇市付属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「

那覇市し尿処理業適正化審議会	し尿収集、運搬及び処分の業態等に関すること。
----------------	------------------------

」を削る。

付 則(平成8年12月27日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成9年規則第5号で、平成9年4月1日から施行)

付 則(平成9年4月1日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年12月26日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則(平成11年12月28日条例第38号)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

2 第2条、第4条及び第6条から第9条までの規定による改正後の那覇市個人情報保護条例等の規定は、平成11年9月3日から適用する。

付 則(平成11年12月28日条例第43号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年11月15日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成12年12月28日条例第55号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年12月25日条例第31号)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第28条第1項第2号及び別表第2の規定による手数料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

2 この条例の施行前の受付に係る粗大ごみの処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成15年12月25日条例第43号)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前の受付に係る使用済パソコンコンピュータの処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成16年3月29日条例第4号抄)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年4月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年1月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年12月28日条例第46号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第33条の次に2条を加える改正規定は平成20年7月1日から施行する。

付 則(平成23年3月17日条例第16号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理の部燃やすごみ及び燃やさないごみの項の改正規定は、平成23年6月1日から施行する。

2 この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成24年12月28日条例第77号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に申請され、かつ、同日以後に交付され、又は再交付されることとなる許可証に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年10月2日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例中、別表の改正規定は平成28年3月1日から、第20条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成29年9月29日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第35条に規定する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成29年12月28日条例第29号)

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

付 則(令和元年7月4日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第27号)

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

別表(第28条関係)

別表(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する一般廃棄物の処理	燃やすごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大(取っ手付き) 360円 大 330円 中(取っ手付き) 240円 中 220円 小 170円 特小 120円
	燃やさないごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大 330円 中 220円 小 170円 特小 120円
	粗大ごみ	大(1立方メートル以上のもの又は10キログラムを超えるもの) 1個又は1束につき 600円
		小(大以外のもの) 1個又は1束につき 300円
	適正処理困難物	スプリング入りマットレス 1個につき 2,600円
		スプリング入りソファー 2人掛け以上 1脚につき 1,940円
		1人掛け 1脚につき 1,270円
市民が排出し、搬入する一般廃棄物の処理	適正処理困難物	スプリング入りマットレス 1個につき 1,800円
		スプリング入りソファー 2人掛け以上 1脚につき 1,200円
		1人掛け 1脚につき 600円
一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥)の処分	仮設便所のし尿	10リットルにつき 140円
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 35円
	公共下水道の供用が開始されていない区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 17円
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物の収集運搬		特定家庭用機器廃棄物の種類ごとに2,625円以内で規則で定める額

使用済パソコン用部品(事業活動に伴って生じたものを除く。)の 収集運搬等	1個につき1,500円。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、指定再資源化事業者が定める回収再資源化料金が支払われていないものについては、回収再資源化料金(回収再資源化料金の定めのないパソコン用部品については、回収再資源化料金との均衡を考慮して規則で定める額)を加算する。
---	---

10 那覇市靈園条例

(平成25年12月27日 条例第51号)

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の靈園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 灵園 本市が設置する墓地をいう。
- (2) 墓地 墓を設けるために区画した土地をいう。
- (3) 合葬式墓地 複数の焼骨を埋蔵する合葬用納骨室及び合葬室をいう。

(設置、名称及び位置)

第3条 本市に靈園を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市識名靈園	那覇市識名2丁目、字真地及び繁多川5丁目

2 那覇市識名靈園に次に掲げる施設(以下「靈園施設」という。)を置く。

- (1) 墓地
- (2) 市民共同墓
- (3) 納骨堂

3 前項第2号の市民共同墓は、次に掲げる施設により構成するものとする。

- (1) 合葬式墓地
 - ア 合葬用納骨室
 - イ 合葬室
- (2) 短期収蔵納骨室
- (3) 参拝室

4 市民共同墓及び納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市民共同墓	那覇市繁多川5丁目240番1
那覇市識名靈園南納骨堂(以下「南納骨堂」という。)	那覇市識名2丁目448番

(使用の目的)

第4条 灵園施設は、墳墓の設置、焼骨又はこれに準ずるものの埋蔵又は収蔵及びこれらに伴う祭祀の目的以外に使用することはできない。ただし、市長が特別の事情があると認めるとときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 灵園施設を使用(第7条第2項の規定による変更及び同条第3項の規定による更新の場合を含む。)しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合においては、靈園の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の許可をしたときは、使用許可証を交付する。
- 4 生前予約により合葬室の使用の許可を受けた者は、その死後において、その焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じなければならない。

(使用資格)

第6条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならぬ。

(1) 本市に住所を有すること。

(2) 祭祀^ルを主宰する者であること。

(3) 燃骨を所持していること。

2 前項の規定にかかわらず、生前予約により合葬室の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本市に住所を有すること。

(2) 自己の使用を目的とする者であること。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これらの要件を緩和することができる。

(使用期間)

第7条 靈園施設の使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、短期収蔵納骨室又は南納骨堂(以下これらを「納骨堂等」という。)については、市長が特に必要があると認めるときは、1年以内の期間とすることができる。

(1) 墓地 永年

(2) 合葬用納骨室 12年又は32年

(3) 合葬室 永年

(4) 短期収蔵納骨室 5年

(5) 南納骨堂 5年

2 合葬用納骨室について前項第2号の12年の使用の許可を受けた者は、市長の許可を得て当該使用期間の満了前に使用期間を32年に変更することができる。この場合において、変更後の使用期間の始期は、変更前の許可を受けた日とする。

3 第1項第4号又は第5号の使用期間については、1回に限り、市長の許可を得て更新することができる。

4 前項の規定による更新の許可のうち南納骨堂に係るものについては、第1項第5号の規定にかかわらず、当該更新の許可に係る使用期間を5年以下の範囲内で市長が認める期間とすることができる。

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による使用期間の変更があった場合は、当該変更の許可を受けた者は、使用料の差額を納付しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則に定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用権を承継した者(以下これらを「使用者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている場合において、合葬室(生前予約の場合を除く。)、参拝室又は南納骨堂を使用するとき。

(2) 墓地の使用者が当該墓地を返還し、引き続き合葬用納骨室(納骨壇又は特殊壇1壇に限る。)又は合葬室を使用するとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(管理上の措置等)

第10条 市長は、管理上必要があると認める場合は、使用者に対し、その使用について制限し、若しくは条件を付し、又は適当な措置を講ずるよう命ずることができる。

(転貸等の禁止)

第11条 使用者は、第5条第1項の許可及び次条の許可(以下これらを「使用許可」という。)を受けた霊園施設を転貸し、又は次条に定める場合を除きその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用権の承継)

第12条 使用者が死亡した場合その他必要があると認める場合は、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者が、市長の許可を得て使用権を承継することができる。

(墳墓の工事等)

第13条 墓地の使用者は、墳墓を新設し、増設し、又は改築しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 墓の設備については、規則で定める基準に適合したものでなければならぬ。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の承認を行う場合において管理上必要があると認めるときは、墳墓の位置、構造等について指示することができる。

4 第1項の承認を受けた者が、工事に着手するとき、及び当該工事を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(霊園の一時使用)

第14条 墓地の使用者が、その使用に伴う工事その他の必要により霊園の土地を一時使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(埋蔵等の手続)

第15条 使用者は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ、市長の承認を受け、及び職員の立会いを求めなければならない。

(1) 霊園施設に焼骨を埋蔵し、又は収蔵しようとするとき。

(2) 霊園施設(合葬室を除く。)から焼骨を改葬し、又はその返還を受けようとするとき。

(焼骨の容器等)

第16条 市民共同墓に埋蔵又は収蔵をする焼骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

2 合葬室に埋蔵をする焼骨を収めた容器等は、返還しないものとする。

(使用者の責務)

第17条 使用者は、使用場所を常に清潔に保つよう努めなければならない。

2 墓地の使用者は、当該墓地に係る墓等を適正に管理しなければならない。

(施設変更)

第18条 合葬用納骨室の使用者は、第7条第1項第2号に規定する使用期間の満了前であっても、市長の承認を得てその使用する施設を合葬室に変更することができる。

2 南納骨堂の使用者は、市長の承認を得てその使用する南納骨堂における納骨壇の位置を変更することができる。この場合において、使用者は、変更後の使用料の額が変更前の使用料の額を超えるときは、その差額を納付しなければならない。

(変更等の届出)

第19条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 本籍、住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 靈園施設を使用する必要がなくなったとき。

(使用許可証の書換え等)

第20条 使用者は、第12条の規定による使用権の承継があったとき、又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2 使用者は、使用許可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。

3 使用者は、前2項の規定により使用許可証の書換え又は再交付を受ける場合は、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

(使用権の消滅)

第21条 墓地の使用権は、使用者の死亡後5年(第12条の規定による使用権の承継があったときを除く。)又は使用者の住所が不明となって7年を経過したときに消滅する。

(使用許可の取消し)

第22条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、靈園施設の使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。

(2) 墓地について第5条第1項の許可を受けた日から5年を経過しても当該墓地を使用しないとき。

(3) 市民共同墓及び南納骨堂について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。ただし、生前予約については、この限りでない。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

(5) 使用許可の条件に違反したとき。

(6) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けたとき。

(使用場所の返還)

第23条 使用者は、靈園施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は納骨堂等の使用期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、使用場所の全部又は一部について現状のまま返還することができる。

(使用場所の変更又は返還の命令)

第24条 市長は、靈園の管理又は事業執行上必要があるときは、使用者に対し、使用場所の全部又は一部について変更又は返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により変更又は返還を命じたときは、使用者に対し、移転等に係る費用を負担し、又は第8条第3項本文の規定にかかわらず、既納の使用料の一部を還付するものとする。

(焼骨の合葬等)

第25条 市長は、合葬用納骨室に埋蔵されている焼骨については、第7条第1項第2号に規定する使用期間の経過後、合葬室に埋蔵するものとする。

2 市長は、合葬用納骨室への埋蔵を経ない焼骨については、合葬室に直接埋蔵する。

3 合葬室への焼骨の埋蔵は、市長が行うものとする。

4 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。

5 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、埋蔵又は収蔵をされている焼骨を特定の場所に改葬し、又は合葬室に埋蔵することができる。

(1) 使用者が死亡した場合において、第12条の規定による使用権の承継をする者がないとき。

(2) 第21条の規定により使用権が消滅したとき。

(3) 第22条の規定により使用許可が取り消されたとき。

(4) 第23条の規定に該当する場合において、使用場所を返還しないとき。

6 市長は、前項の規定により墓地に埋蔵されている焼骨を合葬室に埋蔵しようとするときは、そ

の2月前までにその旨を告示するものとする。

(行為の禁止)

第26条 霊園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹本を伐採し、又は植物を採取すること。ただし、使用許可を受けた墳墓地を除く。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (7) その他市長が靈園の管理上支障があると認める行為

(過料)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 使用許可を受けないで靈園を使用した者
- (2) 前条の規定に違反した者

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(那覇市識名靈園付属納骨堂条例の廃止)

2 那覇市識名靈園付属納骨堂条例(1957年那覇市条例第16号)は、廃止する。

(準備行為)

3 使用許可の申請に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

4 施行日前に改正前の那覇市靈園条例又は付則第2項の規定による廃止前の那覇市識名靈園付属納骨堂条例(以下「旧納骨堂条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によつしたものとみなす。

5 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において旧納骨堂条例による許可を受けている者に係る施行日以後に最初に行う第7条第3項の規定による更新の許可については、新規の許可をしたものとみなす。

付 則(平成28年3月24日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市靈園条例の規定は、平成28年6月1日以後に使用期間が満了するものに係る更新の許可を行う場合について適用し、同日前に使用期間が満了するものに係る更新の許可を行う場合については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

霊園施設	区分	単位	使用料	
墳墓地	墳墓地	1平方メートルにつき永年	49,600円	
市民共同墓	合葬 用納 地 骨室	1体用 納骨壇	1壇につき 12年 1壇につき 32年	52,000円 139,000円
	2体用 納骨壇	1壇につき 12年	104,000円	
		1壇につき 32年	278,000円	
	特殊壇	1壇につき 12年	208,000円	
		1壇につき 32年	556,000円	
		合葬室		1体につき 永年
	短期 収蔵 納骨 室	1体用 納骨壇	1壇につき 5年	25,000円
	2体用 納骨壇	1壇につき 5年	50,000円	
		1壇につき 5年	100,000円	
		参拝室		1時間につき
納骨堂	南納骨堂	1壇につき 5年	18,900円以内で規則で定める額	

備考

- 1 本市に住所を有しない使用者(墳墓地の使用者を除く。)の使用料は、この表に定める使用料の額に100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 2 合葬用納骨室の使用料を納付する場合は、合葬室の使用料を併せて納付しなければならない。
- 3 第7条第1項ただし書の規定による納骨堂等の使用に係る使用料は、納骨壇又は特殊壇1壇につき、この表に定める使用料の額に5分の1を乗じて得た額とする。
- 4 第7条第4項の規定により市長が認める使用期間に係る南納骨堂の使用料は、この表に定める使用料の額に60分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を1月分として、当該使用期間の月数(1月に満たない端数は、切り捨てる。)に応じた額とする。



令和3年度版 那覇市の環境

発行年月 令和4年3月

編集・発行 那覇市環境部環境政策課

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1

TEL 098-951-3392

FAX 098-951-3230

地球にやさしい再生紙

※表紙は、「漫湖みんなでミュージアム2021」の絵画部門の受賞作品です。